

旧上瀬谷通信施設地区
土地区画整理事業

環境影響評価書

2分冊の1

令和4年3月

横 浜 市

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図 (タイル) を加工して作成したものである。

はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

本事業は、「環境影響評価法施行令」（平成9年12月政令第346号）第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」（国土交通省都市局市街地整備課 平成25年11月）を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめ、令和2年1月15日に公告するとともに、横浜市長宛てに送付し、令和2年2月14日まで縦覧を行いました。なお、第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域が横浜市内に限られるものと判断したため、主務省令※第14条第5項の規定に基づき、計画段階環境配慮書については、横浜市長に直接意見を求めました。

※主務省令：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第13号）

その後、計画段階配慮事項等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第5条に基づき、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）として取りまとめ、令和2年7月21日に公告するとともに、横浜市長と神奈川県知事宛てに送付し、令和2年9月3日まで縦覧等を行いました。

その後、方法書及び方法書に対する横浜市長、神奈川県知事及び一般からの意見等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第14条に基づき、都市計画対象事業に係る調査、予測及び評価を行った結果等を記載した環境影響評価準備書として取りまとめ、令和3年6月25日に公告するとともに、横浜市長と神奈川県知事宛てに送付し、令和3年8月10日まで縦覧等を行いました。

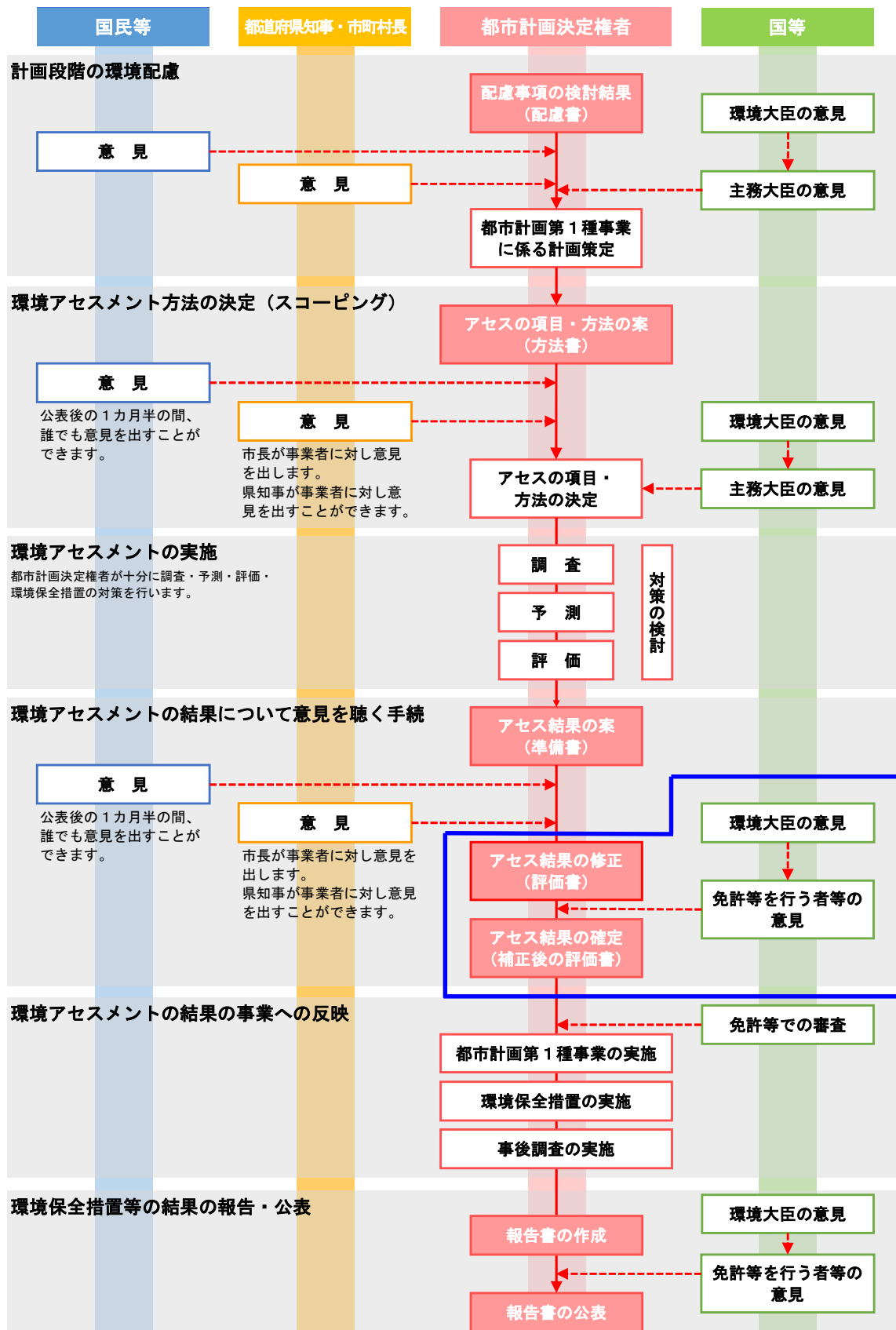
さらに、準備書に対する横浜市長、神奈川県知事及び一般からの意見等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第21条に基づき、環境影響評価書として取りまとめ、令和4年1月17日に免許等を行う者（国土交通省）に送付しました。これに対して、国土交通省関東地方整備局長から、令和4年2月25日に環境大臣の意見を勘案した意見書を受領しました。本環境影響評価書はその意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え補正したものです。

なお、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第38条の6第1項に基づき、環境影響

評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

本書の作成にあたって、環境影響評価の対象となる都市計画対象土地区画整理事業については「都市計画対象事業」と記述することとし、「都市計画対象事業」の実施する区域については、「対象事業実施区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



注1：「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。 ← 手続の主な流れ ← 手続への関わり

資料：「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）をもとに作成

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（計画段階環境配慮書 関連）

項 目	日 付	備 考
計画段階環境配慮書の送付	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の公告	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の縦覧	令和2年1月15日～2月14日	縦覧期間：30日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年1月15日～2月14日	意見書：4通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日 会場：関内中央ビル	意見聴取、 配慮書の説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月10日 会場：関内中央ビル	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年2月28日 会場：関内中央ビル	審査会意見確認
市長の意見 受領	令和2年3月10日	
環境大臣の意見	令和2年3月13日	
市長の意見 公告	令和2年3月25日	
市長の意見 閲覧	令和2年3月25日～4月8日	閲覧期間：15日
主務大臣の意見	令和2年3月31日	主務大臣： 国土交通大臣

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（方法書 関連）

項 目	日 付	備 考
方法書の送付	令和2年7月21日	
方法書の公告	令和2年7月21日	
方法書の縦覧	令和2年7月21日～9月3日	縦覧期間：45日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年7月21日～9月3日	意見書：164通
神奈川県環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月27日 会場：産業貿易センター	諮問、 方法書の説明
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月31日 会場：横浜市庁舎	諮問、 方法書の説明
方法書説明会（1回目）	令和2年8月1日 会場：瀬谷公会堂	(仮称) 都市高速鉄 道上瀬谷ライン整 備事業と同時に開 催
方法書説明会（2回目）	令和2年8月2日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（3回目）	令和2年8月4日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（4回目）	令和2年8月5日 会場：瀬谷公会堂	
神奈川県環境影響評価審査会（2回目）	令和2年8月27日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年9月3日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月28日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月29日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月22日 会場：産業貿易センター	答申案の検討
横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月26日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
知事の意見 受領	令和2年11月10日	
横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和2年11月24日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和2年12月7日 会場：横浜市庁舎	答申案
市長の意見 受領	令和2年12月16日	
市長の意見 公告	令和2年12月25日	
市長の意見 縦覧	令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	閲覧期間：30日

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（準備書 関連）

項 目	日 付	備 考
準備書の送付	令和3年6月25日	
準備書の公告	令和3年6月25日	
準備書の縦覧	令和3年6月25日～8月10日	
都市計画決定権者による縦覧	令和3年6月25日～7月26日	
環境の保全の見地からの意見の受付	令和3年6月25日～8月10日	意見書：31通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月28日 会場：横浜市庁舎	諮問、 準備書の説明
神奈川県環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月29日 会場：神奈川県庁舎	諮問、 準備書の説明
準備書説明会（1回目）	令和3年7月16日 会場：瀬谷公会堂	(仮称)旧上瀬谷通信 施設公園整備事業 方法書と同時に開催
準備書説明会（2回目）	令和3年7月17日 会場：瀬谷公会堂	
準備書説明会（3回目）	令和3年7月19日 会場：旭公会堂	
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月27日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月29日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月30日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月31日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和3年9月30日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（4回目）	令和3年10月7日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和3年10月27日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明 意見陳述
神奈川県環境影響評価審査会（5回目）	令和3年11月4日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和3年11月11日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和3年11月29日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（6回目）	令和3年12月2日 会場：神奈川県庁舎	答申案
横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和3年12月9日 会場：横浜市庁舎	検討事項一覧
横浜市環境影響評価審査会（9回目）	令和3年12月21日 会場：横浜市庁舎	答申案
知事の意見 受領	令和3年12月23日	
市長の意見 受領	令和4年1月5日	
市長の意見 公告	令和4年1月14日	
市長の意見 縦覧	令和4年1月14日～ 令和4年2月14日	閲覧期間：30日
評価書（補正前）の送付	令和4年1月17日	
免許等を行う者の意見 受領	令和4年2月25日	免許等を行う者： 国土交通省

総目次

【2分冊の1】

第1章 都市計画決定権者の名称等.....	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容.....	2-1
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況.....	3-1
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法.....	4-1
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果.....	5-1
第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	6-1
第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	7-1

【2分冊の2】

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法.....	8-1
第9章 環境影響評価の調査結果並びに予測及び評価の結果.....	9.1 (大気) -1
第10章 環境保全措置の検討.....	10-1
第11章 事後調査等.....	11-1
第12章 総合評価.....	12-1
第13章 環境影響を受ける範囲と認められる地域.....	13-1
第14章 準備書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	14-1
第15章 環境影響評価準備書からの相違点.....	15-1
第16章 評価書についての意見及び都市計画決定権者の対応.....	16-1
第17章 評価書の補正.....	17-1
第18章 環境影響評価の受託者の名称.....	18-1

資料編

【2分冊の1】

資料 9.1 大気質.....	資料 大気-1
資料 9.2 騒音.....	資料 騒音-1
資料 9.3 振動.....	資料 振動-1
資料 9.6 地下水.....	資料 地下水-1
資料 9.9 土壌汚染.....	資料 土壌汚染-1
資料 9.11 植物.....	資料 植物-1

【2分冊の2】

資料 9.17 地域社会.....	資料 地域-1
資料 14.1 審査会に提出した資料.....	資料 審査会-1

【2分冊の1】 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称.....	1-1
1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称及び種類.....	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的.....	2-1
2.3 都市計画対象事業の概要.....	2-1
2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模.....	2-1
2.3.2 都市計画対象事業の内容.....	2-5
2.3.3 都市計画対象事業の工事計画.....	2-16
2.3.4 関係車両の主な走行ルート.....	2-21
2.3.5 今後のスケジュール.....	2-23
2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について.....	2-24
2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯.....	2-28
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	3-1
3.1 調査対象地域等の設定.....	3-1
3.2 自然的状況.....	3-2
3.2.1 大気環境の状況.....	3-2
3.2.2 水環境の状況.....	3-16
3.2.3 土壌及び地盤の状況.....	3-26
3.2.4 地形及び地質の状況.....	3-33
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	3-55
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	3-96
3.3 社会的状況.....	3-104
3.3.1 人口及び産業の状況.....	3-104
3.3.2 土地利用の状況.....	3-107
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況.....	3-120
3.3.4 交通の状況.....	3-123
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	3-129
3.3.6 下水道の整備状況.....	3-145
3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	3-146
3.3.8 文化財等の状況.....	3-149
3.3.9 その他の事項.....	3-158

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定.....	4-1
4.2 調査、予測及び評価の手法.....	4-5
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果	5-1
5.1 地盤.....	5-1
5.1.1 現況調査.....	5-1
5.1.2 予測.....	5-1
5.1.3 評価.....	5-3
5.2 土壌.....	5-4
5.2.1 現況調査.....	5-4
5.2.2 予測.....	5-6
5.2.3 評価.....	5-7
5.3 動物.....	5-8
5.3.1 現況調査.....	5-8
5.3.2 予測.....	5-8
5.3.3 評価.....	5-13
5.4 植物.....	5-14
5.4.1 現況調査.....	5-14
5.4.2 予測.....	5-15
5.4.3 評価.....	5-17
5.5 生態系.....	5-18
5.5.1 現況調査.....	5-18
5.5.2 予測.....	5-19
5.5.3 評価.....	5-21
5.6 景観.....	5-22
5.6.1 現況調査.....	5-22
5.6.2 予測.....	5-27
5.6.3 評価.....	5-28
5.7 人と自然との触れ合いの活動の場.....	5-29
5.7.1 現況調査.....	5-29
5.7.2 予測.....	5-29
5.7.3 評価.....	5-32

第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	6-1
6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-1
6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-3
6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解....	6-5
第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	7-1
7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-3
7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解....	7-5

第1章 都市計画決定権者の名称等

1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所

(1) 名称

横浜市

(2) 代表者の氏名

横浜市長 山中 竹春

(3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

2.2 都市計画対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ケ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

2.3 都市計画対象事業の概要

2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模

対象事業実施区域は、図2.3-1～図2.3-3に示すとおりであり、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約2.2kmに位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約0.7km、一般国道16号（保土ケ谷バイパス）上川井インターチェンジから約0.3km（いずれも、対象事業実施区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図2.3-4に示す範囲であり、面積は約248.5haです。なお、環境影響評価方法書では、面積は約242haとしておりましたが、隣接する道路の一部を対象事業実施区域に加えたこと、詳細測量を実施し面積が確定したことから増加となっています。

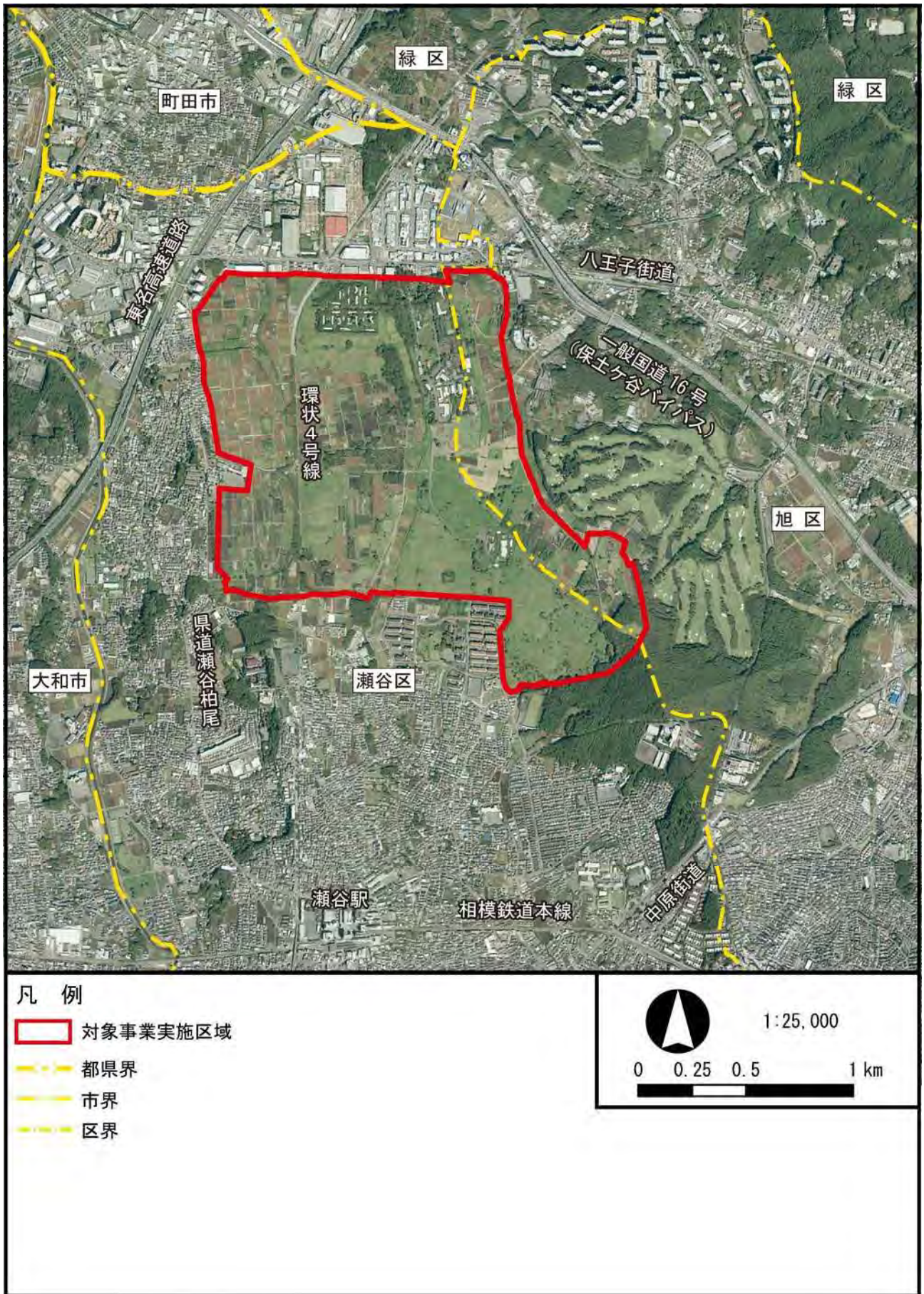


図 2.3-3 航空写真

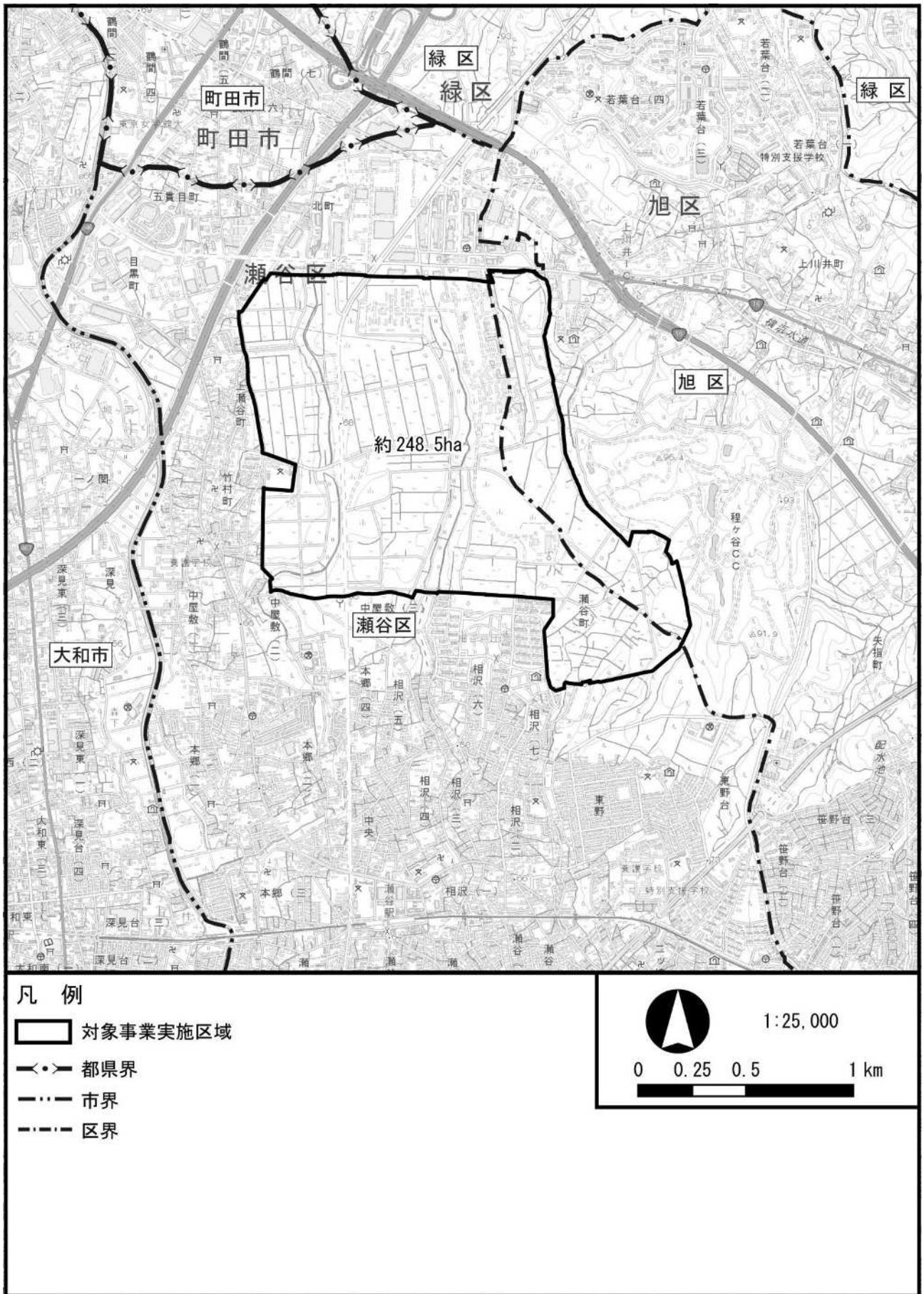


図 2.3-4 都市計画対象事業の規模

2.3.2 都市計画対象事業の内容

(1) 土地利用計画の基本方針

土地利用計画の基本方針は、P. 2-50 に示す「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、表 2.3-1 に示すとおりです。

表 2.3-1(1) 土地利用計画の基本方針（基本方針）

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
------	--

表 2.3-1(2) 土地利用計画の基本方針（土地利用ゾーンの配置の考え方）

土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。 ・瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。 ・周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。
----------------	---

この土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、図 2.3-5 に示すとおり土地利用計画図としてまとめました。また、土地利用面積は表 2.3-2 に、代表的な模式断面は図 2.3-6 に示すとおりです。

土地利用計画図の地区、用地の考え方は次のとおりです。

旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置することで、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。なお、農業振興地区には農道等を整備しますが、周辺の緑地との連続性に配慮し、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備が行えるよう、今後、地権者と調整を図っていきます。

「観光・賑わい地区」では、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わい拠点の形成を図ります。

「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。

「公益的施設用地」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。

また、対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要へ対応するため、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）の検討を進めている「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の関連用地として「交通施設用地」を配置します。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、この土地利用計画図に基づいて実施していきます。

なお、この土地利用計画図は現在検討中のものであり、関係機関との協議及び詳細設計により変更する可能性があります。

表 2.3-2 土地利用面積

土地利用地区	面積	割合
農業振興地区※ ¹	約 53.4 ha	約 21.5 %
観光・賑わい地区	約 89.8 ha	約 36.1 %
物流地区	約 23.1 ha	約 9.3 %
公益的施設用地（公園・防災等用地）※ ²	約 47.2 ha	約 19.0 %
交通施設用地	約 7.7 ha	約 3.1 %
調整池	約 3.5 ha	約 1.4 %
道路等	約 23.8 ha	約 9.6 %
合計	約 248.5 ha	100.0 %

※1：面積には、農業振興地区に整備する農道等を含みます。

※2：面積には、公園内に整備する調整池を含みます。

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

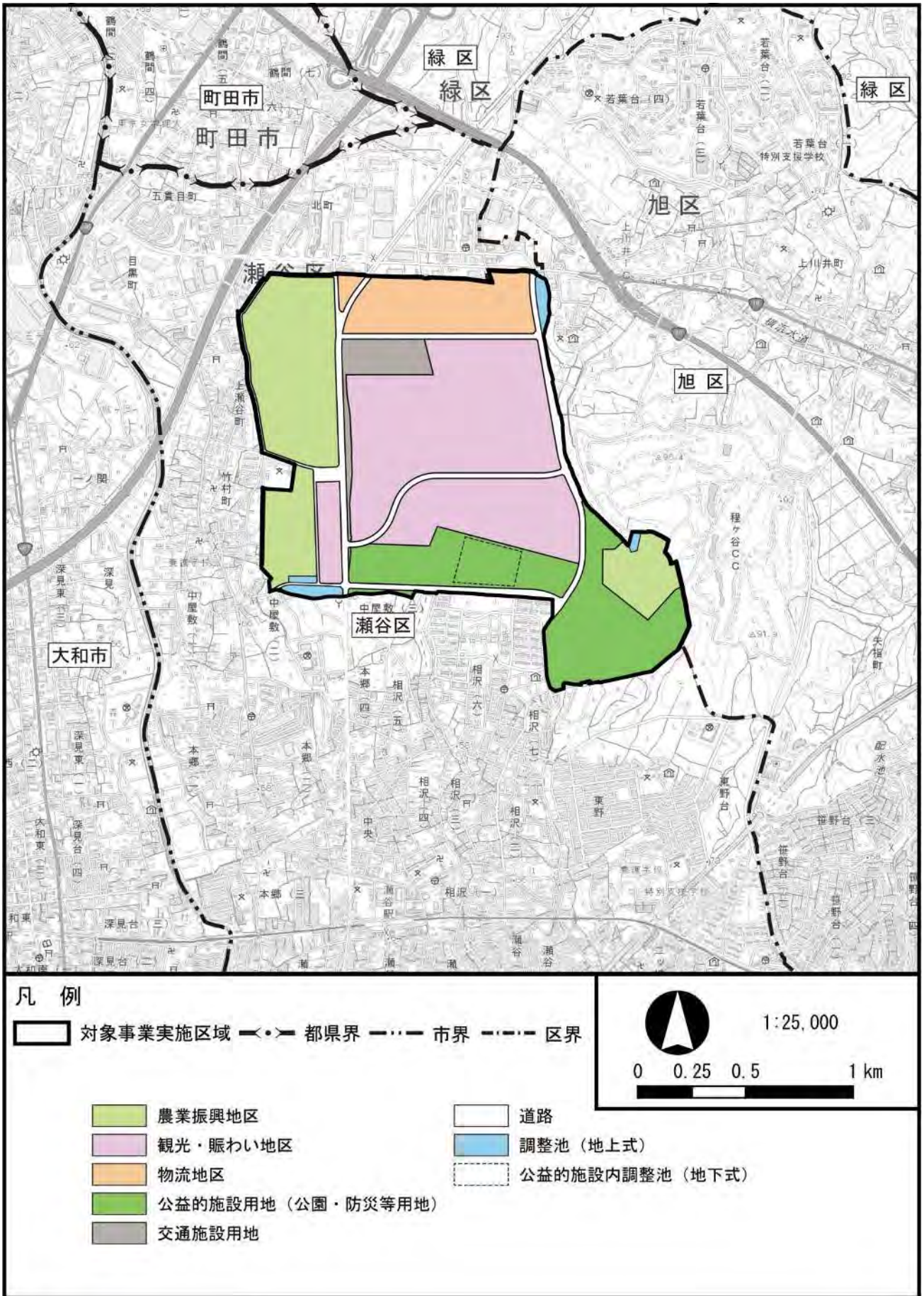
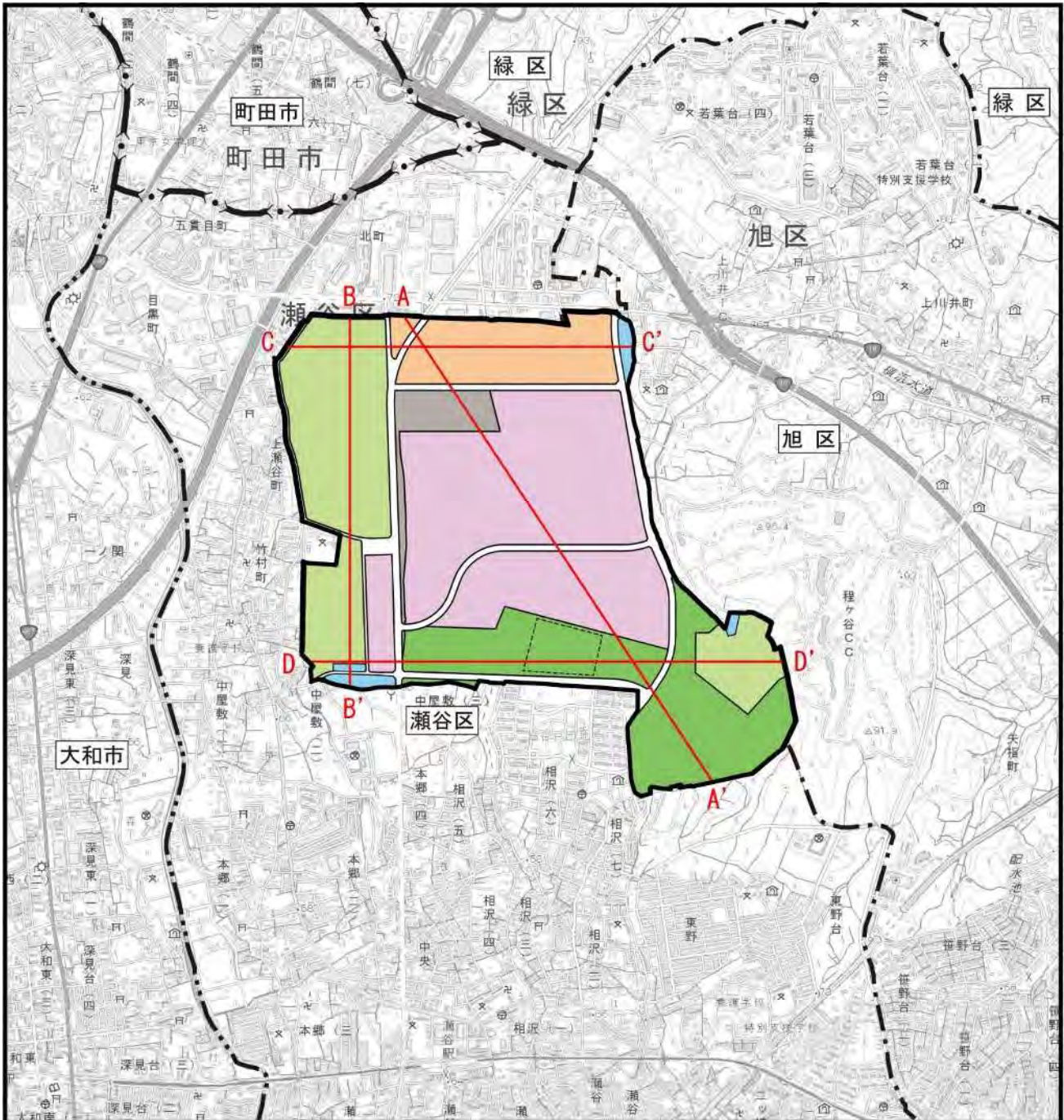
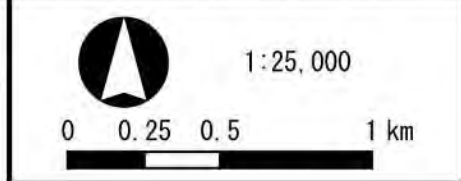


図 2.3-5 土地利用計画図



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地区 観光・賑わい地区 物流地区 公益的施設用地（公園・防災等用地） 交通施設用地 | <ul style="list-style-type: none"> 道路 調整池（地上式） 公益的施設内調整池（地下式） 断面線位置 |
|--|--|

図 2.3-6(1) 断面の位置

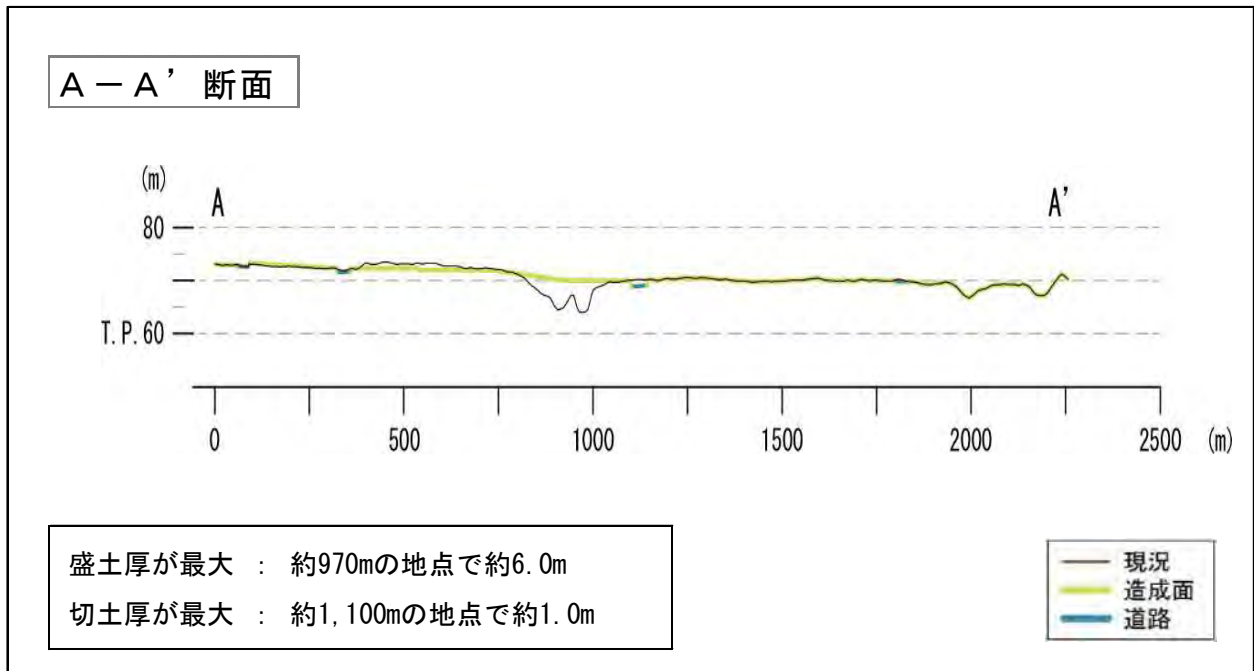


図 2.3-6 (2) 模式断面図 (A - A')

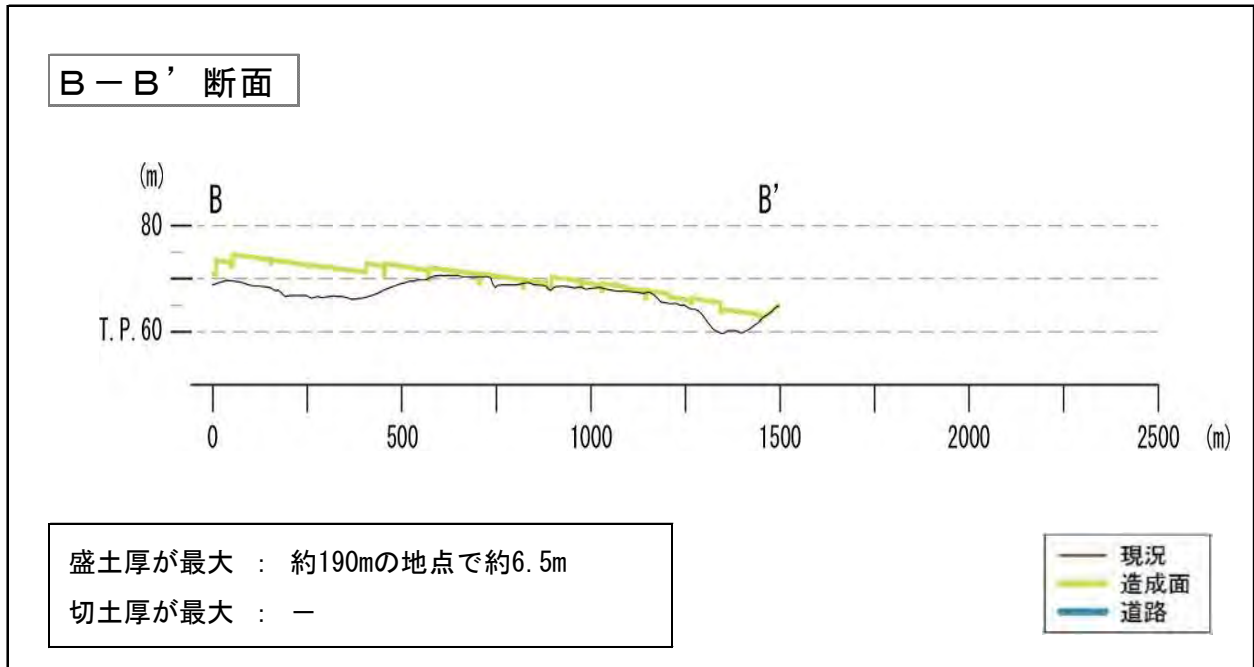


図 2.3-6 (3) 模式断面図 (B - B')

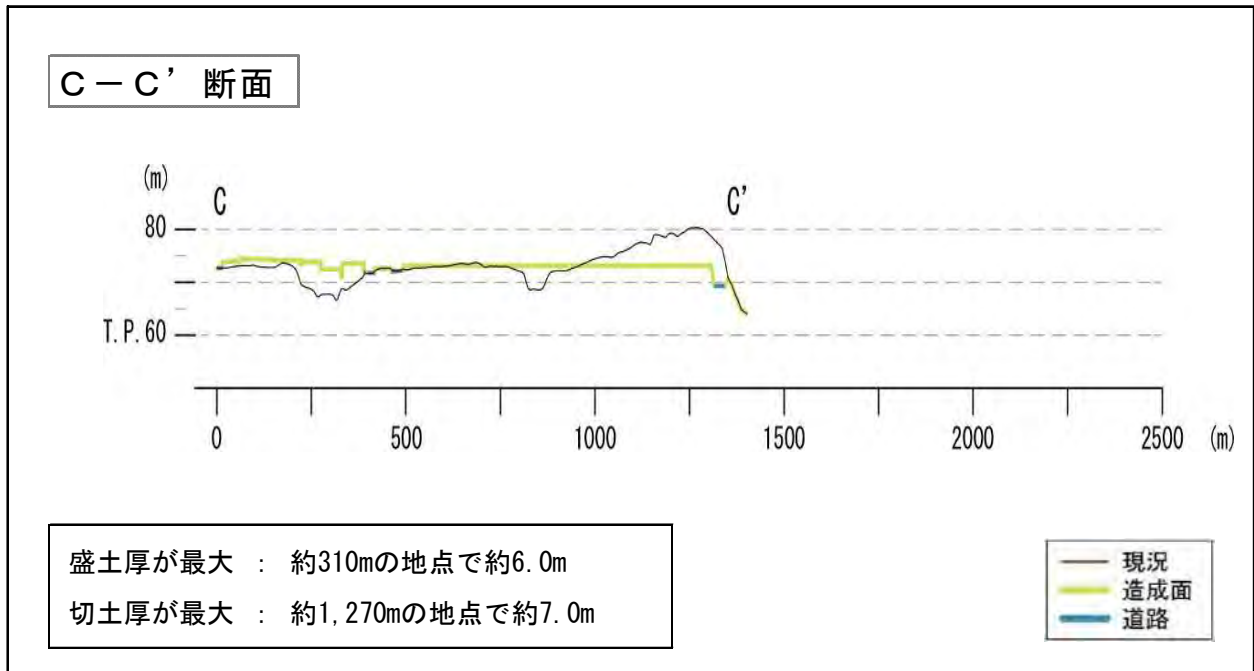


図 2.3-6(4) 模式断面図 (C - C')

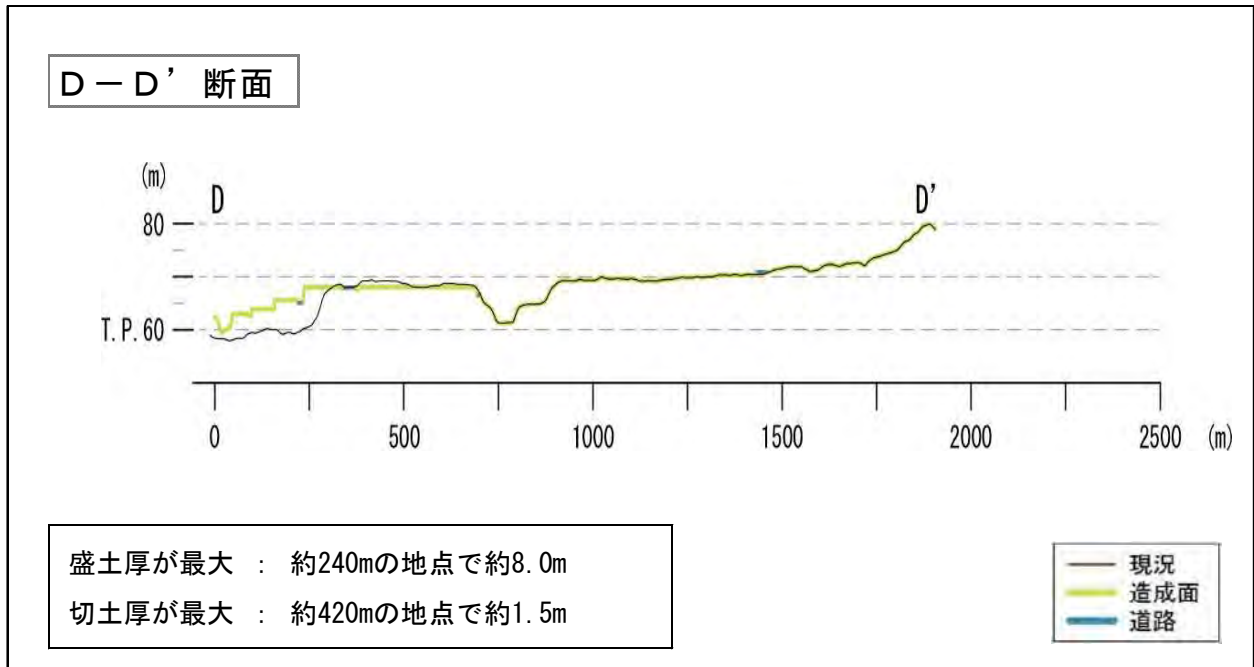


図 2.3-6(5) 模式断面図 (D - D')

(2) 都市計画対象事業に係る公共施設の配置

① 道路計画

対象事業実施区域を南北に縦断する環状4号線の一部(環状4号線(南区間))については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

物流地区及び観光・賑わい地区の東端、公益的施設用地を南北に縦断、地区南端を東西に横断し、環状4号線に接続する区域内道路1号を整備する計画です。また、環状4号線と区域内道路1号を起終点とし、物流地区と観光・賑わい地区の境界に配置する区域内道路2号、観光・賑わい地区内を横断する区域内道路3号を整備する計画です。

対象事業実施区域内の道路の名称、幅員等は表2.3-3に、標準的な道路断面図は図2.3-7に、道路の位置は図2.3-8に示すとおりです。

表 2.3-3 対象事業実施区域内の道路の概要

No.	名 称	車線数	幅 員 (m)	全 長 (m)
1	区域内道路1号	2	26	約 2,650
2	区域内道路2号	2	26	約 930
3	区域内道路3号	2	26	約 1,180
4	環状4号線(南区間)	4	31	約 1,160
5	環状4号線(北区間)	4	25	約 320

注：1. 表中のNo.は図2.3-8に示す番号と対応しています。

2. 関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

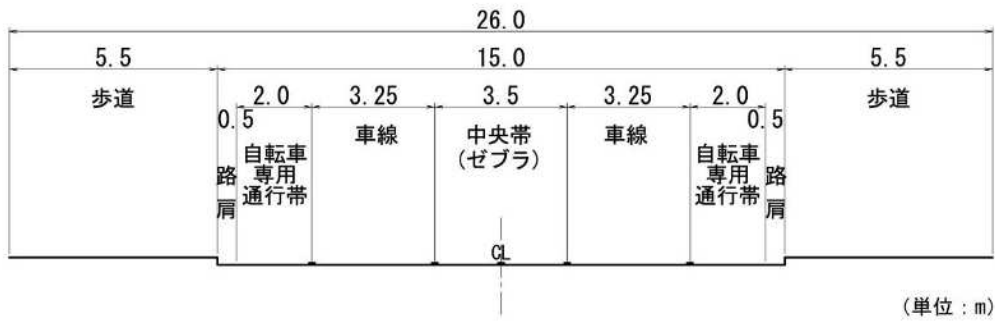


図 2.3-7(1) 区域内道路 1 号～3 号の標準断面図

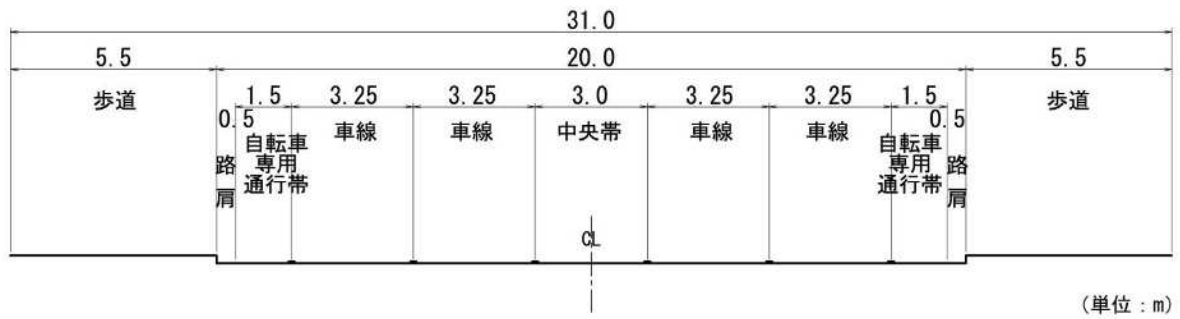


図 2.3-7(2) 環状 4 号線 (南区間) の標準断面図

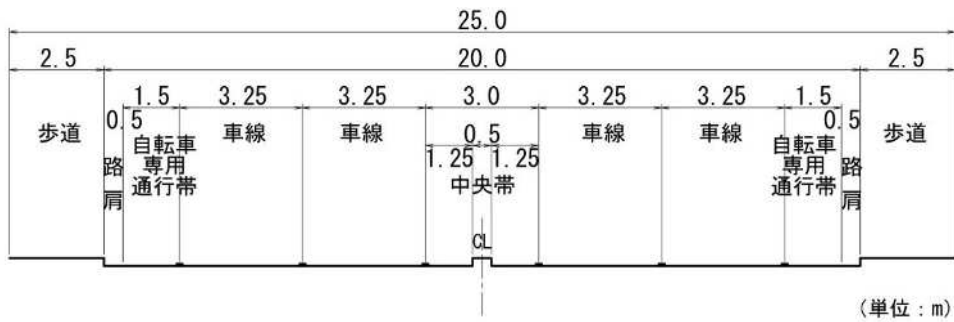
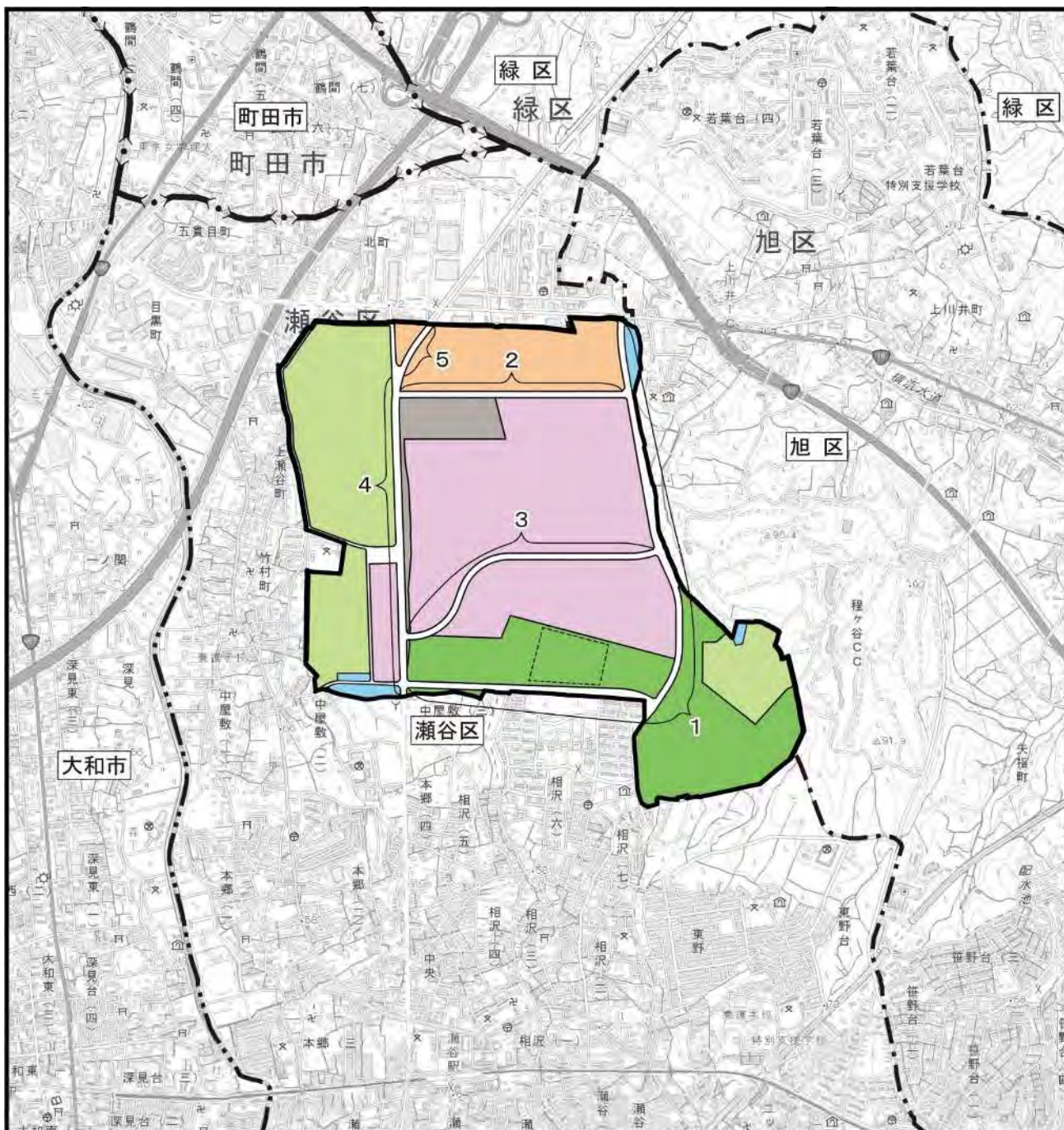


図 2.3-7(3) 環状 4 号線 (北区間) の標準断面図



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地区 観光・賑わい地区 物流地区 公益的施設用地（公園・防災等用地） 交通施設用地 | <ul style="list-style-type: none"> 道路 調整池（地上式） 公益的施設内調整池（地下式） 1~5 対象事業実施区域内の道路 |
|--|--|

図 2.3-8 道路等の配置計画

② 排水施設計画と河川切り回し（又は河川改修）計画

対象事業実施区域は図 2.3-9 に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域が主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。各調整池の位置及び容量は図 2.3-10 及び表 2.3-4 に示すとおりです。調整池4については、公園整備事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息環境の創出に寄与するような調整池を検討する中で、位置についても検討していきます。なお、污水排水は公共下水道に接続する計画です。

また、対象事業実施区域の南東側に一部矢指川流域が含まれています。（矢指川は対象事業実施区域から南東に離れた位置に流れています。）矢指川流域については、直接放流とします。

工事中においては、造成工事等の進捗に応じて順次調整池を整備するとともに、必要に応じて、仮設調整池等を設置し、工事中に発生する濁水の適切な処理に努めます。

また、対象事業実施区域を流れる大門川については、農業振興地区の勾配をできる限り少なくし、効率的に農地を利用できるよう暗渠化し切り回しを行い、同じく、対象事業実施区域を流れる相沢川については、観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するために、暗渠化し切り回しを行う計画です。

対象事業実施区域内の降雨の流し方については、対象事業実施区域内に降った雨を、暗渠化した相沢川に流入させることを想定しています。また、途中で分水することで、生息・生育環境の創出場所へ平常時と同様に取水するとともに、地区降雨相当分は調整池を経由して下流に接続することとします。大門川についても、暗渠化して切り回し、地区内降雨分は調整池を経由して下流に接続することとします。和泉川及び堀谷戸川については、地区内降雨分が調整池を経由し、下流に接続することとします。

表 2.3-4 調整池の容量及び集水区域面積（計画）

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池 1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池 2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池 3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池 4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池 5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池 6	大門川	約 33.7	約 24,300

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

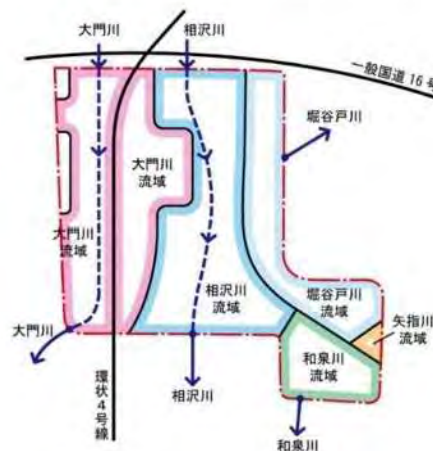
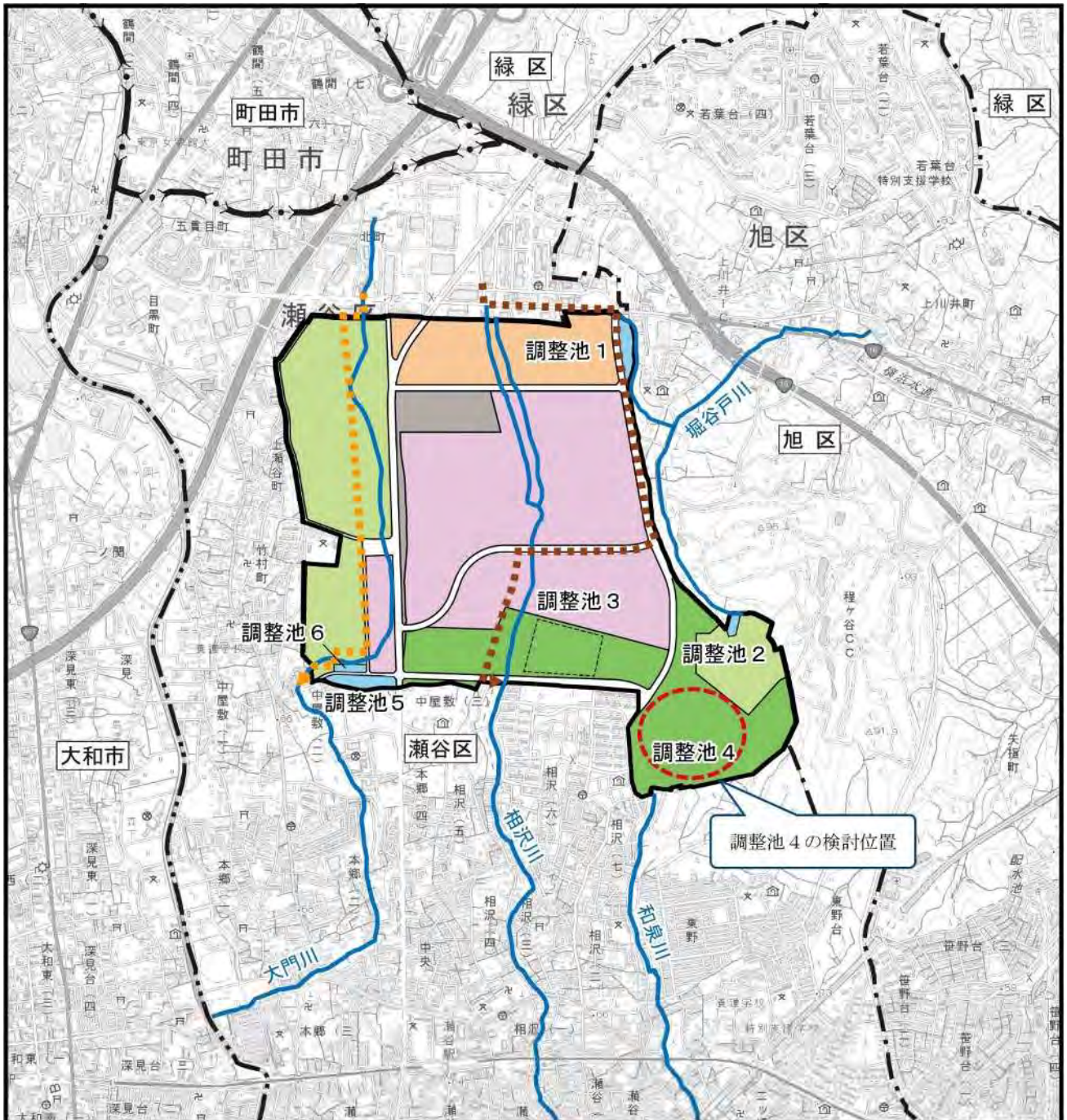


図 2.3-9 流域の状況



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地
(公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池（地上式）
—調整池1、2、5、6
- 公益的施設内調整池（地下式）
—調整池3

※調整池4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池（地上式）について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



相沢川切り回し

大門川切り回し

図 2.3-10 調整池の位置及び河川切り回しルート

2.3.3 都市計画対象事業の工事計画

(1) 工事概要

都市計画対象事業の工事計画の概要は、以下に示すとおりです。

① 工事期間等

対象事業実施区域において、米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地等の造成、道路、調整池等を整備する計画です。

概略工事工程は表 2.3-5 に示すとおりです。工事期間は概ね 54 ヶ月を予定しています。

② 工事時間帯

工事時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜日の作業は原則として行いません。ただし、対象事業実施区域内において、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少ない施工計画となるよう努めます。

③ 工種と主な施工機械

都市計画対象事業における工種と主な施工機械は、表 2.3-6 に示すとおりです。

表 2.3-6 工種と主な施工機械

工種	主な施工機械	主な施工内容
米軍施設撤去工事	油圧ショベル、ダンプトラック	既設建築物、既設工作物の撤去
準備工事	なし	仮設事務所等の設置
土工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	地盤の盛土、切土による造成
調整池工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	調整池、排水路の整備
擁壁工事	油圧ショベル	擁壁の設置
下水道工事	油圧ショベル	下水設備の整備
道路工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	対象事業実施区域内の道路の 整備、舗装
河川切り回し工事	油圧ショベル	切り回し河川の整備

注：土工事には、土壌汚染対策工事を含まれます。

④ 造成工事計画

対象事業実施区域全域において、造成工事を行い、切土・盛土の状況は、図 2.3-11 に示すとおりです。切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

また、切土・盛土工事においては、造成地盤高を調整することにより、可能な限り対象事業実施区域外への建設発生土の搬出量の低減に努めます。

農業振興地区における造成については、地権者の意向を踏まえ、平坦な農地環境の創出に向けて調整を進めているところですが、引き続き、農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、周辺の緑地との連続性に配慮していきます。

対象事業実施区域内全体では、切土量約 2,816,000m³、盛土量 2,104,000m³を計画しています。

(2) 工事用車両の運行ルート

都市計画対象事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主要運行ルートは、図 2.3-12 に示すとおり、環状 4 号線や市道五貫目第 33 号線とします。

(3) 土壌汚染対策

対象事業実施区域内において、鉛等で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する汚染土壌が確認されていますが、これらについては、国による適切な対策の後、事業者が土地を造成する際に、改めて事業者により土壌汚染対策法に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。

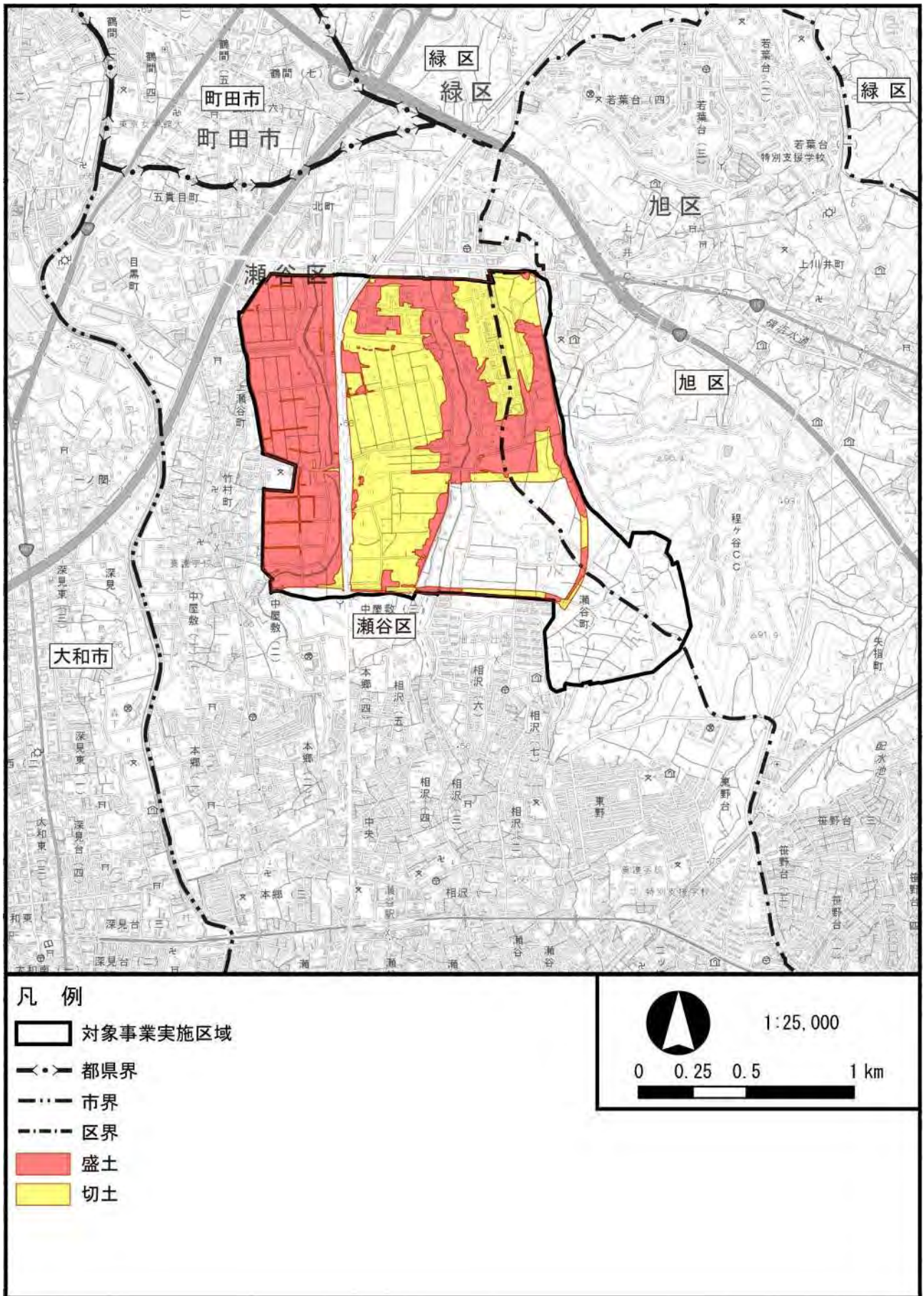


図 2.3-11 切土・盛土の状況



図 2.3-12 工事用車両の主な運行ルート

2.3.4 関係車両の主な走行ルート

対象事業実施区域には、将来、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公益的施設用地」の各地区、用地に整備された施設へ、従業員や来客者等の車両（以下、「関係車両」といいます。）が出入りすることになります。

関係車両の主な走行ルートは、図 2.3-13 に示すとおりで、「2.3.2 都市計画対象事業の内容 (2) ①道路計画 (P. 2-11～13)」に記載した環状 4 号線と区域内道路 1 号～3 号が想定されます。

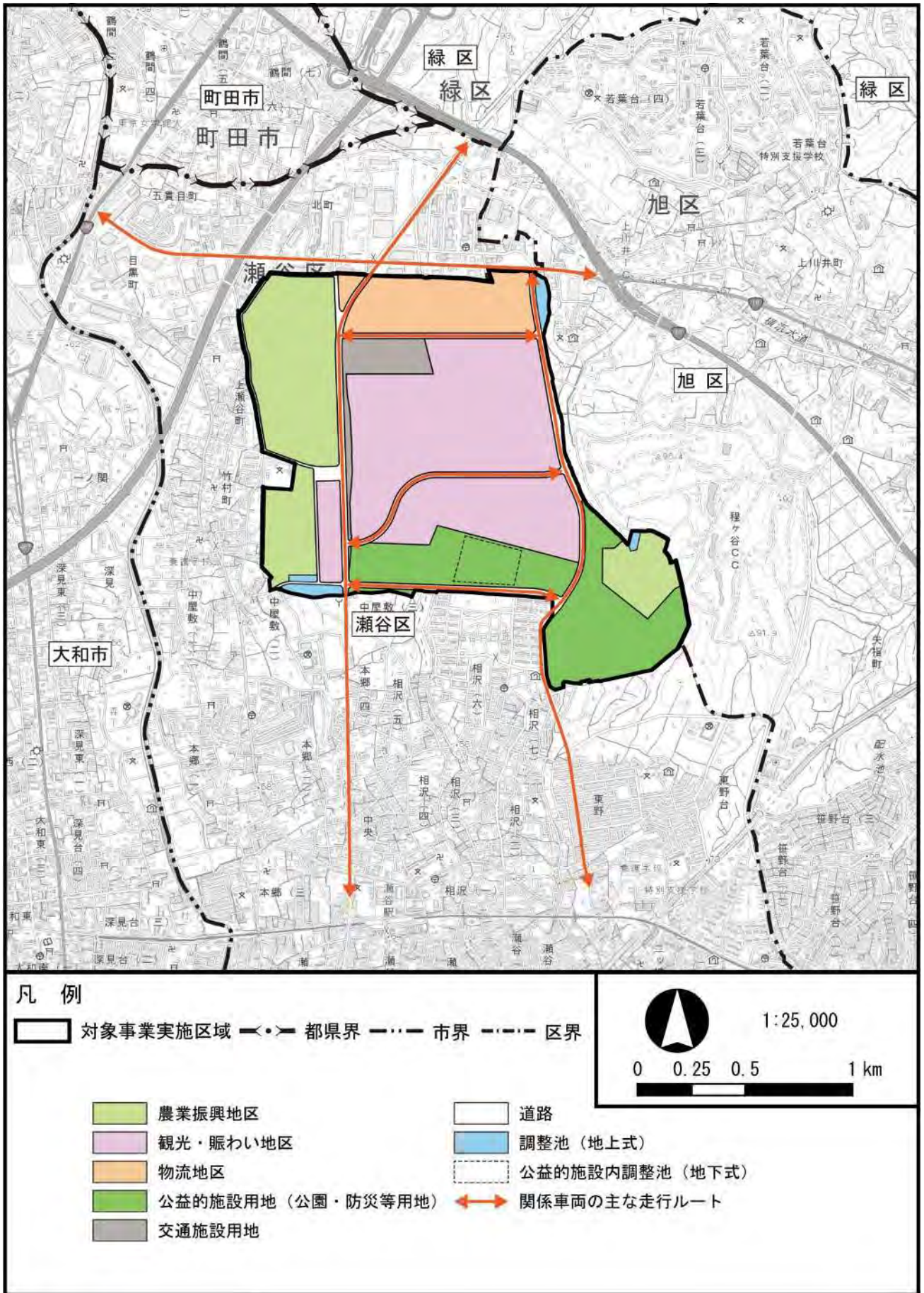


図 2.3-13 関係車両の主な走行ルート

2.3.5 今後のスケジュール

都市計画対象事業は、令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手续等を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。

関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに次のとおり整理されます。

「公益的施設用地」の一部において、広域公園を整備する公園整備事業は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書(令和3年6月)」によると、着工準備期間(環境影響評価等の手続、国との協議など)ののち、令和5年度からの整備が想定されています。

また、対象事業実施区域及び公園整備事業実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組が進められています。「(仮称)横浜国際園芸博覧会 計画段階配慮書(令和3年3月)」では、令和9年3月から9月までの開催が想定されており、国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、都市計画対象事業及び公園整備事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手が想定されています。

なお、公園整備事業については、国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会後の整備再開が想定されています。

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応を目的とした交通整備事業については、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書(令和2年7月)」によると、令和4年度からの整備が想定されています。

都市計画対象事業及び関連事業における今後のスケジュールは、図2.3-14に示すとおりです。

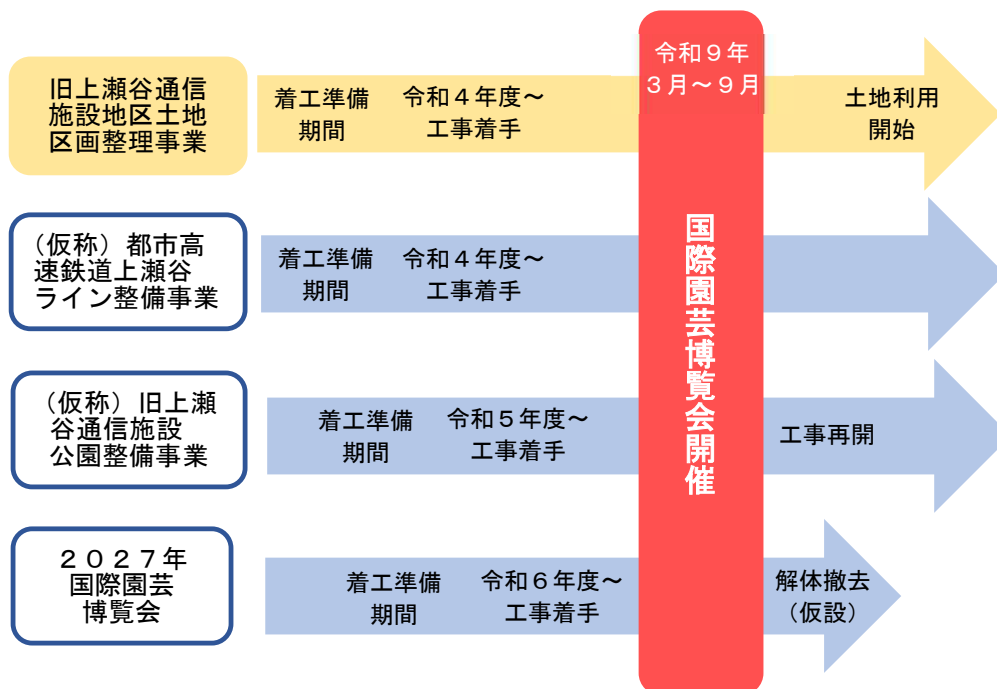


図 2.3-14 都市計画対象事業及び関連事業の今後のスケジュール

2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

(1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）※を整備する「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を進めており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を、令和 2 年 7 月 21 日から 9 月 3 日まで方法書の公告及び縦覧を行いました。

（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要は、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業環境影響評価方法書（令和 2 年 7 月）」によると、表 2.3-7、図 2.3-15 に示すとおりです。

表 2.3-7 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項 目		内 容
対象事業実施区域		起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長		約 2.6km
輸送システム		新交通システム（AGT）
構造形式		北区間：地表式 南区間：地下式
駅施設		（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅
車両基地		（仮称）上瀬谷車両基地（約 5.1ha）
単線・複線の別		複線
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車 8.55m/両、中間車 8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運行本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36 本/時
		終日（上下線）：414 本/日
列車速度	設計最高速度 60km/h	
事業予定期間		令和 4 年度～令和 8 年度（予定）
供用開始予定時期		令和 8 年度（予定）

※1：「新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）」

桁上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

※2：表 2.3-7 は、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業環境影響評価方法書（令和 2 年 7 月）」をもとに整理しています。

(2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部に広がる瀬谷市民の森などの既存緑地との一体性を考慮して、広域公園を整備する計画です。

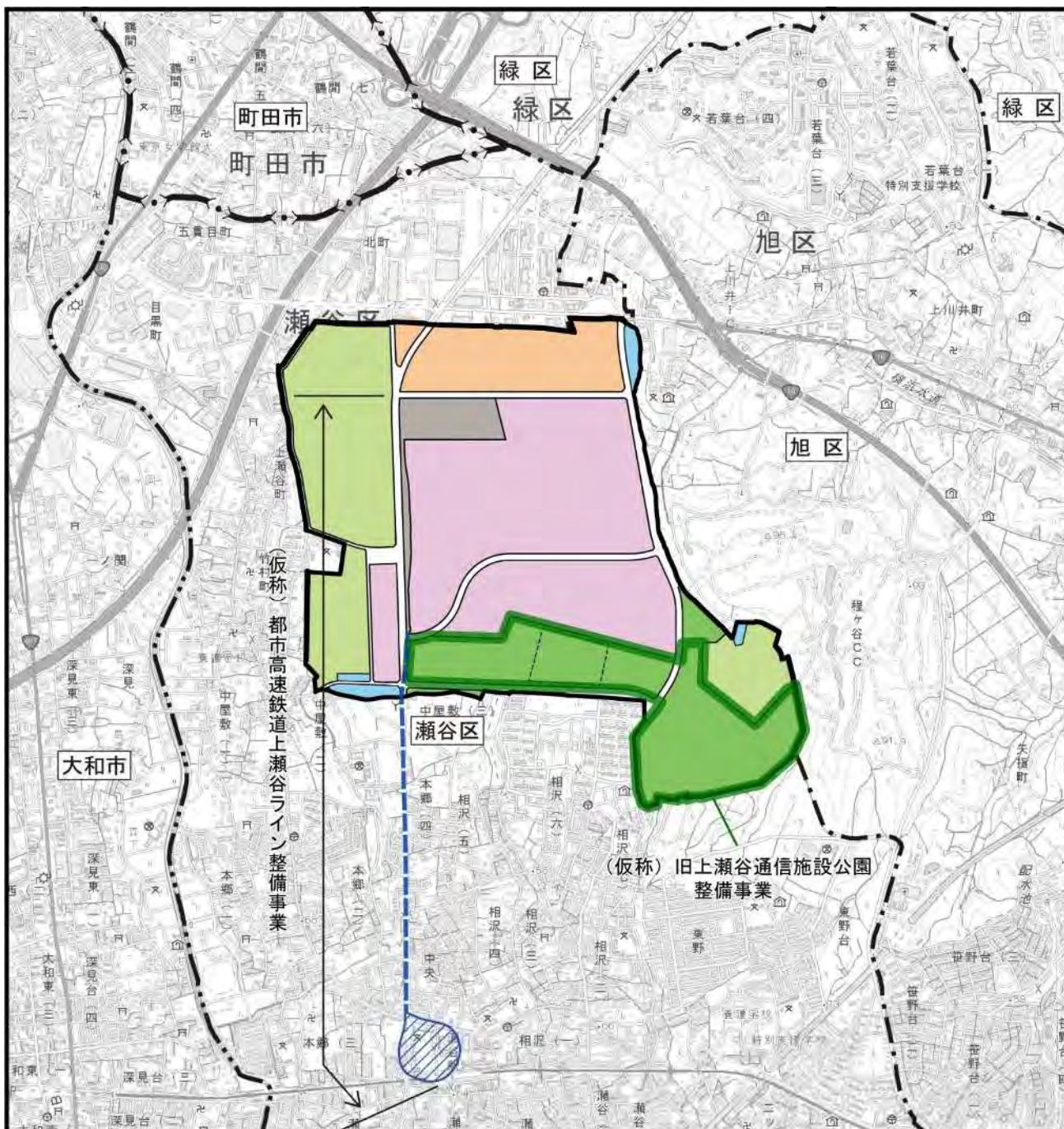
「公益的施設用地」の一部において、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく手続を進めており、令和2年1月24日から2月7日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を、令和3年6月25日から8月10日まで方法書の公告及び縦覧を行いました。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書(令和3年6月)」によると、表2.3-8、図2.3-15に示すとおりです。

表 2.3-8 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項 目	内 容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 45.2ha
形質変更区域面積	約 45.2ha

※：表 2.3-8 は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書(令和3年6月)」をもとに整理しています。



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地区 観光・賑わい地区 物流地区 公益の施設用地（公園・防災等用地） 交通施設用地 | <ul style="list-style-type: none"> 道路 調整池（地上式） 公益の施設内調整池（地下式） |
|--|--|

図 2.3-15 関連事業により整備される公共施設

(3) 国際園芸博覧会

国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、対象事業実施区域及び公園整備実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

現在、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を行っており、令和 3 年 4 月 5 日から 4 月 19 日まで「(仮称) 横浜国際園芸博覧会計画段階配慮書」の公告及び縦覧を行いました。

令和 3 年 6 月には、国際園芸博覧会を令和 9 年に神奈川県横浜市において開催することについて、国際博覧会条約上の手続きを進めることが閣議了解され、11 月には国際園芸博覧会の開催運営等を行う「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」が設立されました。

表 2.3-9 2027 年国際園芸博覧会の概要

開催期間	2027 年（令和 9 年）3 月～9 月（6 か月間）
博覧会区域	約 100ha
参加者数	1,500 万人 (ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む) (有料来場者数：1,000 万人以上)
開催組織	一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of The Future for Happiness～

2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯

(1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況

横浜市においても、既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、平成 28 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。また、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。さらに、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4% に対し、対象事業実施区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6% と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

旧上瀬谷通信施設地区は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線、地区北側に市道五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。また、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

戦前は農地や山林でしたが、旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接収され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接収され、米軍の通信施設として使用されてきました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、横浜市では、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただきました。この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてとりまとめ、これらに基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用の検討を進めてきました。その結果、旧上瀬谷通信施設地区は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（囲障区域）は米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。一方、囲障区域の外側は、国有地でしたが、そのうちの約 22ha が道路拡幅整備用地や農道用地として横浜市へ譲渡され、約 110ha が耕作者に売り渡されました。

その結果、民有地が旧上瀬谷通信施設地区の約 45% を占めていますが、戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって、自由な土地利用が制限されてきました。土地利用制限の下で、大部分が市街化調整区域に指定されています。耕作

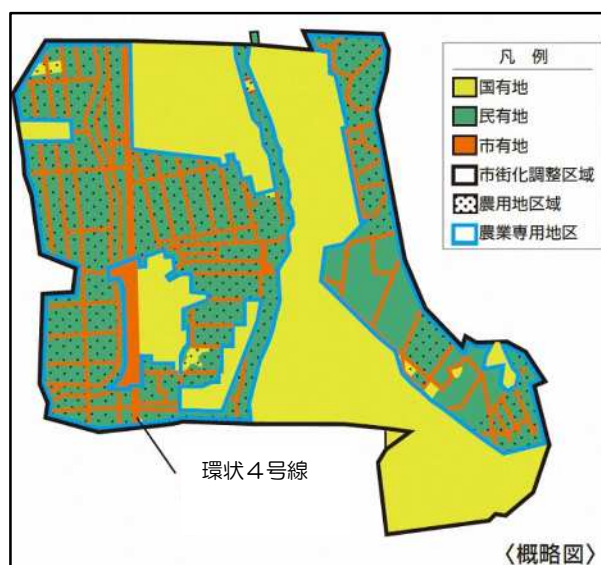


図 2.3-16 土地所有状況

が認められていた民有地の大部分は農業振興地域で、通信設備のあった一部の地区を除き、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用区域や横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に指定されています。しかし、農業基盤の整備も制限されていたため、農道や排水施設などの最低限の農業基盤が整備されていません。また、米軍の電波受信基地としての役割から、昭和 35 年の日米合同委員会にて、旧上瀬谷通信施設地区にも電波障害防止地域を設けることが合意されました。その結果、建物の高さや構造物の建築、栽培する作物などへ厳しい制限がかけられ、対象事業実施区域を含む周辺地域のまちづくりに大きな制約を与えてきました。

そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

なお、平成 27 年 6 月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

土地利用の検討にあたっては、令和 2 年 3 月に策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、旧上瀬谷通信施設地区は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、構造改革特区計画「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」を申請し、国から認定され、市街化調整区域内であっても、旧上瀬谷通信施設地区で市施行による土地区画整理事業が実施できることとなりました。現在、市街化調整区域内で、横浜市施行による土地区画整理事業の実施を前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、旧上瀬谷通信施設地区において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、令和 9 年の国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。

令和元年 9 月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として令和 9 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けました。令和 2 年度には、国が設置した「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」を通じて、横浜市が基本計画案の作成を進めるとともに、開催組織の設立準備や全国的な機運醸成等を目的とした「2027 国際園芸博覧会推進委員会」を設立しました。

令和 3 年 6 月には、国際園芸博覧会を令和 9 年に神奈川県横浜市において開催することについて、国際博覧会条約上の手続を進めることが閣議了解され、11 月には国際園芸博覧会の開催運営等を行う「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」が設立されました。

(2) 土地利用の検討状況について

昭和 26 年からの都市計画対象事業に係る主な経緯は、表 2.3-10 に示すとおりです。

土地利用については、旧上瀬谷通信施設地区の約 45% を占めている民有地地権者の理解が必要であるため、約 250 名の地権者と意見交換しながら検討を進めています。

平成 16 年の日米合同委員会における返還方針の合意後、まだ返還日が決まる前から地権者（農家）が所属する上川井農業専用地区協議会、上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で、農業振興や土地活用に関する勉強会を開催し、返還後は地権者が設立した「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）と横浜市で検討を進めています。

また、横浜市は地権者全員を対象とした個別面談を数回実施し、土地利用の意向を確認しています。

① 検討の経緯

ア. 日米合同委員会における返還方針合意から返還まで（平成 16 年～平成 27 年 6 月）

平成 16 年の日米合同委員会における返還方針の合意後、横浜市は平成 18 年に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定し、返還後の土地利用の具体化に向けた検討を進めてきました。

一方、地権者とは、まだ返還の見通しが立たないなか、平成 20 年から土地利用について意見交換を行ってきました。平成 26 年 3 月の返還時期の公表を契機に、土地利用に関する意向調査を行うとともに、将来の土地利用の検討を開始するための調整を行い、平成 27 年 2 月に上川井・上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で検討を開始することになりました。

イ. 跡地利用ゾーン（案）の公表（平成 28 年 4 月）

平成 27 年 8 月に、土地利用に関する意向調査を行いました。これを受け、平成 28 年 4 月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した、図 2.3-17 に示す、跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。

ゾーン設定の考え方は、民有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため旧上瀬谷通信施設地区の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。

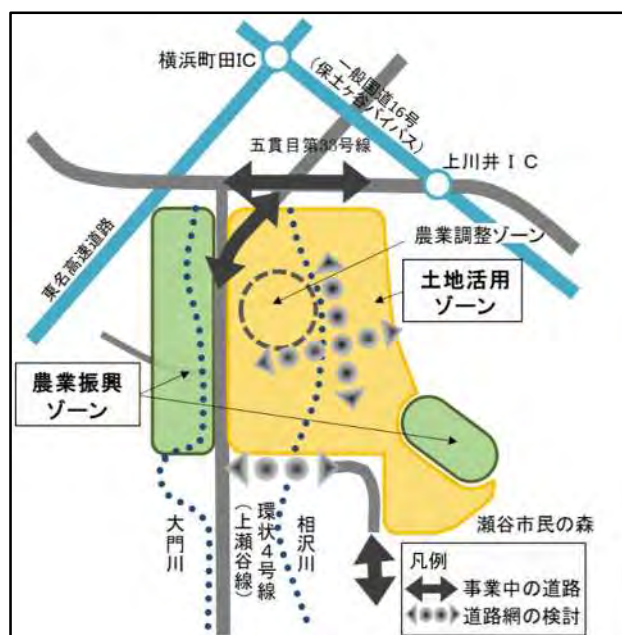


図 2.3-17 跡地利用ゾーン（案）【平成 28 年 4 月】

ウ. 地権者によるまちづくり協議会の設立（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月には、上川井・上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で農業振興勉強会及び土地活用勉強会を開催しました。平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

エ. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」の公表（平成 30 年 5 月）

まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった対象事業実施区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の 3 つの要素で整理しました。

オ. まちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性をとりまとめ（平成 31 年 4 月）

その後も、まちづくり協議会で農業振興部会・土地活用部会を開催し、将来の土地利用を検討し、平成 30 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠とまちづくり協議会が意思決定しました。

その後、平成 31 年 1 月からは、将来の農業振興と土地利用の実現に向けて、大学や民間企業からの提案も参考にした検討を行いました。なお、大学や民間企業からは、農業振興として、市民利用型農園や大学の地域連携の可能性の提案、土地活用として、商業系施設や観光系施設、研究施設、物流施設などの活用の可能性などが提案されました。

これらの提案も踏まえ、平成 31 年 4 月にまちづくり協議会は大区画化を目指して検討を進めることをまとめており、土地活用の方向性を「賑わい、集客力、活気、人を呼び込む」（テーマパークなどの大規模集客施設）としました。あわせて、農業振興については、市の支援を受けながら収益性の高い農業経営等を検討していくこととしました。

カ. 横浜市からまちづくり協議会へ「土地利用ゾーン案」を提示（令和元年6月）

令和元年からは、今後の土地利用の検討をより深度化させるため、土地利用ゾーンの検討を開始し、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点に向け、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、土地利用ゾーン案として、令和元年6月に横浜市からまちづくり協議会に提示しました。

土地利用ゾーン案は、図 2.3-18 に示すとおりです。



図 2.3-18 土地利用ゾーン案【令和元年6月】

キ. 「土地利用ゾーン」について合意（令和元年11月）

土地利用ゾーン案をたたき台として、まちづくり協議会と意見交換を行いながら、検討を進めました。「農業に適している位置に物流ゾーンを配置するのは適当ではない」「風や日照の影響も考慮してほしい」などの意見を踏まえ、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました。

土地利用ゾーンは、図 2.3-19 に示すとおりです。



図 2.3-19 土地利用ゾーン【令和元年11月】

ク. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（令和2年3月）

横浜市とまちづくり協議会で合意した土地利用ゾーンを基に、土地利用を具体化するため、まちづくりの方針や土地利用の考え方を「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」として、令和元年12月に公表し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施しました。

市民意見を踏まえ、素案を一部修正し、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

② 土地利用ゾーンの考え方

ア. 土地利用ゾーンの選定及び規模

平成 28 年 4 月の跡地利用ゾーン案では農業振興ゾーンと土地活用ゾーンに分けており、平成 30 年 5 月の協議会・横浜市素案では、土地活用ゾーンをさらに公共・公益と活力創造の 2 つの要素に分けました。

そして、平成 31 年 4 月のまちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性を踏まえ、図 2.3-20 に示す 4 ゾーンを選定しました。

農業振興ゾーン	民有地を中心に、営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、現時点での農業継続意向や、市の農業施策を踏まえて、概ね 50ha と設定しました。
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。国際園芸博覧会の跡地として、広域的に利用される公園と位置づけられることを想定し、概ね 50ha と設定しました。
観光・賑わいゾーン	民有地を中心に、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大街区化による土地利用を前提に、集客力の高いテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を想定し、概ね 125ha と設定しました。
物流ゾーン	民有地を中心に、交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ、約 15ha と設定しました。

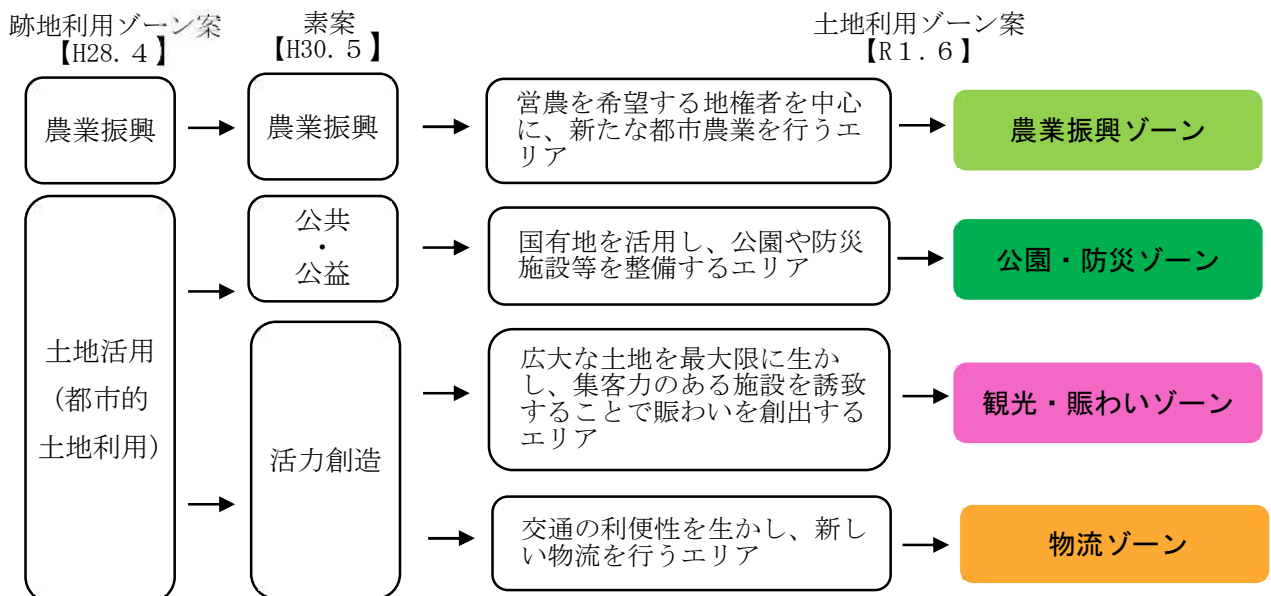


図 2.3-20 土地利用ゾーン選定の経緯

イ. 土地利用ゾーンの配置

配置については、上位計画や旧上瀬谷通信施設地区の土地利用状況を踏まえ、環境にも配慮し、前提条件として設定しました。なお、土地利用現況図は図 2. 3-21 に示すとおりです。

a. 現況の環境に配慮した計画

対象事業実施区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

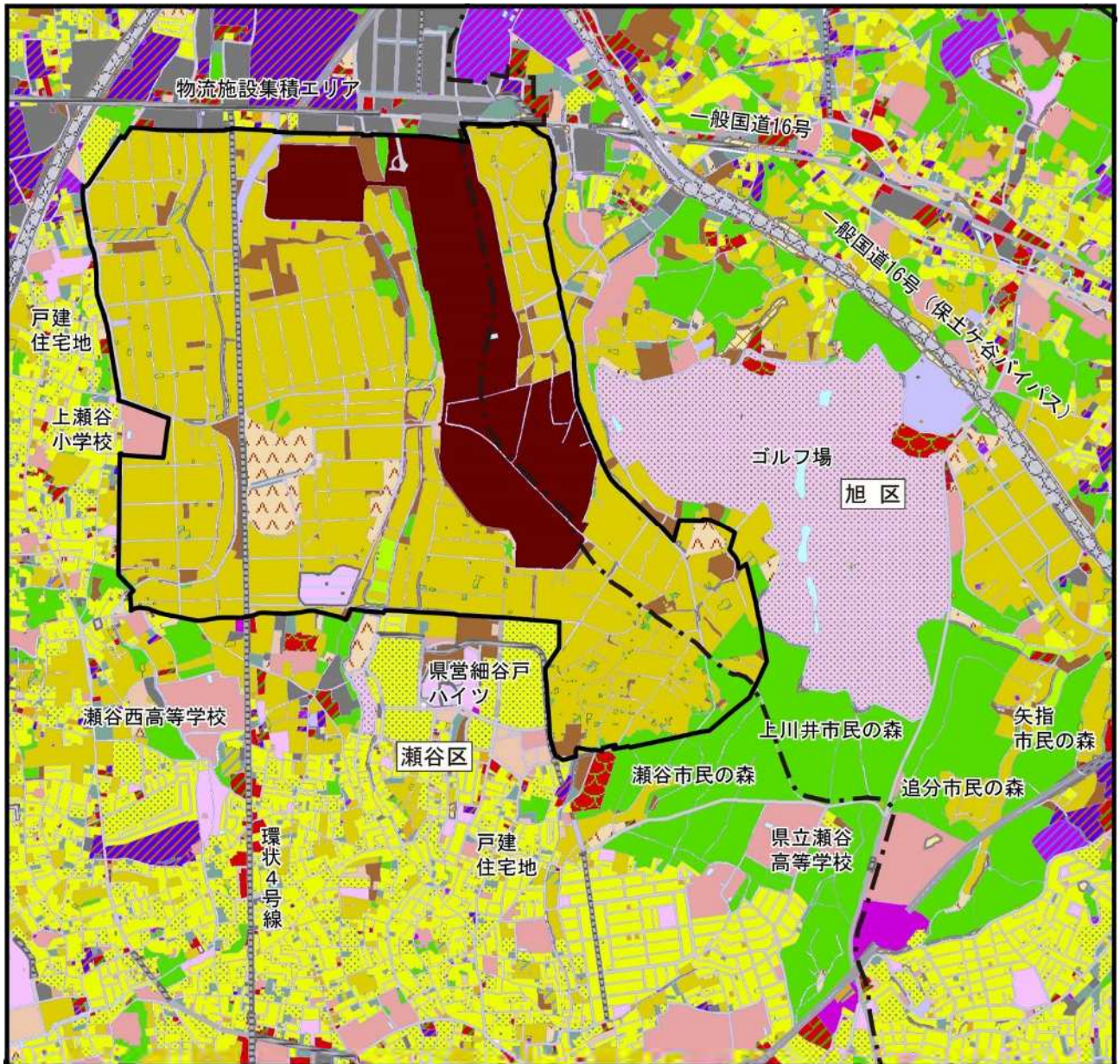
b. 営農意向を踏まえた計画

営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

c. 周辺の土地利用に配慮した計画

旧上瀬谷通信施設地区の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は道路交通の利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が旧上瀬谷通信施設地区の西側に立地しています。

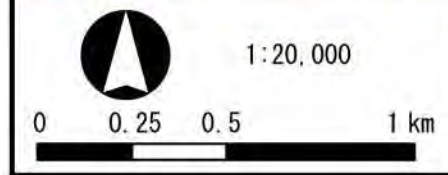
周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリアに隣接する北側へ配置するとともに、環状 4 号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状 4 号線東側へ配置します。



凡例

対象事業実施区域
 - - - - 区界

 田	 住宅用地	 文教厚生用地	 運輸倉庫用地	 駐車場	 道路：その他
 畑	 集合住宅用地	 重化学工業用地	 供給処理施設用地	 その他空地	 道路：15m～22m
 農業用施設用地	 店舗併用住宅用地	 防衛用地	 業務用地	 自動車専用道路	 道路：12m～15m
 平地地山林	 店舗併用集合住宅用地	 都市公園	 商業用地	 道路：幅員22m以上	 道路：6m～12m
 河川・水路	 作業所併用住宅	 ゴルフ場	 宿泊娯楽施設用地	 道路：4m未満	 道路：4m～6m
 湖沼	 商業用地（複合系）	 その他オープンスペース	 公共用地	 未利用地	
 プール・貯水槽	 公共用地	 取壊・改変工事中			
 荒地					
 海浜					
 人工法面等					



資料：横浜市建築局平成 25 年基礎調査データ（地図情報レベル 2500）より作成

図 2.3-21 土地利用現況図

表 2.3-10(1) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599m ² ）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501m ² ）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26m ² ）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{*1} 」を設置
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{*2} 」が設立
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{*2} 」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{*3} 」をいただく
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{*3} 」に対して、意見募集を実施
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{*4} 」を策定
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{*4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{*5} 」としてまとめる
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{*5} 」を改訂
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末までの使用が認められた

表 2.3-10(2) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27.10.1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始
平成 28.3.28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通
平成 28.4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示
平成 28.10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29.3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29.11.27	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30.5.14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表
令和元.6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元.6～11	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行う
令和元.9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認
令和元.11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元.12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2.1	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和 2.1～2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2.3	計画段階環境配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2.3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表
令和 2.7	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書 送付
令和 2.11	環境影響評価方法書に対する県知事意見書 受領
令和 2.12	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 3.2	都市計画決定に向けたオンライン説明会の開催
令和 3.2～3	都市計画決定について、市素案説明会及び縦覧の実施
令和 3.6	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書 送付
令和 3.6	「2027 年国際園芸博覧会の開催申請について」閣議了解
令和 3.11	「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」を設立
令和 3.12	環境影響評価準備書に対する県知事意見書 受領
令和 4.1	環境影響評価準備書に対する市長意見書 公告
令和 4.1	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 送付
令和 4.2	環境影響評価書に対する免許等を行う者の意見書 受領

※ 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること

- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

※2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成17年6月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5回の会議を開催し、検討を行いました。

※3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

※4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

※5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成23年3月に改訂しており、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標として更新しています。

(3) 上位計画

都市計画対象事業は以下に示す上位計画との整合を図りつつ計画の検討をしています。

① 横浜市中期4か年計画 2018～2021

「横浜市中期4か年計画 2018～2021」（横浜市政府政策課 平成30年10月）は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめたものです。併せて、政策を進めるにあたり土台となる取組の行財政運営を示しました。

ア. ねらい

本計画期間中に、横浜の人口は減少が見込まれ、これまで経験したことのない社会状況を迎えることから、人口減少・超高齢化社会が進展するにあたり生じる解決すべき課題や老朽化する公共施設への対応にしっかり取り組み、安全・安心な市民生活を守り、住みたいまち・住み続けたいまちを実現します。

一方、これまでの取組により、計画期間中に国際的なビッグイベントが相次いで開催されるとともに、企業の本社・研究開発拠点の立地、MICE施設や音楽ホールなどの集客施設、ホテルの開業なども予定されており、さらなる飛躍に向けたチャンスが到来しています。また、長年取り組んできた道路や鉄道などの都市インフラ整備も着実に進み、交通利便性の向上が見込まれています。

このようなチャンスをいかし、横浜の魅力を発信し、国内外からの交流人口の増加に結び付け、また、企業や魅力的な集客施設の集積をさらに促すことにより、横浜経済を活性化させ、財政基盤を確保し、都市の持続的な成長・発展を実現します。

イ. 基本姿勢

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組
- ・データ活用・オープンイノベーションの推進
- ・地域コミュニティの視点に立った課題解決

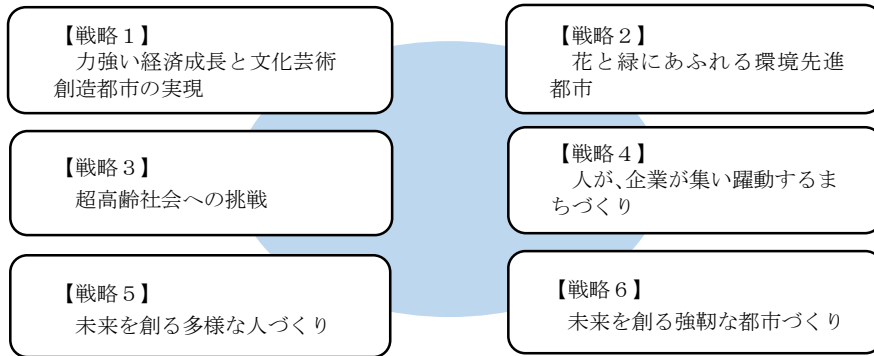
ウ. 計画の構成

計画の構成を図2.3-22に示します。

エ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区に関する記述を抜粋して、表2.3-11に示します。

2030 年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための 6 つの戦略



計画期間 2018 年度～2021 年度の 4 年間の取組

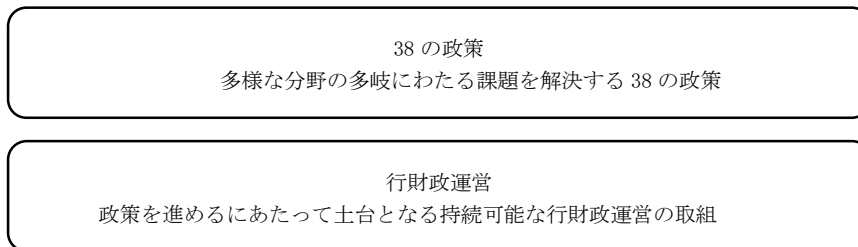


図 2.3-22 「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」の構成

表 2.3-11 「横浜市中期4か年計画 2018～2021」における旧上瀬谷通信施設地区関連記述

戦略4 (2)	人が、企業が集い躍動するまちづくり ～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～		
●戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進 市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。 旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。			
政策21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり		
【政策の目標・方向性】 ・駅やインターチェンジの周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスや周辺環境との調和を図りながら、戦略的な土地利用を推進します。また、都市環境の変化を踏まえた土地利用規制の見直しの検討を進めます。 【現状と課題】 ・神奈川東部方面線・横浜環状道路等の整備や、米軍施設跡地の活用等の機会をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決など戦略性を持った土地利用誘導が必要です。			
【主な事業】			
5	米軍施設の跡地利用の推進	所管	政策局、健康福祉局、環境創造局、都市整備局、道路局等
旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設など市内米軍施設跡地について、地権者等と連携しながら、アクセス道路など周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。			
想定事業量	①旧深谷通信所 事業化検討(都市計画決定) ②旧上瀬谷通信施設 土地利用(基本計画策定等)・周辺まちづくりの推進 ③根岸住宅地区 土地利用検討(跡地利用基本計画素案策定) 【直近の現状値】29年度：①跡地利用基本計画策定 ②・③土地利用検討	計画上の見込額	66億円

② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「整開保」といいます。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下、「三方針」といいます。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

地域の自主性及び自立性を高めるという平成 23 年 8 月の都市計画法の改正の趣旨を踏まえれば、横浜市が整開保及び三方針（以下、「整開保等」といいます。）並びに線引きの都市計画決定権限を有することで、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが強く求められています。

また、横浜市内の人口変動・高齢化、企業活動の変化、環境や防災に対する市民意識の高まりなどに加えて、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変化してきており、横浜市の持続的発展に向けては、人や企業の呼び込みによる地域の活性化（若年層や子育て世代の流入促進、雇用機会の創出）や、継続的な成長・発展につながる都市づくり（都市基盤の整備効果の最大限の活用、市経済の発展、港湾機能強化）を進める必要があります。

このため、横浜市の目指すべき都市の将来像を示す整開保等及び線引きの見直しにあたっては、今後の横浜市を取り巻く社会状況や都市環境の変化に柔軟に対応するとともに、従来の枠組みにとらわれず、次世代への布石として骨太な未来のまちづくり戦略を描くことが重要です。

ア. 目標年次、基本理念等

目標年次、基本理念等は表 2.3-12 に示すように定められています。

表 2.3-12 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 3 月）による
都市計画の目標

事項	記事
目標年次	基準年次 2010 年 目標年次 2025 年
都市づくりの基本理念	～新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり～ ・超高齢社会や将来の人口減少社会の到来を見据え、環境に配慮した持続可能な都市の構築 ・港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり ・市民生活の利便と安全安心を支えるとともに、国際競争力の強化を図るための基盤づくり
都市構造及び地域毎の市街地像	・横浜型のコンパクトな市街地形成 ・魅力的な市街地の形成 横浜都心、新横浜都心 郊外部の鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地 産業拠点 広域的な機能連携軸 都市に潤いを与える「緑の 10 大拠点」

イ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区の利用に関する記述を抜粋して、表 2.3-13 に示します。

表 2.3-13 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成 30 年 3 月)における
旧上瀬谷通信施設地区利用関連記述

方針		旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	(2) ウ. 線引きの見直し(ア)	横浜型のコンパクトな市街地形成を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域を市街化区域へ編入し、鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地、既存施設の機能更新が見込まれる業務・工業系用地及び港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地において、戦略的・計画的に土地利用を進める区域及び市街化区域の縁辺部等においてまちづくりが進められる区域は、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて随時市街化区域へ編入する。
4. 主要な都市計画の決定の方針	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ④ 市街化調整区域の土地利用の方針	エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等の都市基盤施設の整備効果を最大限に生かすことや、米軍施設跡地等の大規模土地利用転換にも適切に対応するとともに、横浜市の魅力である良好な緑や農の保全などとのバランスを図りながら、新たな投資の喚起や民間活力を誘導した機能強化など、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る必要がある。 次の地区について、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて市街化区域へ編入する。 (ア) 都市基盤の整備に合わせた土地利用転換を進める地区 ・ 鉄道駅や高速道路インターチェンジの整備が予定されている地区 ・ 米軍施設跡地
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	② 主要な施設の配置の方針 イ 都市高速鉄道等 旧上瀬谷通信施設の跡地利用などの大規模な開発等に対応するため、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向を踏まえつつ、中量軌道等の新たな交通の導入について検討を進める。
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	② 主要な水・緑環境の配置の方針 ア 拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てる (ア) 緑の 10 大拠点の水と緑をまもり・育てる 緑の 10 大拠点(こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺)を水・緑環境を優先的に保全・活用する地区とし、次世代に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、広域的なレクリエーション需要を充足する公園などの整備、地域にふさわしい緑化を進める。併せて各種制度を活用しながら農地を保全する。

③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン

「旭区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」（横浜市 平成 25 年 3 月）を前提とし、関連する「分野別計画」との整合を図るとともに、区のおおむね 20 年後を見据えた将来像を示し、区民と協働してまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針として策定しています。

「旭区プラン」は、平成 30 年 11 月に改訂されており、その中で目指す将来像は、表 2.3-14 のように定められています。

表 2.3-14 「旭区プラン」における目指す将来像

いつまでも住み続けたいまち～安心・健やか・ふるさと 旭～		
安心	安心して安全に暮らせるまち	→防災と防犯の方針
健やか	誰もが快適に移動できるまち	→交通の方針
	生き生きと活動し、交流できるまち	→魅力と活力の方針
ふるさと	いつまでも住み続けられるまち	→土地利用の方針
	豊かな自然と身近にふれあえるまち	→環境の方針

以下に「旭区プラン」のまちづくりの方針の中で、都市計画対象事業に関連した記述を抜粋して、表 2.3-15 に示します。

表 2.3-15 「旭区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

各方針	旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
ア 土地利用の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧上瀬谷通信施設については、緑や農の保全とのバランスを図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した土地利用の具体化を図ります。 <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 6 月に返還された旧上瀬谷通信施設は、施設面積が（瀬谷区側と合わせて）約 242ha にもなる広大な土地であり、農地や豊かな自然が広がっています。将来の土地利用に向けて、地権者や区民等の意向も踏まえ、地区の特徴を最大限生かした土地利用基本計画の策定が必要となっています。 <p>c. 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的な課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。
イ 環境の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多彩な緑環境を保全するとともに、市街地においては、緑化を推進しつつ、点在する緑地や河川などの環境資源を有機的に結び、水と緑のネットワークを形成することで、多くの人が緑に触れる機会を増やしていく取組を進めます。 ・旭区の魅力資源として優良な農地を保全するとともに、農にふれあう機会を提供する取組を進めます。 <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の 10 大拠点」のうち 4 か所が区内にあり、緑被率が 35.0%（平成 26 年）と横浜市全体での緑被率 28.8%を上回っています。減少幅も平成 13 年以降鈍化していることから、緑の保全策による一定の効果が確認されています。しかし、住宅街や駅周辺などの市街地は緑が少なく、市街化調整区域においても開発などにより緑の減少が見られます。 <p>c. 方針</p> <p>【緑の保全と創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全 区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全します。 ・緑の拠点の魅力向上 緑の 10 大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」「三保・新治地区」「大池・今井・名瀬地区」「上飯田・和泉・中田周辺地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用します。 ・農的空間の活用 上川井農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の土地利用の具体化にあわせて農地の保全、営農環境の充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。 ・生物多様性の保全 生物多様性を保全するため、樹林地と農地が一体となった豊かな里山環境を次世代に引き継いでいきます。 ・水環境の保全 平常時の河川水量の確保、貴重な湧水の保全のほか、市街地の雨水流入量の増大を抑制するため、樹林地や農地の保全、公園の整備を進め、健全な水環境の回復を図ります。また、雨水浸透ます、雨水貯留施設、透水性舗装などの設置を促進します。

④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン

「瀬谷区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」(横浜市 平成 25 年 3 月)を前提とし、区のおおむね 20 年後を見据え、望ましい瀬谷区の将来像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

「瀬谷区プラン」は、平成 29 年 3 月に改訂され、その中でまちづくりの基本理念は、表 2.3-16 のようになっており、「瀬谷区プラン」の策定時(平成 17 年)から継承されています。

表 2.3-16 「瀬谷区プラン」における目指す基本理念

身近に水と緑の環境がある、安全で安心できる暮らし 健康で、生き生きとした暮らし 様々な人が互いにつながり、地域で支え合う暮らし

「瀬谷区プラン」においては、都市計画対象事業に関連する記述が多数ありますが、将来都市構造の中において「旧上瀬谷通信施設の跡地利用について」としてまとめられている部分を図 2.3-23 に抜粋します。

これまで米軍の施設として使用されていた瀬谷区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設は、平成 27 年 6 月に返還されました。

旧上瀬谷通信施設の面積は約 242ha と、みなとみらい 21 地区の約 1.3 倍にも及び、市内で過去最大の返還面積となります。まとまった農地を擁する緑豊かな空間であり、横浜町田インターチェンジにも近いことから、跡地利用について大きな可能性を有しています。

跡地利用にあたっては、地権者との話し合いや市民の意見を伺いながら検討を行い、この地区の特徴を最大限に活かしたビジョンをしっかりと描き、全市的・広域的な課題への対応、地域の活性化等が図られるよう、計画の具体化を進めていきます。

瀬谷区プランにおける旧上瀬谷通信施設の方針の記載

3. 瀬谷区の目標とする都市像

3. 将来都市構造

区北部の都市構造については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用により、大きく変化することも考えられます。

4. 部門別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

③ 緑農地域

・旧上瀬谷通信施設については、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用も含めた、土地利用を誘導します。

2. 都市の活力・魅力の方針 ①－b. 瀬谷駅周辺

・旧上瀬谷通信施設の最寄駅として、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携したまちづくりを進めます。

3. 都市環境の方針 ②－a. 北の拠点

・上瀬谷農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、緑地や農地の保全、新しい営農環境の創出や充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。

4. 都市交通の方針 【基本的な考え方】

・旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、必要な道路、公共交通等の基盤整備を検討します。

図 2.3-23 「瀬谷区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

⑤ 横浜市水と緑の基本計画

水と緑を一体的にとらえた総合的な計画として策定された計画です。計画の目標は、表 2.3-17 に示すとおりです。

表 2.3-17 「横浜市水と緑の基本計画」(平成 28 年 6 月)の目標

基本理念	横浜らしい水・緑環境の実現 ～市民・事業者・行政の連携・協働により実現します～
目標像	多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境 《都市の姿》 ・緑が市街地に引き込まれています ・健全な水循環が回復しています ・地域の中で農のある暮らしが息づいています ・都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています ・多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています ・風が都市に引き込まれています 《市民の姿》 ・水や緑との様々な関わりが深まっています
基本指標	水緑率 35%をさらに向上

その中で、対象事業実施区域は緑の 10 大拠点の一つ(川井・矢指・上瀬谷地区)として位置付けられており、「市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用します。」とされています。同地区の取組方針は、表 2.3-18 に示すとおりです。

表 2.3-18 「横浜市水と緑の基本計画」(平成 28 年 6 月)に基づく取組方針
(川井・矢指・上瀬谷地区)

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014 年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・上川井、上瀬谷農業専用地区の活性化を図ります。 ・下川井の農用地区域を中心として都岡地区恵みの里を展開します。 ・旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置付け、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> <水路・水辺拠点等> <ul style="list-style-type: none"> ・小川アメニティ(矢指町 1.3km、瀬谷町 0.9km、東野台 0.3km) <樹林地等> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森(矢指 5.1ha、追分 32.9ha、瀬谷 19.1ha、(仮称)上川井 10.1ha) ・特別緑地保全地区(追分 8.4ha、川井 5.3ha、上川井町中田谷 3.1ha、上川井町堀谷 1.5ha) <農地> <ul style="list-style-type: none"> ・都岡地区恵みの里 ・農業専用地区(上川井 35.3ha、上瀬谷 92.0ha) ・農用地区域(108.5ha) <公園等> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場(64.0ha)

⑥ 横浜都市農業推進プラン

「横浜市水と緑の基本計画」や「横浜市中期4か年計画2018～2021」に基づき、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望し、5か年計画（2019～2023年）として策定されたものであり、その概要は表2.3-19に示すとおりです。

表2.3-19 「横浜都市農業推進プラン」の概要

基本理念	活力ある都市農業を未来へ	
目標とする姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されています。 ●良好な農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。 ●市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進んでいます。 	
計画の柱1	<p>持続できる都市農業を推進する。</p> <p>将来にわたり持続可能な都市農業を目指し、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進を図ります。</p>	<p>施策1. 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興</p> <p>事業1. 市内産農畜産物の生産振興</p> <p>事業2. 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援 旧上瀬谷通信施設の農業振興策の策定</p> <p>事業3. 生産基盤の整備と支援</p> <p>施策2. 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援</p> <p>事業4. 農業の担い手の育成・支援</p> <p>事業5. 農業経営の安定対策</p> <p>施策3. 農業生産の基盤となる農地の利用促進</p> <p>事業6. 農地の貸し借りの促進</p> <p>事業7. まとまりのある農地等の保全</p>
計画の柱2	<p>市民が身近に農を感じる場をつくる。</p> <p>良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組と、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。</p>	<p>施策1. 農に親しむ取組の推進</p> <p>事業1. 良好な農景観の保全</p> <p>事業2. 農とふれあう場づくり</p> <p>施策2. 地産地消の推進</p> <p>事業3. 身近に農を感じる地産地消の推進</p> <p>事業4. 市民や企業と連携した地産地消の展開</p>

⑦ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画

旧上瀬谷通信施設の敷地の約45%が民有地となっていることから、地権者との意見交換や、市民からの意見、要望などから土地利用を検討し、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を令和元年12月に公表し、市民意見募集を行いました。寄せられた意見を踏まえ、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を令和2年3月に策定しました。

「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」におけるまちづくりのコンセプト及び土地利用については図2.3-24に示すとおりです。

まちづくりのコンセプト

まちづくりのテーマ

郊外部の新たな活性化拠点の形成
～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～

【方針1】
多様な交流による、
賑わいと活気のあるまち

【方針2】
活力ある都市農業と緑を
いかした魅力あるまち

【方針3】
将来にわたり、安全安心
で、利便性の高いまち

旧上瀬谷通信施設は、米軍施設として利用されてきたため、約 70 年間にわたり土地利用の制限を受けながら、地権者を中心に農業が営まれてきました。

そのなかで、今ある緑や農地を保全しつつ、ここでしかできない新たなコトやモノを創出することで、世界中のヒトやモノを惹きつける魅力ある空間を実現し、豊かな自然環境をいかした、郊外部の活性化を目指していく必要があります。

土地利用

土地利用の内容

農業振興 ゾーン

賑わい施設などと連携した農産物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を楽しむ農体験、ICT などを活用した質の高い農産物の安定生産と直売所等による「収益性の高い農業」の展開、大学と連携した農業技術の研究など、他の地域へも波及する新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。

観光・賑わい ゾーン

テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成します。

物流ゾーン

東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成します。

公園・防災 ゾーン

国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）などを形成します。

<ゾーンの連携>

各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間 1500 万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。

図 2.3-24 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」のまちづくりのコンセプト及び土地利用

(4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

① 配慮書時点の対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

ア. 複数案等について

対象事業実施区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用の方向性については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえると、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

計画段階環境配慮書では、事業の位置および規模について複数案を設定することが基本となっていますが、このような背景から、都市計画対象事業においては、旧上瀬谷通信施設全域での事業実施が必要となるため、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案は設定しませんでした。また、土地区画整理事業（都市計画決定を伴うもの）によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、対象事業実施区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、構造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「まちづくり協議会」とともに検討を進めてきました（前掲「2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯」(P.2-28~39)）。

なお、土地利用のゾーンの選定及び配置等については、様々な案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、前掲図2.3-19(P.2-33)に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本としました。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境にも配慮しながら、対象事業実施区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（前掲「②土地利用ゾーンの考え方」(P.2-34~36)）。

イ. 事業計画の概要

事業計画の考え方は表2.3-20、事業計画の土地利用面積は表2.3-21に示すとおりです。

表 2.3-20 事業計画の考え方

<p>事業計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。 ・現況の環境に配慮した計画とします。 ・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。 								
<p>事業計画の 配置の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。 ・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを対象事業実施区域の南側に配置します。 ・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。 								
<p>事業計画</p>	<table border="1" data-bbox="391 1668 1385 1960"> <tr> <td>農業振興ゾーン</td> <td>営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</td> </tr> <tr> <td>公園・防災ゾーン</td> <td>国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</td> </tr> <tr> <td>観光・賑わいゾーン</td> <td>広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</td> </tr> <tr> <td>物流ゾーン</td> <td>交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</td> </tr> </table>	農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア	公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア	観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア	物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア
農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア								
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア								
観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア								
物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア								

表 2.3-21 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積※	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

※：面積には、道路、調整池等を含みます。

ウ. 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響への比較を行いました。

計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置は、表 2.3-22 のとおりです。

表 2.3-22(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	<p>旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

表 2.3-22(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
植物	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
生態系	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホテル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

表 2.3-22(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景 観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

② 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 配慮書における検討結果

配慮書において、環境配慮事項として選定した地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、前掲表 2.3-22 に示す環境保全措置を講じることにより、都市計画対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

イ. 構想段階評価書の状況

都市計画運用指針の改定に伴い取りまとめて公表した「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 構想段階評価書」(横浜市 令和2年1月)において、配慮書における環境面以外に、社会経済面の観点から評価を行いました。その結果、表 2.3-23 に示すとおり、施行区域周辺の土地利用との総合性、区域外との道路ネットワークと、区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性、歩行者自転車の移動性・安全性、郊外部の新たな活性化拠点の形成について確保等がなされていると評価しました。

表 2.3-23 社会経済面の観点からの評価結果

項目	評価結果
<p>都市計画の 一体性・総合 性の確保に 関する評価</p>	<p>施行区域周辺の 土地利用との総 合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーンについて、旭区側は民間ゴルフ場や市民の森の近くに配置し、瀬谷区側は環状4号線西側、既存の住宅地近くに配置することで、営農環境を確保することが可能と評価します。 ・公園・防災ゾーンは、対象事業区域の南東側に配置することで、既存緑地である市民の森とまとまりのある緑地が形成でき、広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点）としての機能が確保されると評価します。 ・物流ゾーンは、対象事業区域の北側に配置することで、既存の物流施設集積エリアと一体となり、操業環境を形成、保全することが可能と評価します。 ・観光・賑わいゾーンは、対象事業区域の中央に配置することで、市街地の連続性が確保され公共施設を効率的に整備できると評価します。ただし、観光・賑わいゾーンの東側には、第3種風致地区が指定されていることから、緑との離隔となる、道路やゾーン外周の緑の配置等を今後検討していく必要があると考えます。 <p>区域外との道路 ネットワーク と、区域内の都 市施設計画と土 地利用計画との 整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域外との道路ネットワークは、主要な地区内道路を、地区外の八王子街道、環状4号線、瀬谷地内線につなげ、交通需要に対応した計画とすることから整合していると評価します。 ・主要な地区内道路と土地利用の関係は、主要な地区内道路を「各土地利用ゾーンへのアクセス」や「観光・賑わいゾーン外周での円滑な交通処理」を考慮して配置していることから整合していると評価します。 ・新たな交通は、「大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するよう導入を図る」としており、土地利用と都市施設の計画は連携していると評価します。 <p>歩行者自転車 の移動性・安全 性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、対象事業区域周辺は自転車通行空間、歩行者空間及び車道は明確に分かれておらず、都市計画対象事業で、主要な地区内道路に自転車通行空間と歩行者空間を確保することで、移動性・安全性は確保されると評価します。
<p>施行区域の 一体的な開 発、整備の必 要性に関す る評価</p>	<p>郊外部の新たな 活性化拠点の形 成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、対象事業区域周辺の産業は、農業や一部物流倉庫などがあるものの大きな産業はありません。このため、テーマパークを核とする集客施設を立地させることで、周辺住民の雇用の場の創出が期待できます。また、現在インバウンド（訪日外国人旅行者）による消費の取り込みが行えていない状況ではありますが、当該施設ができることで、インバウンドによる消費を取り込むことが可能となります。 ・観光・賑わいゾーンに、テーマパークを核とする集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光拠点を形成することで、交流人口の増加が期待できます。また、対象事業区域での一体的な開発、整備を進め、各ゾーンの連携を促進できる事業手法や区域を検討することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することが期待できます。 ・そのため、施行区域の一体的な開発、整備の必要性があると評価します。

資料：「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 ～構想段階評価書(概要版)～」(横浜市 令和2年1月)より作成

上記を踏まえ、配慮書に示した事業計画を基に、詳細な計画を検討しました。

③ 準備書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 対象事業実施区域内におけるグリーンインフラの検討状況

令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、土地利用を実現する基盤整備の考え方として、豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしています。

令和2年度では、地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、グリーンインフラの考え方や取組について検討を行いました。検討内容については、以下に示すとおりです。

今ある緑や農地を保全しつつ、人や企業が集うこと、交流人口の増加による横浜経済の更なる活性化を目標としつつ、国際園芸博覧会で掲げている「自然からの視点」に加えて、「人からの視点」を示し「グリーンインフラ」と「グリーンコミュニティ」のあり方を提示するというグリーンインフラの考え方を継承することを基本に、「環境保全・改善」、「防災・減災」、「景観」、「グリーンコミュニティ」の4つの視点から、まずは農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災等用地）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか、検討を行いました。

令和3年度では、令和2年度に行った検討内容を基に、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行い、「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けて検討を行いました。グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容は、図2.3-25に示すとおりです。

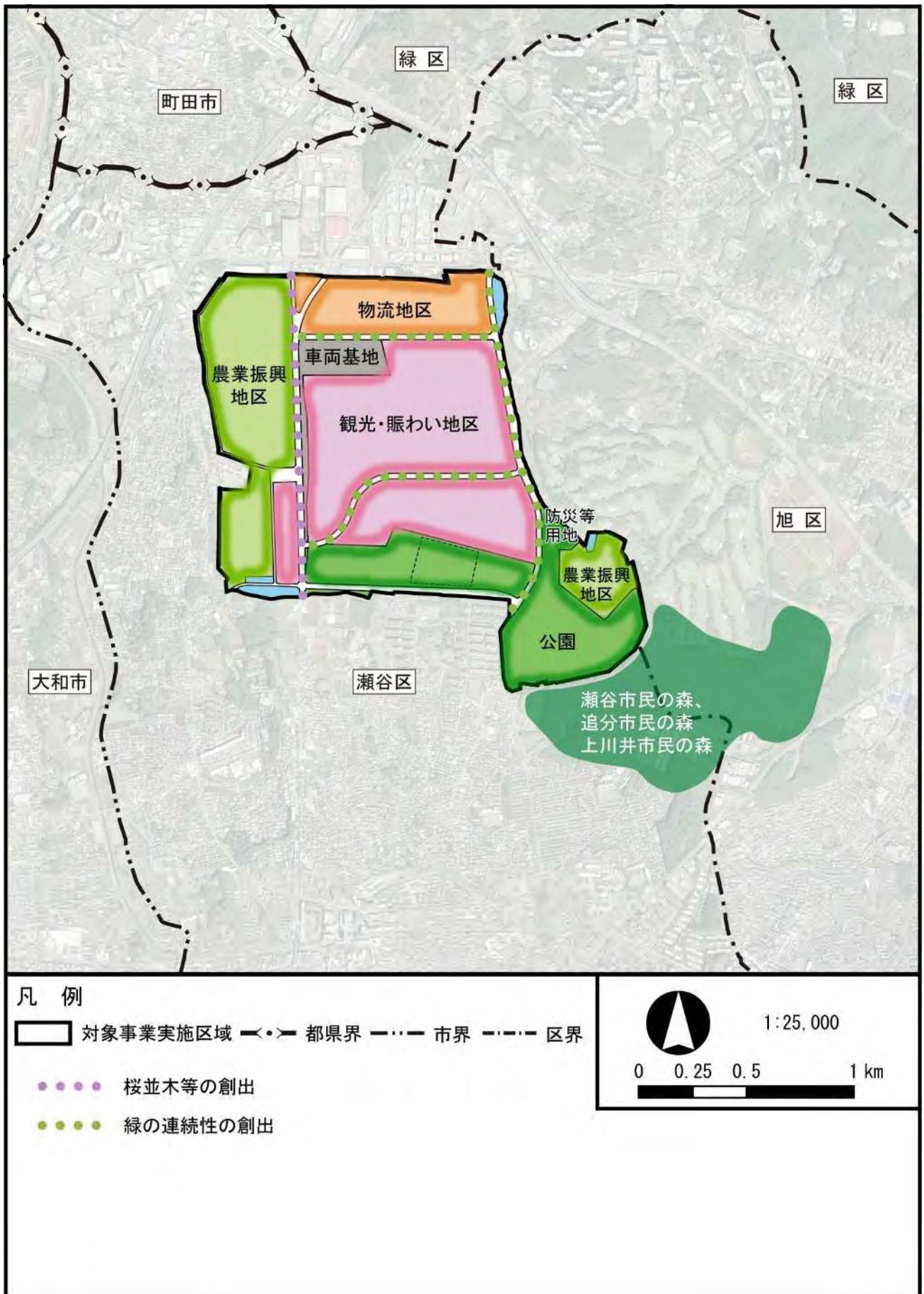


図 2.3-25(1) グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容

■グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容



	農業振興地区	道路	民有地 (観光・賑わい、物流)	公益的施設用地
環境保全 ・改善	<ul style="list-style-type: none"> 既存の表土（黒土、赤土）の再利用 畑かんがいがいい施設の整備による農業生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 既存木の残置や移植による利活用 公園の緑や農地との連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹と一体となった緑空間創出 壁面・屋上緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 草地の一部保全 既存木の残置、活用
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制 透水性・保水性舗装の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 透水性・保水性舗装の活用 雨水浸透槽等の活用 雨水貯留浸透蓋壁の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 透水性・保水性舗装の活用 雨水浸透槽等の活用 雨水貯留浸透蓋壁の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における広域的な防災拠点
景観	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による農景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地隣接地や農業振興地区と調和した、新たな景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 広大な草地の景観の保全・創出
グリーン コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい施設などと連携した農作物の取穫体験 	<ul style="list-style-type: none"> 道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の各地区と連携し、活動が生まれるコミュニティ活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出

図 2.3-25(2) グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容

イ. 海軍道路の桜並木の検討状況

海軍道路の桜並木は、横浜市瀬谷区を代表する桜のスポットであり、区民から親しまれている空間です。一方で、植樹から40年近く経過しており、老木化も進んでいることにより、台風被害による倒木が発生しています。(平成30年：2本、令和元年：2本) また、対象事業実施区域内における海軍道路は、2車線から4車線に拡幅される予定であることから、現状の桜並木を残すことは困難となっています。

そこで旧上瀬谷通信施設のまちづくりや、2027年に開催を予定している国際園芸博覧会を契機とし、令和2年度より、海軍道路の桜並木を今後、どのように再生していくべきか、検討を行いました。

現状の海軍道路の桜並木に対する管理については、道路管理者が健全度調査を行っています。令和2年度の健全度調査の結果は表2.3-24に示すとおりです。

また、令和3年7月から、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を開催しています。第1回懇談会では、海軍道路の桜並木の現状や課題、今後の方向性などについて、参加者と意見交換を行い、第2回懇談会では、現地説明会を実施し、第3回懇談会では、今後の進め方等について、参加者と意見交換を行いました。第4回懇談会以降は、桜並木再生等の整備方針の策定に向けて、具体的な樹種や整備イメージなどについて、参加者と意見交換を行っていく予定です。

表 2.3-24 令和2年度 健全度調査結果

判定	本数	割合
A判定 (健全か健全に近い)	61本	約20%
B1判定 (おおむね健全)	149本	約50%
B2判定 (不健全に近い)	72本	24%
C判定 (不健全)	18本	6%
合計	300本	100%

ウ. 工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書、方法書及び準備書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

また、方法書、準備書において、他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測していた環境影響評価項目（大気質、騒音、振動、水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域社会）につきましては、関連事業の事業者と協議を行い、少しでも環境への影響が低減できるように、協議、調整を行っていきます。

a. 大気質（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械及び工事用車両は、できる限り最新の排出ガス対策型又は排出ガス規制適合型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近く場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、転圧や散水等は適切な時期に逐次行います。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域内を移動する際には必要に応じて敷鉄板の上を通ることを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域の工事用車両出入口付近には、タイヤ洗浄機を設置するとともに、作業員による散水や清掃を逐次行います。

b. 騒音（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低騒音型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近く場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・工区の周囲には、仮囲いを設置します。

c. 振動（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低振動型の物を使用します。

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近く場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

d. 水質（雨水の排水による水の濁り、水の汚れ）

- ・造成箇所は速やかに転圧を行います。法面には、速やかに植栽または養生シートを設置します。
- ・土砂流失防止柵等を設置します。
- ・調整池等の濁水処理施設の設置と適切な管理を行います。

e. 底質（造成工事の実施）

- ・汚染土壌の流出等による底質の汚染を未然に防止するために、土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（汚染状況の把握を含みます。）を行います。

f. その他の水環境（造成工事の実施による湧水の流量）

- ・対象事業実施区域南東部の湧水の分布エリア及びその周辺における帯水層に及ぶ切土工は可能な限り回避します。
- ・草地環境や樹林環境又は農耕地をできる限り保全し又は創出します。
- ・新たに舗装を行う場合は、可能な限り透水性舗装を採用します。

g. 地盤

- ・対象事業実施区域北東部にある土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を得た上で、法面の傾斜度を 30° 未満、傾斜地の高さを 5 m 未満とします。

h. 土壌（土壌汚染）

- ・国による適切な対応後、事業者が土地を造成する際には、改めて事業者により「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。
- ・掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬に当たっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4 版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 31 年 3 月）に準じるものとします。また、処理・処分は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する

- ガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壤環境課 平成 31 年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行います。
- ・造成工事において予期せぬ廃棄物等が確認された場合には、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（財団法人土木研究センター 平成 21 年 10 月）により、適切な対応を行います。

i. 動物

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・猛禽類を始めとする、貴重な種の繁殖時期に配慮した施工計画とし、建設機械は低騒音型を採用します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。

j. 植物

- ・保全対象種の生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

k. 生態系

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息、生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

l. 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域内においても他の工区と連携を取り合い、対象事業実施区域の全体においても工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。

m. 廃棄物等

- ・建設発生土は、対象事業実施区域内でできる限り利用するとともに、関連事業の事業者と調整を図ることで、可能な限り場外搬出量の低減を図ります。

- ・できる限り廃棄物等が発生しないように抑制を行います。
- ・排出された廃棄物は、分別を徹底するとともに、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない廃棄物は適正に処理します。

n. 温室効果ガス（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・建設機械や工事用車両は、できる限りエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、省エネ運転に努めます。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

o. 地域社会（工事用車両の運行）

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くで工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・交通に伴う安全への配慮を促進します。

p. 文化財等

- ・造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。そのうえで文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、改めて関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、都市計画対象事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

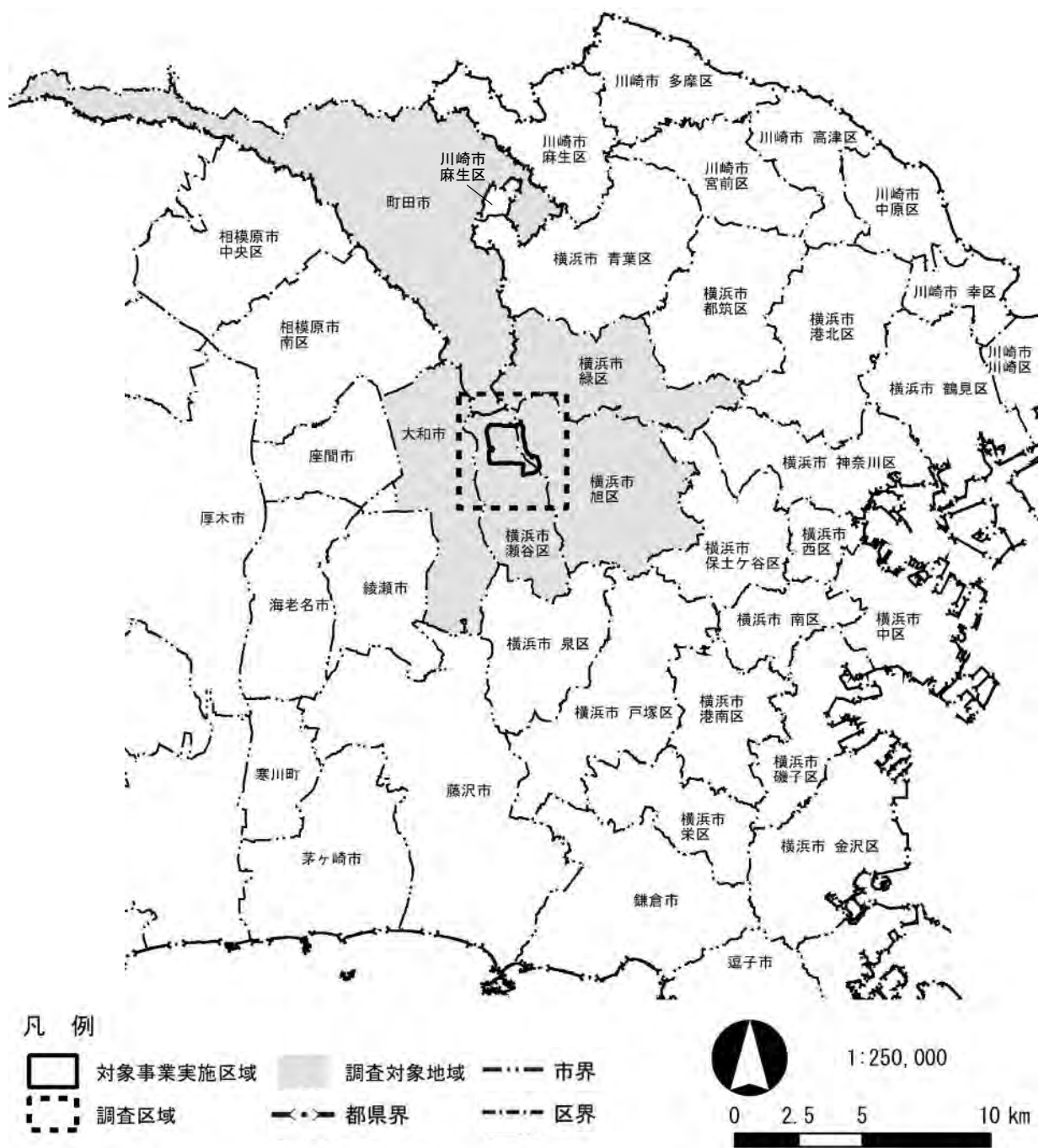


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）の位置は図 3.2-1(1)に、令和 2 年の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和 2 年の平均気温は 17.0℃、平均湿度 70%、平均風速 3.6m/s、最多風向は北、降水総量 1,687.5mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和 2 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	17.0	7.8	8.9	11.2	13.4	19.7	23.4	24.4	29.1	24.6	17.9	14.7	8.8
最高気温 (℃)	36.4	18.9	18.5	23.8	23.6	29.2	32.3	32.1	36.4	34.1	27.4	24.3	16.9
最低気温 (℃)	0.0	1.3	0.0	0.7	5.9	11.2	17.7	17.8	22.1	15.9	11.1	6.8	1.4
平均湿度 (%)	70	63	54	64	63	73	80	87	75	81	72	64	59
平均雲量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.6	3.4	3.7	4.1	4	3.6	3.4	3.9	3.1	3.7	3.4	3.3	3
最多風向	北	北	北	北	北	南南西	南南西	南南西	南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2,005.1	157.9	203.2	172	218.2	185	139.1	61.2	298.2	124.3	121.3	155.7	169.0
日照率 (%)	45	51	65	47	56	43	32	14	72	33	35	50	56
降水総量 (mm)	1,687.5	124.5	32.5	166.5	244.5	97.5	242.5	378.5	48.0	107.0	219.5	9.0	17.5

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1(2)に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の 5 年分（平成 27 年度～令和元年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.6km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.7km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）によると、平成 2 年度から 30 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

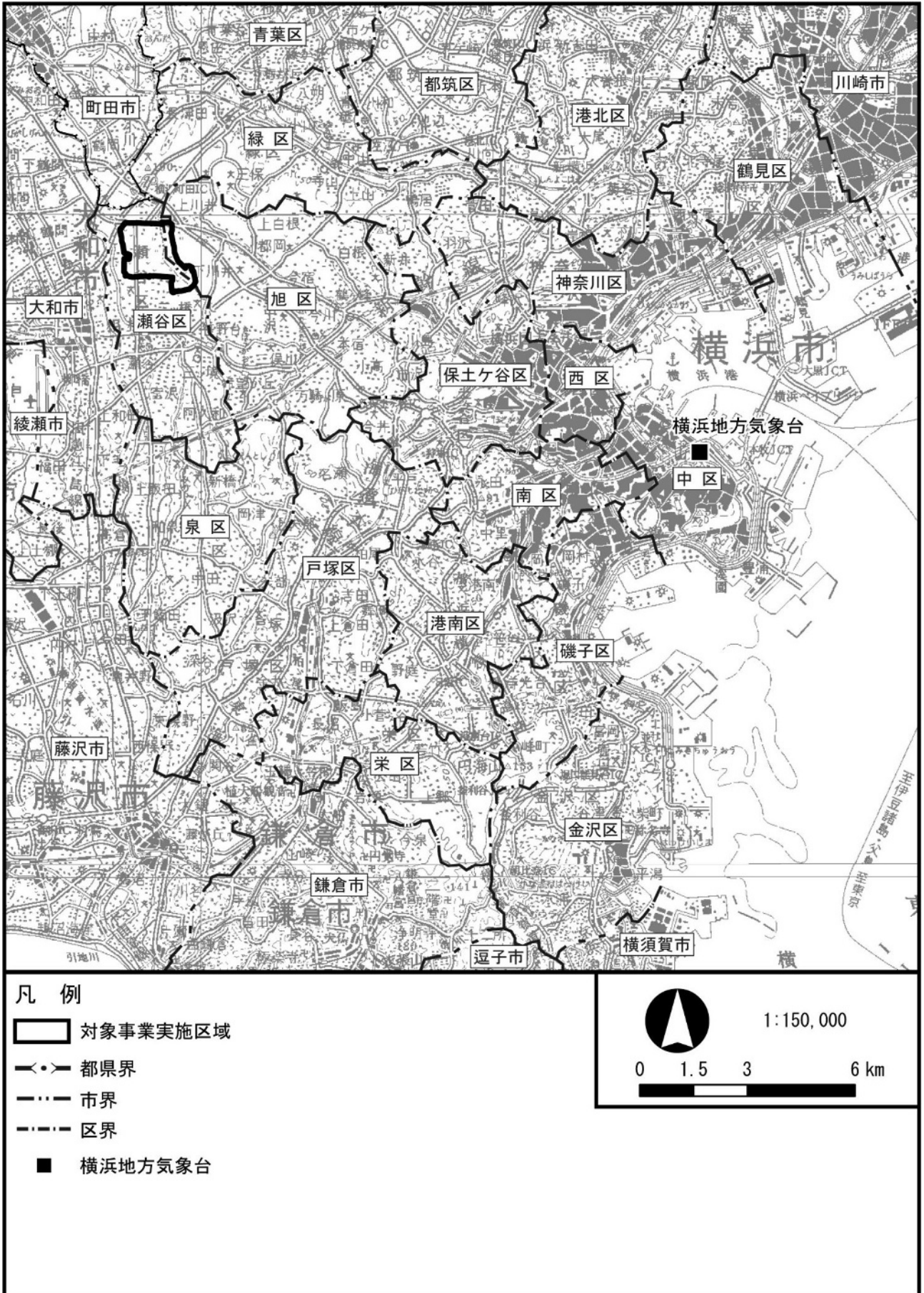
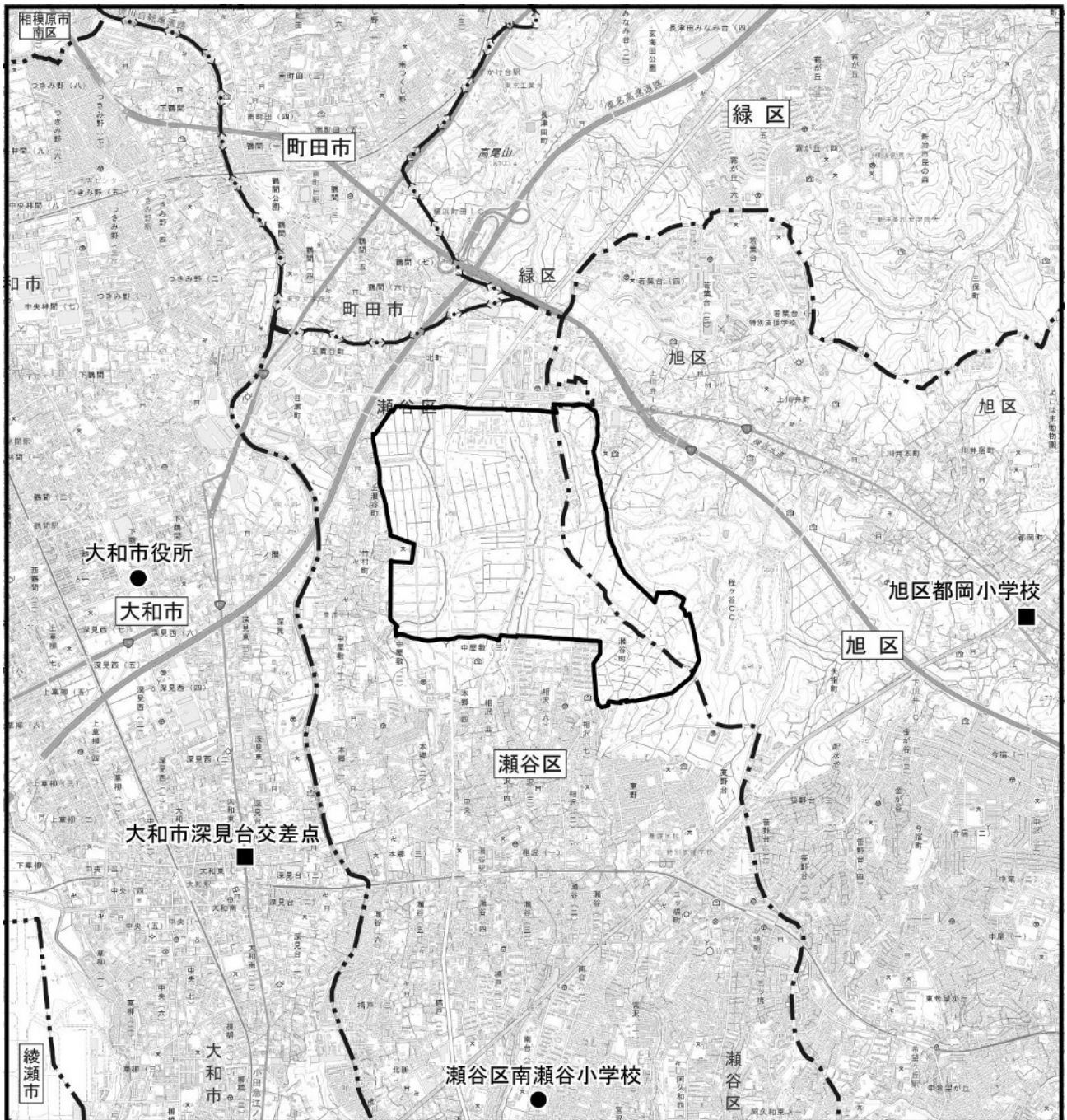
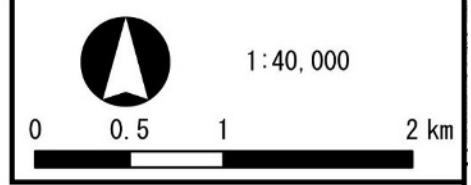


図3.2-1(1) 横浜地方気象台の位置



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



資料：「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「平成 27 年度～令和元年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

図 3.2-1(2) 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価	【98%値評価】 日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{*2}) 以内であること。 【環境基準】 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{*2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1：2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※2：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 27	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 27	0.003	0.005	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

資料：「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「平成 27 年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3. 2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 27	0.023	0.059	無	0	1	○
	平成 28	0.022	0.053	無	0	0	○
	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 27	0.019	0.042	無	0	0	○
	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 27	0.025	0.062	無	0	0	○
	平成 28	0.022	0.044	無	0	0	○
	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 27	0.017	0.039	無	0	0	○
	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 27	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成 28	0.6	1.1	0	無	0	○
	平成 29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成 30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 27	0.2	0.6	0	無	0	○
	平成 28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成 29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成 30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成27	0.015	0.033	0	0	○
	平成28	0.013	0.030	0	0	○
	平成29	0.013	0.030	0	0	○
	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
大和市役所 測定局	平成27	0.018	0.032	0	0	○
	平成28	0.017	0.032	0	0	○
	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成27	0.020	0.042	0	0	○
	平成28	0.020	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.038	0	0	○
	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成27	0.019	0.036	0	0	○
	平成28	0.018	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 27	13.8	27.7	1	○
	平成 28	11.8	28.0	0	○
	平成 29	12.1	26.3	1	○
	平成 30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
大和市役所 測定局	平成 27	13.4	30.9	1	○
	平成 28	11.8	26.8	0	○
	平成 29	10.7	23.1	0	○
	平成 30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成 27	13.5	31.0	1	○
	平成 28	12.0	26.5	0	○
	平成 29	11.7	25.6	1	○
	平成 30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○

注：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 27	0.031	85	381	×
	平成 28	0.031	67	319	×
	平成 29	0.031	62	312	×
	平成 30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
大和市役所 測定局	平成 27	0.026	46	172	×
	平成 28	0.027	35	121	×
	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×

注：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1年間で昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 19	0.036	○
	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○
	平成 30	0.013	○

注：1. 平成19年度からは2年毎、平成21年度からは3年毎の測定

2. 環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：複数回の測定値の年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、県道瀬谷柏尾（地点番号：1）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）、一般国道 16 号（地点番号：8）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）、一般国道 467 号（地点番号：7）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	66	70	61	65	H27
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整区域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	一般国道 16 号	町田市鶴間 1685-2	準工業地域	C	○	72	70	71	65	H28
9	東名高速道路	町田市鶴間 1582	第一種低層住居専用地域	A	○	57	70	55	65	H28

- 注：1. 特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。
2. 網掛けは、環境基準に不適合
※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下
3. 地域の類型は以下のとおりです。
A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
4. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。
昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時
5. 等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。
6. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 27 年度～平成 28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
「令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
「快適な生活環境のために 一平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
「2016 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台四丁目 4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注：1. 環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

2. 地域の類型及び時間帯は、前掲表 3.2-4 (P.3-12) 注：3. 及び 4.。

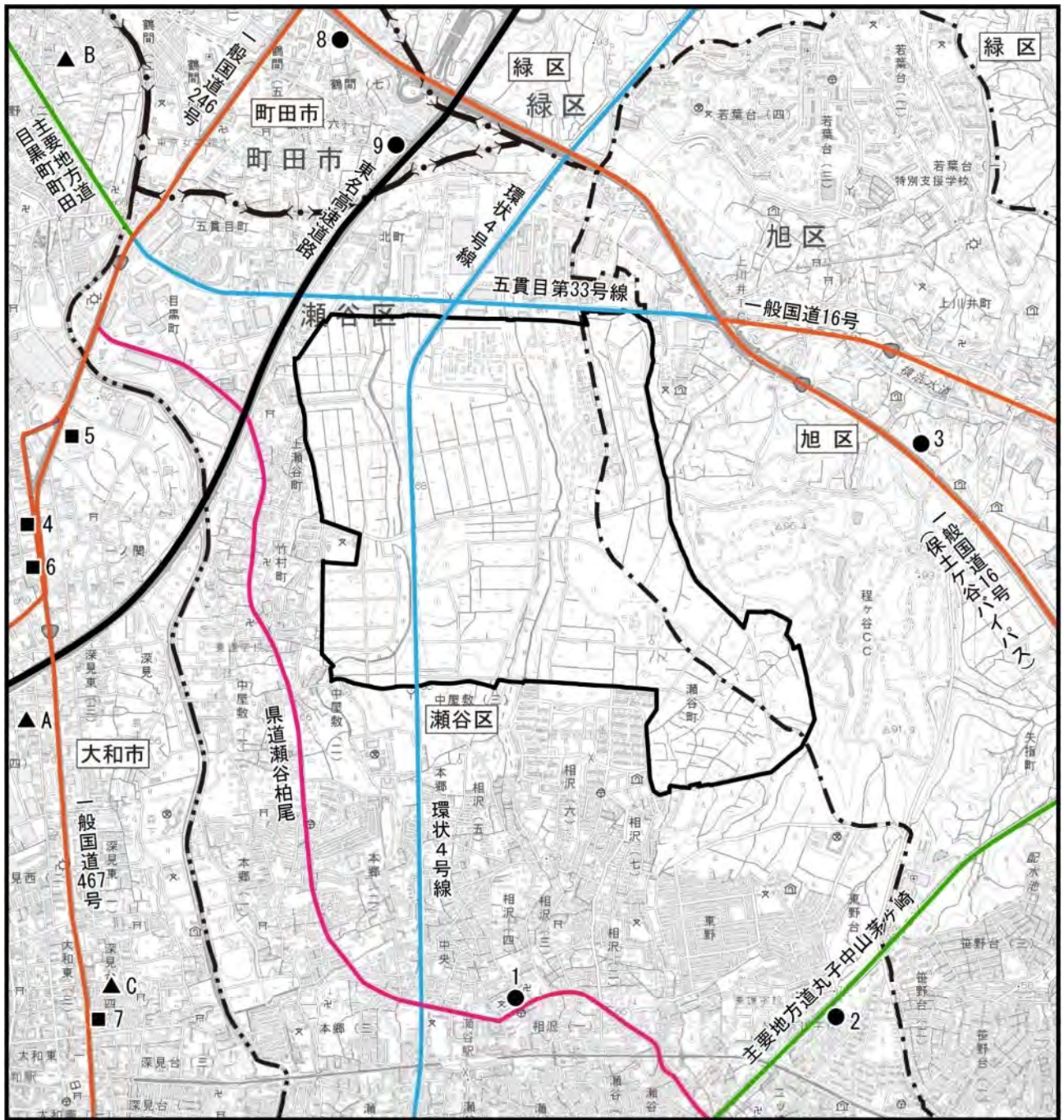
3. 等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

4. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ―平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害―」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

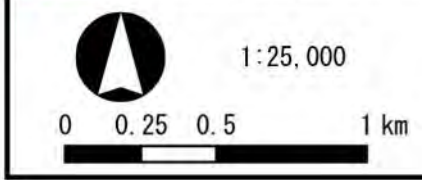
③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音・振動測定地点
- 一般環境騒音測定地点



注：地点番号は表3.2-4、表3.2-5及び表3.2-6に示す地点番号と対応しています。
 資料：「平成27年度～平成28年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「快適な生活環境のために 一平成29年度～令和2年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「2016年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-2 騒音・振動測定地点図

(4) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号 4、5 及び 6）と一般国道 467 号の 1 地点（地点番号 7）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

なお、調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル 単位：dB（デシベル）				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	第 1 種区域	47	65	42	60	R1

注：1. 網掛けは、要請限度値を超過

2. 要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

3. 区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

4. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

5. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

3.2.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、大門川、相沢川、堀谷戸川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の周辺では、東側には帷子川、西側には境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川が $0.021\text{m}^3/\text{s}$ 、相沢川が $0.017\text{m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が $0.034\text{m}^3/\text{s}$ 、帷子川が $3.150\text{m}^3/\text{s}$ 、和泉川が $0.047\text{m}^3/\text{s}$ 、境川が $0.265\sim 2.130\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長 (m)	流域面積 (km ²)
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) ※ ²	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) ※ ²	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,510	11.5
		その他 (横浜市管理) ※ ¹	—	—
	大門川※ ¹	その他 (横浜市管理)	—	—
相沢川	準用河川	2,158	4.3	
	その他 (横浜市管理) ※ ¹	—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		その他 (横浜市管理) ※ ¹	—	—
		公共下水道※ ¹	—	—
	堀谷戸川※ ¹	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川※ ²	540	—
		その他 (横浜市管理) ※ ¹	—	—
	二俣川※ ¹	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川※ ²	準用河川	1,000	—
くぬぎ台川※ ²	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) ※ ²	2,200	—
		その他 (横浜市管理) ※ ¹	—	—

※¹：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

※²：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注：1. 河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川

その他：上記以外の河川 (普通河川)

2. 大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和3年4月閲覧)

「計画28河川」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和3年4月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川企画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和3年4月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m ³ /s)	備考
境川	境川	1	鶴間橋 (町田市)	0.265	
	境川	2	鶴間一号橋	0.568	
	境川	3	鶴間橋 (大和市)	0.578	
	境川	4	新道大橋	2.130	
	和泉川	5	鍋屋橋*	0.047	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	
	相沢川	7	童橋	0.017	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	
	新井川	12	分水路際	0.058	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	
	帷子川	14	水道橋*	3.150	図 3.2-3 の図郭外

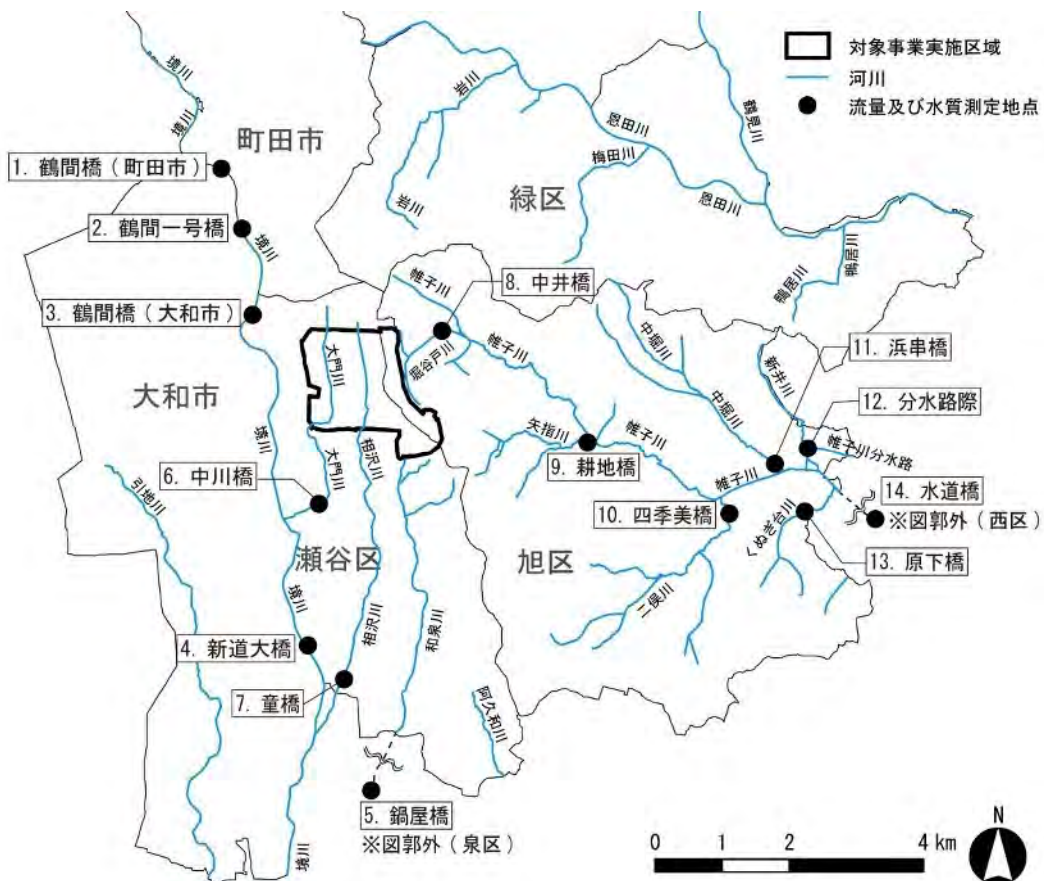
※：表中の No. は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示す番号と対応しています。なお、和泉川の No. 5 鍋屋橋及び帷子川の No. 14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注：流量は年平均値です。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



注：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。

資料：「国土数値情報 (河川データ・平成 20 年度)」

(国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

図 3.2-3 河川図

また、調査区域における湧水の分布状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-4 に示すとおりです。対象事業実施区域の北東側及び南東側の周辺に湧水がみられます。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

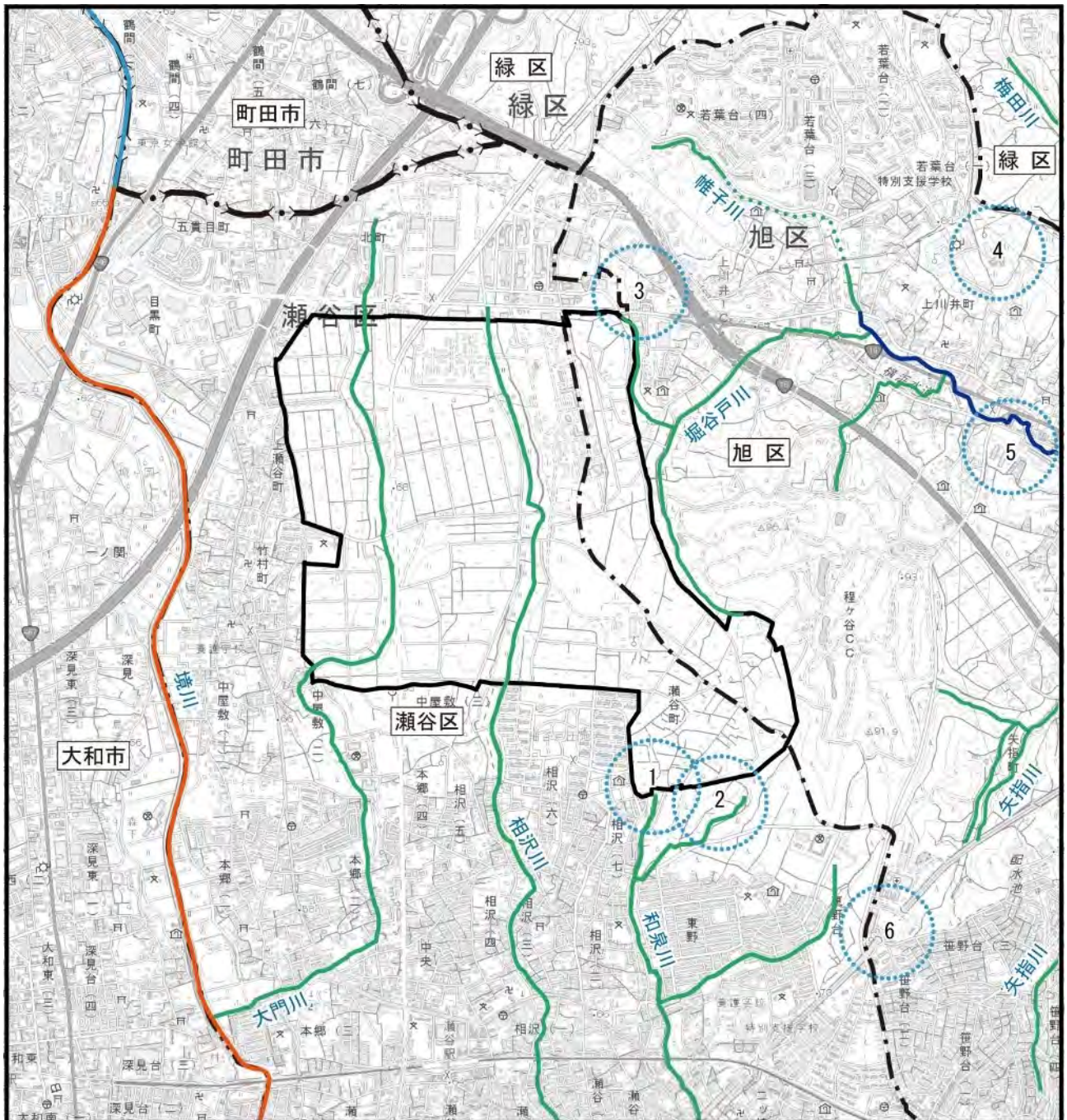
表 3.2-9 湧水の分布状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 1 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 2 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区上川井町
5	横浜市旭区	—	旭区川井本町
6	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注：番号は図 3.2-4 に示す番号と対応しています。

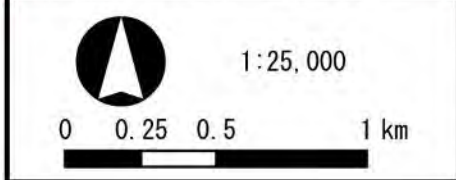
資料：「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月）



凡例

- | | | | |
|--|----------|--|-------------------|
| | 対象事業実施区域 | | 二級河川（県管理区間） |
| | 都県界 | | 二級河川（都管理区間） |
| | 市界 | | 二級河川（県管理市施行・維持区間） |
| | 区界 | | その他（横浜市管理） |
| | 公共下水道 | | 湧水的位置 |



注：1. 湧水的位置の番号は表3.2-9の番号と対応しています。
 2. 調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年 3 月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年 4 月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月）

図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域水質及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、D0、BOD、SS は、最近 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の D0、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、D0、BOD は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名		年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H27	7.5	10.2	1.7	2	-
					H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
					H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					R1	-	-	-	-	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H27	7.7	10.8	1.3	3	-
					H28	7.9	10.8	1.3	2	-
					H29	8.0	10.7	1.0	3	-
					H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H27	7.7	10.1	0.8	3	1.1×10 ⁴
					H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 ⁴
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 ³
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10 ³
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10 ³
	境川	D	4	新道大橋	H27	7.4	8.5	2.8	4	5.3×10 ³
					H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 ⁴
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 ³
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10 ⁴
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10 ³
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H27	8.4	12.2	1.1	-	-
					H28	8.4	13.1	1.7	-	-
					H29	8.1	11.3	1.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
大門川	D	6	中川橋	H27	9.6	12.9	3.3	-	-	
				H28	9.0	14.5	1.1	-	-	
				H29	9.8	12.1	2.3	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H27	7.7	11.5	1.2	-	-	
				H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H27	7.9	10.7	0.9	-	-
					H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-

表 3. 2-10 (2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H27	7.7	9.7	2.5	-	-
					H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H27	8.5	12.0	1.0	-	-
					H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H27	8.3	11.6	1.5	-	-
					H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H27	8.5	10.1	2.0	-	-
					H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H27	7.9	9.9	1.2	-	-
					H28	8.0	10.2	0.8	-	-
					H29	7.7	10.0	1.0	-	-
					H30	-	-	-	-	-
R1					-	-	-	-	-	
帷子川	B	14	水道橋	H27	8.0	9.1	1.2	4	5.0×10 ³	
				H28	8.0	9.4	1.1	3	2.6×10 ⁴	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	7.1×10 ³	
				H30	8.0	9.0	1.2	4	2.2×10 ⁴	
				R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10 ³	

注：1. 「-」は測定を行っていないことを示します。

2. 環境基準値 (B 類型)

- 水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下
- 溶存酸素量 : 5mg/L 以上
- 生物化学的酸素要求量 : 3mg/L 以下
- 浮遊物質 : 25mg/L 以下
- 大腸菌群数 : 5,000MPN/100mL 以下

3. 環境基準値 (D 類型)

- 水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下
- 溶存酸素量 : 2mg/L 以上
- 生物化学的酸素要求量 : 8mg/L 以下
- 浮遊物質 : 100mg/L 以下
- 大腸菌群数 : D 類型の河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

4. 生物化学的酸素要求量のうち地点 3、4、14 は 75% 値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

5. 網掛けは、環境基準値を超過

6. 中小河川である和泉川、大門川、相沢川、堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質 (SS) 及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

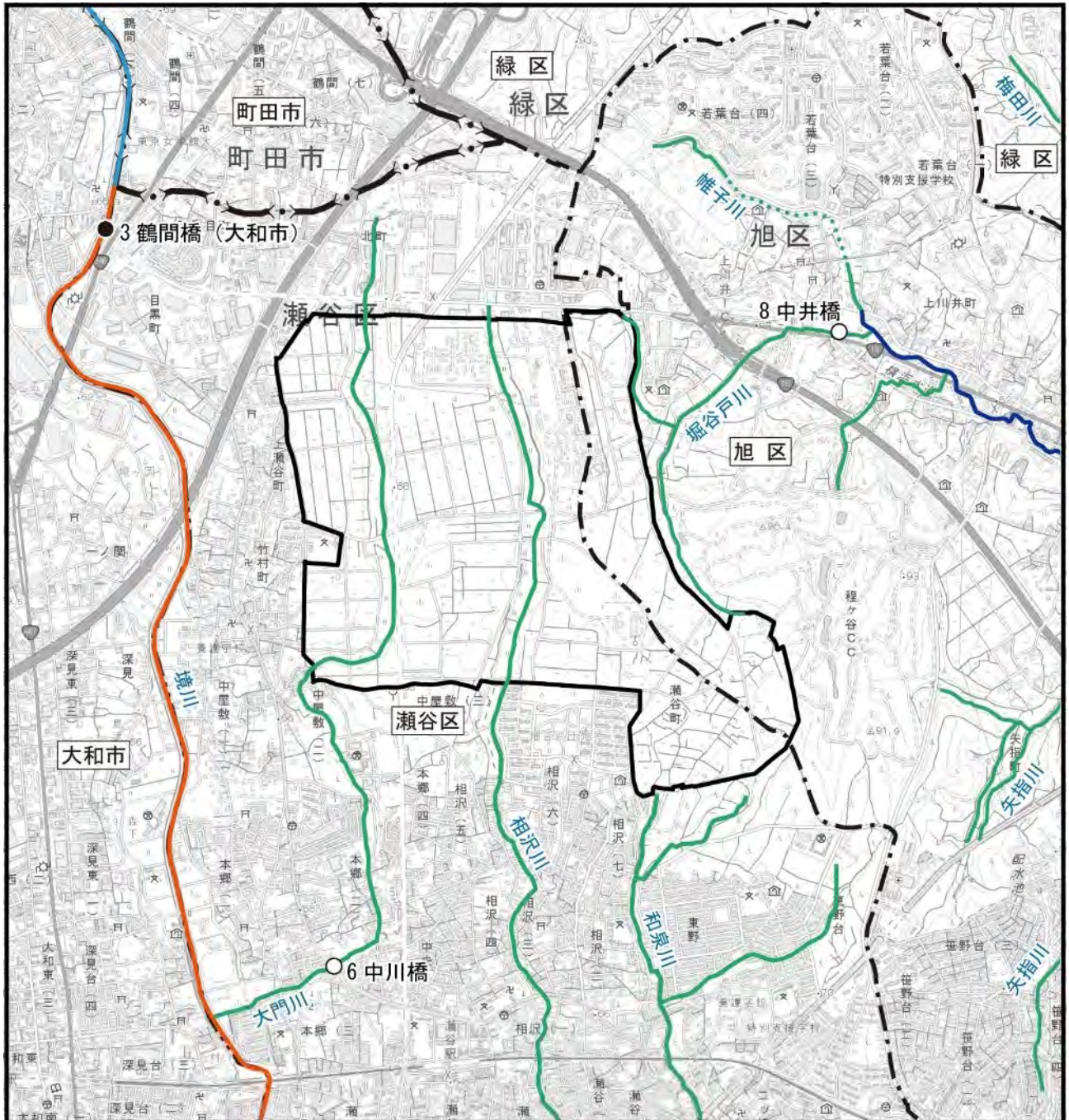
7. 境川の鶴間橋 (町田市)、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

8. 大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」(平成 12 年 10 月神奈川県告示第 702 号) より

9. 表中の番号は、図 3. 2-3 及び図 3. 2-5 に対応しています。

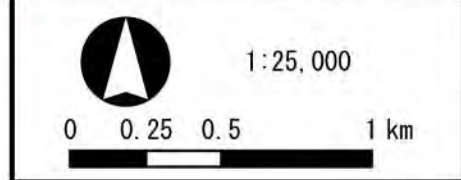
資料：「2015 年度～2019 年度環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「平成 27 年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 二級河川 (県管理区間)
- 二級河川 (都管理区間)
- 二級河川 (県管理市施行・維持区間)
- その他 (横浜市管理)
- 公共下水道
- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点



注：1. 調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 2. 図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。
 資料：「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)、「境川水系河川整備計画 (神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)」、「平成27年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.2-5 公共用水域・中小河川水質測定地点

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 3.2-11、測定地点は図 3.2-6 に示すとおりです。平成 27 年度から令和元年度までにおいて、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H27	0.036	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	42	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下

注：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-6 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目 1 項目（クロロホルム）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料：「平成 27 年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

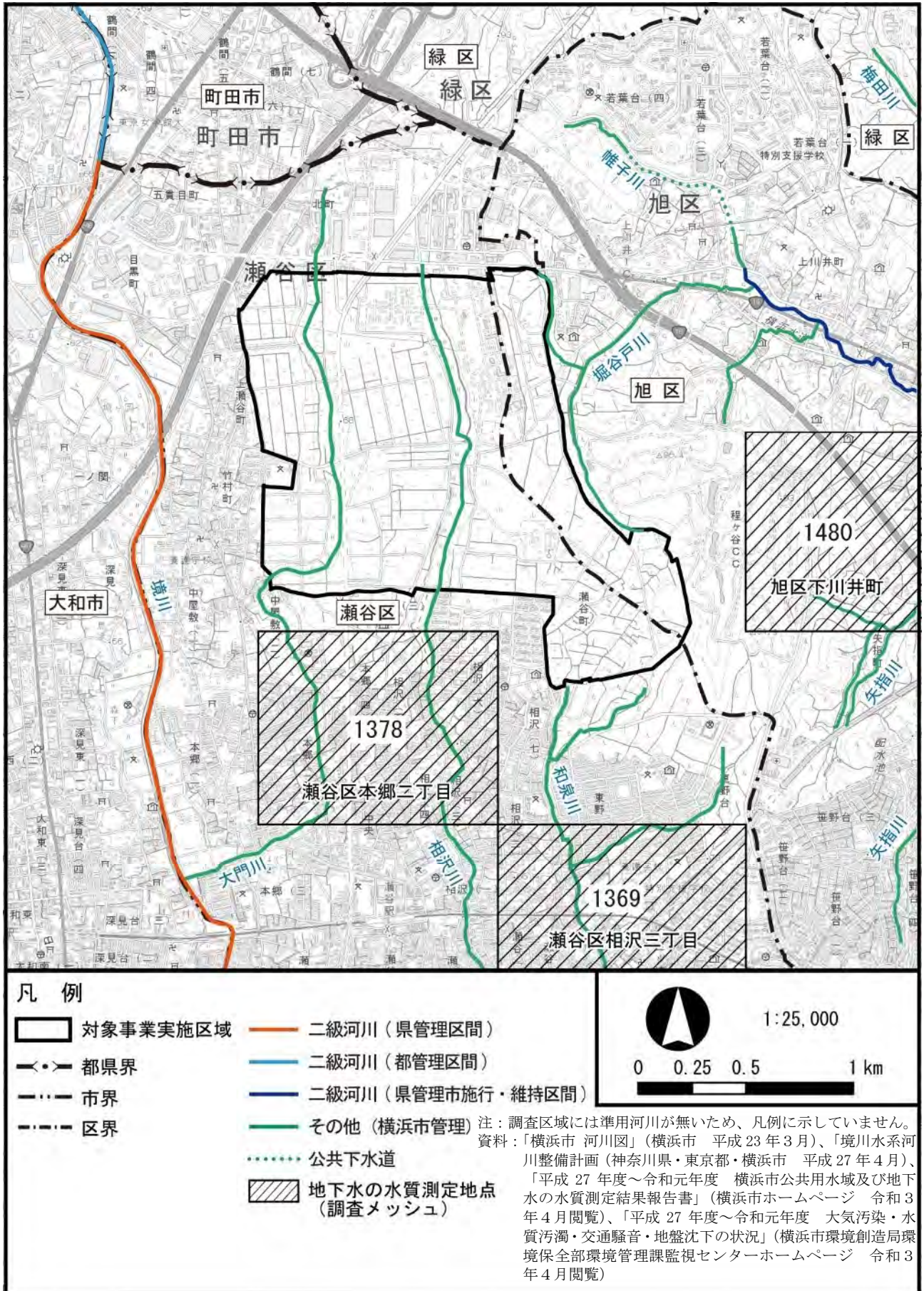


図 3.2-6 地下水の水質測定地点

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

(2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、対象事業実施区域内に位置しています。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。

また、対象事業実施区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

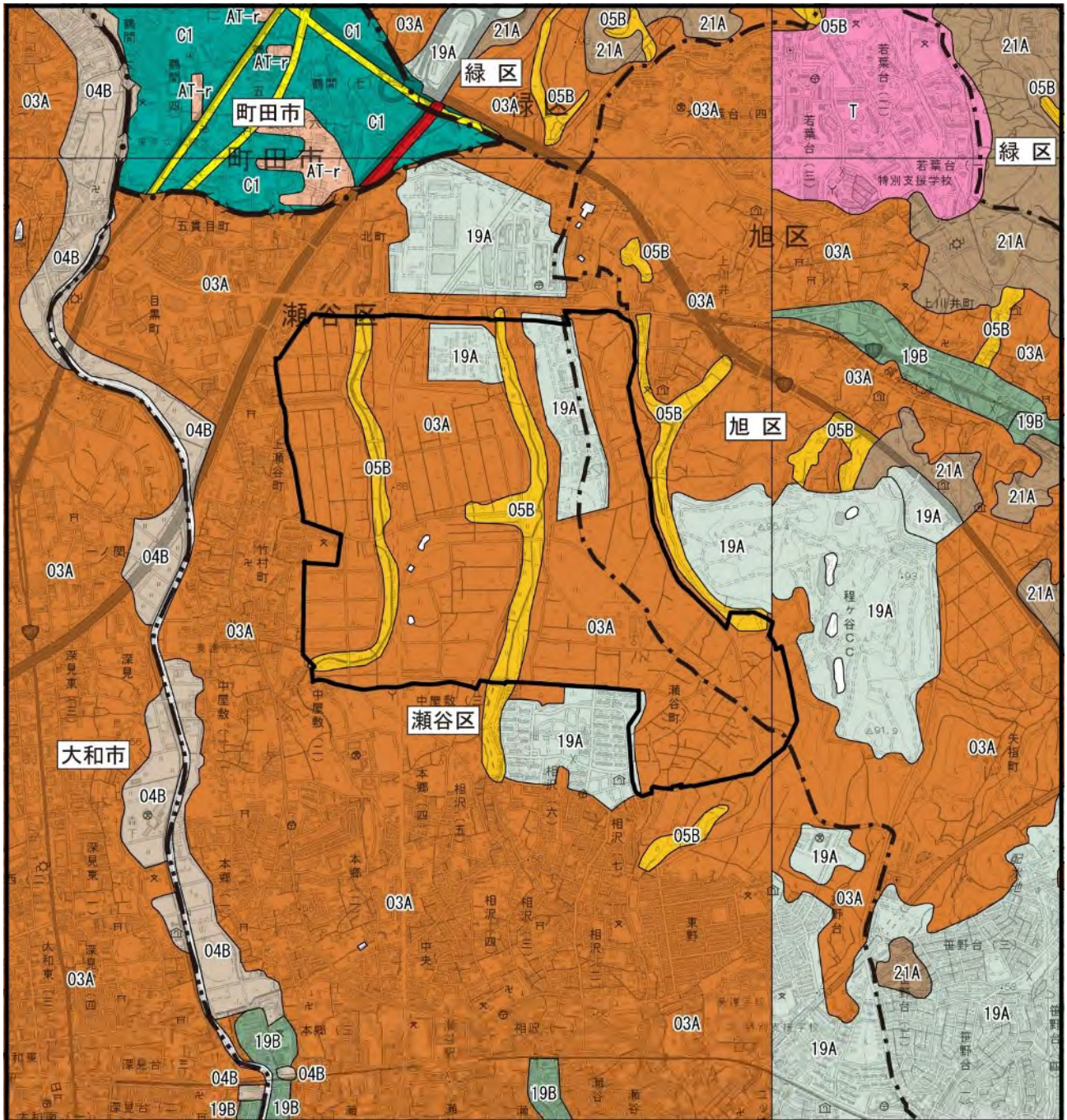
なお、令和元年度に旧上瀬谷通信施設の国有地において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（P. 資料 土壌汚染-2~5）。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（m ² ）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷区瀬谷町 7745 番の一部	834.56	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	なし	令和 3 年 9 月 24 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 3 年 12 月閲覧）

備考：環境影響評価準備書に記載していた指-160 は区域指定が解除されました。



凡例

- 対象事業実施区域

 都県界
 市界
 区界
- 21A 黒ボク土

 19B 人工改変低地土
 高速道路
- 03A 厚層多腐植質黒ボク土

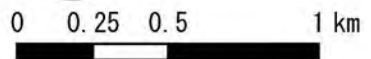
 19A 人工改変台地土
 主要道路
- AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質

 01 人工改変地
 なし
- 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土

 T 大規模造成地
- 05B 腐植質黒ボクグライ土

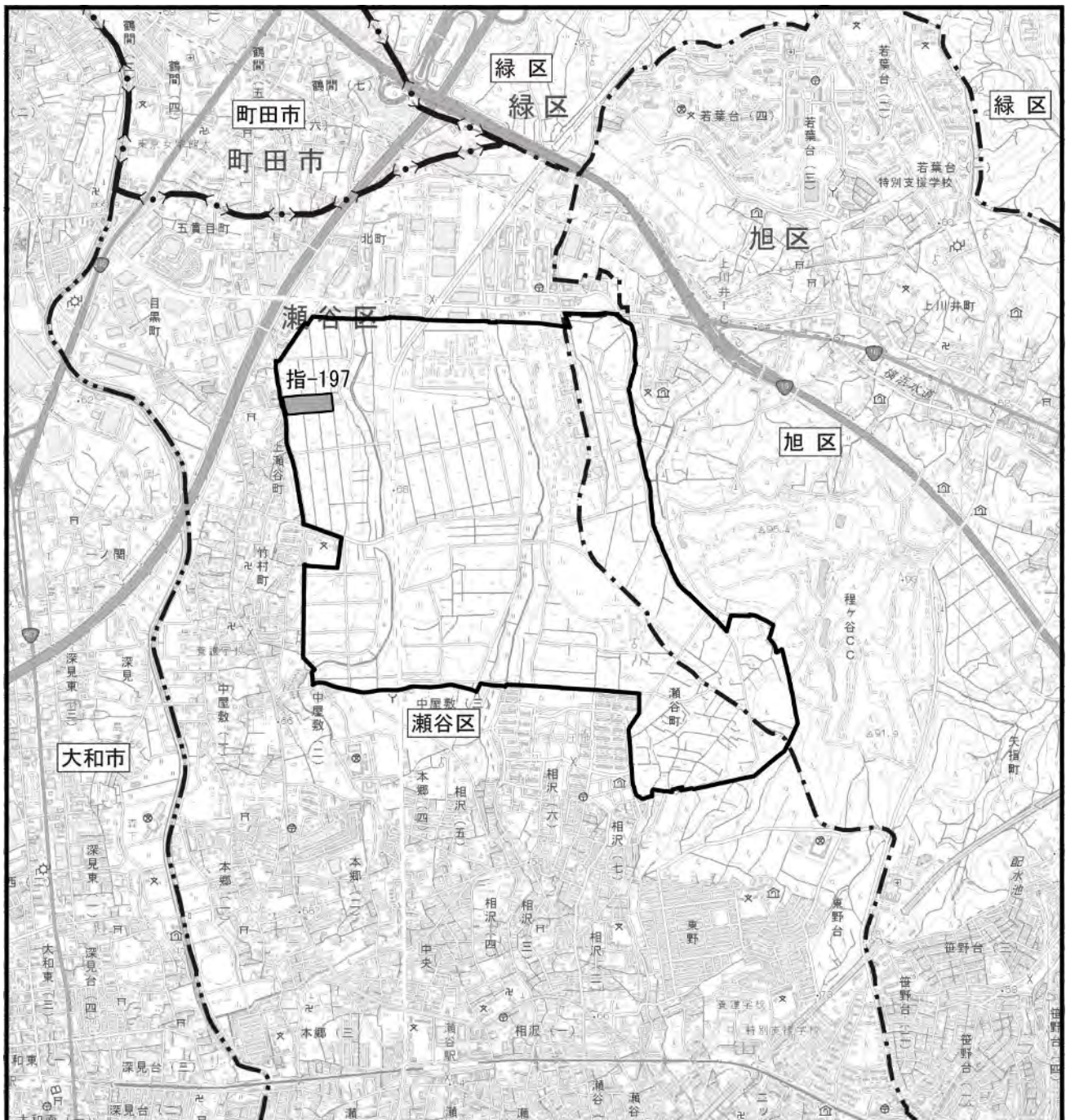


1:25,000



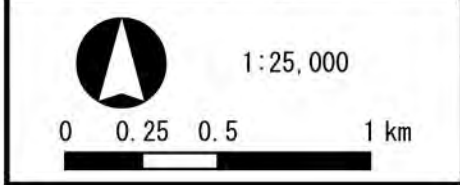
資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「八王子」(神奈川県 平成元年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-7 土壌図



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 形質変更時要届出区域



資料：「土壤汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和3年12月閲覧）
 備考：環境影響評価準備書に記載していた指-160は区域指定が解除されました。

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

(3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-14 及び図 3.2-9 に、観測水準点の位置は図 3.2-10 に示すとおりです。平成 22 年を基準とした標高の変動状況をみると、全ての地点において、平成 24 年以降おおむね横ばいで推移しています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-11 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-13(1) 地盤沈下状況（横浜市）

（観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0

注：網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-13(2) 令和元年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面 の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内	100	-0.01 [※]	0.48	0.47
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側)	190	0.00 [※]	0.48	0.48
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	0.00 [※]	0.52	0.52
	町田南第 2	(高瀬第 2 公園西側脇)	225	0.04 [※]	0.48	0.52

※：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和元年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 2 年 7 月）

表 3.2-14 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点 番号	所在地	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5110	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9144	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4675	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9945	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	54.0214	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.5287	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2166	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6561	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-

注：「-」は欠測を示します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

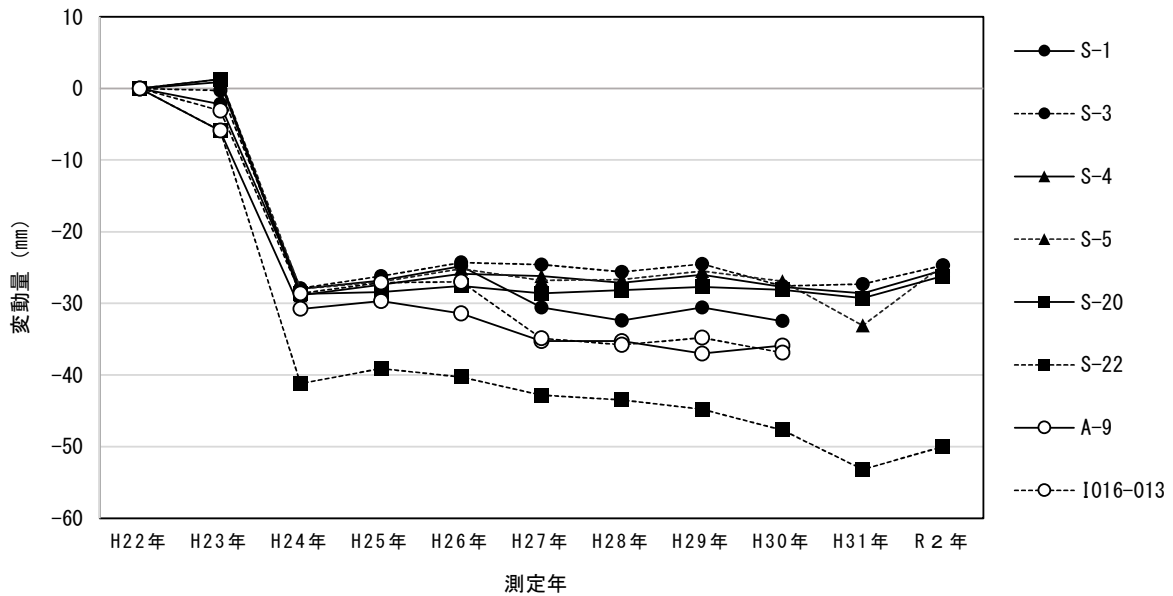
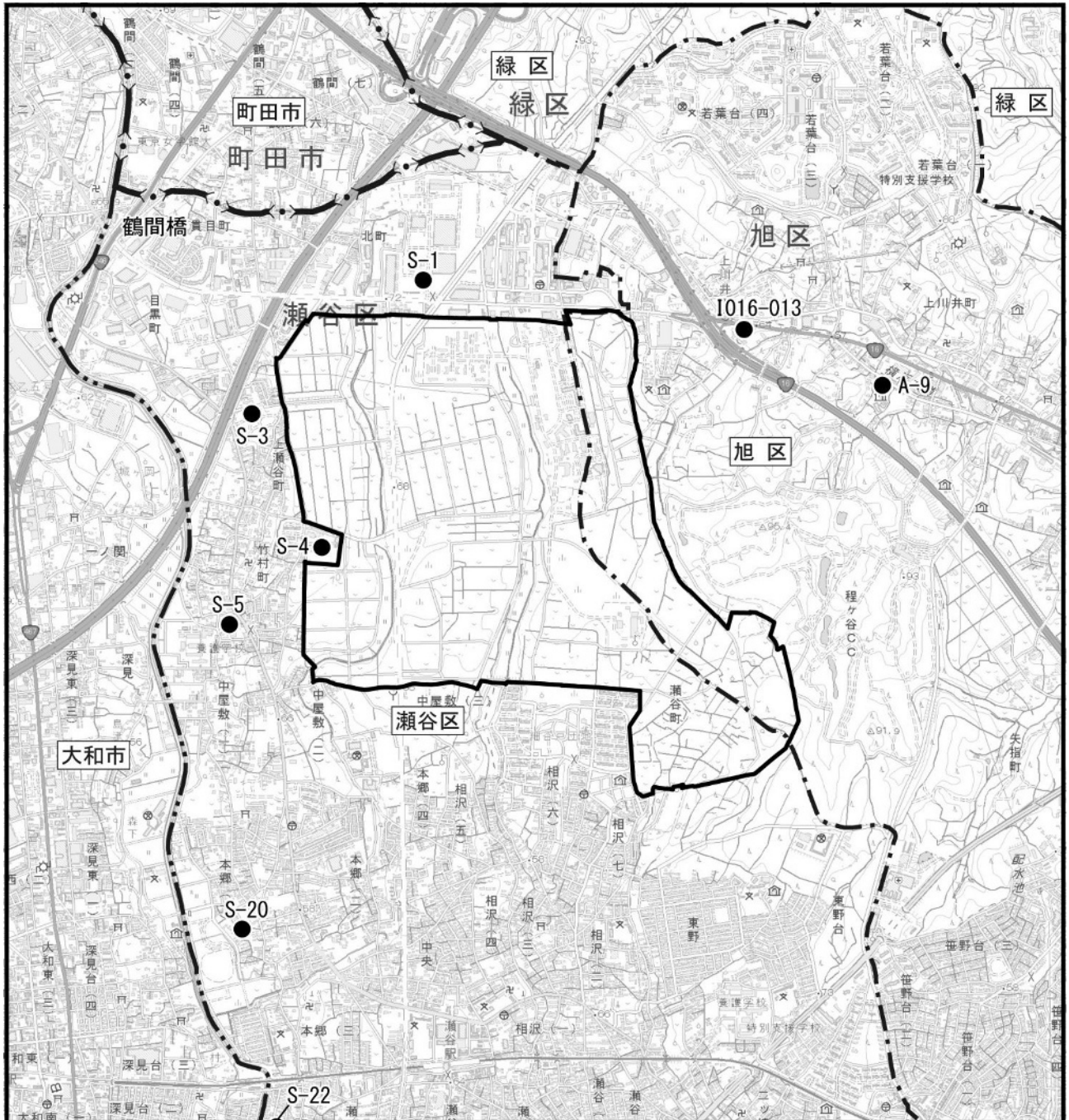
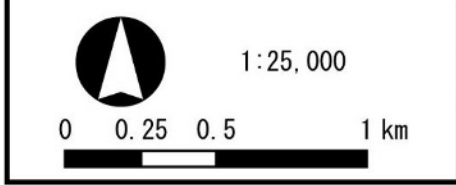


図 3.2-9 各水準点における平成 22 年を基準とした標高の変動状況



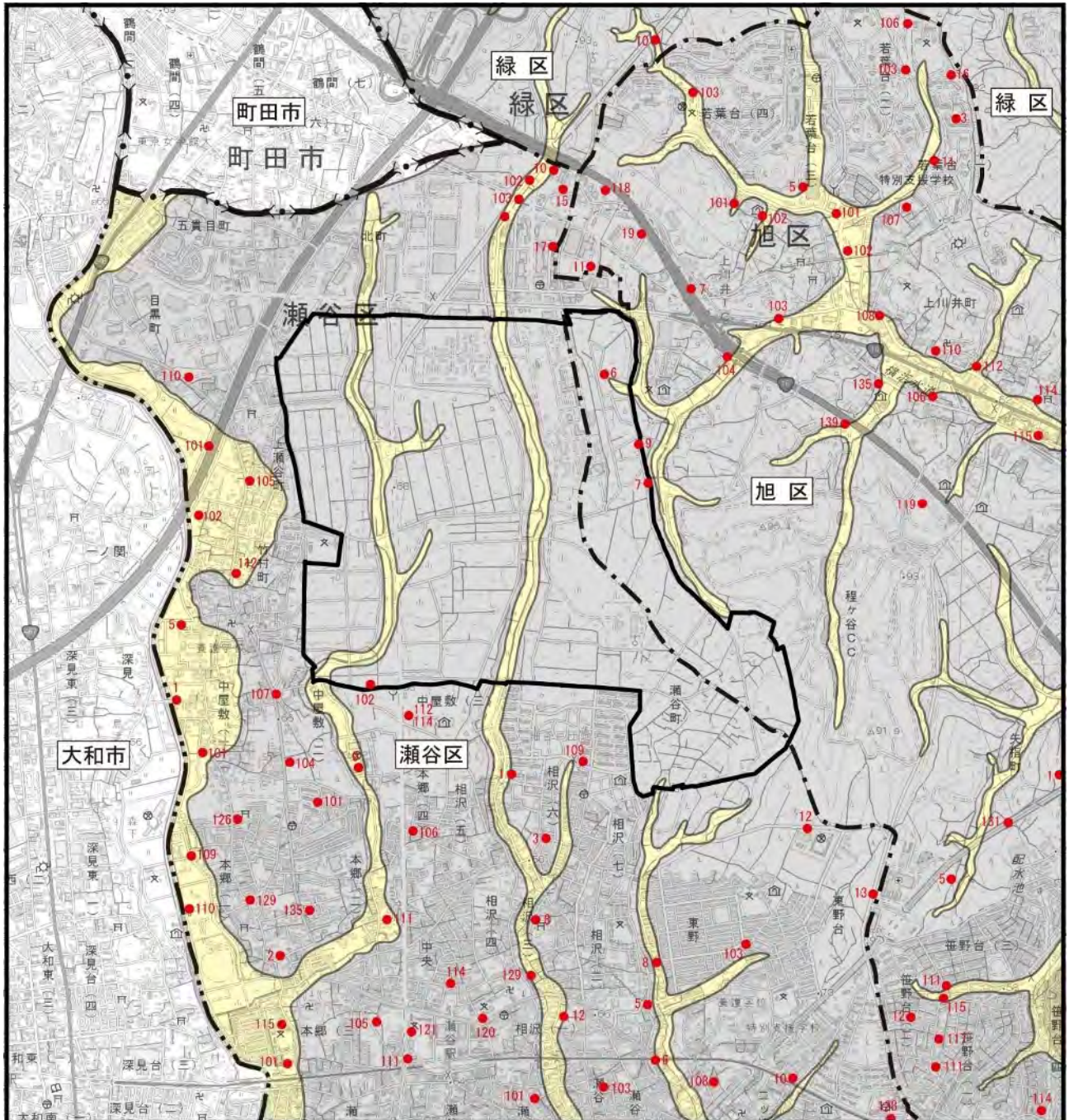
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 観測水準点



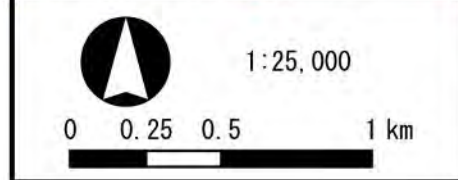
注：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-10 観測水準点位置図



凡例

- | | | | | |
|--|-----------|--|----------|----------|
| | 対象事業実施区域 | | 0～5m | } 軟弱地盤層厚 |
| | 都県界 | | 5～10m | |
| | 市界 | | 10～20m | |
| | 区界 | | 20～30m | |
| | ボーリング調査位置 | | 30～40m | |
| | | | 丘陵地及び台地面 | |



注：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。

資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

図 3.2-11 軟弱地盤図

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-12、標高区分は図 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-14 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第3回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

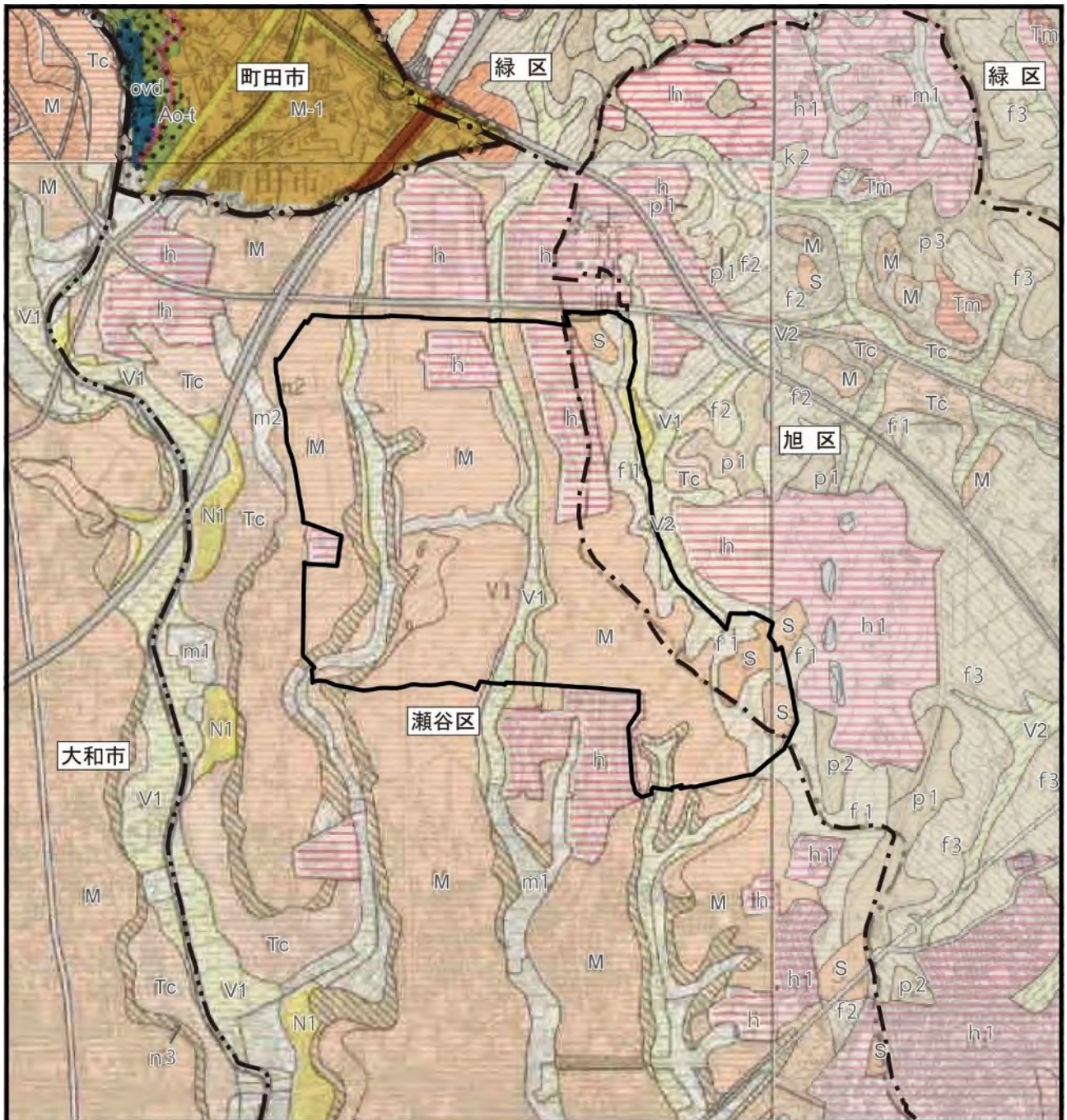
調査区域の地質については、図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-16 に示すとおりです。

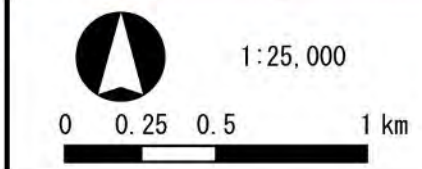
対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・砂礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。



凡例

対象事業実施区域		都県界		市界		区界		
一般山地		段丘地形		台地		低地の微高地		
p1	p2	p3	m	m1	m2	wi-1	N1	
山頂緩斜面			多摩段丘面群			武蔵野段丘面 I		
k1	k2	k3	s	s1	s2	ao-t	自然堤防	
山麓緩斜面			下末吉段丘面群			青柳段丘面		
f1	f2	f3	M	M1	M2	段丘崖		
山麓緩斜面			武蔵野段丘面群			谷底平野		
n3	n4		Tc	Tc1	Tc2	V1	V2	
一般斜面			立川段丘面群			旧河道		
d5	d6						A1	
急斜面							低地	
							ovd	旧河道

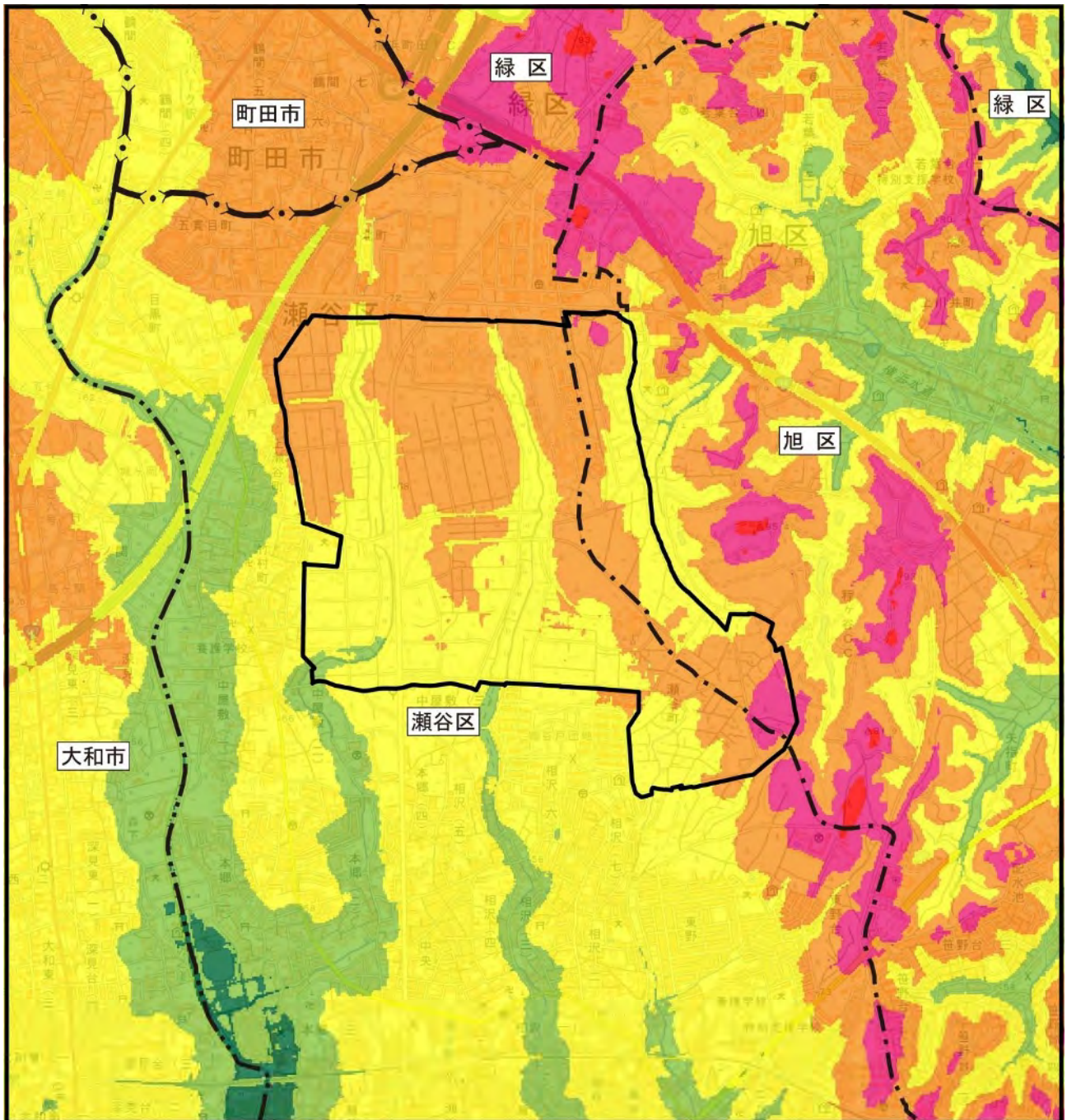


人工地形		その他	
h	h1	国道・主要地方道	
平坦地		高速道路	
m1	m2	主要道路	
盛土地		地形界	


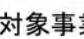
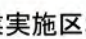






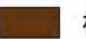

凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0 ~ 3° 2:3 ~ 8° 3:8 ~ 15° 4:15 ~ 30° 5:30 ~ 40° 6:40° ~

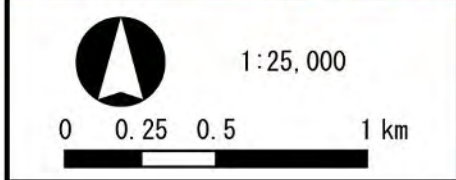
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-12 地形分類図



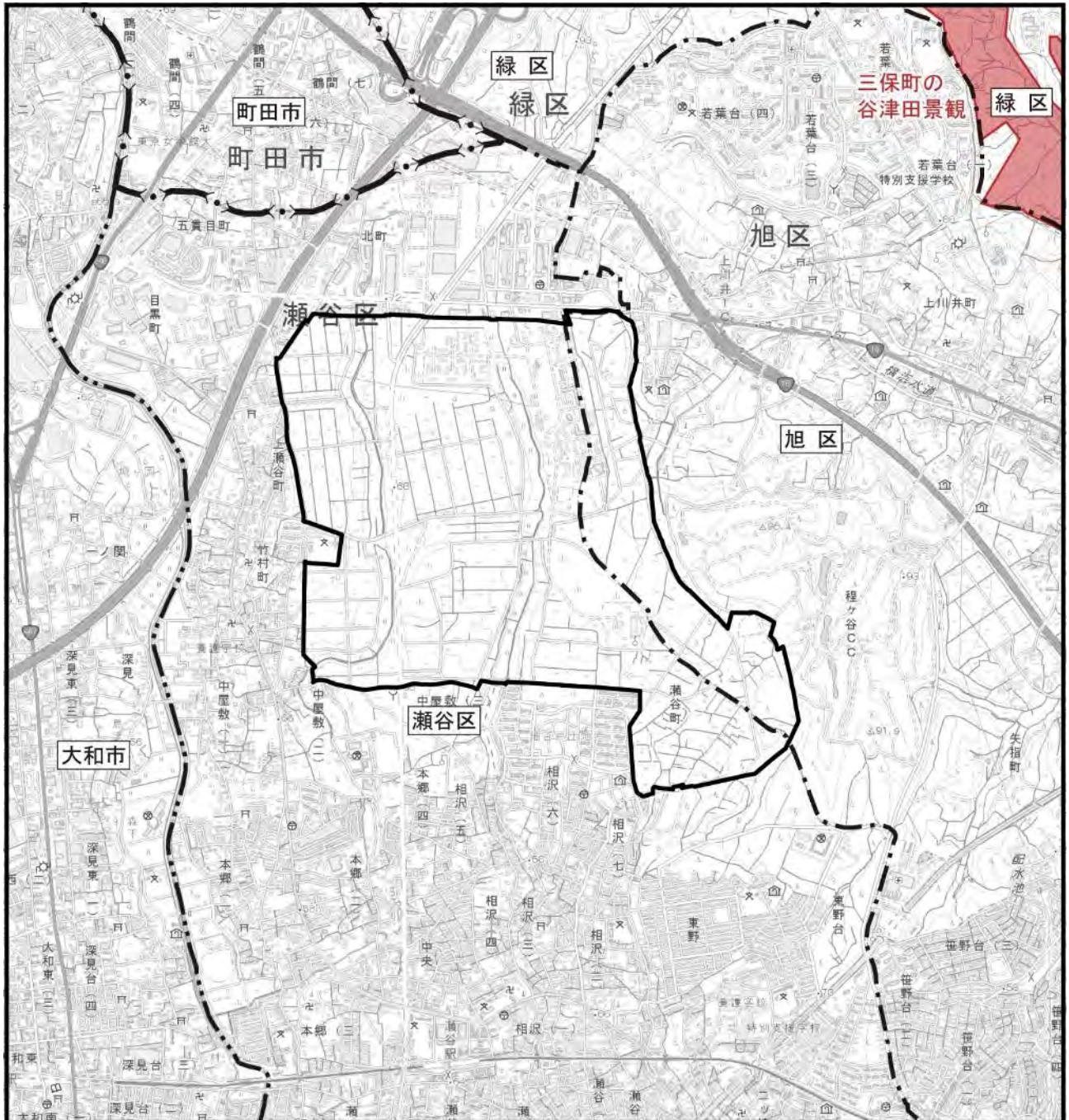
凡 例

- | | | | |
|---|---|---|--|
|  対象事業実施区域 |  都県界 |  市界 |  区界 |
|  標高 0m以上～50m未満 |  標高80m以上～90m未満 |  標高50m以上～60m未満 |  標高90m以上～100m未満 |
|  標高60m以上～70m未満 |  標高100m以上 |  標高70m以上～80m未満 | |



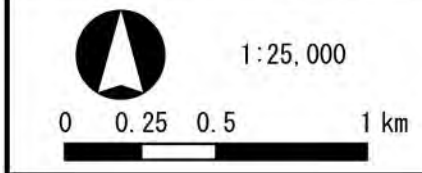
資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-13 標高区分図



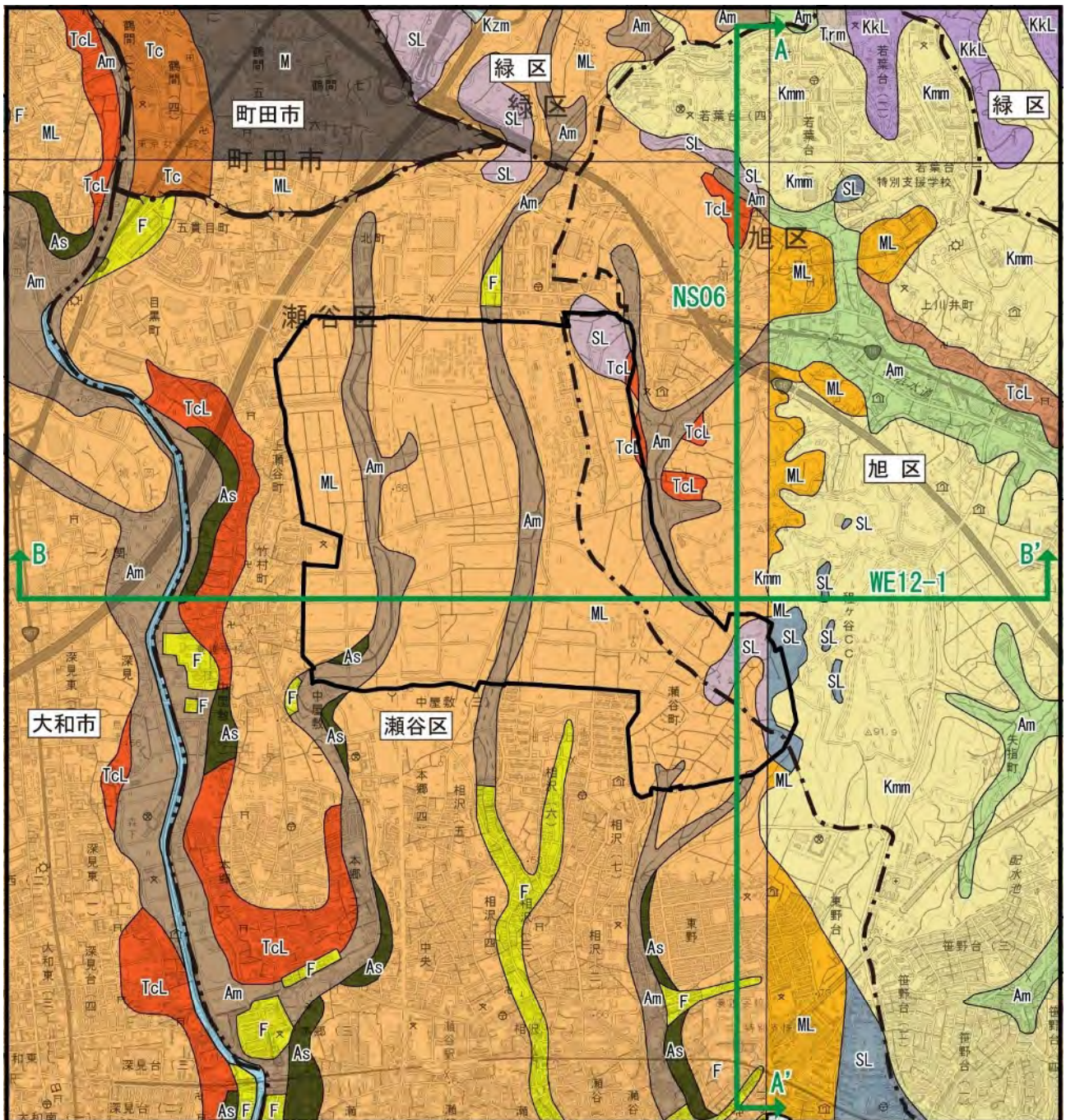
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 保全すべき地形



資料：「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月）

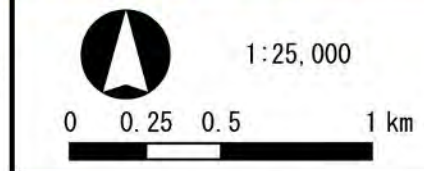
図 3.2-14 保全すべき地形



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

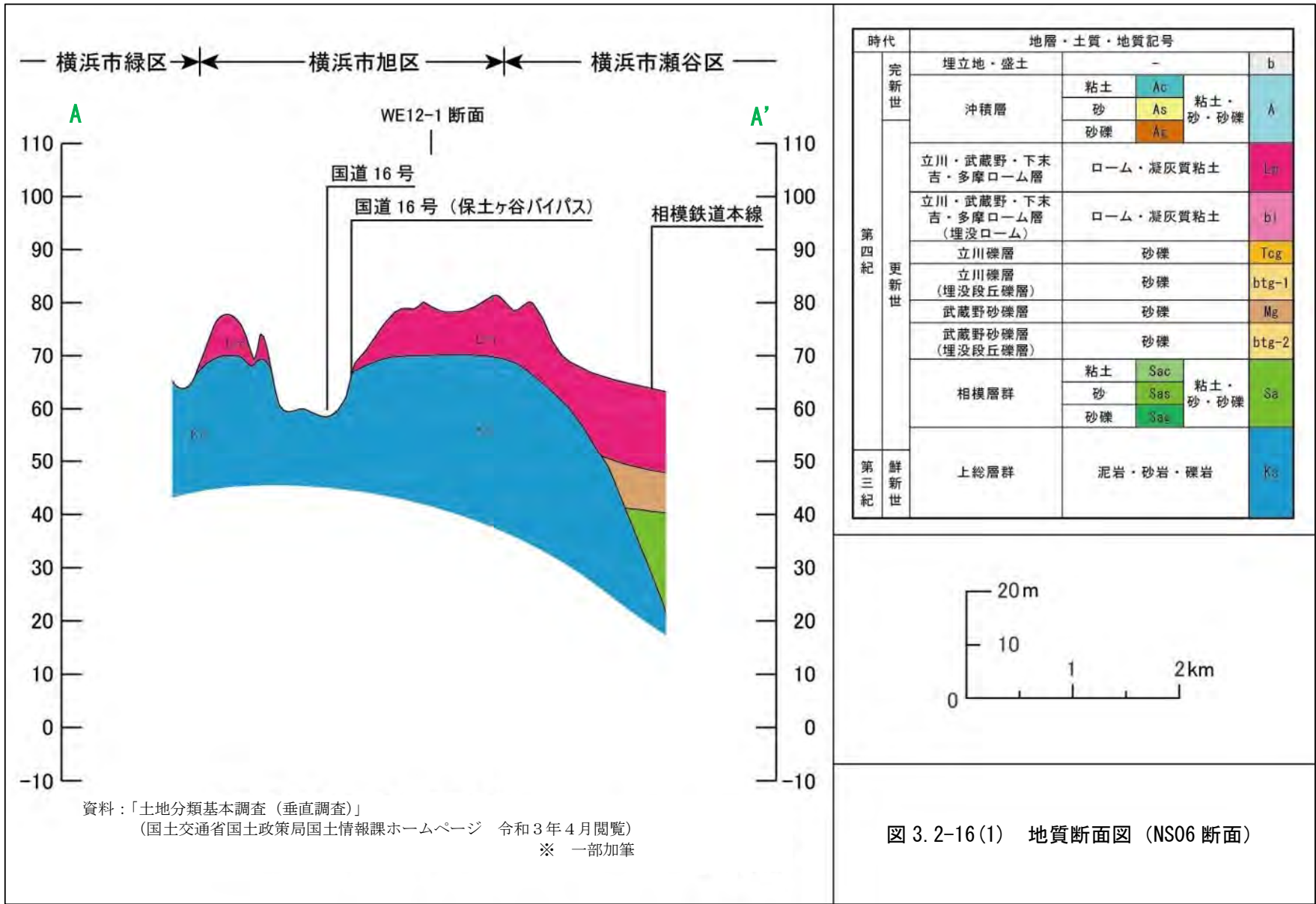
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> Am 沖積層（泥を主とし砂を含む） As 沖積層（砂・礫を主とし泥を含む） TcL 立川ローム層 Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 TcL 立川ローム層・立川礫層 ML 武蔵野ローム層 M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | <ul style="list-style-type: none"> ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 SL 相模層群・下末吉ローム層 SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 Kzm 上総層群 Trm 上総層群・鶴川層 Kmm 上総層群・上星川層 |
|--|---|



- Am 低湿地堆積物
- F 埋土
- F 盛土
- 水部分
- なし
- ↕ 断面図位置 (図 3.2-16)

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-15 表層地質図



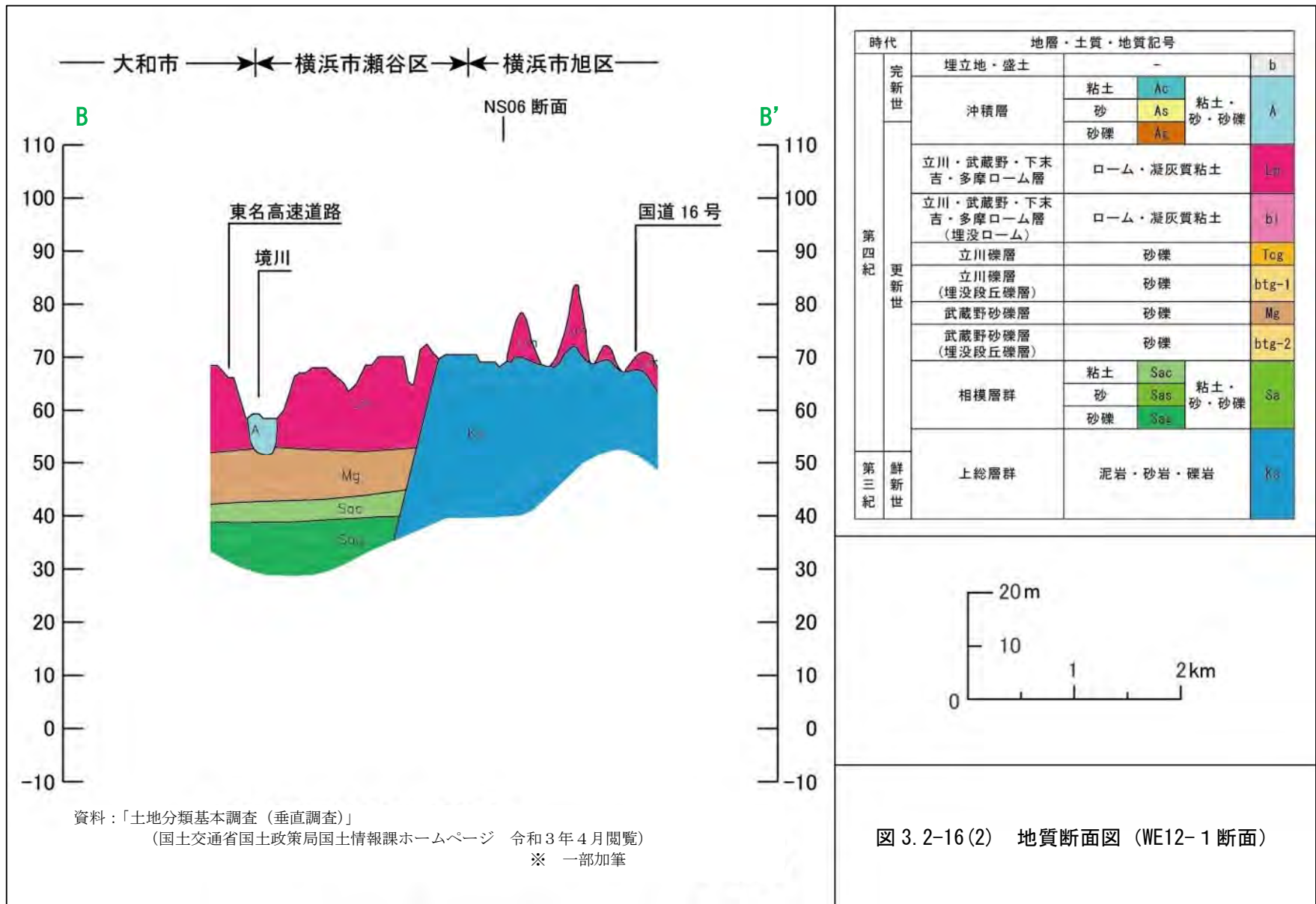


図 3.2-16(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2-17 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

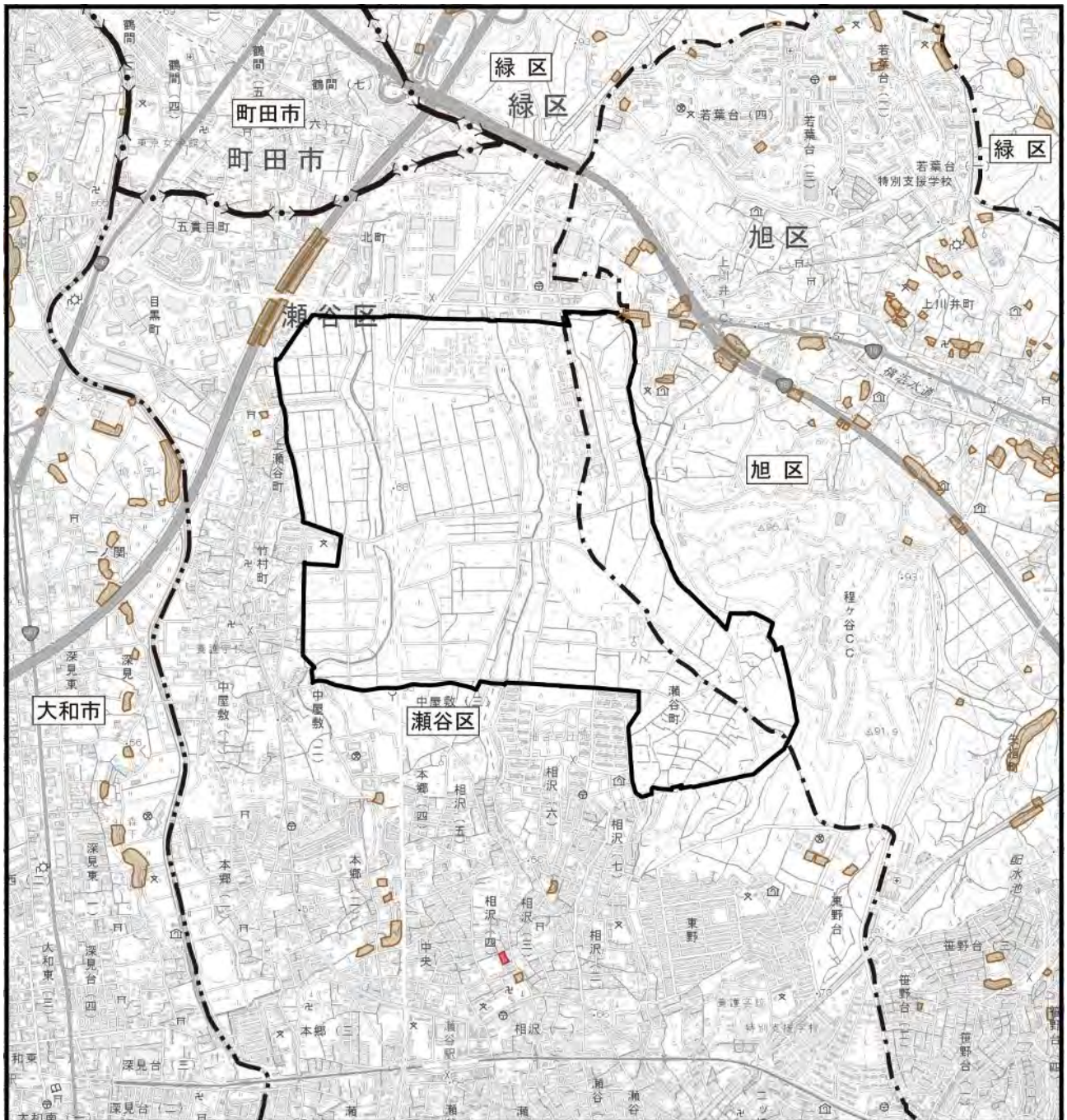
調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2-17 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、対象事業実施区域の北東側の一部が、土砂災害警戒区域に指定されています。

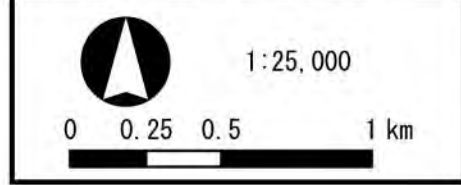
⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  急傾斜地崩壊危険区域 |
|  都県界 |  土砂災害警戒区域 |
|  市界 | |
|  区界 | |



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-17 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和元年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が66棟、非住家被害が8棟、田畑被害が0ha、その他の被害が38件（箇所）、旭区では、人的被害が0人、住家被害が223棟、非住家被害が49棟、田畑被害が0ha、その他の被害が131件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成27年から令和元年の被害の状況を見ると、平成30年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表 3.2-15(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類	横浜市					瀬谷区					旭区					緑区						
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1		
人的被害	死者	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	5	1	5	12	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
住家被害	全壊	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	大規模半壊	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	
	半壊	0	0	0	13	102	0	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	1	8	
	一部破損	14	6	11	503	2,377	1	0	0	8	60	2	0	2	62	214	0	0	0	0	37	
	床上浸水	1	6	5	2	51	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	0	15	20	2	33	0	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	棟	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一部破損	0	0	1	10	55	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	5
			浸水	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他浸水	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	1	5	10	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0
		半壊	1	0	0	0	19	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
		一部破損	6	2	7	76	249	0	0	0	1	5	0	0	0	14	37	0	0	0	3	5
		浸水	0	57	10	3	504	0	0	2	1	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	-	-	0	0.0018	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	田の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	-	0	0	2	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	畑の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
その他の被害	文教施設	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	病院	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	道路	4	-	6	15	34	0	-	0	0	0	0	-	0	6	0	0	-	0	0	0	
	橋梁	-	-	-	0	2	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	
	河川	0	-	0	0	1	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	港湾	-	-	1	0	3	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	砂防	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	清掃施設	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	がけ崩れ	8	13	28	9	60	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	
	鉄道不通	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	
	被害船舶	-	-	0	0	1	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	水道	-	-	1	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	電話	回線	-	-	-	0	1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	ガス	戸	0	-	1	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	ブロック塀塔	箇所	2	5	2	13	72	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5	0	0	0	1	3
その他	箇所	52	58	84	795	2,397	3	0	10	25	35	1	11	9	103	124	1	1	1	16	60	

注：1. 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度

のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2. 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

3. 半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

4. 一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもものとします。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除きます。

5. 「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成27年～平成31年（令和元年） 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-15(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H29	H30	R 1
件 数 (件)	51	35	46
建 物 (件)	30	24	30
林 野 (件)	-	-	-
車 両 (件)	3	2	-
そ の 他 (件)	18	9	16
棟 数 (棟)	32	30	40
全 焼 (棟)	2	3	3
半 焼 (棟)	1	-	3
部 分 焼 (棟)	6	12	7
ぼ や (棟)	23	15	27
焼 損 面 積			
建物 (㎡)	330	233	450
林野 (a)	-	-	-
世 帯 (世帯)	22	21	37
全 損 (世帯)	2	2	7
半 損 (世帯)	1	-	3
小 損 (世帯)	19	19	27
死 傷 者 (人)	9	3	12
死 者 (人)	3	-	2
負 傷 者 (人)	6	3	10
損 害 額 (千円)	32,277	8,428	34,512
建 物	26,081	5,613	30,027
収 容 物	5,307	1,818	4,481
林 野	-	-	-
車 両	801	490	-
そ の 他	88	507	4

資料：「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-15(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H27	H28	H29	H30	R 1
火災件数 (件)	総 数	110	116	94	108	104
	建 物	67	78	57	52	65
	車 両	6	13	3	7	2
	林 野	0	0	0	0	0
	その他	37	25	34	49	37
建物 焼損面積 (m ²)	床面積	898	605	683	337	919
	表面積	92	233	282	113	129
その他・林野焼損面積 (m ²)		1471	465	529	289	1102
損害見積額 (千円)		120,813	156,332	69,007	136,702	303,411

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-15(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数 (棟)	0	1
	世帯数 (世帯)	0	1
床上	棟数 (棟)	1	0
	世帯数 (世帯)	1	0
合計	棟数 (棟)	1	1
	世帯数 (世帯)	1	1
原因		内水	内水

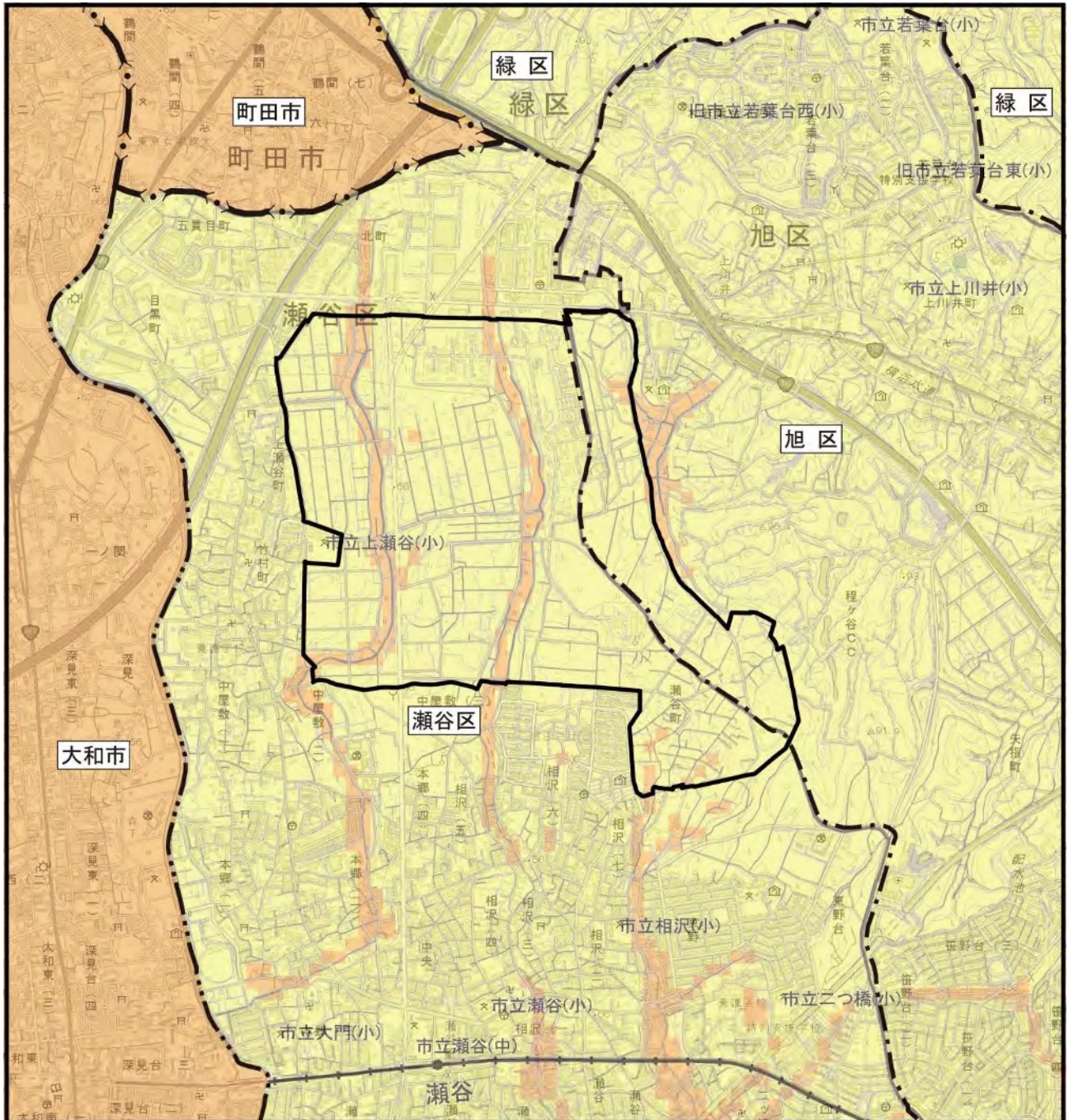
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和3年4月閲覧）

② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-18 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

震度階

震度 7

震度 6 強

震度 6 弱

震度 5 強

震度 5 弱

震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

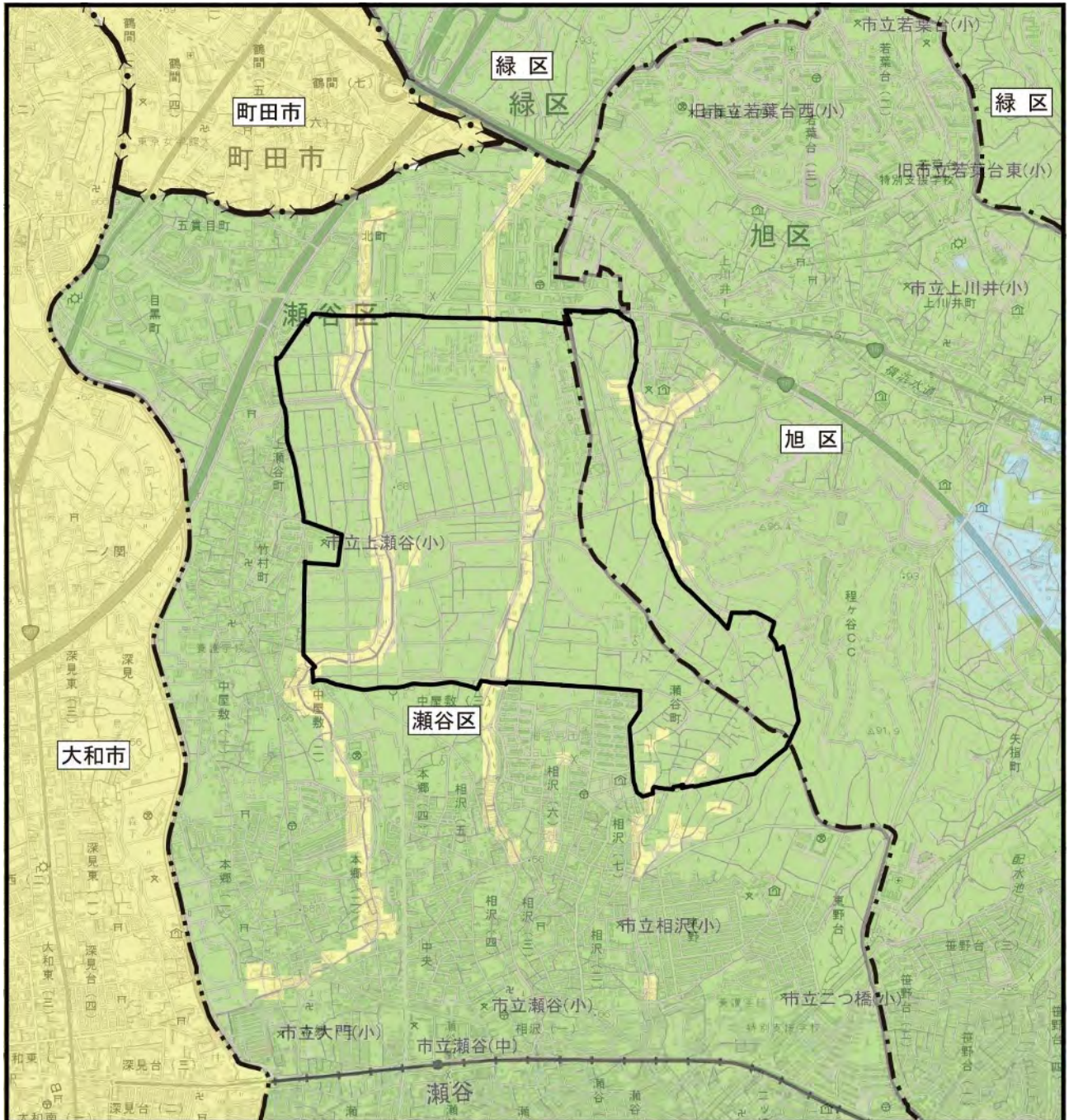


資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-18(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

震度階

震度 7

震度 6 強

震度 6 弱

震度 5 強

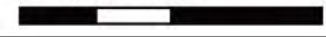
震度 5 弱

震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

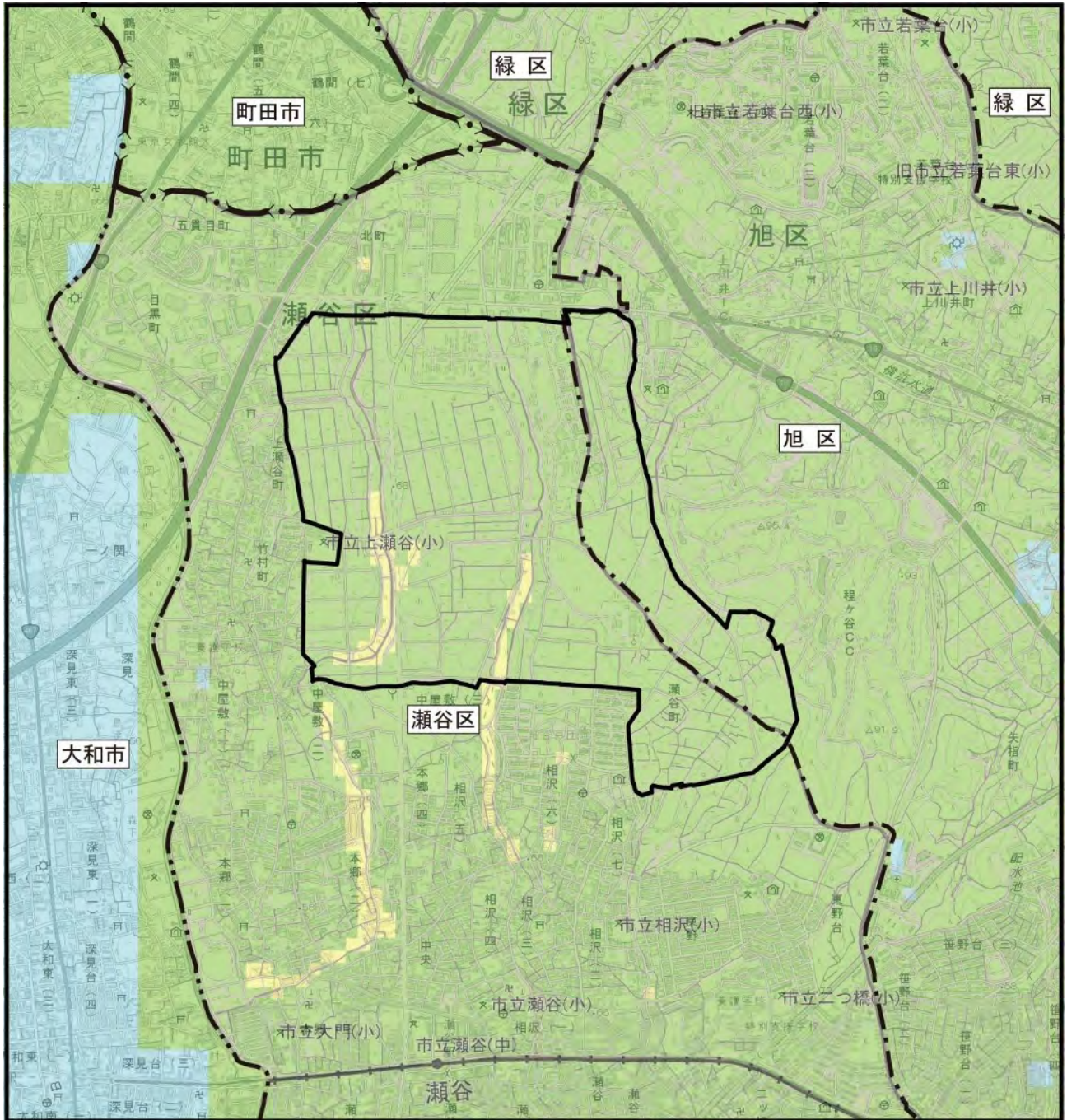


資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-18(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

対象事業実施区域

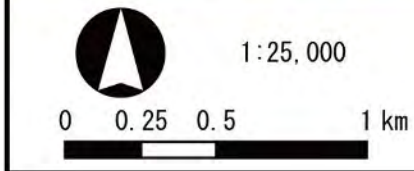
都県界

市界

区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 3.2-18(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3.2-19 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-20 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは、24 時間に境川流域全体で約 632mm、帷子川流域で 390mm の降雨を想定しています（瀬谷区洪水ハザードマップ：横浜地方気象台では、平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307 ミリの降雨を観測しています。旭区洪水ハザードマップ：横浜地方気象台では、平成 26 年 10 月 5 日から 6 日にかけて 352 ミリの降雨を観測しています。）。内水ハザードマップは、30 年に 1 回降ると想定される 1 時間最大 76.5mm の降雨を想定しています（平成 16 年 10 月 9 日（台風 22 号）横浜市消防局港南消防署野庭消防出張所の実績）。

対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20cm 未満の地域が散在しています。

④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-21 に示すとおりです。

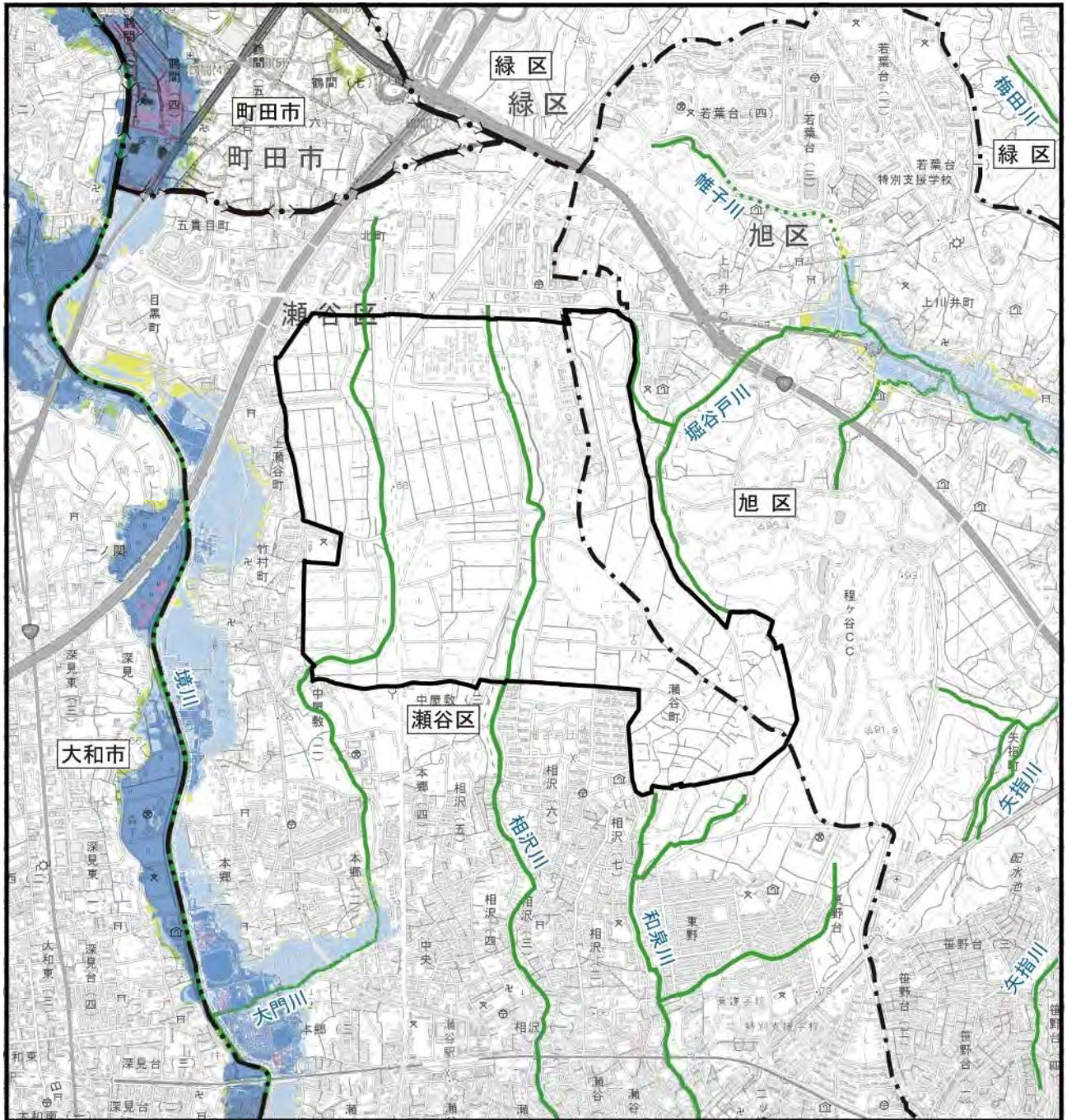
対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

対象事業実施区域には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。

⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-22 に示すとおりで、瀬谷区に 45 箇所、旭区に 35 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。



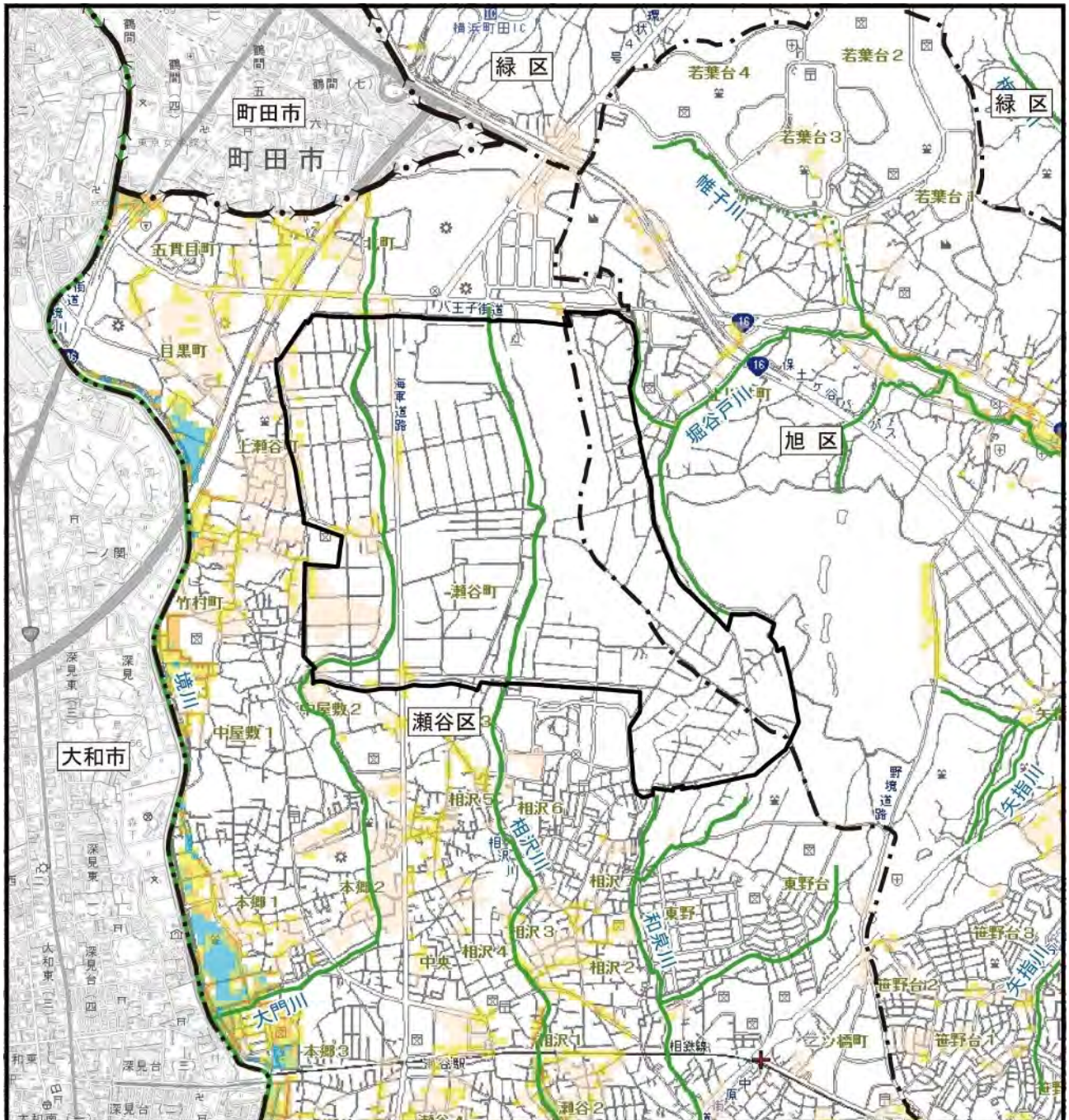
凡例		
	対象事業実施区域	
	都県界	
	市界	
	区界	
	河川	

浸水深ランク	
横浜市	町田市
: 0~0.5m未満	: 0.1~0.5m未満
: 0.5~3.0m未満	: 0.5~1.0m未満
: 3.0~5.0m未満	: 1.0~2.0m未満
: 5.0~10.0m未満	: 2.0~3.0m未満
	: 3.0~5.0m未満
	: 5.0~10.0m未満
大和市	
: 0~0.5m未満	
: 0.5~1.0m未満	
: 1.0~2.0m未満	
: 2.0~5.0m未満	
: 5.0m以上	

	1:25,000
0 0.25 0.5 1 km	

資料：「瀬谷区洪水ハザードマップ」（横浜市 令和2年1月）、「旭区洪水ハザードマップ」（横浜市 平成30年11月）、「緑区洪水ハザードマップ」（横浜市 令和2年7月）、「大和市防災マップ」（大和市 平成31年2月）、「町田市洪水ハザードマップ」（町田市 令和元年11月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-19 洪水による浸水想定区域

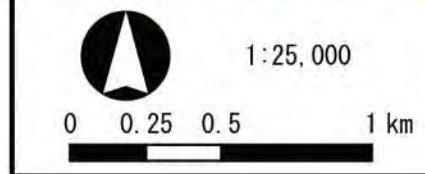


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

浸水深ランク

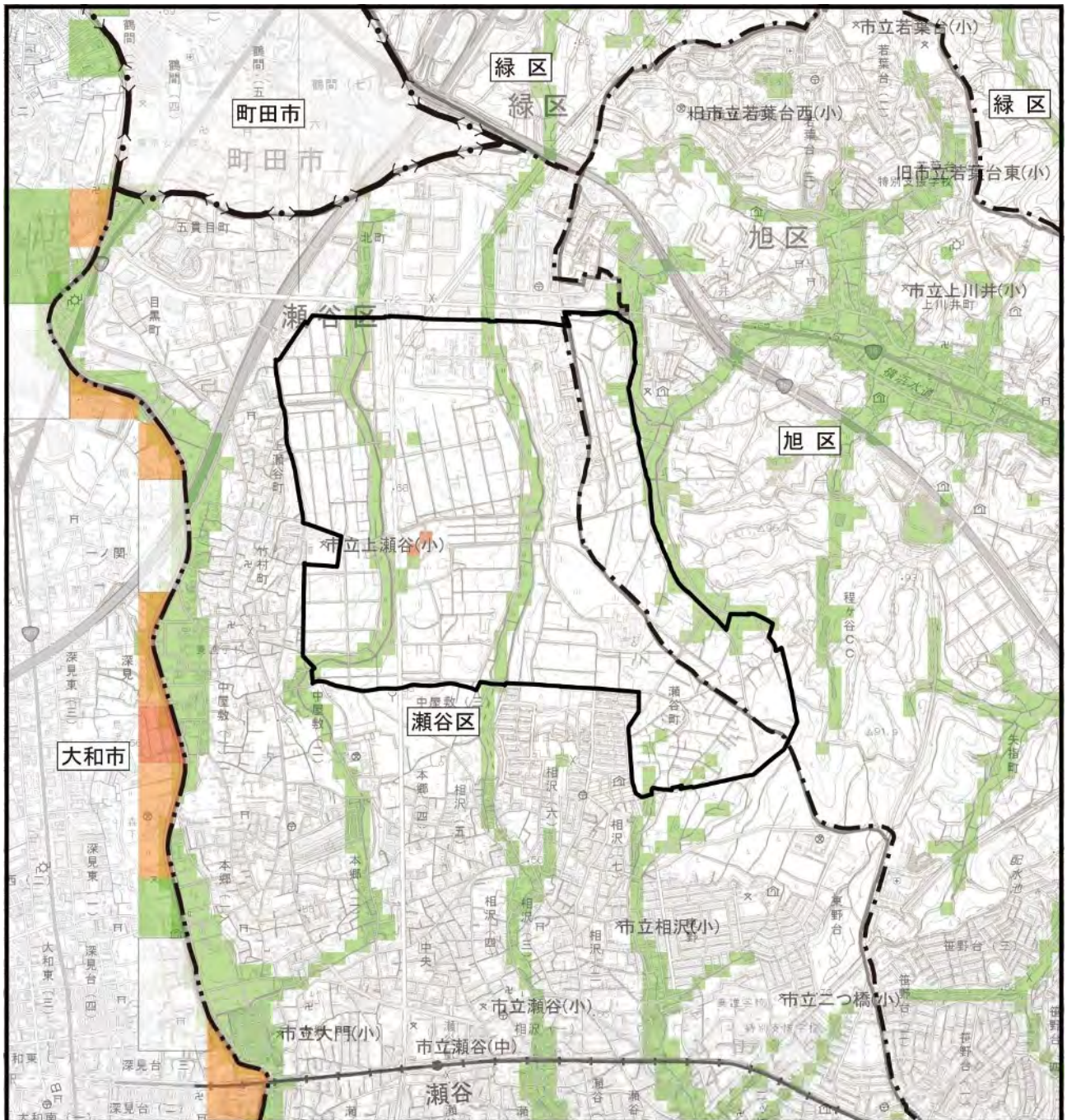
- 0～2cm 未満
- 2cm～20cm 未満
- 20cm～50cm 未満
- 50cm～1.0m 未満
- 1.0m～2.0m 未満
- 2.0m 以上



注：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

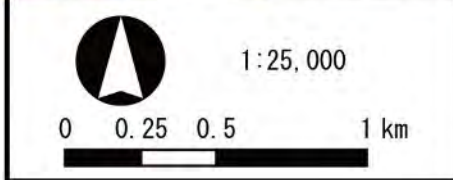
資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 平成26年3月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、
「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-20 内水による浸水想定区域



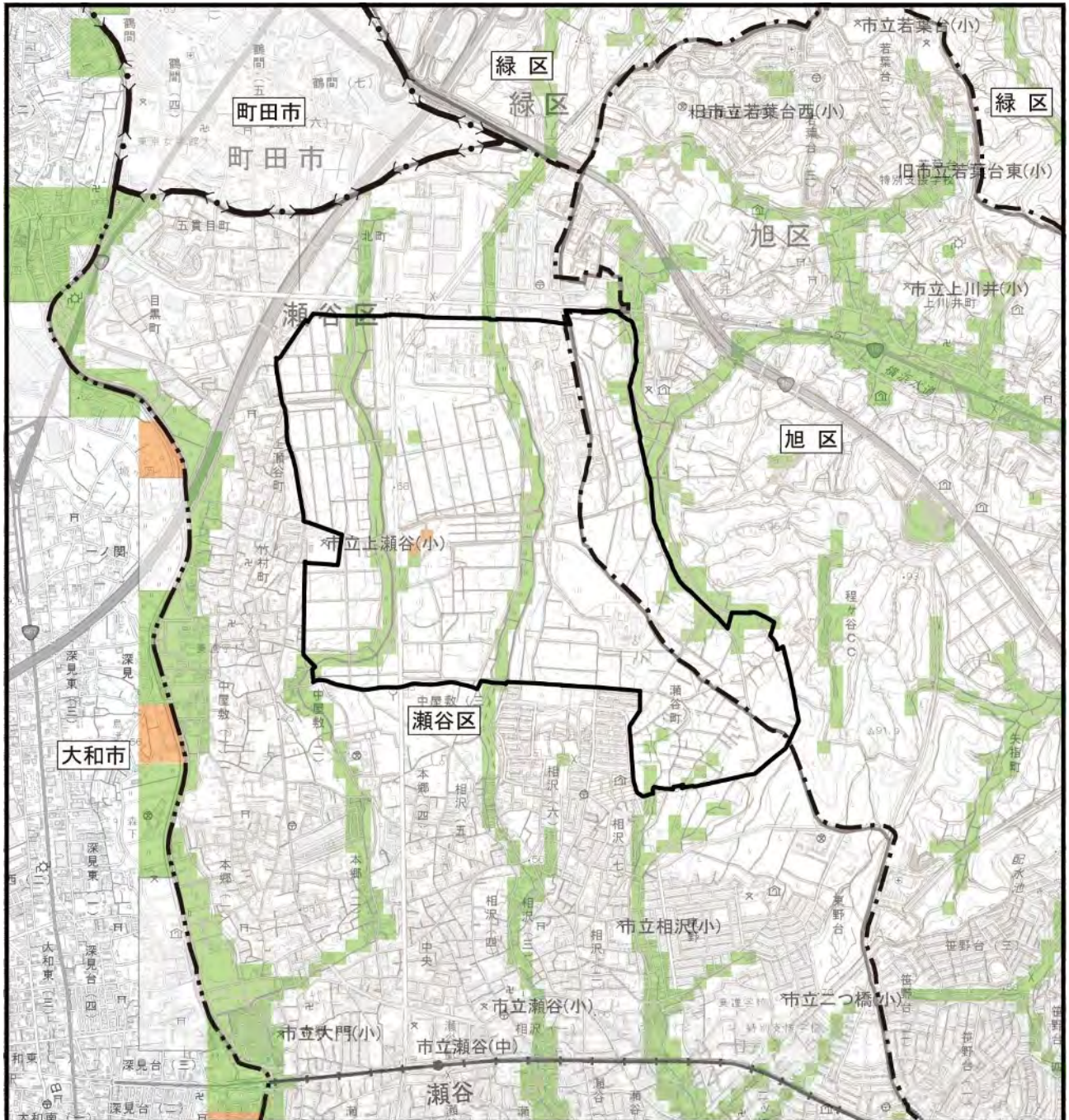
凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 | 液状化危険度 |
|  都県界 |  液状化危険度が高い： $15 < PL < 15$ |
|  市界 |  液状化する可能性がある： $5 < PL \le 15$ |
|  区界 |  液状化危険度は低い： $0 < PL \le 5$ |
| |  液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$ |



資料：「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成 24 年 10 月作成）
 （横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.2-21 (1) 液状化マップ（元禄型関東地震）



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

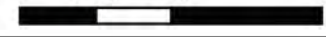
液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



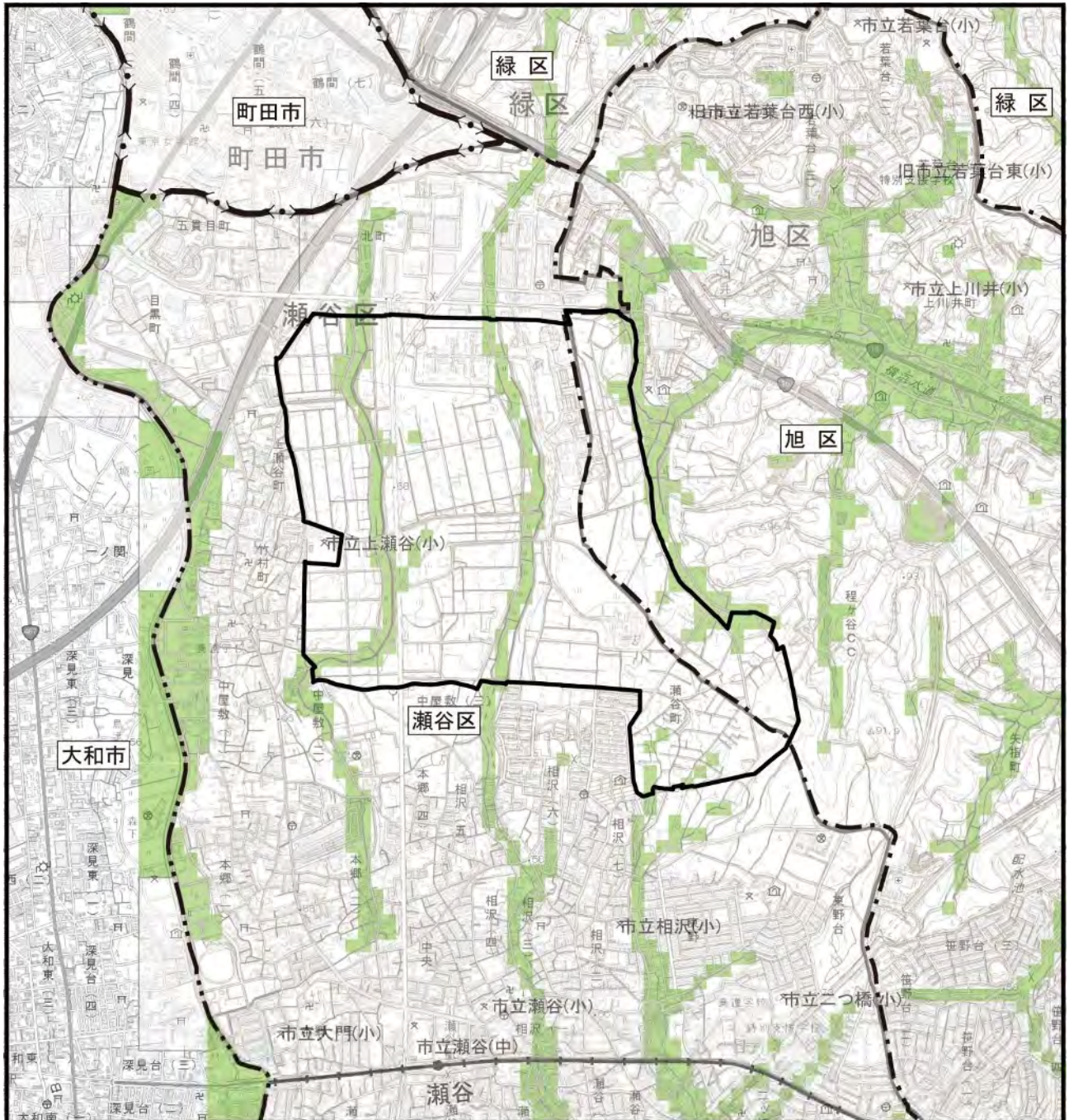
1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料: 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ(瀬谷区、旭区、緑区)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)

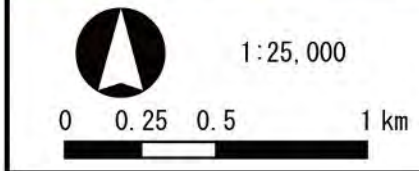
図 3.2-21 (2) 液状化マップ (東京湾北部地震)



凡例

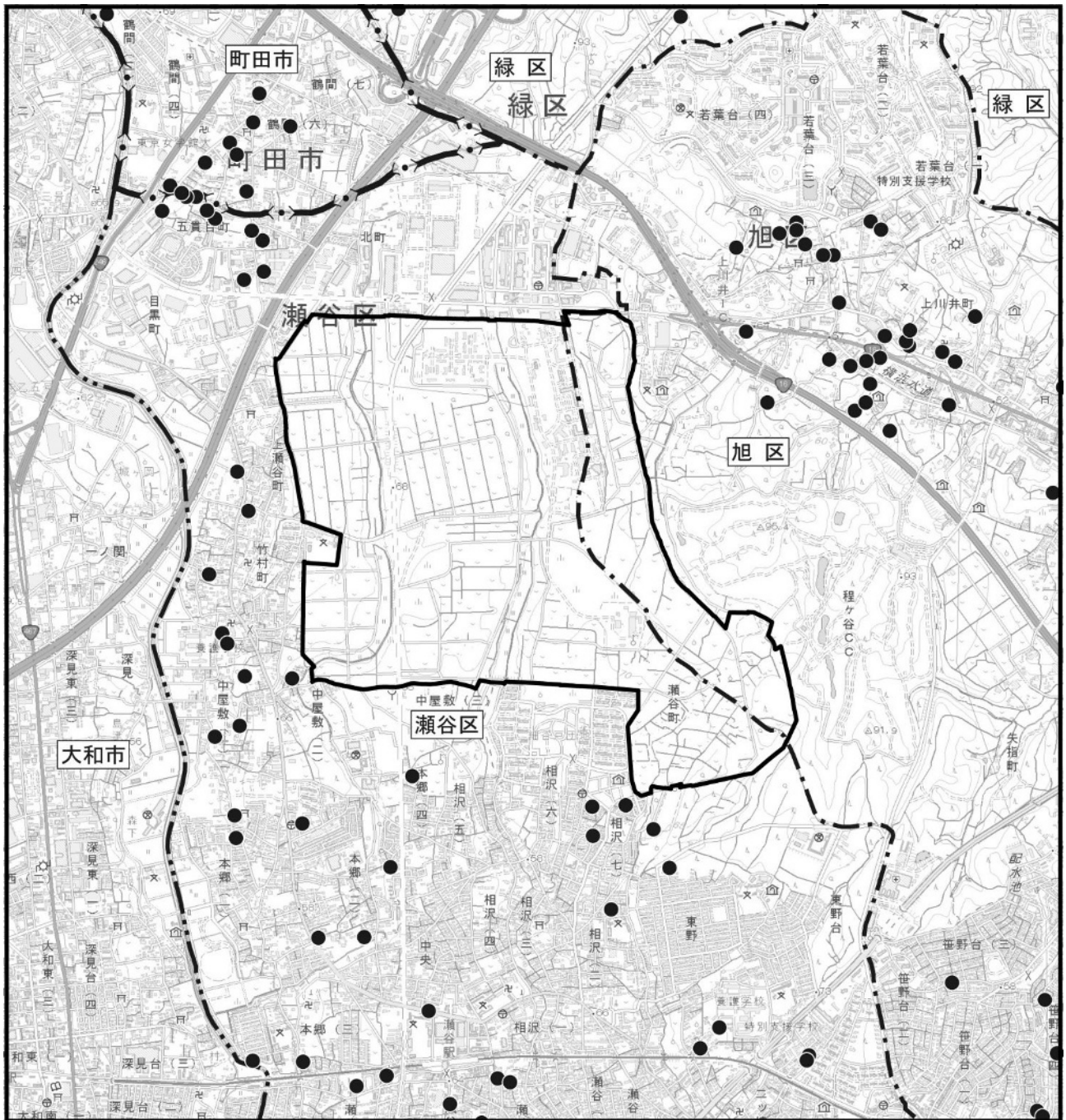
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 液状化危険度
- 液状化危険度が高い: $15 < PL$
 - 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
 - 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
 - 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



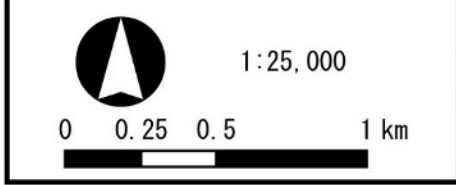
資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）
 （横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-21 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ（市民防災情報）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「町田市防災マップ〔南地区〕（令和2年3月）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-22 災害用井戸

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

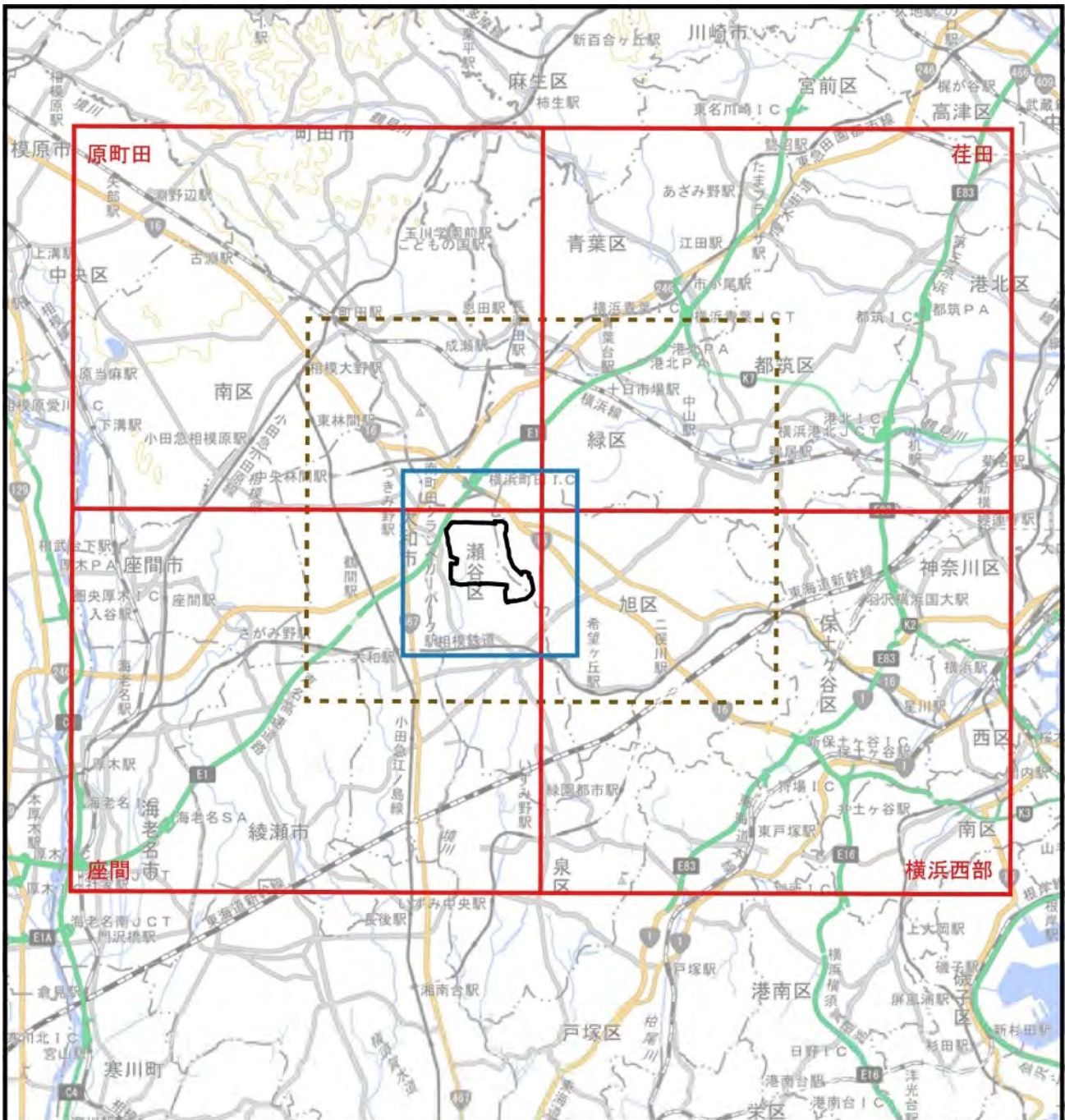
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-16 及び図 3.2-23 のとおりです。

表 3.2-16 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会 平成 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 6 年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 12 年 2 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」（町田野鳥の会 平成 17 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システム—基礎調査データベース検索—（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」（環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。
「猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—」（環境省、平成 24 年 12 月）	調査区域が含まれるメッシュで確認された種を対象としました。

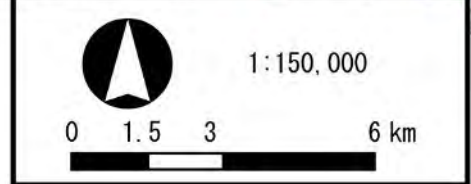
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）により、調査区域における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査区域
- 調査対象2次メッシュ
- 調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-23 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-17 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、両生類 10 種、爬虫類 11 種、昆虫类等 823 種、魚類 47 種、底生動物 99 種及び陸産貝類 32 種が確認されています。

表 3.2-17(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	127	
「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」(環境省、平成24年12月)	1		

表 3.2-17(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	8	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (47種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	14	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	43	
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (99種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	73	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)

② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-18 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 3.2-19 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、両生類 8 種、爬虫類 5 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、底生動物 7 種及び陸産貝類 5 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧) によれば、図 3.2-24 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-25 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。

図 3.2-26 及び図 3.2-27 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

図 3.2-28 (P.3-71) に示すとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、オオタカの生息リンクとして「繁殖を確認」に該当します。

表 3.2-18(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号) 及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号) に基づく天然記念物</p> <p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧) ほか各自治体ホームページ</p>

表 3.2-18(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和元年3月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ令和3年4月閲覧)
④	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	EX：絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少：減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少：希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注：要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)

表 3.2-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注：1. 種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。

表 3.2-19(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類1）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU ^b	
2			ヤマドリ				VU ^{a,b}	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オシドリ			DD	希少 ^a 、減少 ^b	
5			トモエガモ			VU	希少 ^b	
6	ハト	ハト	アオバト				注目 ^{a,b}	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU ^a	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN ^a	
9			ササゴイ				VU ^a	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN ^a	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU ^a	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU ^a	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 ^a	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU ^b	
16			ダイゼン				減少 ^b	
17			イカルチドリ				NT ^a 、注目 ^b	
18			コチドリ				注目 ^a	
19		シギ		ヤマシギ				希少 ^b
20				タシギ				注目 ^b
21				クサシギ				NT ^b
22				キアシシギ				VU ^b
23				イソシギ				希少 ^a 、注目 ^b
24				ハマシギ			NT	VU ^b
25		タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN ^a 、希少 ^b	
26		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN ^a	
27		タカ	タカ	ツミ				VU ^a 、希少 ^b
28				ハイタカ			NT	DD ^a 、希少 ^b
29	オオタカ					NT	VU ^a 、希少 ^b	
30	サシバ					VU	CR+EN ^a	
31	ノスリ						VU ^a 、希少 ^b	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT ^a	
33			アオバズク				VU ^a	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU ^a	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN ^a	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN ^a 、希少 ^b	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU ^a	
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU ^a	
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN ^a	
40			モズ				減少 ^a	

表 3.2-19(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 ^a
42		シジュウカラ	コガラ				VU ^a 、NT ^b
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 ^a
44		ツバメ	ツバメ				減少 ^a
45			コシアカツバメ				減少 ^a
46		ウグイス	ヤブサメ				NT ^a
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU ^a
48			エゾムシクイ				NT ^a
49			センダイムシクイ				NT ^a
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU ^a
52		セッカ	セッカ				減少 ^{a, b}
53		カワガラス	カワガラス				減少 ^{a, b}
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 ^a
55			クロツグミ				VU ^a
56			アカハラ				減少 ^a
57			ルリビタキ				VU ^a
58			コサメビタキ				CR+EN ^a
59			キビタキ				減少 ^a
60			オオルリ				NT ^a
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 ^a
63		ビンズイ					VU ^a
64		アトリ	カワラヒワ				減少 ^a
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN ^a
66			アオジ				VU ^a
67			クロジ				CR+EN ^a 、減少 ^b
68			オオジュリン				VU ^b
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

- 注： 1. 種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。
2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。
3. ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。
- a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3.2-19(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN	
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注	
3			アカガエル	ナガレタゴガエル				希少
4				ニホンアカガエル				VU
5				ツチガエル				要注
6			アオガエル	トウキョウダルマガエル			NT	VU
7		シュレーゲルアオガエル					要注	
8		モリアオガエル					要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種	8種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年11月）に準拠しました。
2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。

表 3.2-19(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1目	3科	5種	0種	0種	0種	5種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年11月）に準拠しました。
2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。

表 3.2-19(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6			モノサシトンボ	モノサシトンボ			
7		アオイトトンボ	オツネイトトンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16		トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD

表 3.2-19(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
22	トンボ	トンボ	ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30		タガメ			国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR
35		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT
37		コメツクムシ	ウバタマコメツク				NT
38		ホタル	ヘイケボタル				NT
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
40			マルクビゲマダラカミキリ				NT
41			トラフカミキリ				要注
42			シロスジカミキリ				要注
43			ネジロカミキリ				NT
44	チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
45		セセリチョウ	ホソバセセリ				VU
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
47			ミヤマチャバネセセリ				要注
48			オオチャバネセセリ				VU
49		シロチョウ	ヒメシロチョウ			EN	EN
50		シジミチョウ	ミドリシジミ				NT
51			クロシジミ			EN	EX
52			シルビアシジミ			EN	CR
53		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種				要注
54			オオムラサキ			NT	NT
55	ヤガ	コシロシタバ			NT		
計	5目	27科	55種	0種	1種	15種	54種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。

表 3.2-19(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN)* ¹			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(VU)* ²		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN			
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ					NT	
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

※1：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

※2：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-19(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コンダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
6		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
7	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	5目	6科	7種	0種	0種	4種	3種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

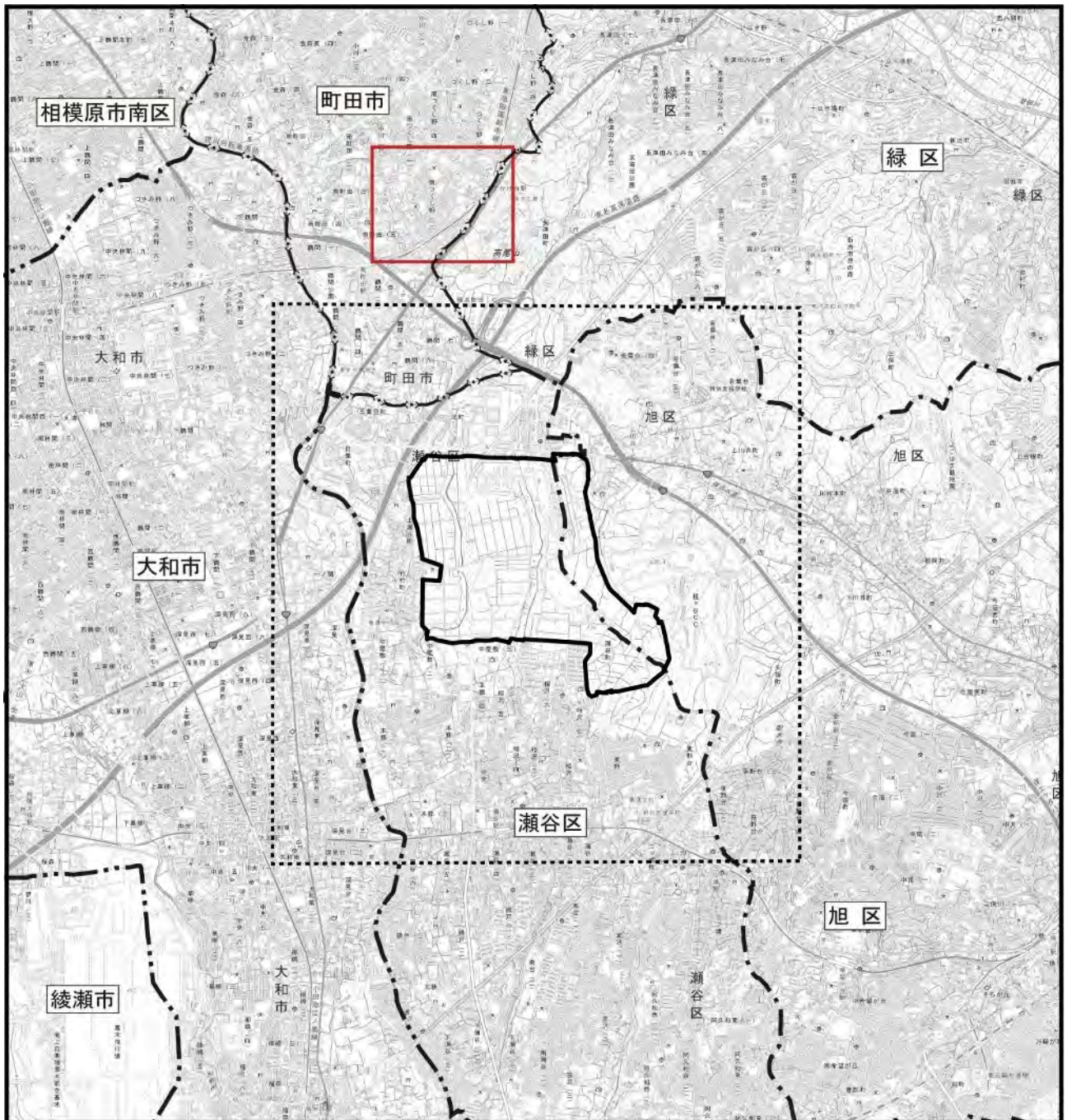
2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

表 3.2-19(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5		オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU	
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

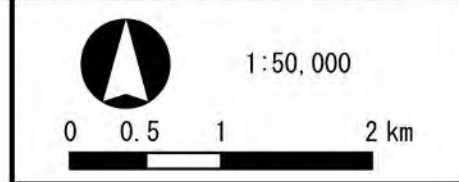
注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60)。



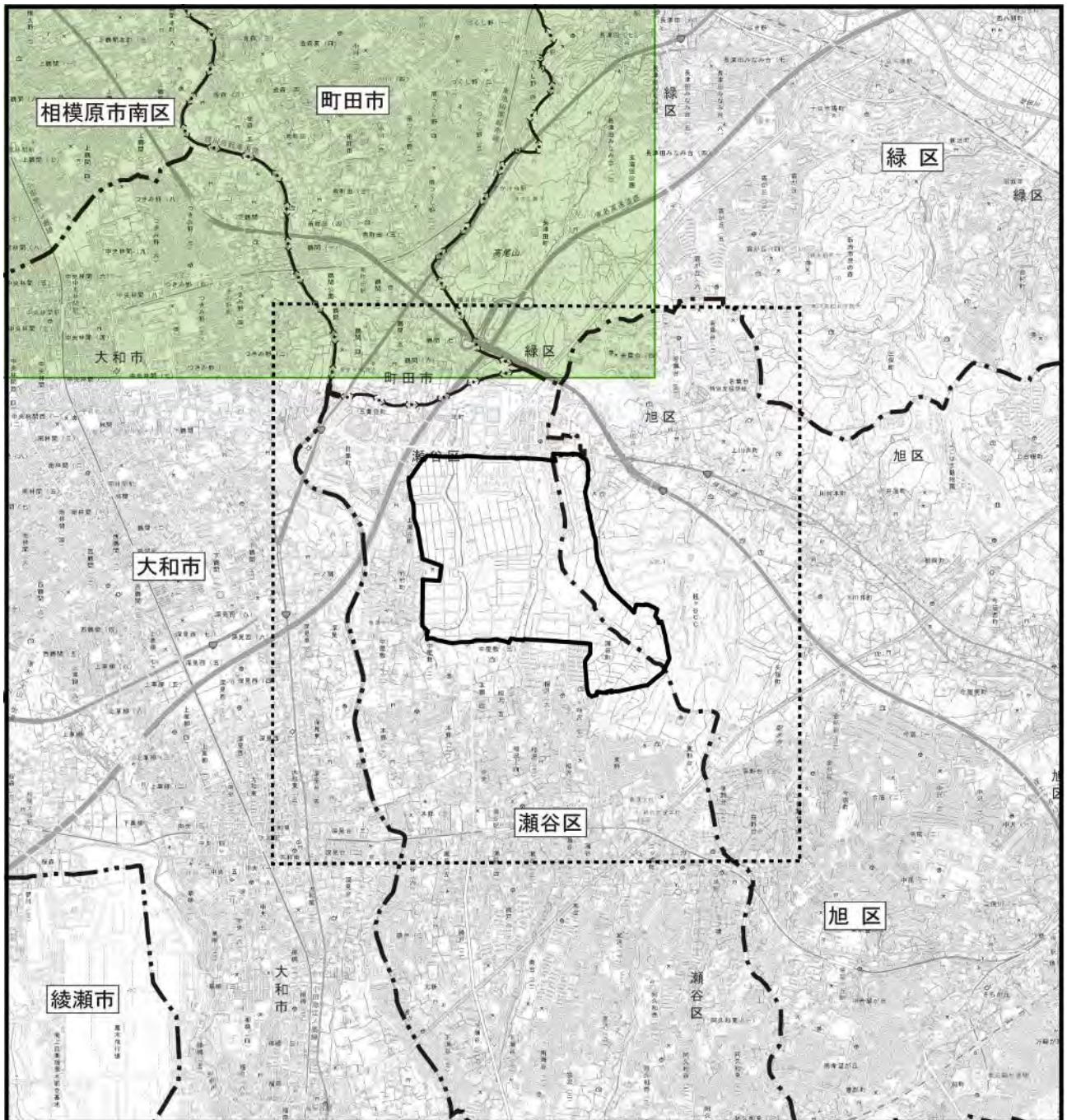
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.2-24 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 調査区域

イヌワシ生息分布

- (一時滞在)

注：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

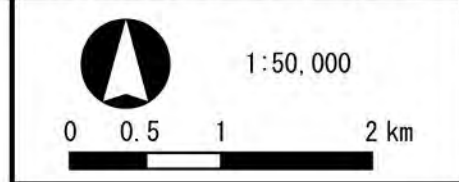
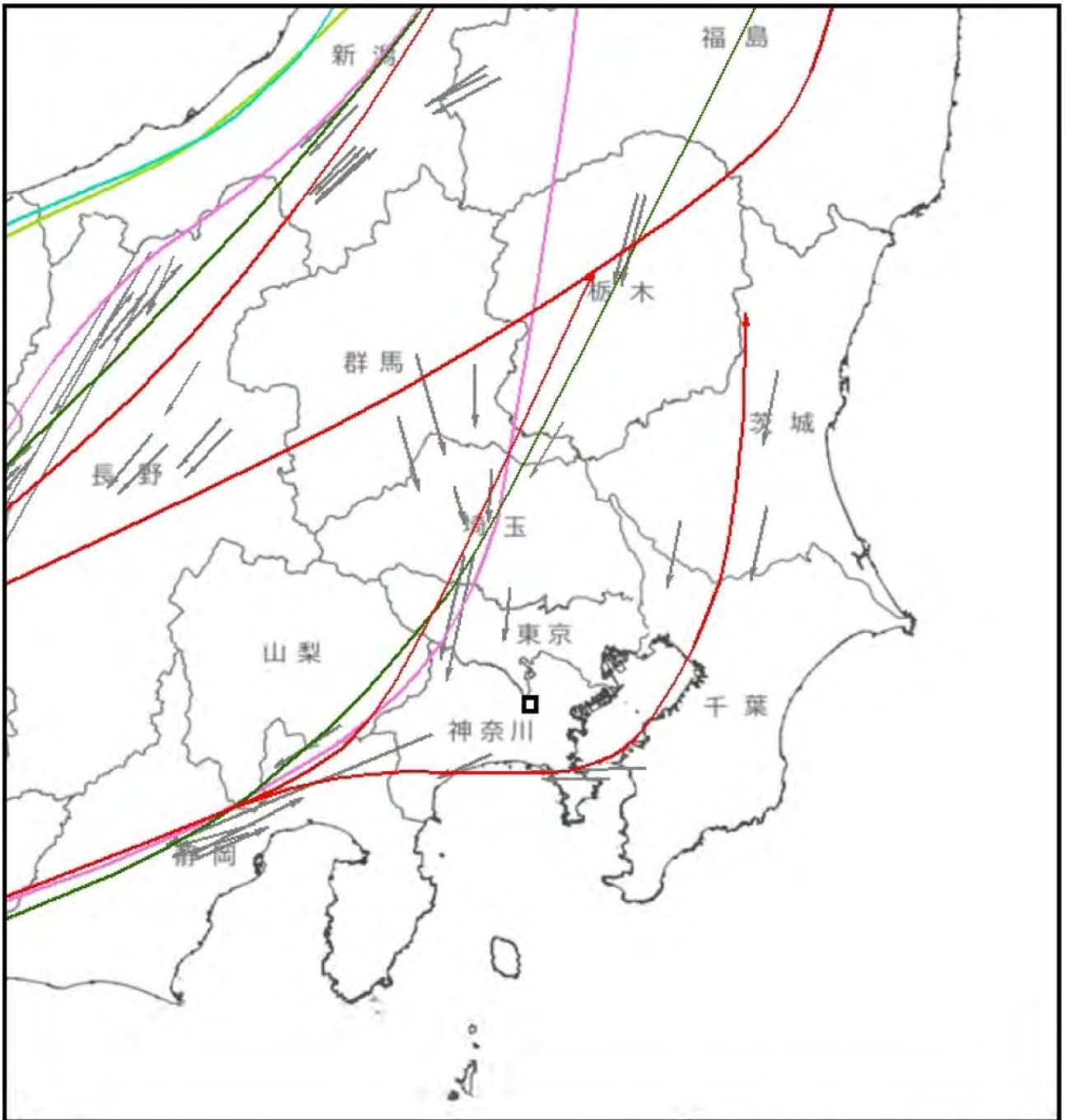


図 3.2-25 イヌワシ生息分布

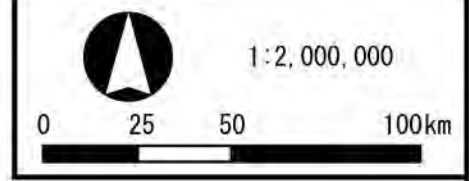


凡 例

調査区域

日中の渡りルート

- | | |
|--------|--------|
| ハクチョウ類 | ノスリ |
| ガン類 | ハチクマ |
| サシバ | その他猛禽類 |



注：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.2-26 センシティブィティマップにおける日中の渡りルート

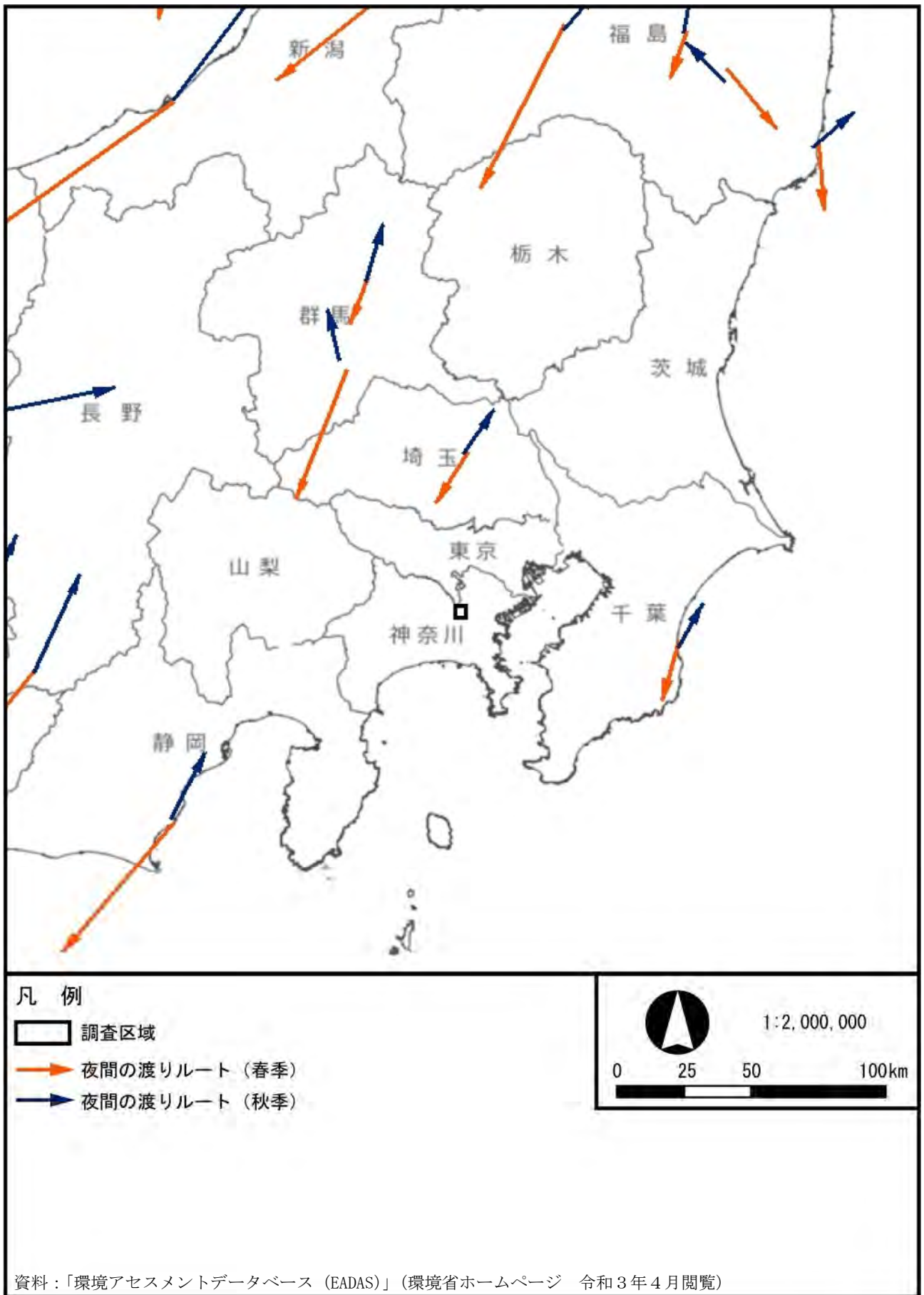


図 3.2-27 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

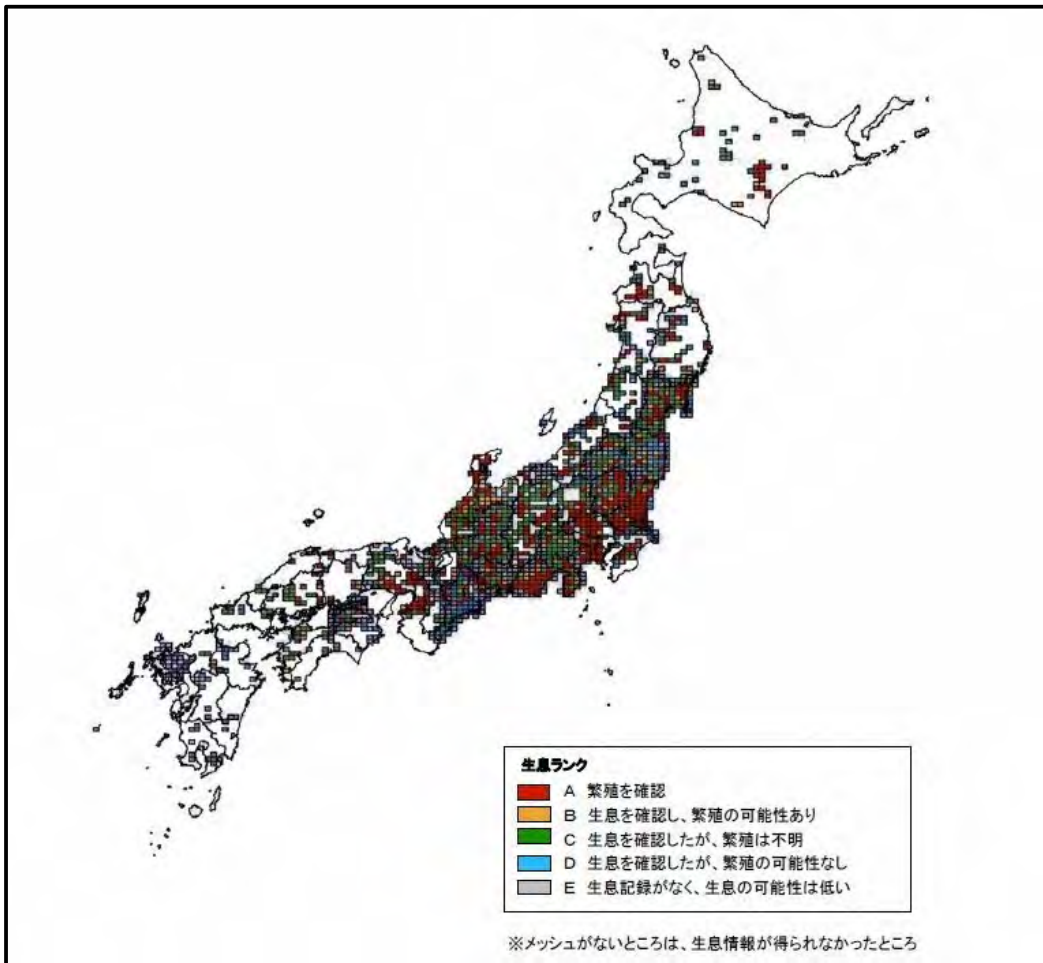


図 3.2-28 (1) オオタカの生息分布

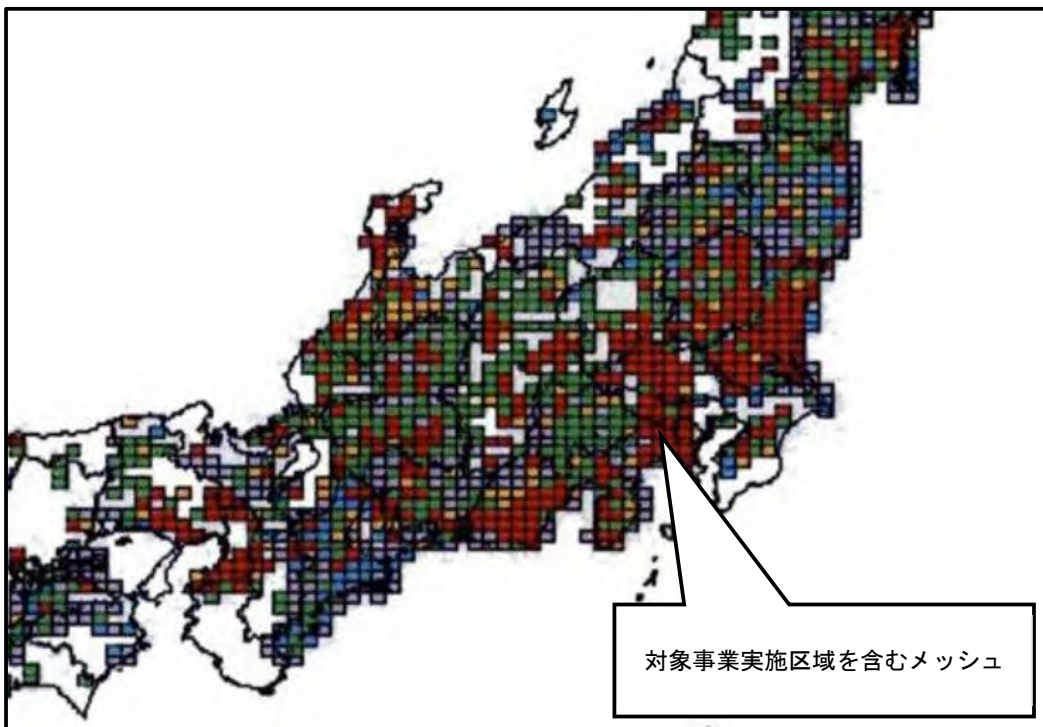


図 3.2-28 (2) オオタカの生息分布(拡大図)

資料：「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」
（環境省、平成 24 年 12 月）

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-20 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-21 及び図 3.2-29 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。これについては、「(3)生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(P.3-94、95)にて記述します。

表 3.2-20(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和3年4月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ 令和3年4月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-20(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)	<p>基準1:特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地</p> <p>基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>基準3:生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地</p> <p>基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地</p> <p>基準7:固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地</p> <p>基準8:魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>基準9:湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)	<p>都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>国指定鳥獣保護区</p> <p>特:特別保護地区</p> <p>特指:特別保護指定区域</p>
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)	<p>基準1:湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準2:希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準3:多様な生物相を有している場合</p> <p>基準4:特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>基準5:生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>

表 3.2-20(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和3年4月閲覧)	<p>A1 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3 : ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>*バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii : 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和3年4月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>ホタル生息確認地域: 1983年に横浜市公害研究所(環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域</p> <p>トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ): 横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)</p>

表 3.2-21 動物の注目すべき生息地

選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)

資料:「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-22 のとおりです。

表 3.2-22 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-23 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）953 種が確認されています。

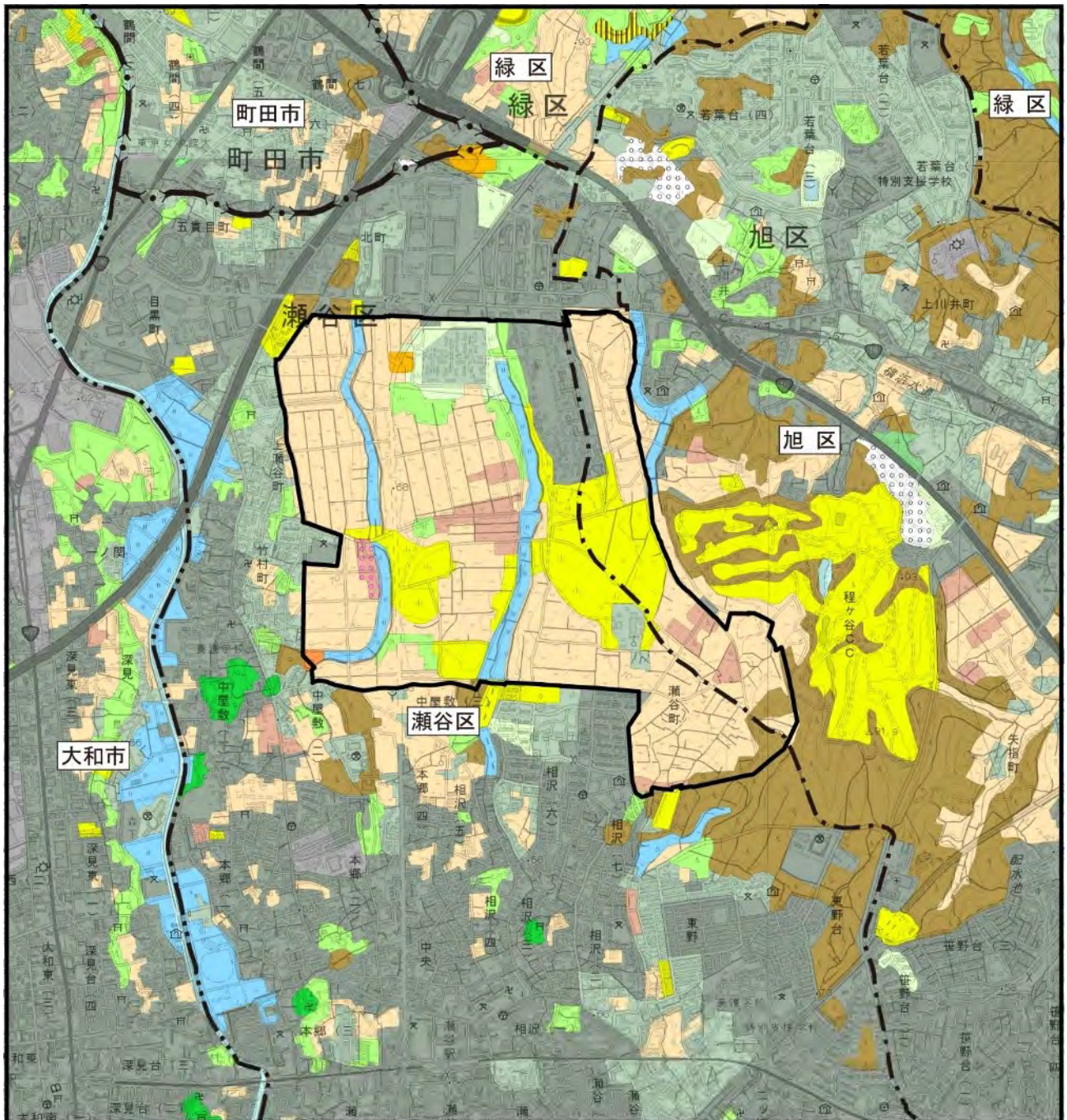
表 3.2-23 文献により確認された植物

分類	主な確認種
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (80 種)
種子植物	裸子植物 イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10 種)
	被子植物 双子葉植物 離弁花類 オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (410 種)
	被子植物 双子葉植物 合弁花類 ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオパコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタバコ等 (225 種)
被子植物 単子葉植物 ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (228 種)	
合計	953 種

② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3. 2-30 に、潜在自然植生図は図 3. 2-31 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群集、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

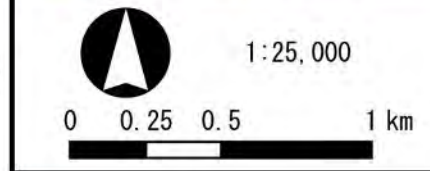


凡例

対象事業実施区域 都県界 市界 区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ-コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

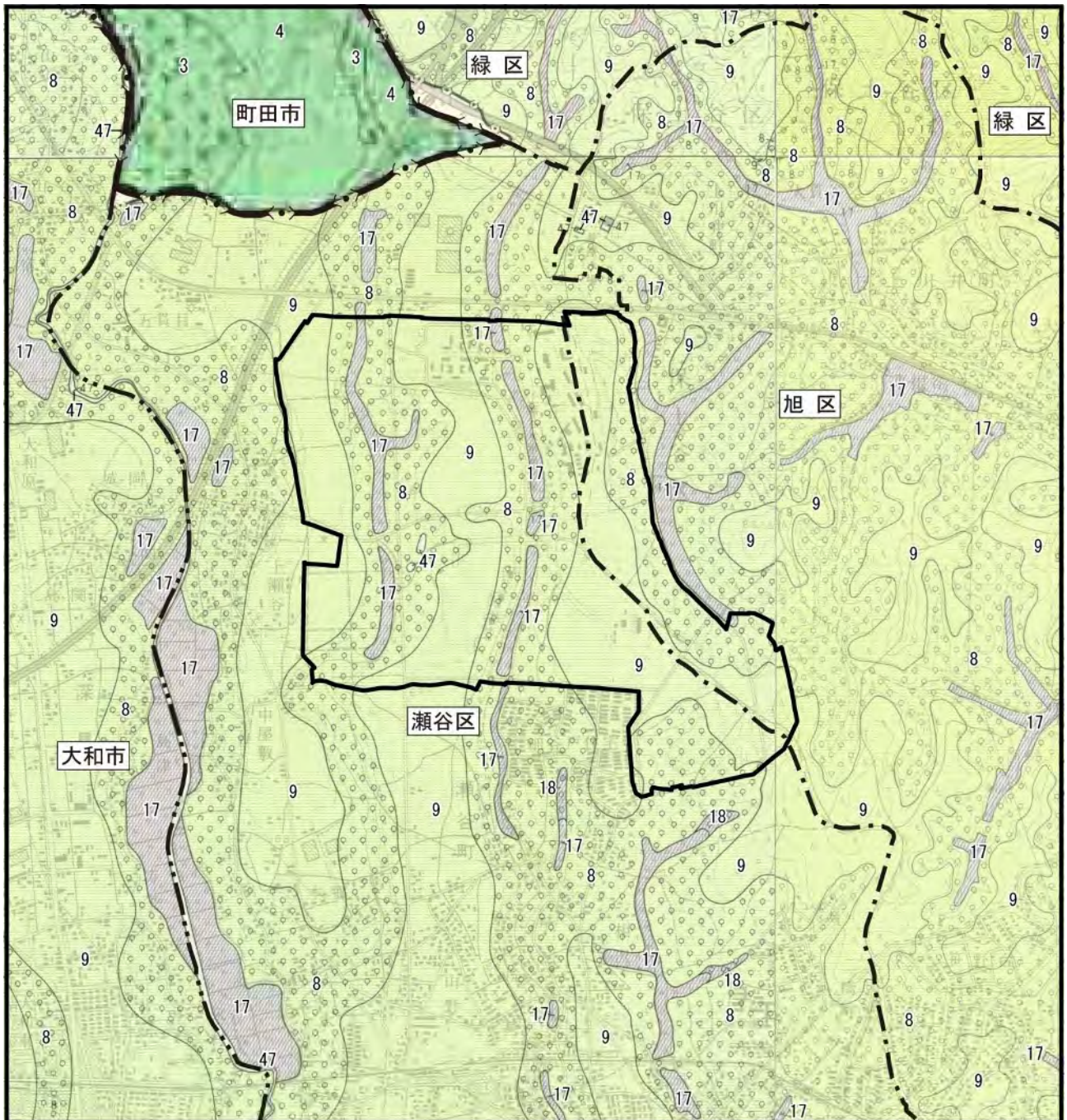
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地



- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.2-30 現存植生図



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界



シラカシ群集・ケヤキ亜群集

シラカシ群集・典型亜群集

17 ハンノキ群落

18 クヌギ-ハンノキ群落

47 開放水域



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和50年3月）
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-31 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-24(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ令和3年4月閲覧)ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)	○	
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	○	

表 3.2-24(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
④	「神奈川県レッドリスト(植物編) 2020」(神奈川県ホームページ 令和2年10月)	<p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種</p> <p>EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種</p> <p>CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種</p> <p>CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種</p> <p>EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種</p> <p>VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種</p> <p>NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</p> <p>減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種</p> <p>希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種</p> <p>要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種</p> <p>注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種</p> <p>DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種</p> <p>不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種</p> <p>LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	「神奈川県レッドリスト(植物編) 2020」(神奈川県ホームページ 令和2年10月)	○	
⑤	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成18年7月)に記載された植物群落(群落複合)	<p>群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落</p>	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成18年7月)	○	
⑥	「横浜の植物」(横浜植物会平成15年7月)	<p>Ex-A: 絶滅種(Ex)のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>Ex-B: 絶滅種(Ex)のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>En-A: 絶滅寸前(En)のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>En-B: 絶滅寸前(En)のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>V-A: 危急種(V)のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>V-B: 危急種(V)のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>R: 準絶滅危惧種</p>	「横浜の植物」(横浜植物会平成15年7月)	○	

表 3. 2-24 (3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
⑦	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)		○
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)		○
⑨	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落	植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3. 2-25 のとおり 56 科 131 種が確認されています。

表 3. 2-25 (1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B
3			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
4		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A
5			キジノオシダ				NT	En-A
6		ミズワラビ	ミズワラビ					En-A
7		オシダ	メヤブソテツ					En-A
8			ナチクジャク				CR	Ex-A
9			サクライカグマ					En-A
10			エンシュウベニシダ					V-A
11			イヌイワイタチシダ				NT	
12		メシダ	ムクゲシケンシダ				VU	En-A
13		ウラボシ	マメヅタ					V-B
14		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
15	裸子植物	マツ	モミ					V-A
16	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
17	双子葉植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
18			離弁花植物	ムカゴイラクサ				
19	カテンソウ							V-B
20	イラクサ							V-B
21	ヤドリギ	マツグミ				NT		
22	タデ	サクラタデ					V-B	
23	ナデシコ	ワダソウ				EN	En-A	
24	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				NT	Ex-A	
25	フサザクラ	フサザクラ					R	
26	キンポウゲ	イチリンソウ						En-B
27		アズマイチゲ				NT	En-A	
28		オキナグサ			VU	EN	Ex-A	
29		ウマノアシガタ					V-B	
30	メギ	イカリソウ					En-B	
31	ツツラフジ	ツツラフジ					R	
32	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B	
33	ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A	
34		ヤマブキソウ				VU		
35	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A	
36	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A	
37		タコノアシ			NT		V-B	
38	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A	
39		マメザクラ					En-A	
40		ヤブザクラ			EN	EN	En-A	
41	マメ	ホドイモ					V-B	
42		レンリソウ				EN	Ex-A	
43		イヌハギ			VU	VU	Ex-A	
44		マキエハギ					V-B	

表 3. 2-25 (2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
45	被子植物	フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
46	双子葉植物	アワブキ	アワブキ					V-B
47	離弁花植物	ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
48		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
49		ブドウ	サンカクヅル					En-B
50		スマレ	ヒカゲスマレ				NT	En-A
51		ミソハギ	ミズマツバ			VU	NT	En-B
52		アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT		
53		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
54		セリ	アシタバ					En-A
55			ホタルサイコ				CR	Ex-A
56			セントウソウ					V-B
57			セリモドキ				CR	En-A
58	被子植物	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ				NT	En-A
59	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
60	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
61		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
62			ナツハゼ				NT	En-A
63		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
64		リンドウ	リンドウ					V-B
65		ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A
66		アカネ	キヌタソウ					V-A
67			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
68			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
69		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
70			ルリソウ				CR	En-B
71		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
72			ジュウニヒトエ					V-B
73			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
74			キセワタ			VU	CR	Ex-A
75			ミゾコウジュ			NT		V-B
76			ヒメナミキ				VU	Ex-A
77		ナス	イガホオズキ					En-A
78		ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A
79			ヒメトラノオ				CR	Ex-A
80			ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A
81		レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A
82		オミナエシ	オミナエシ					En-B
83		キキョウ	ソバナ					En-A
84			キキョウ			VU	EN	Ex-A
85		キク	ノブキ					Ex-A
86			カワラハハコ				VU	
87			ヒメシオン				EN	Ex-A
88			サワシロギク				EN	Ex-A
89			タウコギ					En-B
90			モミジガサ					V-B
91			コヤブタバコ					V-B
92			タカアザミ				EN	En-A
93			サワヒヨドリ				EN	V-B

表 3. 2-25 (3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
94		キク	アキノハハコグサ			EN	CR	En-A
95			カセンソウ				VU	En-A
96			ノニガナ				NT	En-A
97			センボンヤリ					V-B
98	被子植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
99	単子葉植物	ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A
100			アイノコイトモ					En-B
101			ヤナギモ					En-B
102			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A
103			カワツルモ			NT	EX	Ex-A
104			ユリ	コバギボウシ				
105		ヤマアマドコロ					NT	
106		ユキザサ					NT	Ex-A
107		アマナ					NT	En-B
108		アヤメ	ヒオウギ				VU	
109			ノハナショウブ				EN	Ex-A
110			アヤメ				EX	
111		イネ	ハネガヤ				EN	En-A
112			ミズタカモジグサ					En-B
113			ヤマアワ					V-B
114			ミノボロ				CR	En-A
115			キダチノネズミガヤ				VU	En-A
116			ヤマミヅイチゴツナギ					V-A
117			イヌアワ					V-B
118		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
119			マツバスゲ				VU	En-B
120			ビロードスゲ					En-A
121			ヌカスゲ					V-A
122			センダイスゲ				VU	En-A
123			タガネソウ					V-B
124			ハリイ				VU	
125			クログワイ					V-B
126			クロテンツキ					V-B
127			コマツカサススキ				EN	En-A
128	ラン	エビネ			NT	NT	V-B	
129		キンラン			VU	NT		
130		サガミラン				NT		
131		クマガイソウ			VU	VU	En-B	
計		—	56 科	131 種	0 種	0 種	25 種	69 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「植物目録」（環境庁 昭和63年1月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表 3. 2-24 (P. 3-80~82)。

イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、前掲表 3.2-24 (P.3-80~82) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-26、表 3.2-27 及び図 3.2-32 に示しました。

なお、前掲表 3.2-24 (P.3-80~82) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-26 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-27 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-26 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注：選定基準は前掲表 3.2-24 (P.3-80~82)。

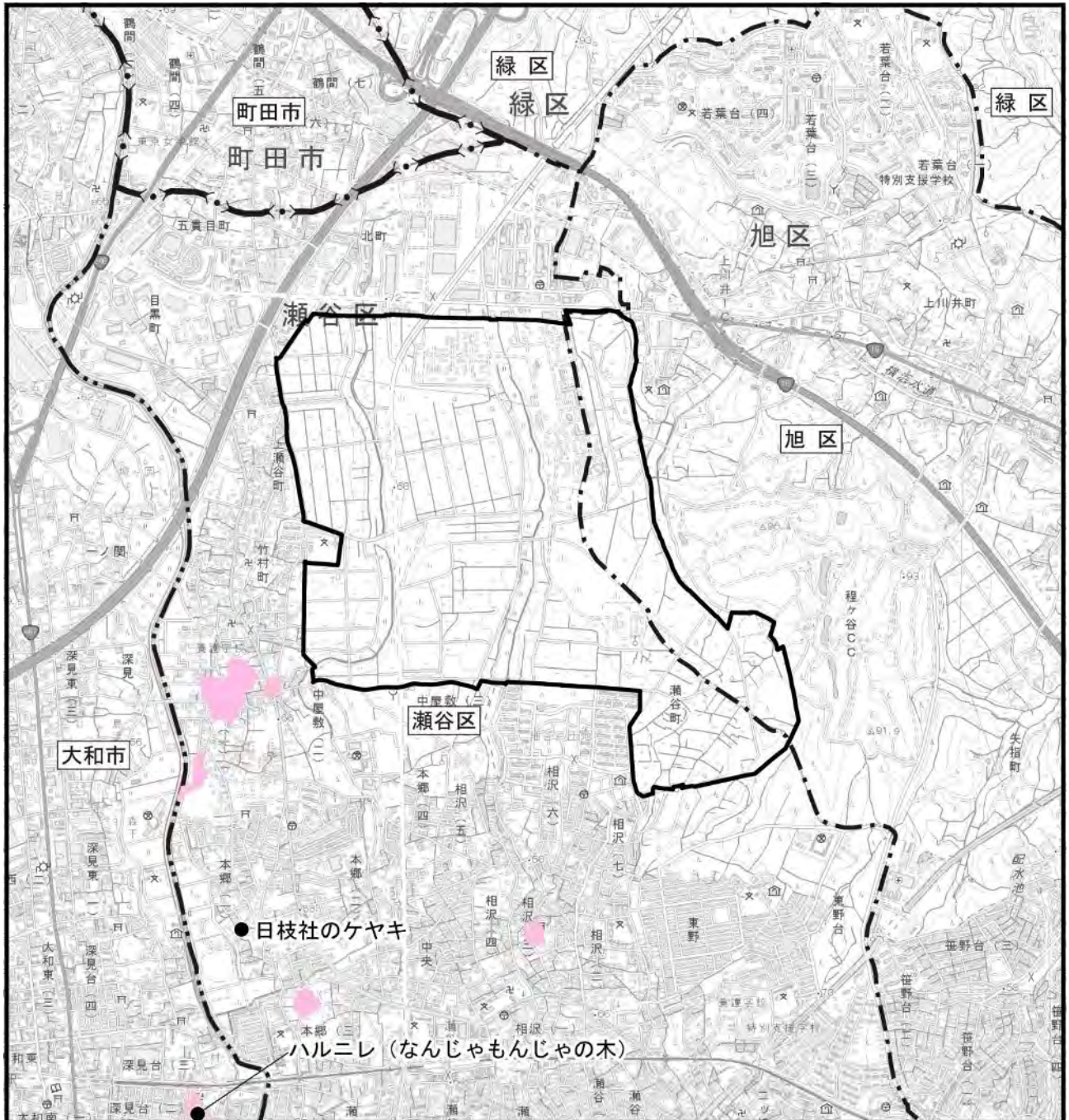
資料：「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3.2-27 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

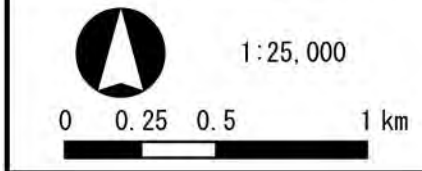
注：選定基準は前掲表 3.2-24 (P.3-80~82)。

資料：「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 天然記念物
- 自然植生
植生自然度9



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-32 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-28 に、分布図は図 3.2-33 に示すとおりです。

調査区域には、「第 6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本、一般社団法人日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が 2 本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が 13 本指定されています。

表 3.2-28 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木（環境省実施 第 6 回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木（かながわの名木100選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	19.5	3.5
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	15	1.6
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	3.1
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	4.2
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	224	17	3.7
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	220	18	3.9
	10	竹村町 1-14	イチヨウ	140	12	3.4
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	20	4.3
	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	10	1.66
旭区	13	上川井町 112	イヌシデ	290	18	1.9
	14	上川井町 112	イヌシデ	340	18	1.5, 1.7
	15	上川井町 112	ヤブツバキ	240	8~9	1.0~1.2
	16	上川井 147-1	カヤ	300	13	3.47

注：1. 表中のNo. は図3.2-33に対応しています。

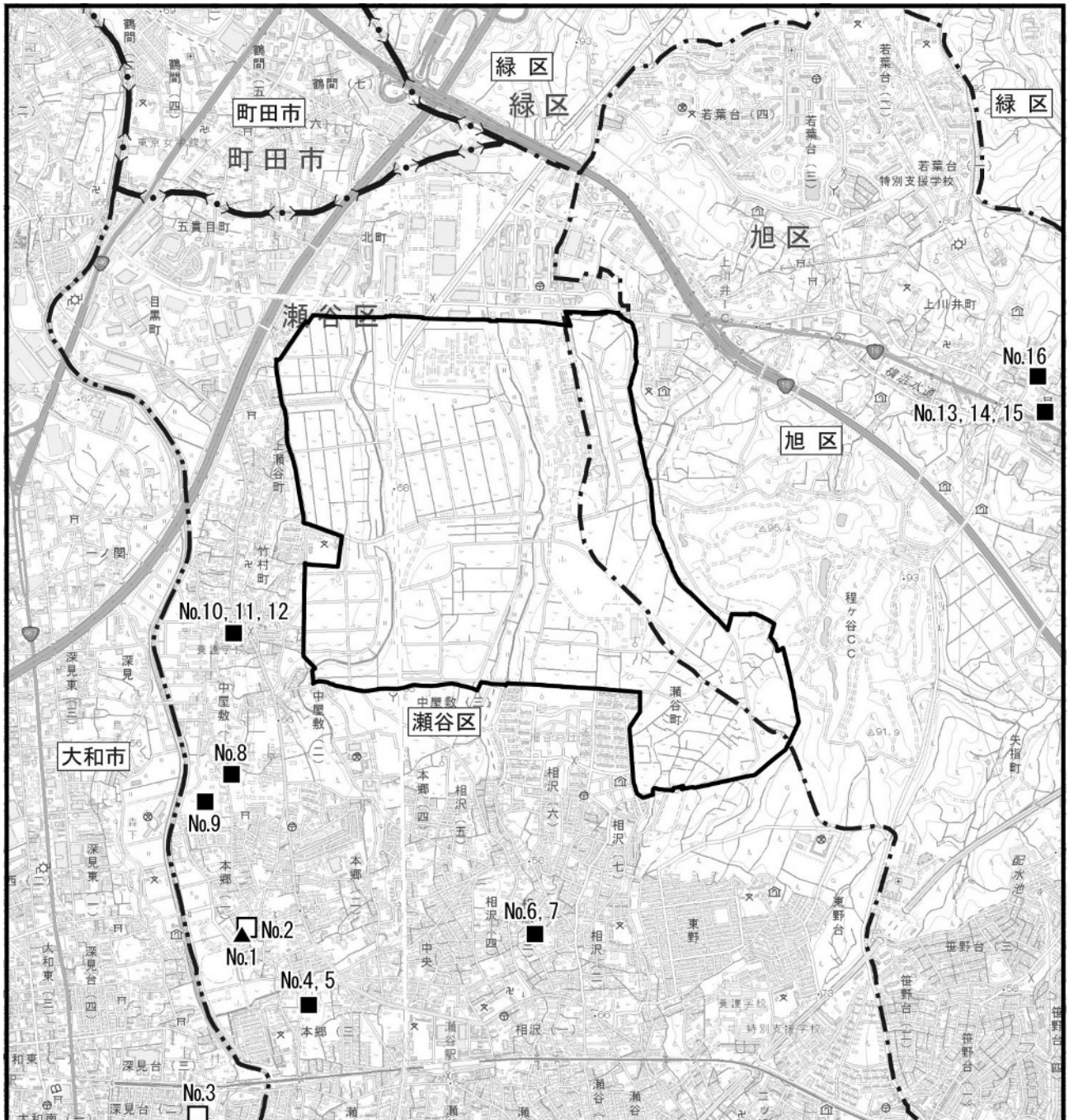
2. 巨樹・巨木林については、「第 6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）に記録のあるものとししました。

3. 町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

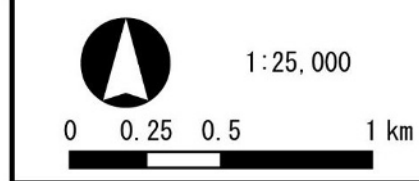
「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 平成31年 3 月13日）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和 3 年 4 月実施）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ▲ 巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）
- 名木（かながわの名木100選）
- 名木古木（横浜市指定）



注：図中の番号は表 3.2-28 に示す No. と対応しています。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）

「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」

（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和3年4月閲覧）

「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 平成31年3月13日）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和3年4月実施）

図 3.2-33 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

(3) 生態系の状況

① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-29、その分布状況は図 3.2-34 に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

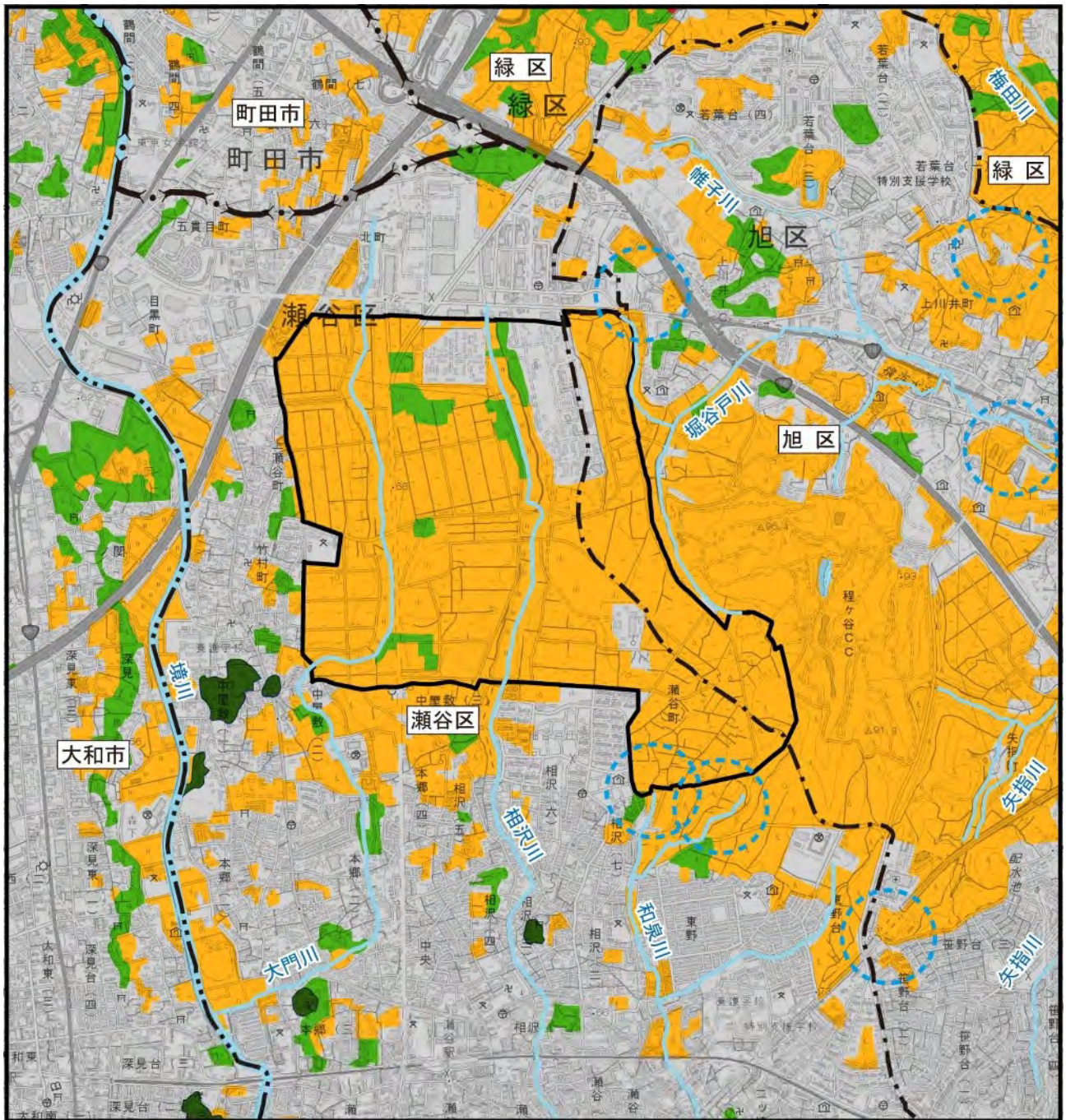
対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。


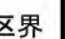

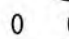


表 3.2-29 環境類型区分の概要

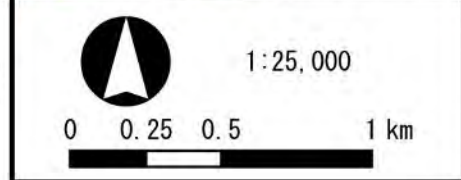
類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギ・コナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注：植生区分は現存植生図凡例（図 3.2-30（P.3-78））によります。



凡例

- | | | | | | | | |
|---|----------|---|-----------|---|------|---|----|
|  | 対象事業実施区域 |  | 都県界 |  | 市界 |  | 区界 |
|  | 樹林（自然植生） |  | 植林地・耕作地植生 |  | 市街地等 |  | 水域 |
|  | 樹林（代償植生） |  | 草地（代償植生） |  | 湧水 | | |



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-34 環境類型区分

② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3.2-34 に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地等が広がり、シラカシ群集、シラカシ屋敷林、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（図 3.2-34（P.3-91））。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落（Ⅶ）、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

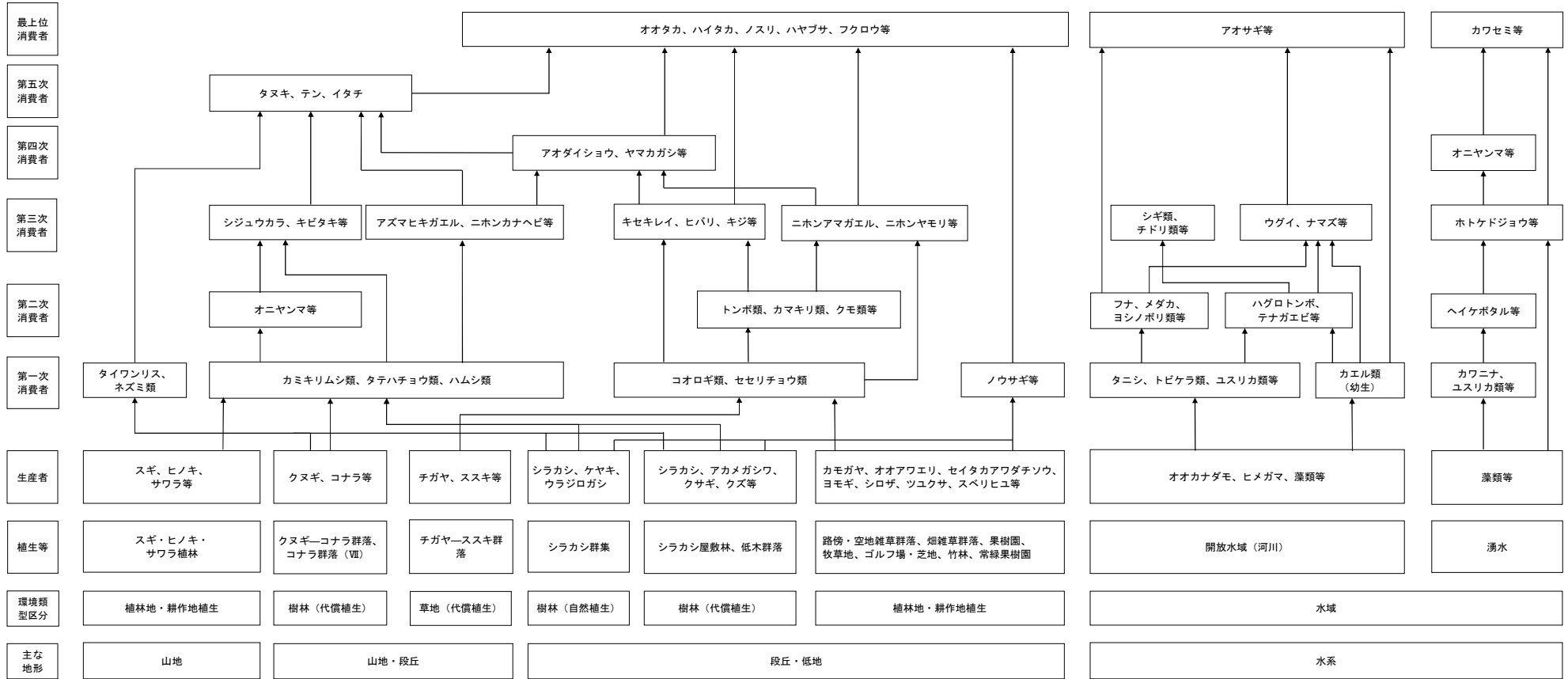


図 3.2-34 食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表3.2-30及び図3.2-35のとおりです。

表 3.2-30 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		三保特別緑地保全地区	
10		本郷三丁目特別緑地保全地区	
11		生物多様性 保全上重要な 里地里山	
12	ホタル生息確認地域		1983年に横浜市公害研究所(現環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)です。
14	湧水	瀬谷市民の森1(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15		瀬谷市民の森2(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	
16		ー(旭区上川井町2053付近)	
17		ー(旭区上川井町)	
18		ー(旭区川井本町)	
19		ー(旭区笹野台)	
20	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21		三保・新治地区	

注：表中のNo.は図3.2-35に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)

「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)

「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

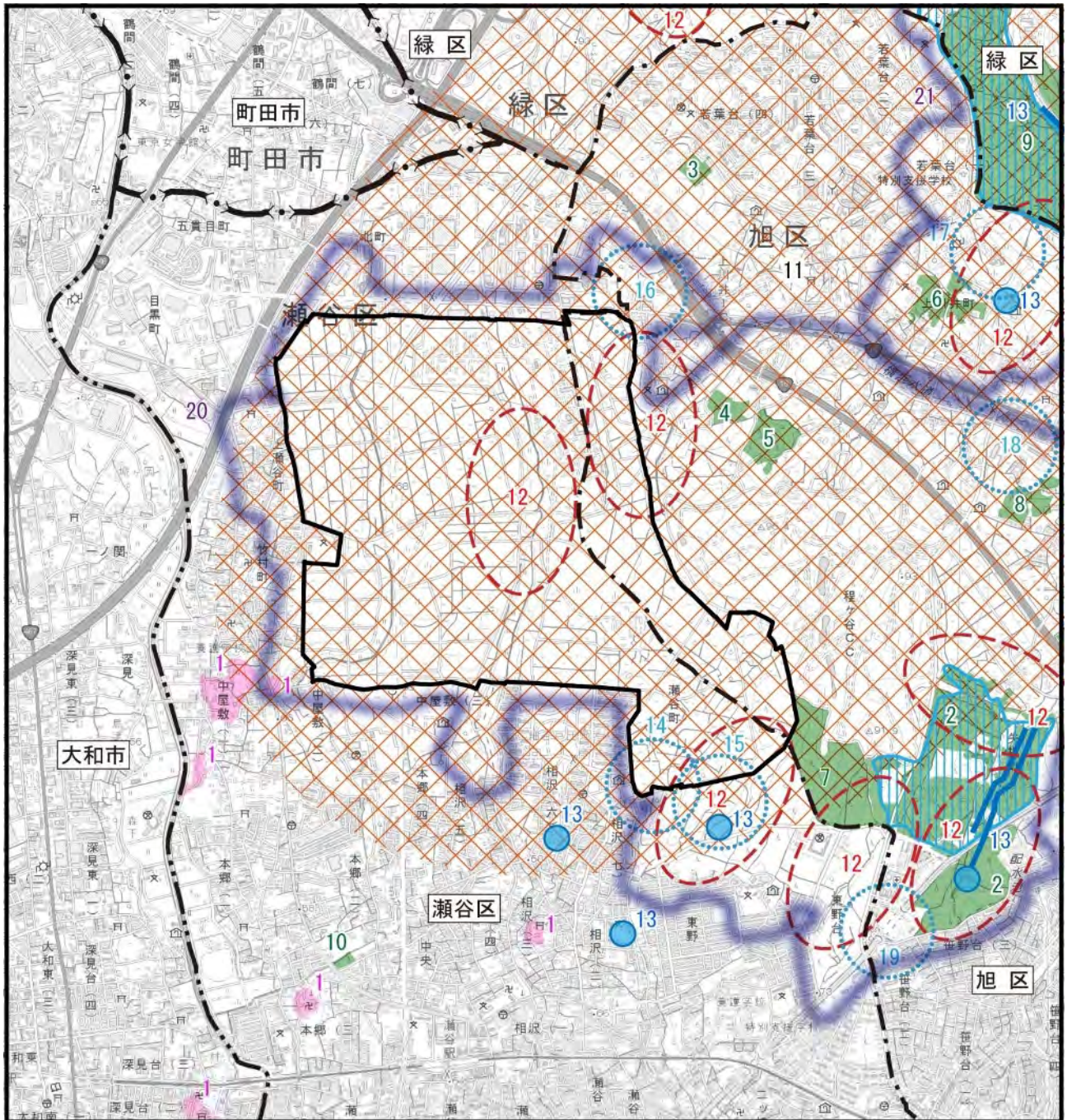
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」

(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

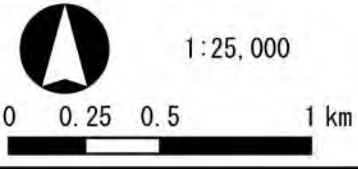
「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)

「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット (点のピオトープ)
- 湧水の位置
- 緑の10大拠点



注：図中の番号は表3.2-30に示すNo.と対応しています。
 資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）、「横浜水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）」、「第153回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-35 重要な自然環境のまとめりの場

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-36 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-13 (P. 3-35)）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、後掲図 3.2-38 (P. 3-102) に示すとおり、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、後掲図 3.2-37 (P. 3-99) に示すとおり、東側に近接する地区には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側に近接する地区は、後掲図 3.3-5 (P. 3-114) に示すとおり、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-36 及び表 3.2-31 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

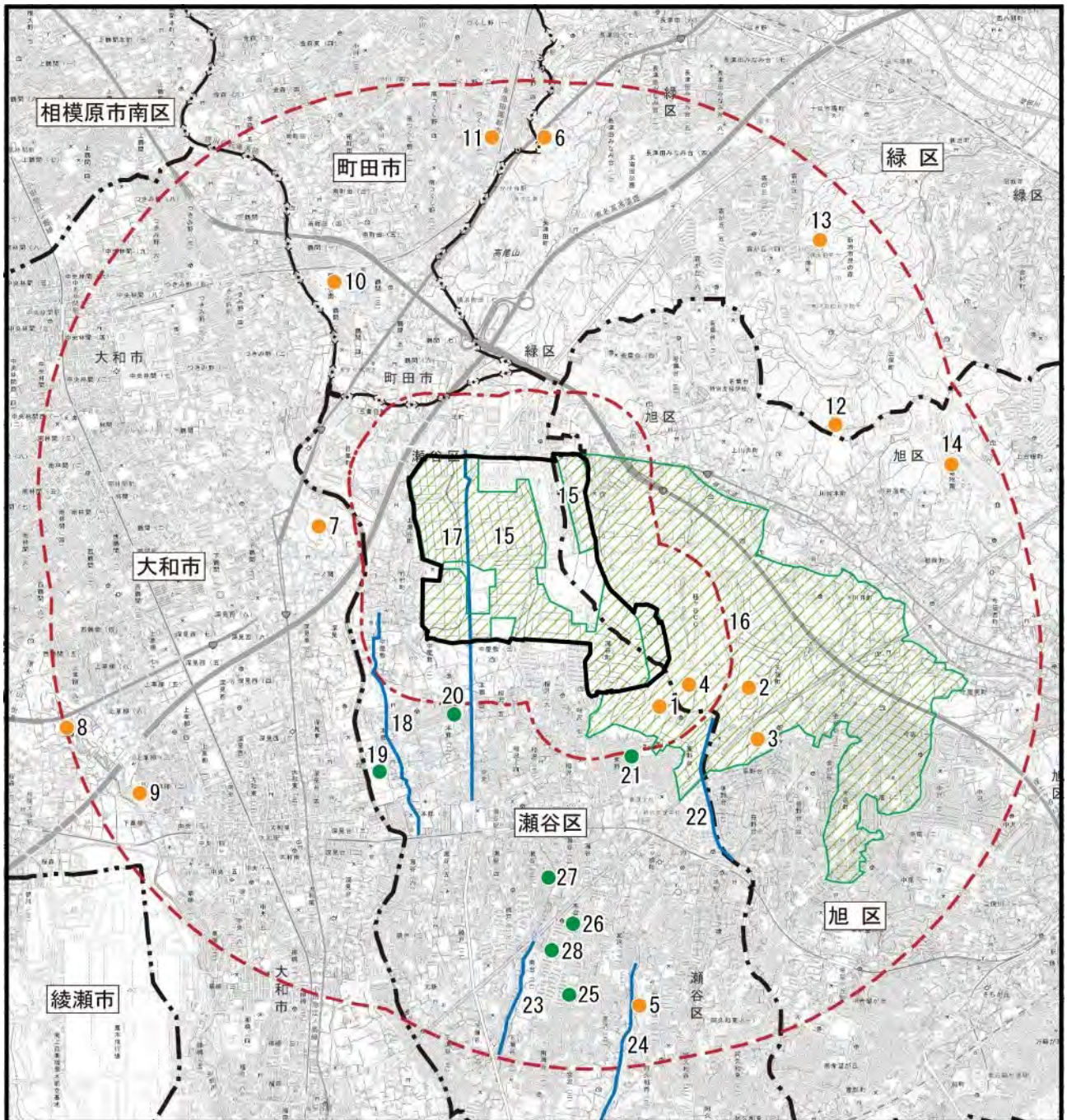
対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3.2-36 及び表 3.2-31 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

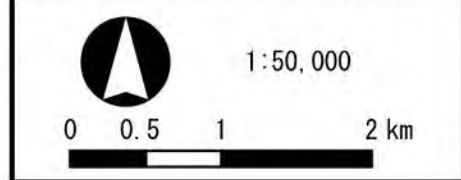
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例

- 対象事業実施区域
都県界
市界
区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源



注：1. 図中の番号は表 3.2-31 に示す No. と対応しています。
 2. 図に示す情報の出典は表 3.2-31 と同様です。

図 3.2-36 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3.2-31 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	資料*
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	泉の森	⑤
	9	ふれあいの森	⑤
	10	鶴間公園	⑥
	11	つくし野セントラルパーク	⑥
	12	三保市民の森	⑦
	13	新治市民の森	⑦
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	16	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	17	海軍道路沿いの桜並木	①
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	19	瀬谷本郷公園	①
	20	瀬谷中央公園	①
	21	東野第一公園	①
	22	野境道路	①
	23	相沢川ウォーク	①
	24	東山・関ヶ原の水辺	①
	25	瀬谷第一公園	①
	26	瀬谷第二公園	①
	27	瀬谷第三公園	①
	28	南台公園	①
—	丹沢の山並み（遠景）	—	
—	富士山（遠景）	—	

※：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注：表中のNo. は図 3.2-36 に示す番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和3年4月閲覧）
 ④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

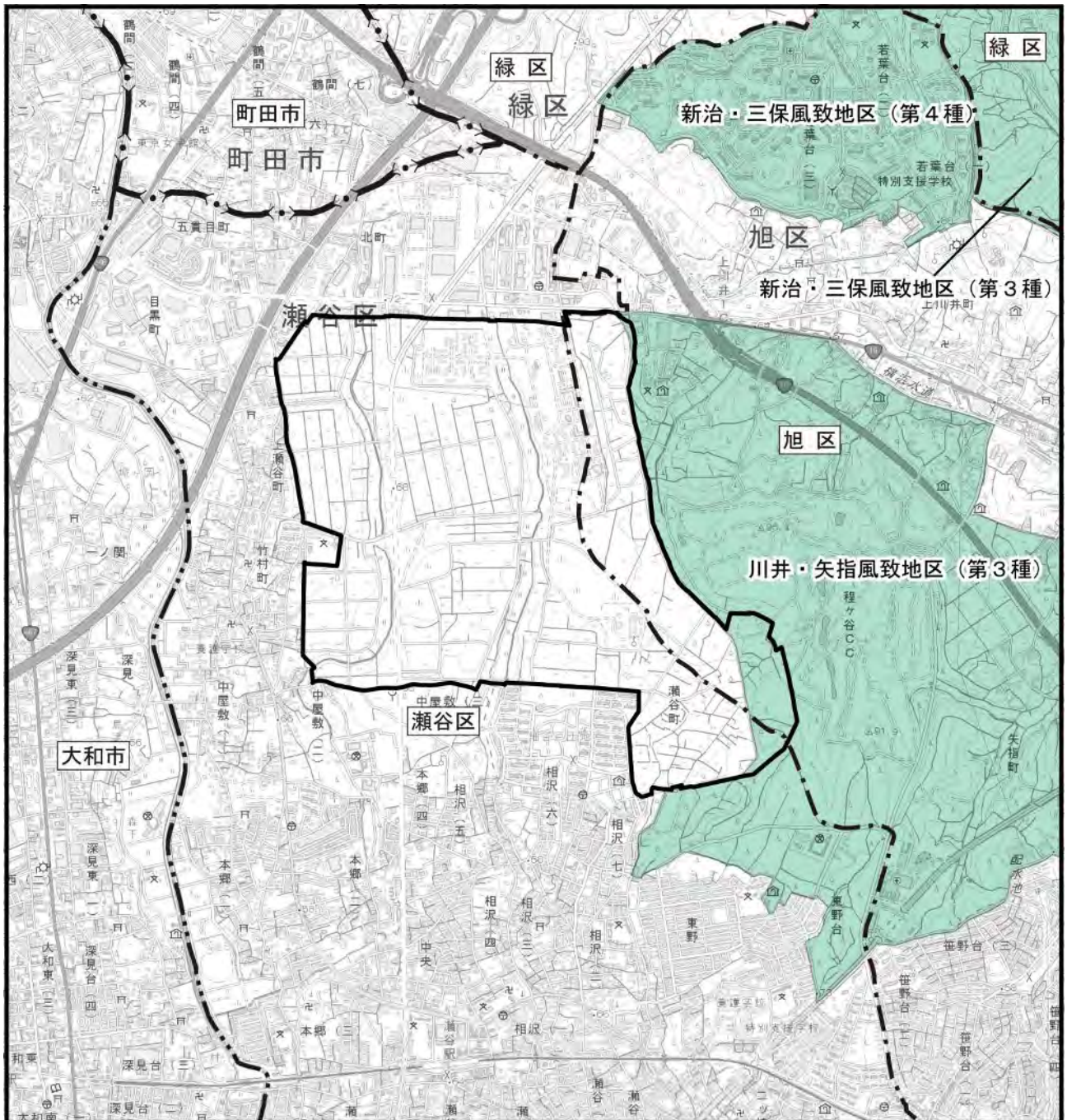
なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-32及び図3.2-37のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-32 風致地区指定状況

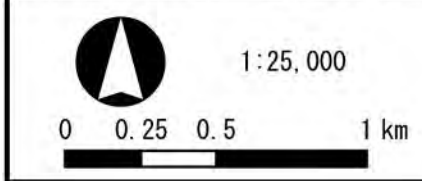
名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 風致地区



資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図 3.2-37 風致地区指定状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3. 2-33 及び図 3. 2-38 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。

また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

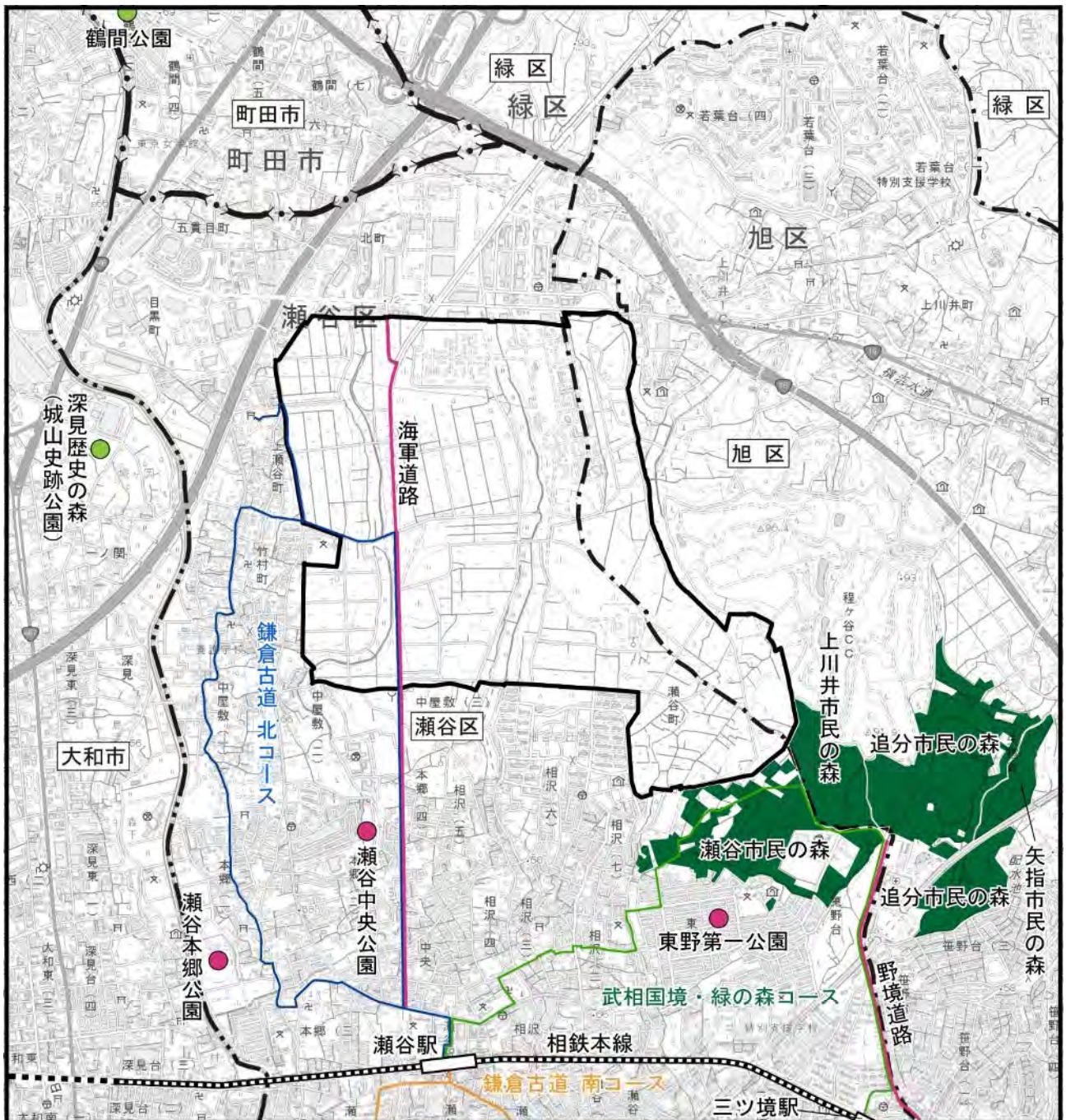
なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3. 2-33 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料*
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	矢指市民の森		②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

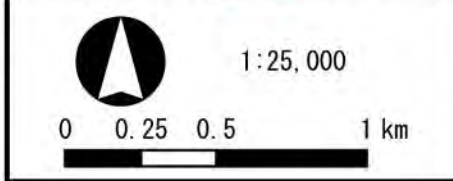
※：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線
 (地下部分)
- 駅
- 公園
- 市民の森
- ハイキングコース
- 桜の見どころスポット (並木型)
- 桜の見どころスポット (拠点型)



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)、「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和3年4月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.2-38 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区(図3.2-35(P.3-95))や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります(図3.2-38(P.3-102))。

③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」(神奈川県 平成31年3月)には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、都市計画対象事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年(2027年)3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1 及び表 3.3-2 に示すとおりです。

令和元年 10 月 1 日現在の横浜市の人口は 3,748,781 人、1 世帯あたりの人員は 2.19 人、人口密度は 8,609 人/km²となっています。

対象事業実施区域は瀬谷区及び旭区にあり、瀬谷区の人口は 122,166 人、1 世帯あたりの人員は 2.38 人、人口密度は 7,140 人/km²、旭区の人口は 245,169 人、1 世帯あたりの人員は 2.31 人、人口密度は 7,479 人/km²となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口、世帯数ともに増加傾向がみられます。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。

表 3.3-1 人口等の現況（令和元年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市全域	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
瀬谷区	17.11	51,396	122,166	2.38	7,140
旭 区	32.78	106,092	245,169	2.31	7,479
緑 区	25.42	77,858	182,115	2.34	7,164
大 和 市	27.09	108,465	237,445	2.19	8,765
町 田 市	71.55	195,643	428,685	2.19	5,991

注：1. 横浜市及び大和市は令和元年 10 月 1 日現在、町田市は平成 31 年 1 月 1 日現在の値

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
横浜市全域	人口 (人)	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数 (世帯)	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
瀬谷区	人口 (人)	124,560	124,196	123,479	122,828	122,166
	世帯数 (世帯)	50,435	50,713	50,894	51,126	51,396
旭 区	人口 (人)	247,144	246,868	245,765	245,747	245,169
	世帯数 (世帯)	102,728	103,580	104,139	105,219	106,092
緑 区	人口 (人)	180,366	181,141	181,142	181,523	182,115
	世帯数 (世帯)	74,498	75,505	76,010	76,855	77,858
大 和 市	人口 (人)	232,922	233,942	235,190	235,846	237,445
	世帯数 (世帯)	102,020	103,288	104,794	106,294	108,465
町 田 市	人口 (人)	426,648	426,937	428,572	428,742	428,685
	世帯数 (世帯)	188,406	190,100	192,320	194,121	195,643

注：1. 横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 産 業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。

また、農業、工業、商業の状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市	瀬谷区	旭区	緑区	大和市	町田市
全産業	事業所数(事業所)	114,930	3,305	5,341	3,729	7,479	12,106
	従業者数(人)	1,475,974	32,219	57,788	45,064	76,799	134,323
農業, 林業	事業所数(事業所)	163	5	9	9	7	28
	従業者数(人)	1,403	27	38	381	40	198
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	10,713	485	750	383	731	1,114
	従業者数(人)	89,498	2,955	5,189	2,857	5,286	6,429
製造業	事業所数(事業所)	6,271	145	233	180	456	452
	従業者数(人)	131,338	2,366	3,037	4,237	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・ 水道業	事業所数(事業所)	49	0	3	1	2	3
	従業者数(人)	3,234	0	48	98	123	214
情報通信業	事業所数(事業所)	1,979	23	47	45	74	205
	従業者数(人)	65,952	124	145	414	818	2,204
運輸業, 郵便業	事業所数(事業所)	3,212	99	127	76	125	155
	従業者数(人)	90,846	3,100	3,264	2,526	3,561	5,296
卸売業, 小売業	事業所数(事業所)	26,784	767	1,162	874	1,699	2,990
	従業者数(人)	294,029	7,622	11,561	9,447	17,550	29,826
金融業, 保険業	事業所数(事業所)	1,694	30	52	54	94	204
	従業者数(人)	33,663	362	919	866	1,433	3,626
不動産業, 物品賃貸業	事業所数(事業所)	10,285	287	381	266	849	928
	従業者数(人)	51,368	1,151	1,800	1,210	2,601	5,303
学術研究, 専門・技術 サービス業	事業所数(事業所)	6,116	109	227	157	290	692
	従業者数(人)	67,125	601	963	1,568	1,376	3,561
宿泊業, 飲食サービス 業	事業所数(事業所)	14,426	348	580	458	1,098	1,546
	従業者数(人)	147,486	3,033	5,554	4,706	9,815	17,936
生活関連サービス業, 娯楽業	事業所数(事業所)	9,481	291	508	321	695	1,167
	従業者数(人)	62,414	1,515	3,105	1,694	3,833	7,665
教育, 学習支援業	事業所数(事業所)	4,549	130	254	185	298	646
	従業者数(人)	61,771	922	2,517	2,729	2,304	9,970
医療, 福祉	事業所数(事業所)	12,151	409	714	532	708	1,333
	従業者数(人)	220,968	6,518	16,065	10,806	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数(事業所)	379	14	24	10	18	43
	従業者数(人)	5,097	135	618	98	176	858
サービス業(他に 分類されないもの。)	事業所数(事業所)	6,678	163	270	178	335	600
	従業者数(人)	149,782	1,788	2,965	1,427	5,491	8,349

注：1. 平成 28 年 6 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3.3-4 農業の状況（平成 27 年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
瀬谷区	202	155	47	16,983
旭区	312	146	166	14,029
緑区	365	229	136	21,191
大和市	349	178	171	13,600
町田市	849	374	475	25,200

注：1. 平成 27 年 2 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況（平成 30 年・令和元年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,268	89,286	405,481,317	100,933,605
瀬谷区	66	1,900	4,417,354	1,809,007
旭区	64	1,649	5,655,072	2,351,795
緑区	79	3,070	6,499,739	3,181,634
大和市	199	8,901	30,815,900	8,248,400
町田市	131	4,616	9,713,594	3,965,030

注：1. 横浜市、町田市：令和元年 6 月 1 日現在、大和市：平成 30 年 6 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況（平成 26 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （m ² ）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
瀬谷区	596	5,756	17,395,467	71,431
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
緑区	630	7,171	18,576,690	108,383
大和市	1,245	13,261	36,482,900	241,734
町田市	2,124	21,194	57,389,300	377,643

注：1. 平成 26 年 7 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.38km²、旭区で 13.68km²となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：km²

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	273.24	11.10	22.00	15.59	27.09	64.14
宅地	203.86	7.38	13.68	9.21	14.25	30.69
田	2.08	0.09	0.02	0.52	0.09	0.73
畑	26.64	2.16	2.70	2.57	1.91	5.68
山林	18.15	0.70	2.06	2.14	1.14	8.37
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	0.00	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.42	0.77	3.53	1.12	2.32	3.81
その他	—	—	—	—	7.38	14.96

注：1. 横浜市・町田市：令和2年1月1日現在、大和市：平成31年1月1日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア. 都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ. 農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

ウ. 森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域は、図 3.3-3 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には、上川井農業専用地区(35.3ha)、上瀬谷農業専用地区(92.0ha)及び長津田農業専用地区(25.7ha)が存在しています(令和 3 年 4 月閲覧)。対象事業実施区域の一部が、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定(横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定)。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象として横浜市が指定。

資料:「横浜市都市農業推進プラン 2019-2023」(横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月)

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づき定められた地域森林計画対象民有林は、図 3.3-4 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表3.3-9、調査区域における用途地域は図3.3-5に示すとおりであり、対象事業実施区域の大部分が市街化調整区域、一部が第1種中高層住居専用地域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km²

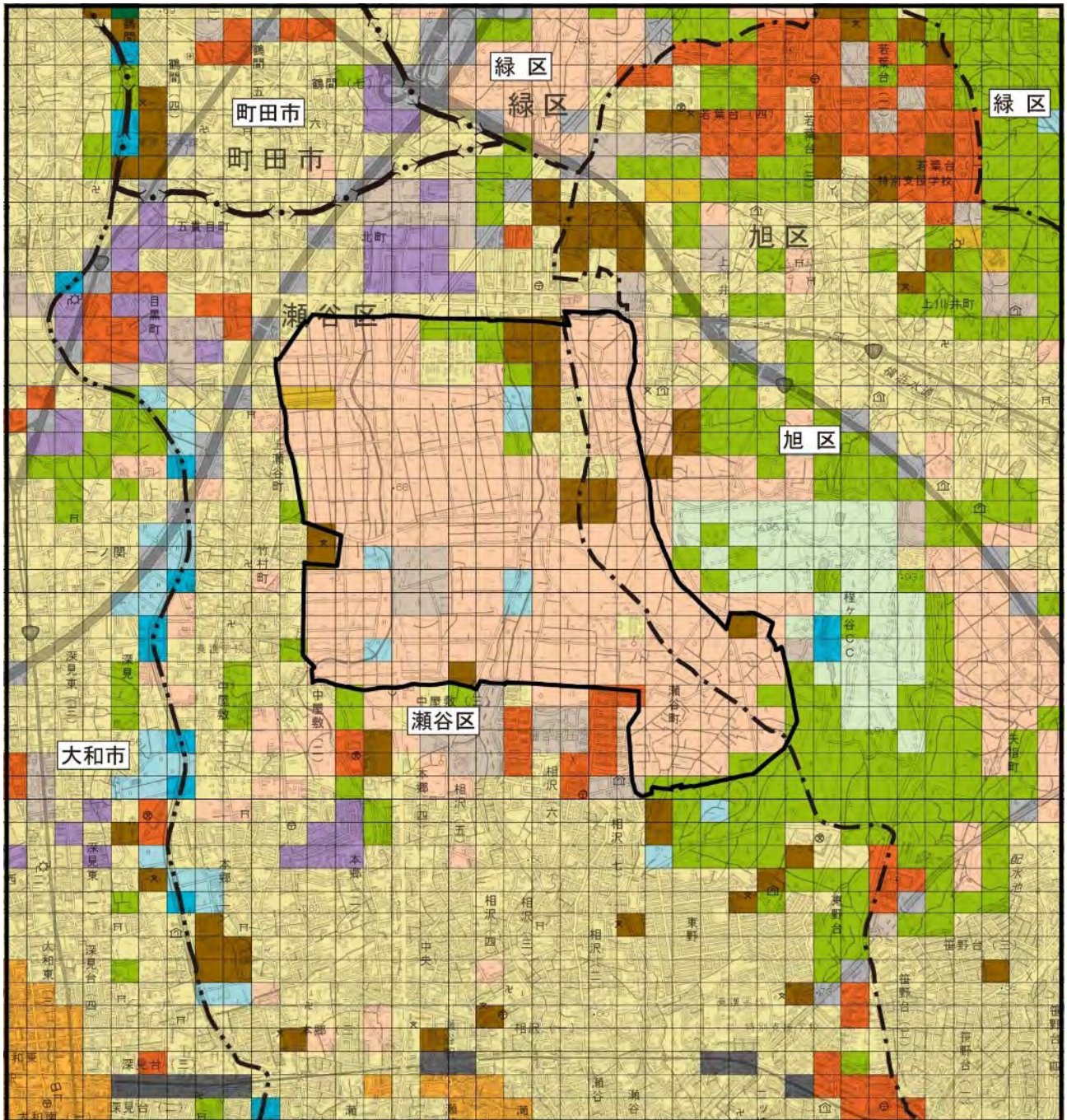
行政区分	横浜市全域				大和市	町田市		
	瀬谷区	旭区	緑区					
総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7		
市街化区域	337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
		第2種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
		第1種中高層住居専用地域	26.8	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
		第2種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
		第1種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
		第1種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
		準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
	小計	249.6	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
用途地域	商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
		商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7
		小計	33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0
用途地域	工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7
		工業地域	17.0	1.1	—	0.5	0.6	0.2
		工業専用地域	18.5	—	—	—	—	—
		小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9
	市街化調整区域	99.1	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8	

注：横浜市・町田市：令和元年度末現在、大和市：平成31年4月1日現在。

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

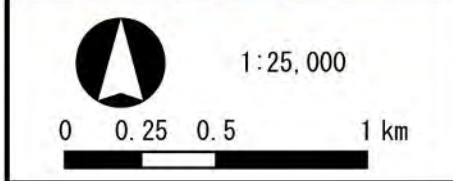
「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

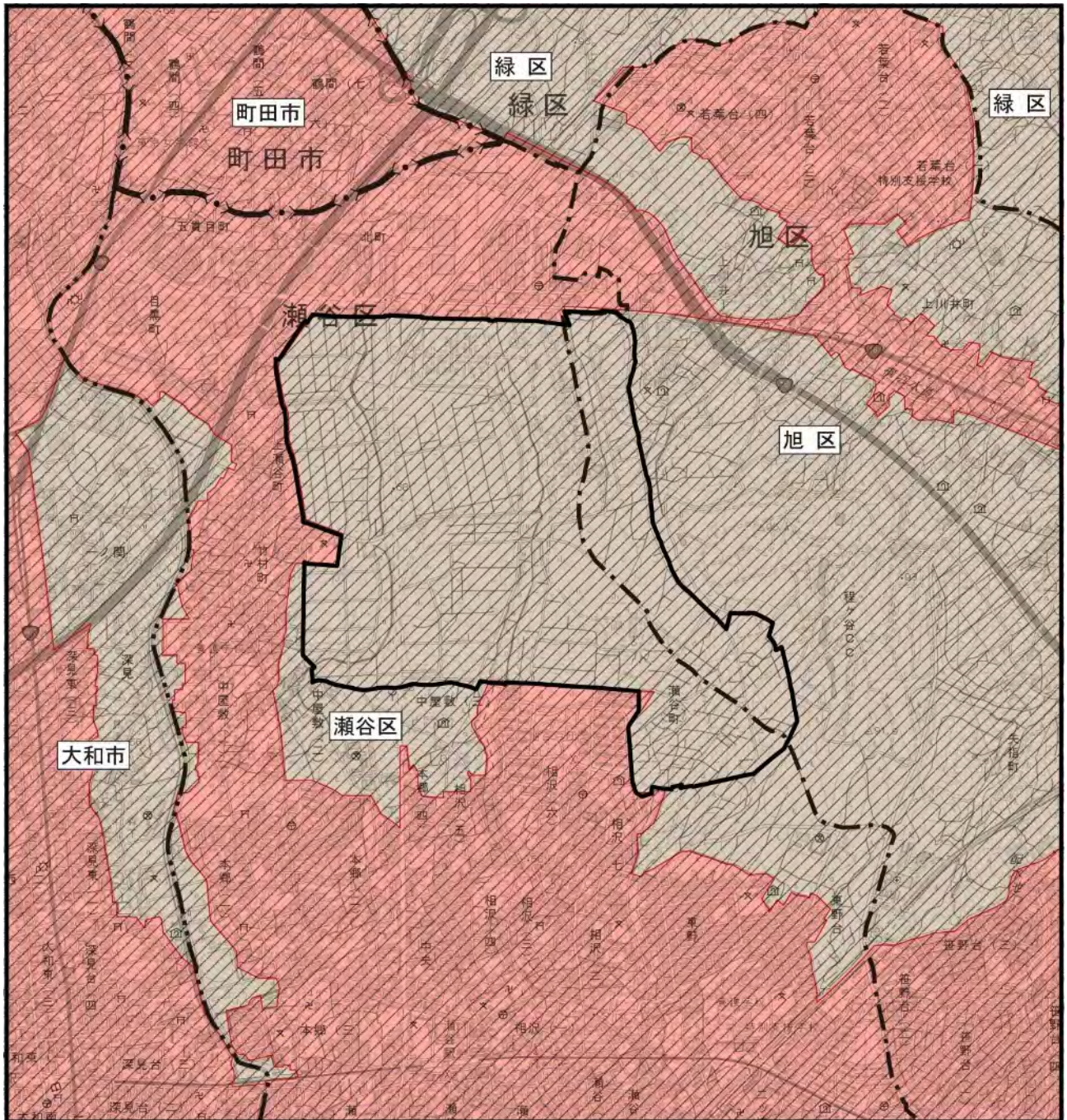
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- | | |
|---|---|
| 田 | 道路 |
| その他の農用地 | 鉄道 |
| 森林 | 公共施設等用地 |
| 荒地 | 空地 |
| 高層建物 | 公園・緑地 |
| 工場 | 河川地及び湖沼 |
| 低層建物 | ゴルフ場 |
| 低層建物
(密集地) | |






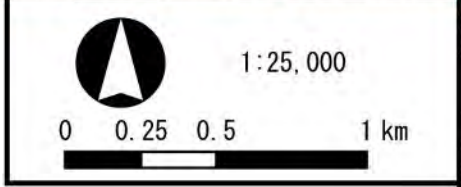
資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ・平成28年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-1 土地利用現況図



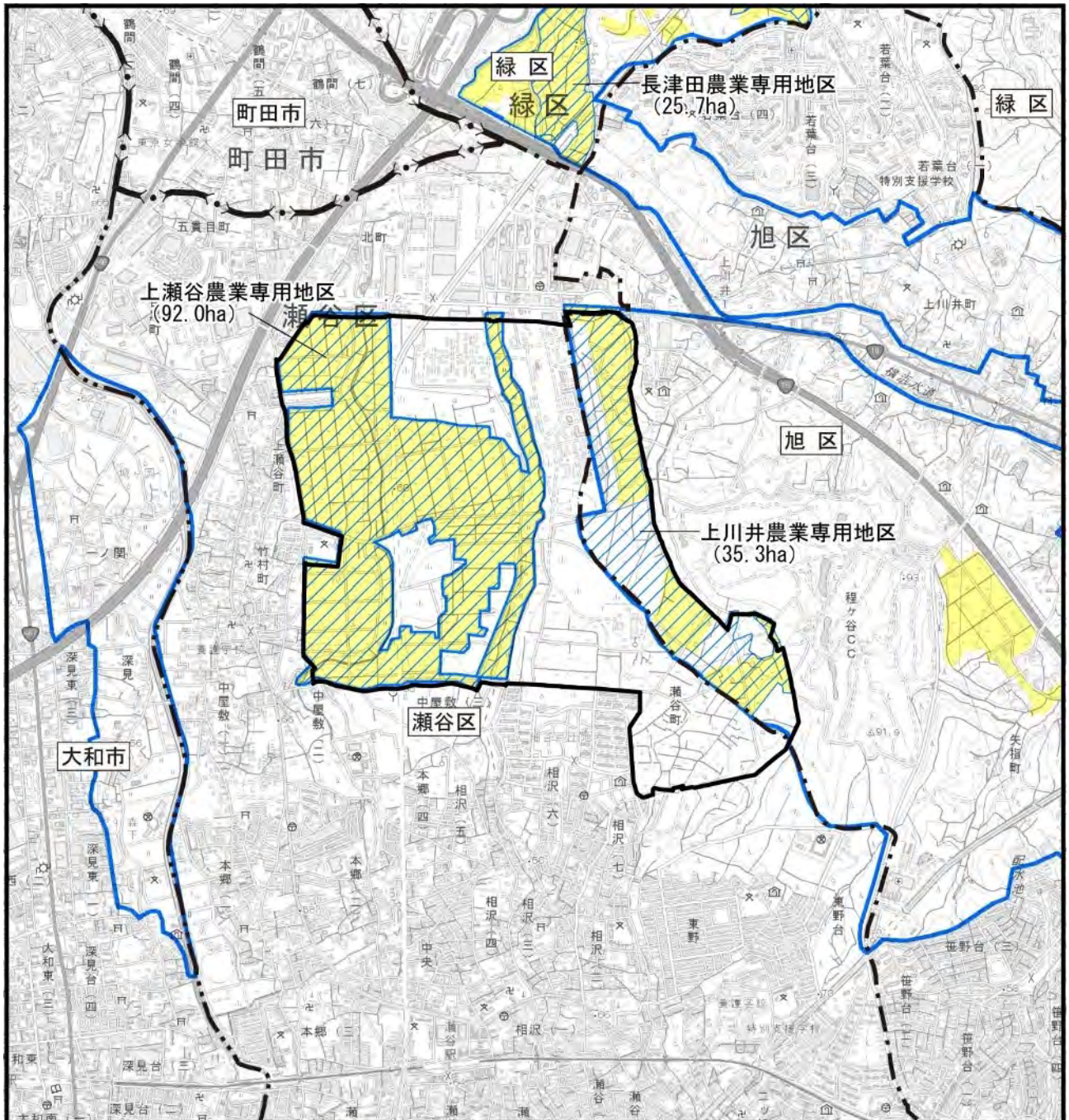
凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  都市地域 |
|  都県界 |  市街化区域 |
|  市界 |  市街化調整区域 |
|  区界 | |



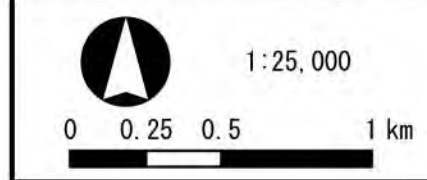
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成
「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-2 土地利用基本計画図（都市地域）



凡例

- | | |
|----------|--------------|
| 対象事業実施区域 | 農業地域及び農業振興地域 |
| 都県界 | 農用地区域 |
| 市界 | 農業専用地区 |
| 区界 | |



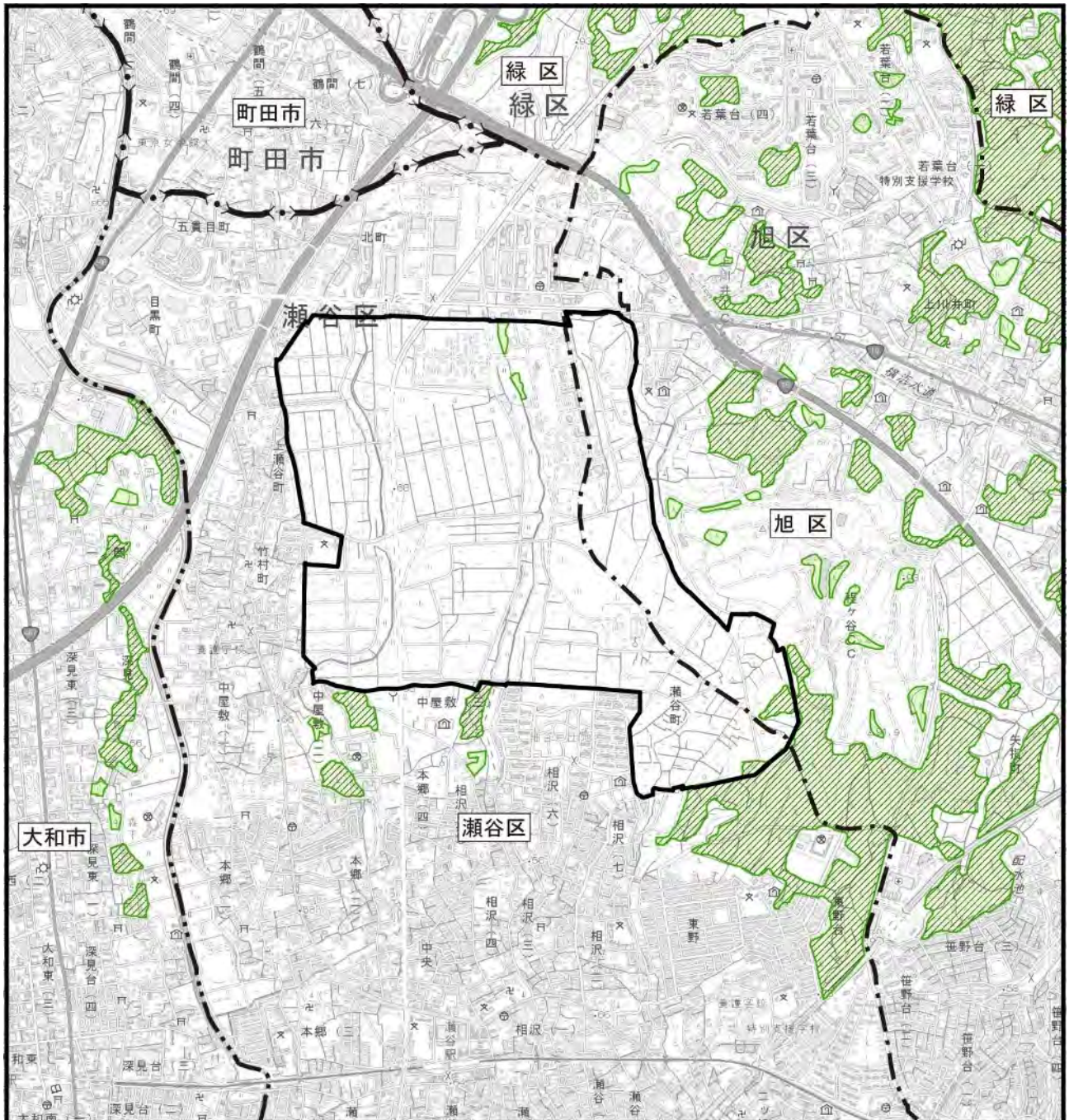
資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成27年度）」

（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和3年4月閲覧）

「農業専用地区 横浜市」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

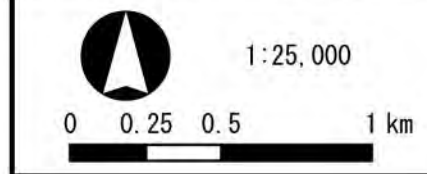
「大和市都市農業振興基本計画」（大和市 平成31年3月）

図3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）



凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 都県界
- 地域森林計画対象民有林
- 市界
- 区界



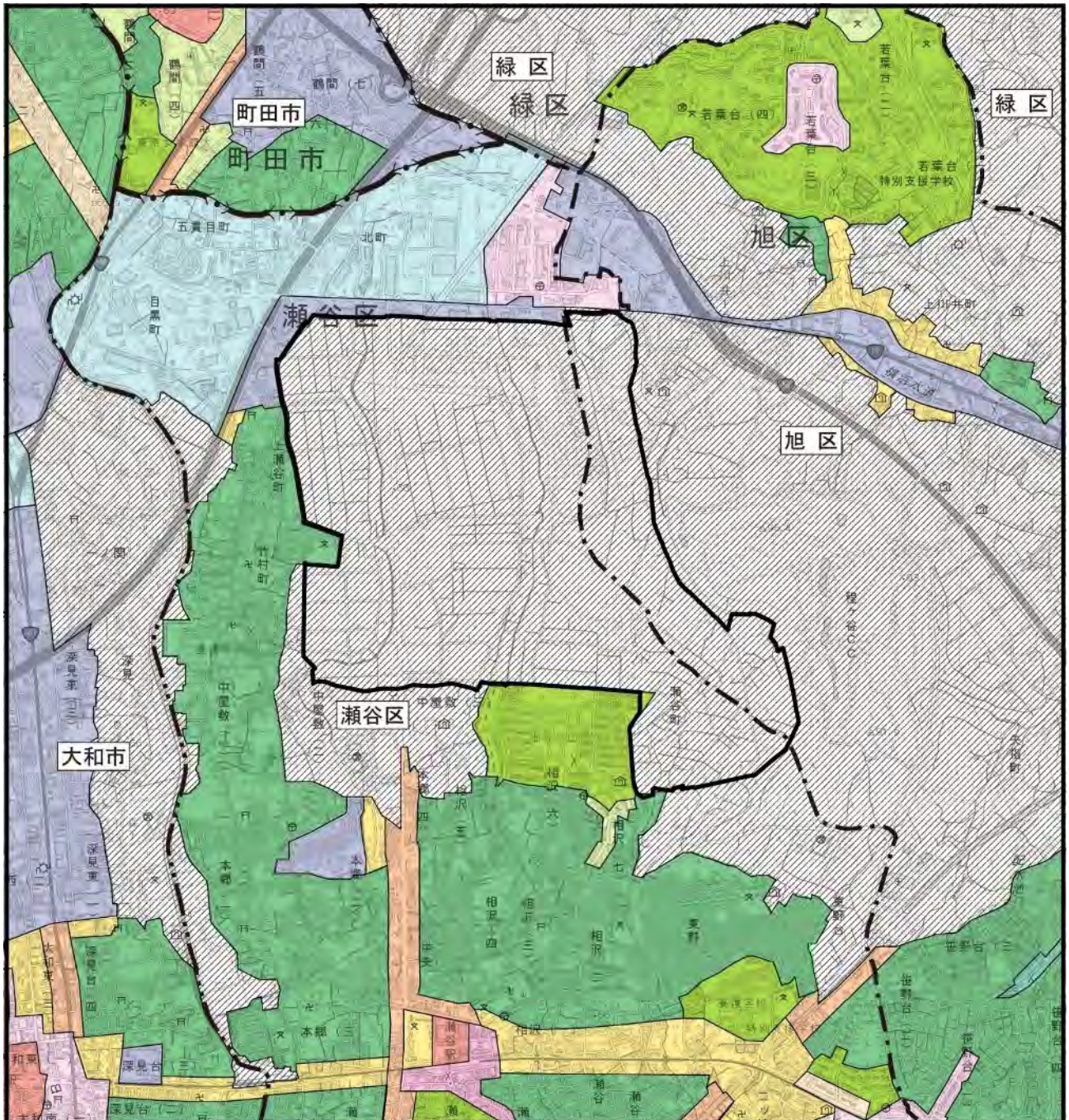
注：森林地域は平成27年度時点、地域森林計画対象民有林は令和3年4月閲覧のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。

資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成27年度）」

（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和3年4月閲覧）

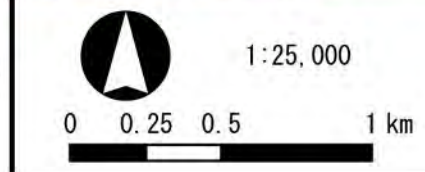
「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）



凡例

- | | | | | | | | |
|--|--------------|--|-------|--|---------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 都県界 | | 市界 | | 区界 |
| | 第1種低層住居専用地域 | | 準住居地域 | | 近隣商業地域 | | 商業地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 | | 準工業地域 | | 工業地域 | | 市街化調整区域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | 工業地域 | | 市街化調整区域 | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | | | | | |
| | 第1種住居地域 | | | | | | |
| | 第2種住居地域 | | | | | | |



資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」
 （大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、
 「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図 3.3-5 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和3年4月現在の指定の状況は、表3.3-10及び図3.3-6のとおりです。なお、調査区域には、同法第5条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、対象事業実施区域内には、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

表 3.3-10 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積 (ha)	指定年月日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成20年3月14日 (変更:平成26年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月5日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成25年2月5日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成25年2月5日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成25年12月5日
上川井町堂谷特別緑地保全地区	3.5	平成26年7月15日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成27年9月4日
川井本町特別緑地保全地区	2.3	平成27年12月4日 (変更:平成28年12月5日)
三保特別緑地保全地区	56.5	平成16年1月5日(変更:平成20年3月14日、平成23年3月25日、平成28年2月5日、平成29年12月5日)
本郷三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成27年9月4日

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)
「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

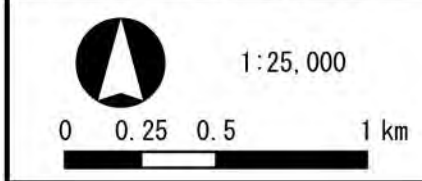
⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)第3条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和3年4月現在の指定の状況は、図3.3-7のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。



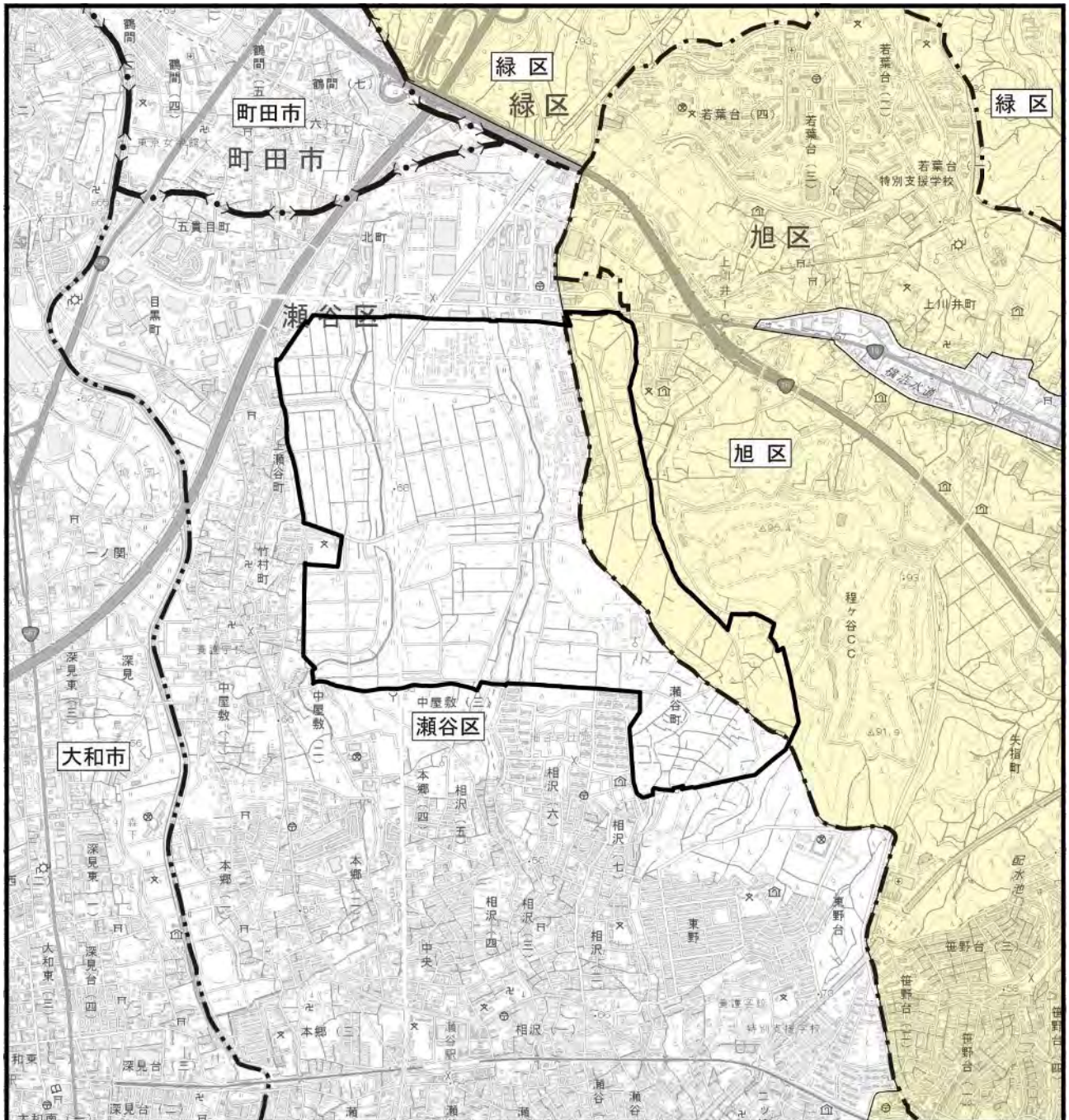
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 特別緑地保全地区



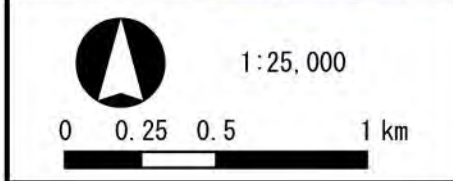
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）より作成
「第 153 回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-6 特別緑地保全地区指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 宅地造成工事規制区域



資料：「横浜市行政地図情報提供システム (i マッピー)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「宅地造成工事規制区域について」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「宅地造成工事規制区域図」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況

(3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市			
	全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	3,065	278	269	329
山林	3,386	100	312	365
河川・水路・水面	543	11	28	27
荒地・海浜・法面等	927	49	83	80

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」
(横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月)

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	9.5
畑	197.5
耕作放棄地	2.6
農地小計	209.6
平地地山林	55.6
傾斜地山林	41.8
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	27.2

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2020（令和 2 年度）」
(神奈川県県土整備局都市部都市計画課 令和 3 年 3 月)

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

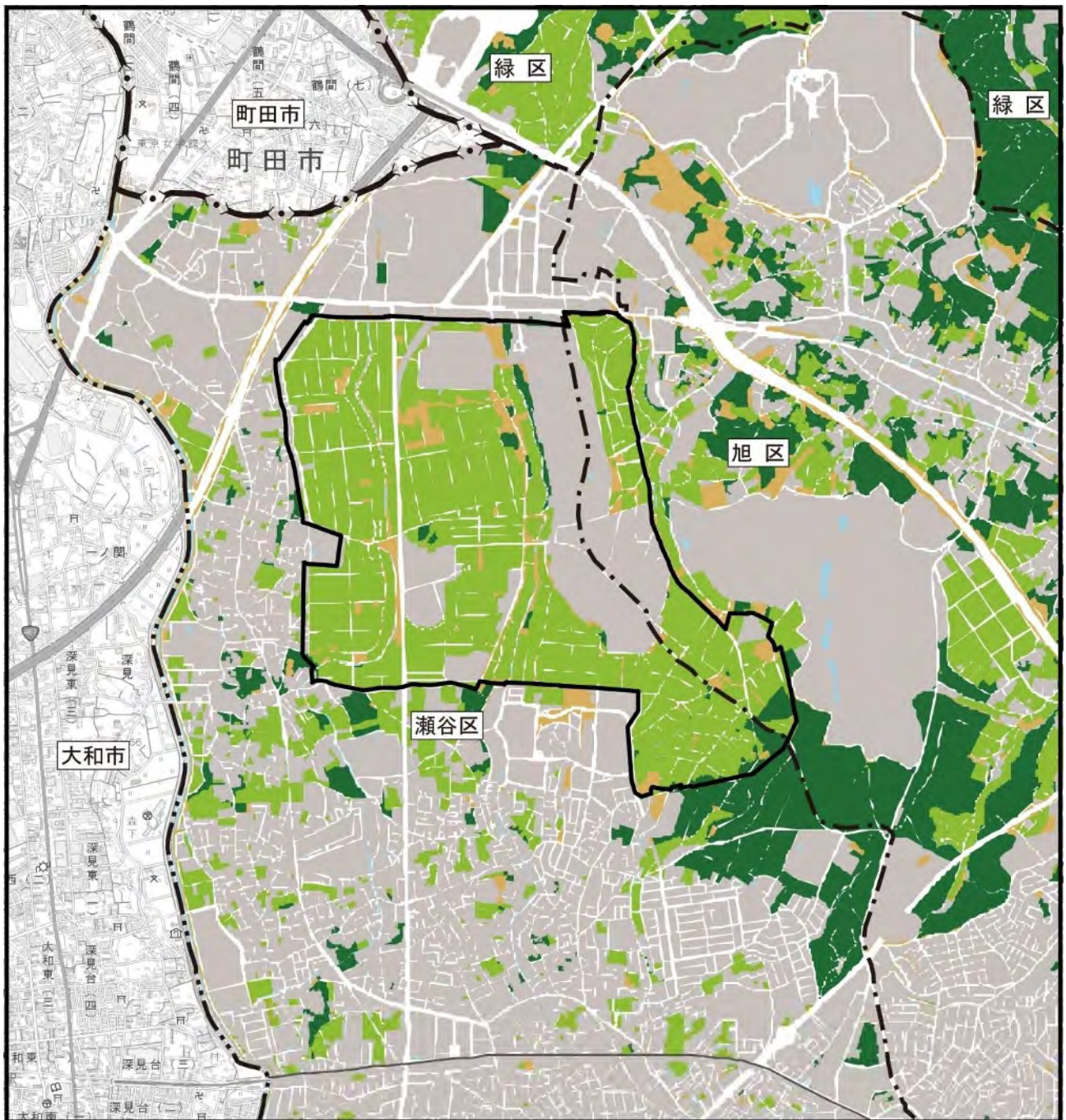
項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成 29 年多摩・島しょ地）」（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成 31 年 5 月）

(4) その他

対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状 4 号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。

大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

農地

山林

河川・水路・水面

荒地・海浜・法面等

道路用地

その他



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月発行）

図 3.3-8 自然的土地利用状況

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数 (戸)	使用水量 (千 m ³)
横浜市	1,893,132	377,671
瀬谷区	56,704	11,511
旭区	116,276	23,531
緑区	85,241	16,643
大和市	119,231	22,973
町田市	206,564	—

注：1. 横浜市・町田市：令和元年度末現在、大和市：平成31年4月1日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和2年5月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和2年5月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」(昭和24年12月法律第267号)に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）及び「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）によると、対象事業実施区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会*1）」の 2 施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年 7 月から供用を開始しています。

また、対象事業実施区域内において、同様の目的で、令和元年度に 2 箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和 2 年 4 月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数（施設）		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	13	10	23
旭区	10	21	31

資料：「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）

「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）

* 1) 「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成 20 年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名

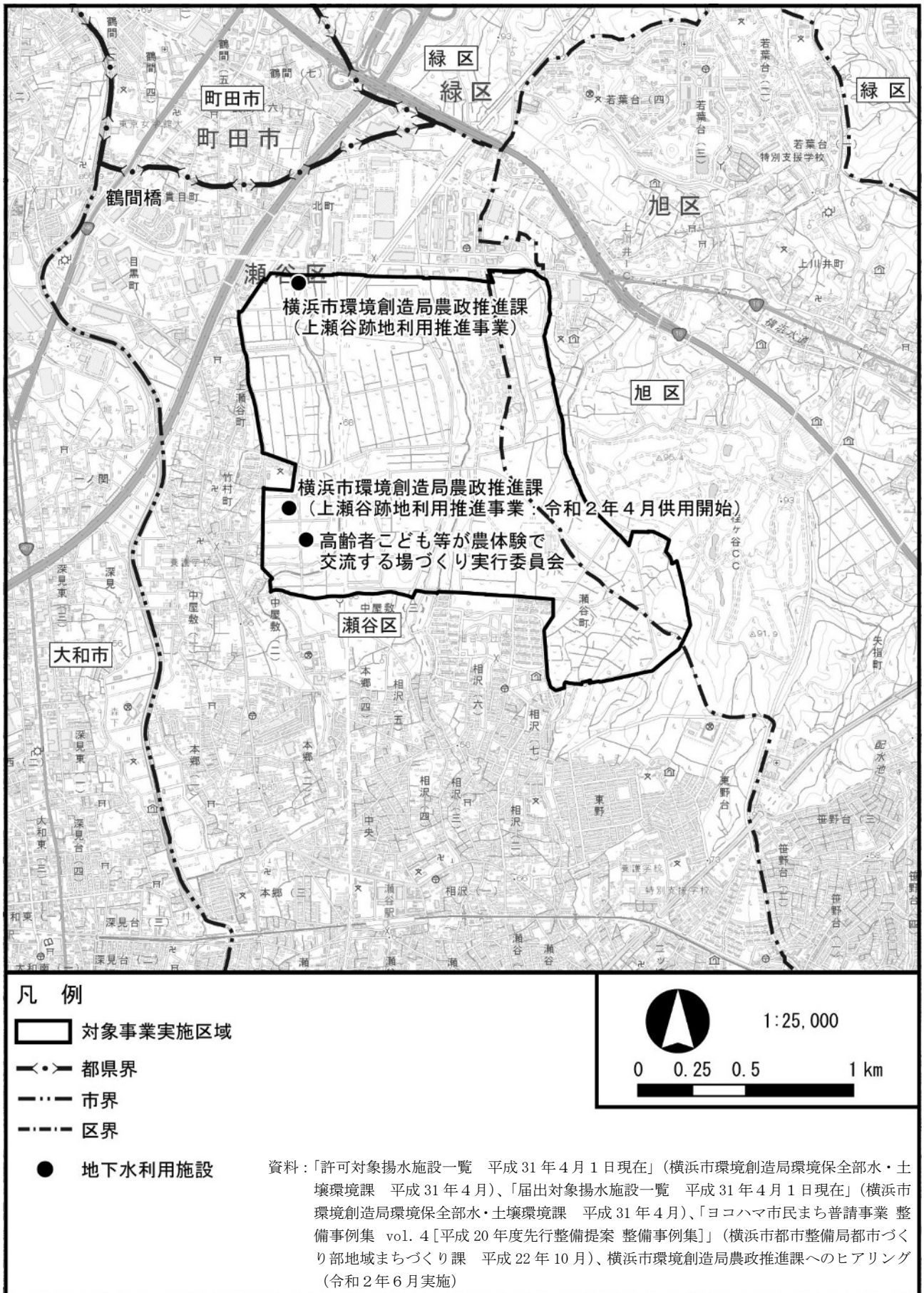


図 3.3-9 地下水利用施設位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には環状 4 号線が南北に通っており、対象事業実施区域の周辺では、北側に市道五貫目第 33 号線、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目 16 の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22）、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、北側に神奈川中央交通バスの停留所「北町入口」、「笹原」、「卸センター前」等が、対象事業実施区域の西側に神奈川中央交通バスの停留所「上瀬谷住宅前」、「上瀬谷小学校入口」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。

表 3.3-14 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名*	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	2	横浜町田 IC～海老名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	5	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 1039 (上川井 IC)	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	9	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒町 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1
一般国道 467 号	11	大和市大和東一丁目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	12	大和市大和東一丁目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	13	瀬谷区本郷三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	17	旭区笹野台二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	18	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	21	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
市道五貫目 第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注：1. 表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

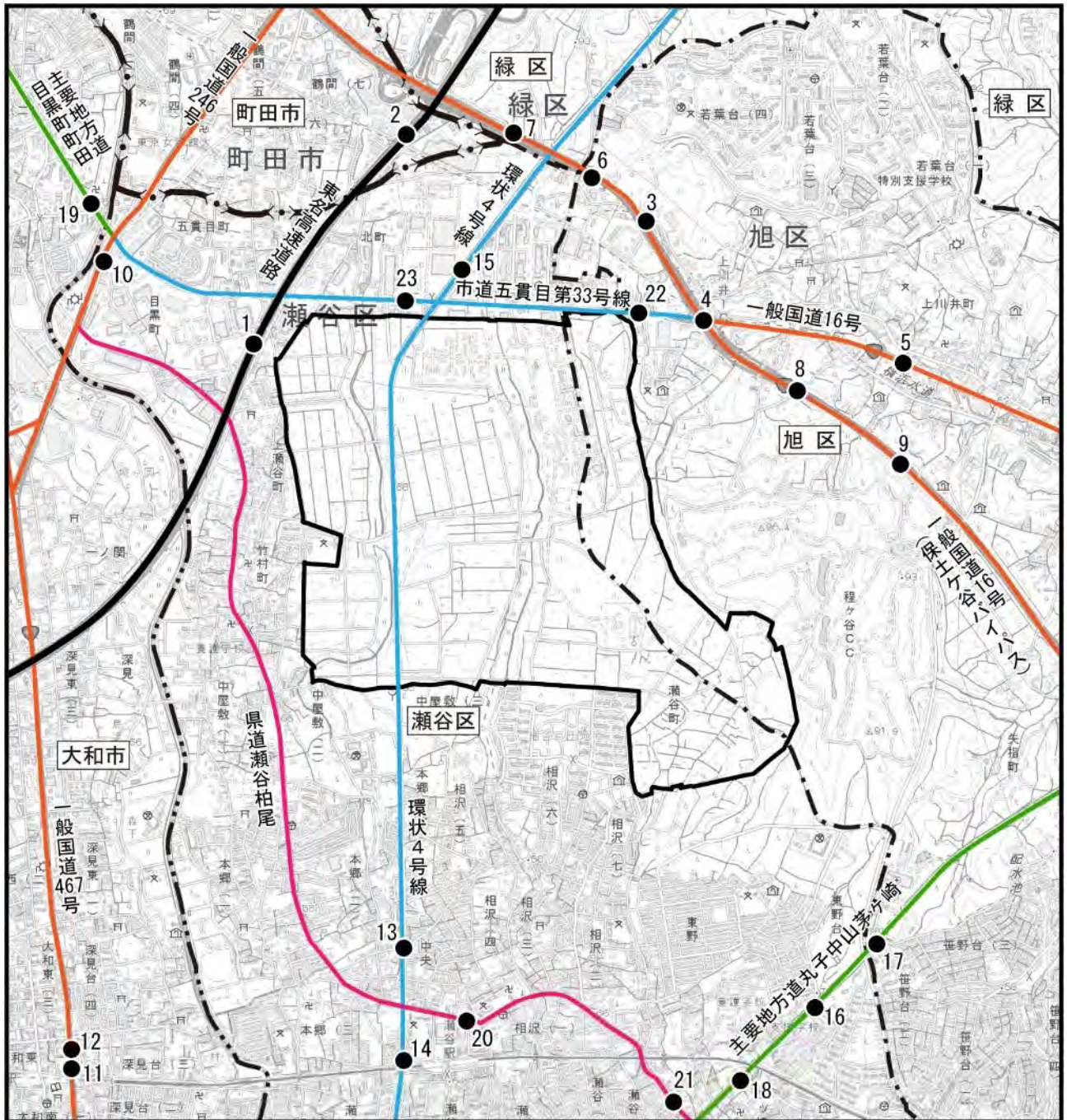
2. 交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

※：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）

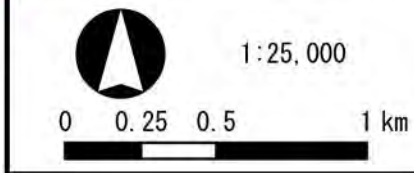
「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）

「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）



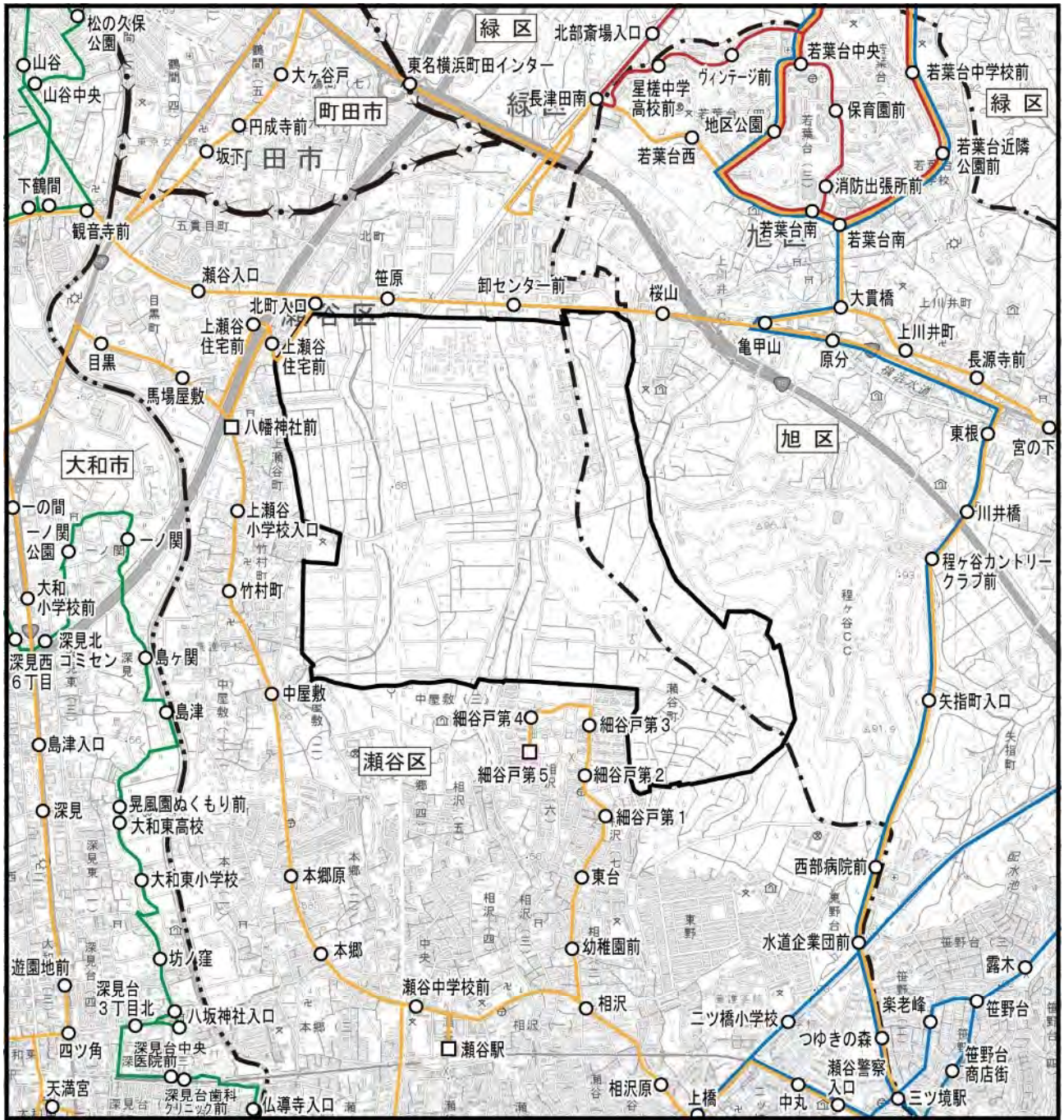
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 交通量調査地点
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）



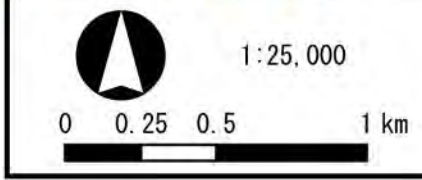
注：図中の番号は表 3.3-14 に示す観測地点番号に対応しています。
 資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）
 「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）
 「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）

図 3.3-10 主要道路及び交通量調査地点図



凡例

- | | |
|-------------|-------------|
| 対象事業実施区域 | 横浜市営バス |
| 都県界 | 神奈川中央交通バス |
| 市界 | 相鉄バス |
| 区界 | 大和市コミュニティバス |
| バス停 (起点・終点) | バス停 |



資料：「横浜市営バス路線マップ (2021年4月版)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「相鉄バス路線図 (2020年12月)」(相鉄グループホームページ 令和3年4月閲覧)
 「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図 (2021年1月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図 (2020年11月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図 (2020年5月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「大和市コミュニティバス路線図深見地域 (平成29年10月)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「大和市コミュニティバス路線図北部ルート (令和2年4月)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.3-11 バス路線図

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 3.3-15 に、鉄道路線図は図 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成 27 年度以降おおむね横ばいで推移しています。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相鉄本線	希望ヶ丘駅	17,679	17,806	17,781	17,732	17,446
	三ツ境駅	29,093	29,169	29,285	29,043	28,823
	瀬谷駅	22,429	22,348	22,406	22,474	22,215
	大和駅	55,644	55,911	56,468	56,810	—
小田急江ノ島線	大和駅	57,782	57,969	58,684	58,964	—
	鶴間駅	14,766	14,998	15,211	15,298	—
東急田園都市線	つきみ野駅	5,327	5,330	5,400	5,376	5,800
	南町田 グランベリー パーク駅※	17,030	17,110	14,721	15,121	20,074
	すずかけ台駅	5,770	5,756	5,841	5,863	5,858

注：1. 相鉄本線の大和駅、小田急江ノ島線の大和駅、鶴間駅、東急田園都市線のつきみ野駅以外の乗車人員 1日平均は、年間の乗車人員を平成 27 年度及び令和元年度は 366 日、それ以外の年度は 365 日で除した人数を示しています。

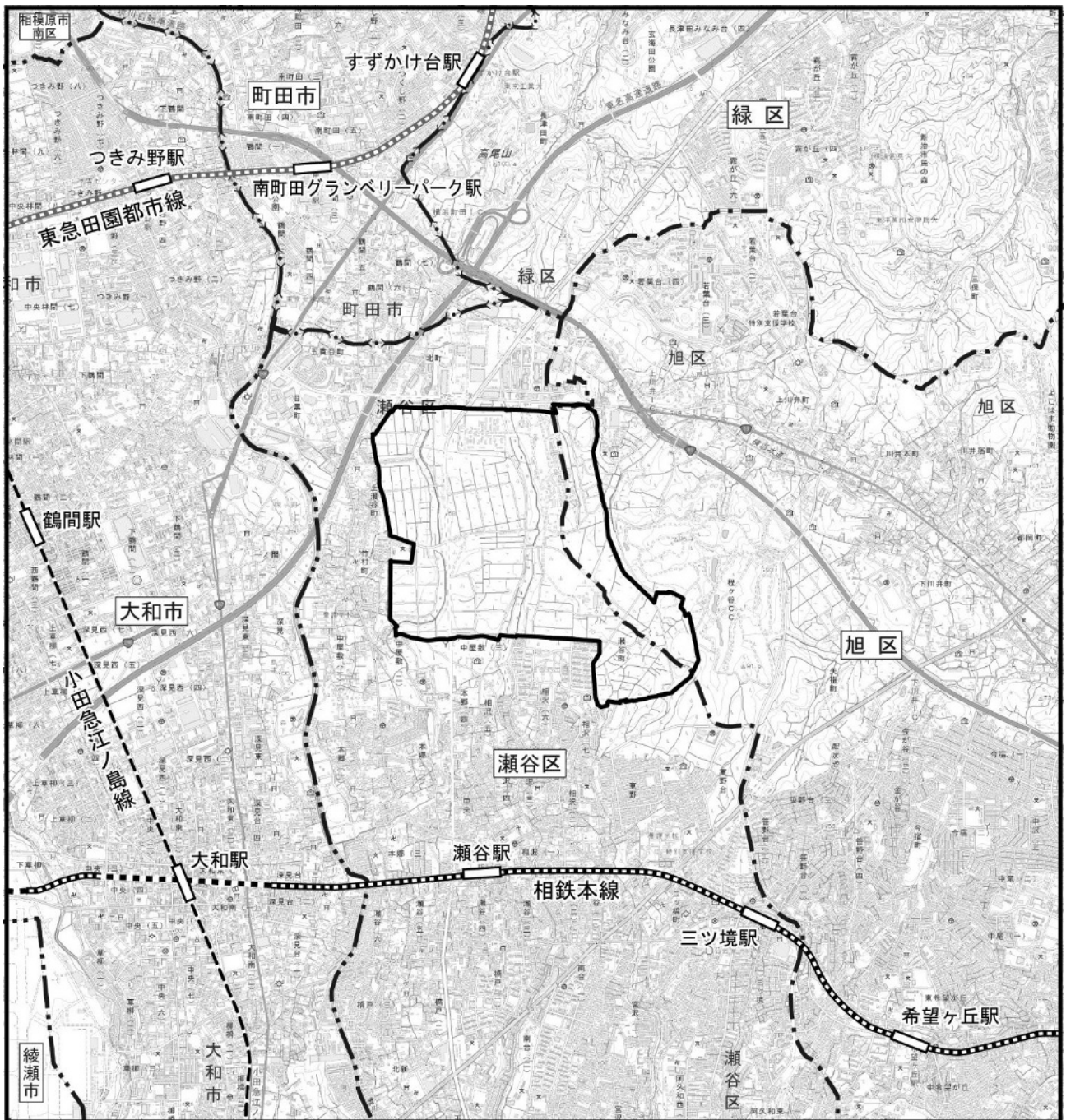
2. 大和駅は乗換人員を含みます。

※：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「平成 27 年度～令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 東急田園都市線
- 駅

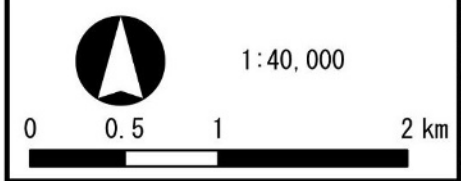


図 3.3-12 鉄道路線図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16 及び図 3.3-13 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（P.3-110）、用途地域は前掲図 3.3-5（P.3-114））。

(1) 主な教育機関等（表 3.3-16(1)、(2) 及び図 3.3-13(1) 参照）

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 38 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 4 校、特別支援学校が 6 校、専修学校が 2 校存在しています。対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」(S02)、西側に「横浜市中屋敷保育園」(S01)、「横浜市立上瀬谷小学校」(S19)、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」(S25) があります。

(2) 主な医療機関等（表 3.3-16(3) 及び図 3.3-13(2) 参照）

調査区域内においては、主な医療機関が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な医療機関等は、南東側に「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」(A02) があります。

(3) 主な官公庁等（表 3.3-16(4) 及び図 3.3-13(3) 参照）

調査区域内においては、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な官公庁等は、北側に「横浜卸本町簡易郵便局」(S02)、南側に「中瀬谷消防出張所」(S01) があります。

(4) 主な福祉施設等（表 3.3-16(5)、(6) 及び図 3.3-13(4) 参照）

調査区域内においては福祉施設が 59 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、北東側に「シャローム横浜」(A02)、「シャローム桜山」(A07)、南側に「ファミリーイン瀬谷」(S02)、「愛成苑」(S03)、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ」(S26) があります。

(5) その他の市民利用施設等（表 3.3-16(7) 及び図 3.3-13(5) 参照）

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 18 施設存在しています。対象事業実施区域周辺のその他の主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」(S02) があります。

(6) 主な公園・緑地等（表 3.3-16(8)～(10)及び図 3.3-13(6)参照）

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 96 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な公園・緑地等は、西側に「竹村町公園」(S21)、南側に「瀬谷みはらし公園」(S04)、「細谷戸公園」(S25)があります。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森 (S34)」、「追分市民の森 (A22)」、「上川井市民の森 (A23)」が存在しています。

表 3.3-16(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

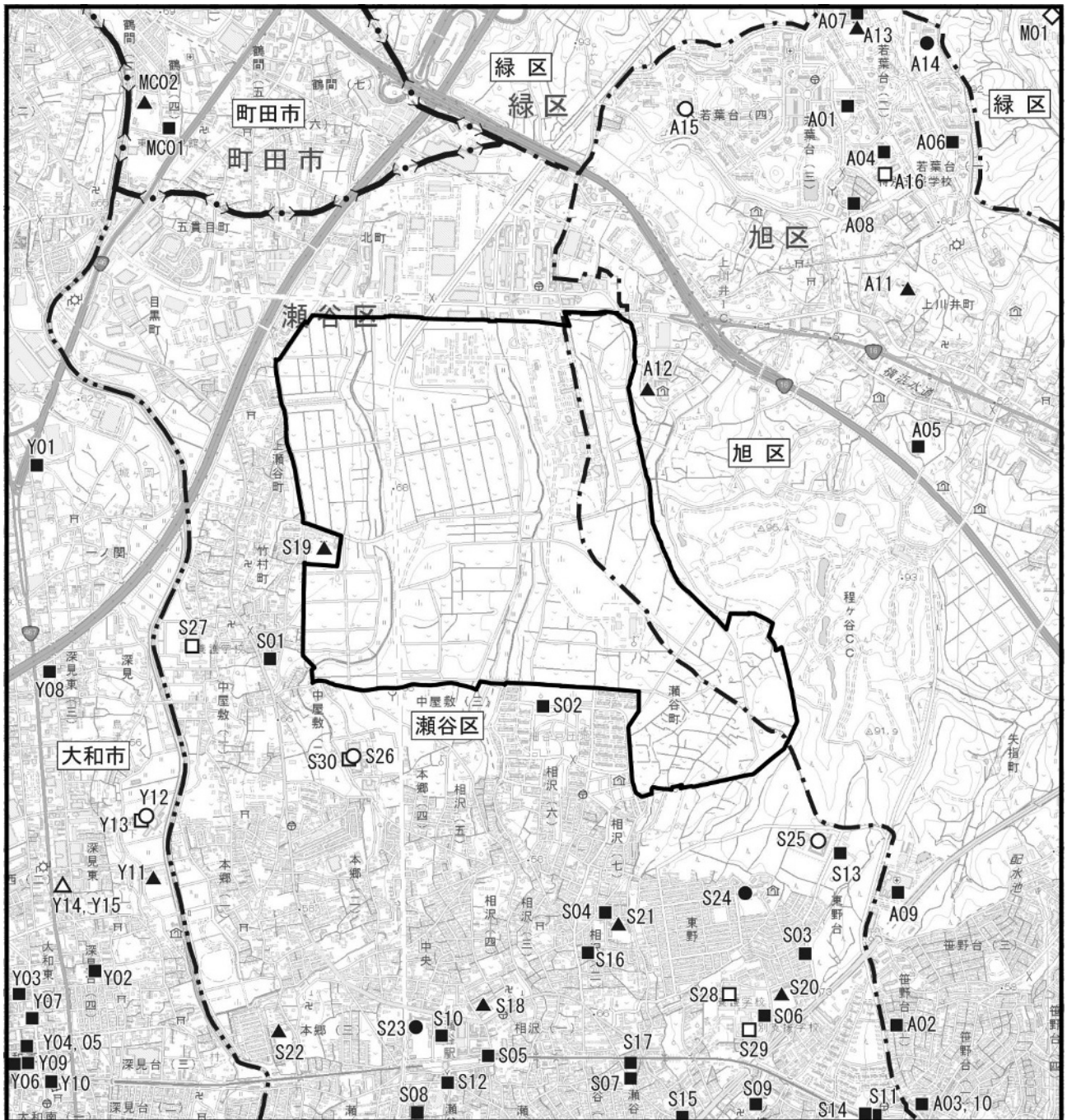
行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	GENKIDS 瀬谷保育園	中央一丁目 4 スマイルストリート 瀬谷 3 階
		S06	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S07	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S08	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S09	ココファン・ナーサリー二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S10	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S11	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスペース 303
		S12	ていんく 2@ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S13	認定こども園 あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S14	保育室「ネスト」	三ツ境五丁目 5 グレートヒル三ツ境
		S15	フルまる～む	瀬谷一丁目 13-9
		S16	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S17	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
	小学校	S18	横浜国立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S19	横浜国立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S20	横浜国立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S21	横浜国立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S22	横浜国立大門小学校	本郷三丁目 47-5
	中学校	S23	横浜国立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S24	横浜国立東野中学校	東野 130
	高等学校	S25	神奈川県立瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S26	神奈川県立瀬谷西高等学校	中屋敷二丁目 2-5
	特別支援学校	S27	神奈川県立瀬谷養護学校	竹村町 28-1
		S28	神奈川県立三ツ境養護学校	二ツ橋町 468
		S29	横浜国立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470
		S30	三ツ境養護学校瀬谷西分教室	中屋敷二丁目 2-5
旭区	保育所・幼稚園	A01	若葉台保育園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぼぼ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みつつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二廣島ビル 601
		A04	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園 オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園（森の台保育園の分園）	若葉台二丁目 14-1
		A08	医療法人赤枝会 オレンジ託児所	上川井町 2694-20
		A09	聖マリアンナはなみずき保育園	矢指町 1197-1
		A10	ゆずの木保育園	旭区笹野台 1-1-43 第二廣島ビル 3 階

表 3.3-16(2) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）







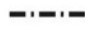




行政区分	種類	No.	名称	住所
旭区	小学校	A11	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A12	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A13	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A14	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
		A15	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援学校	A16	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
緑区	大学	M01	東洋英和女学院大学	三保町 32
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-7 木曾ビル 2階
		Y05	BABY MAHALO	大和東一丁目 6-7 木曾ビル 1階
		Y06	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 1F~3F
		Y07	大和YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y08	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y09	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y10	大和市屋内こども広場 保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商業高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	保育所・幼稚園	MC01	ハッピードリーム鶴間	鶴間四丁目 22-7
	小学校	MC02	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

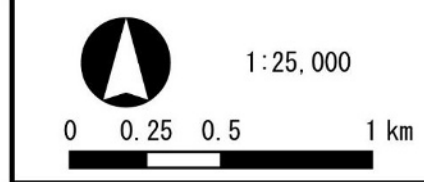
注：表中の No. は図 3.3-13(1) と対応しています。

資料：「保育所・保育施設検索」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「病児病後児保育（令和3年4月版）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「令和3年度 瀬谷区 保育施設一覧」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「横浜市立学校名簿（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「大和市内の私設保育施設（認可外保育施設）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「大和市保育所等一覧（受入可能児童数）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「大和市内の幼稚園・認定こども園一覧」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）
「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）
「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）
「町田市 2021 年度入園のしおり」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「町田市立幼稚園等一覧表（2020 年度）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「認可外保育施設名簿」（令和3年1月1日現在届出済施設）
（東京都福祉保健局ホームページ 令和3年4月閲覧）
「東京都公立学校一覧（令和2年5月1日現在）」（東京都教育委員会ホームページ 令和3年4月閲覧）
「東京都私立学校一覧」（東京都ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  保育所・幼稚園 |
|  都県界 |  小学校 |
|  市界 |  中学校 |
|  区界 |  高等学校 |
| |  大学 |
| |  特別支援学校 |
| |  専修学校 |



注：1. 図中の番号は表 3.3-16(1)～(2)に示すNo.と対応しています。
 2. 図に示す情報の出典は表 3.3-16(1)～(2)と同様です。

図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）

表 3.3-16(3) 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等）

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	A04	あさひの丘病院	川井本町 128-1
	A05	神奈川病院	川井本町 122-1
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1

注：表中の No. は図 3.3-13(2) と対応しています。

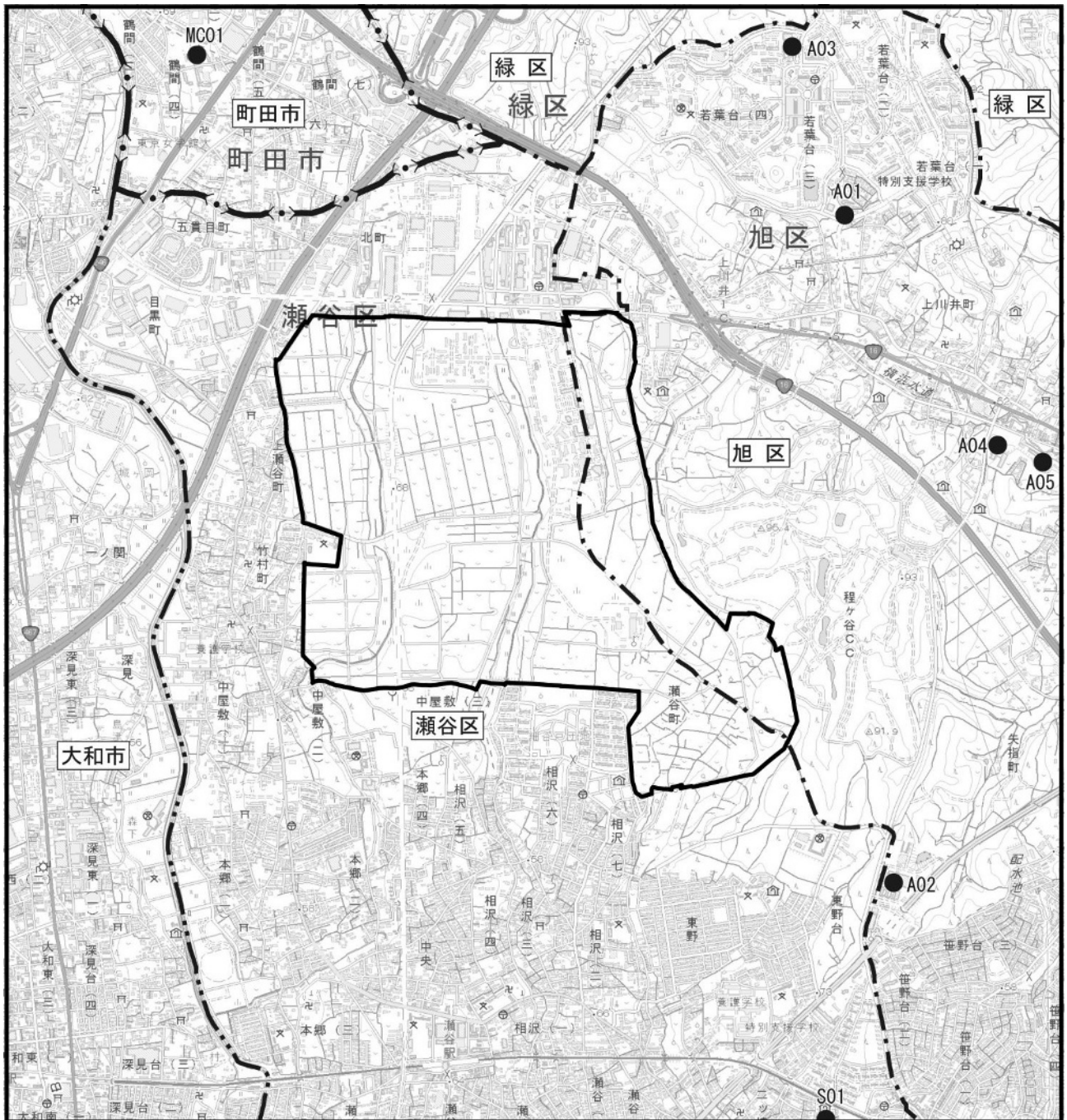
資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」
 （神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和 2 年 4 月）
 「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
 （横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和 3 年 2 月 1 日）
 「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和 3 年 4 月 1 日）
 「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 令和 3 年 4 月 15 日）

表 3.3-16(4) 配慮が特に必要な施設（主な官公庁等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目 5-6
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目 8-1

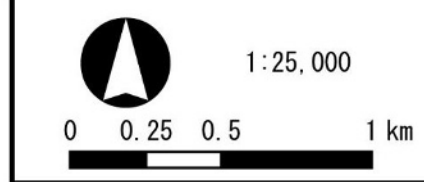
注：表中の No. は図 3.3-13(3) と対応しています。

資料：「2021 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「大和市市民便利帳 2020・2021 年度版」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「まちだガイド 2021 MAP&インフォメーション」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「大和市消防本部」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「各消防署・方面本部一覧」（東京消防庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 主な医療機関
- ・— 都県界
- · - · 市界
- · - · - 区界



注：図中の番号は、表 3.3-16(3)に対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

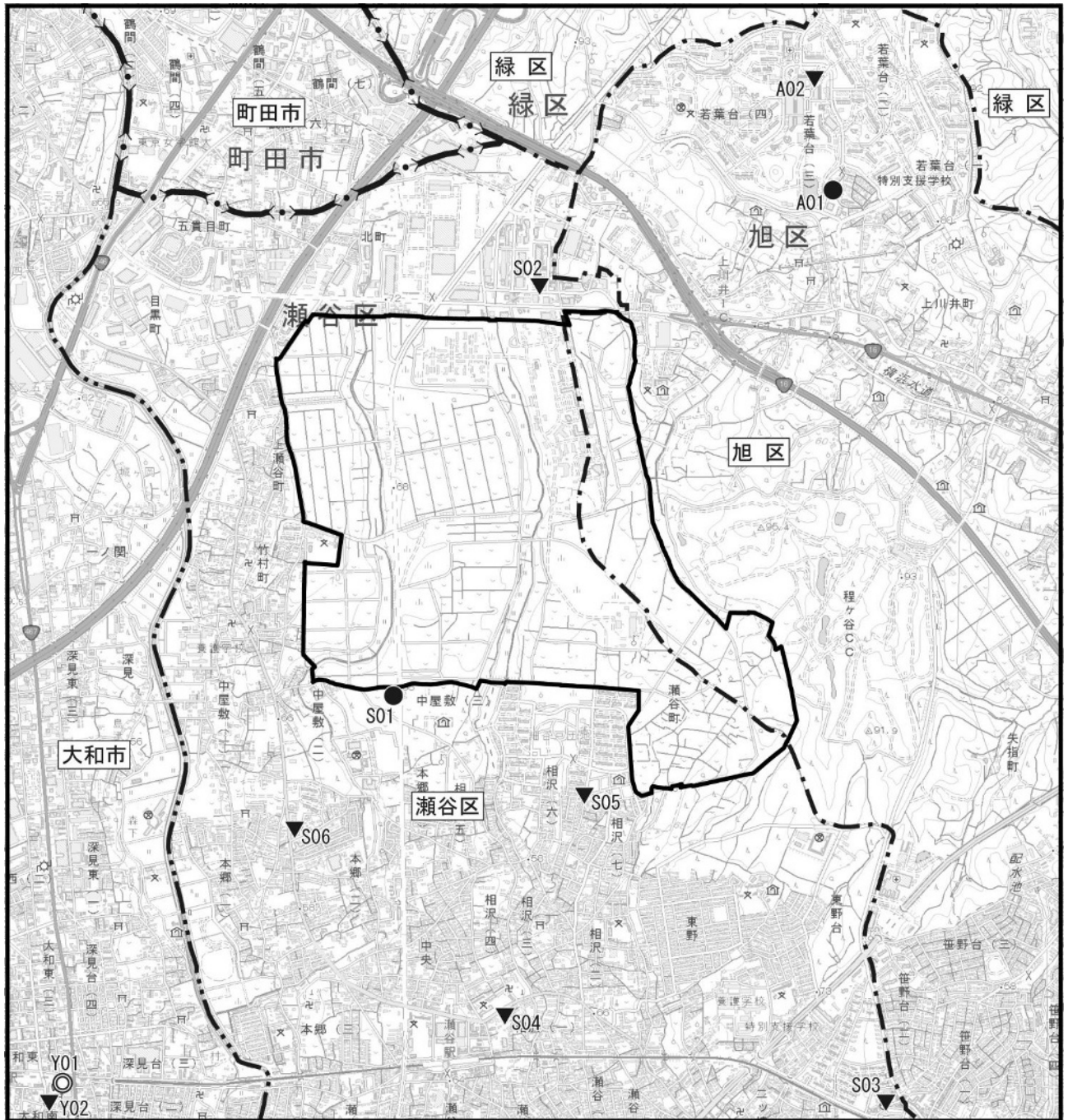
（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和2年4月）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和3年2月1日）

「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和3年4月1日）

「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 令和3年4月15日）

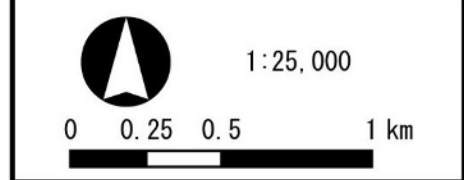
図 3.3-13(2) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 市役所
- 警察署
- 消防署
- 郵便局



注：図中の番号は表 3.3-16(4) に示す No. と対応しています。
 資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「大和市民便利帳 2020・2021年度版」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「町田市わたしの便利帳 (2020年1月発行版)」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「郵便局・ATMをさがす」(日本郵政グループホームページ 令和3年4月閲覧)
 「横浜市内の消防署」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「大和市消防本部」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
 「各消防署・方面本部一覧」(東京消防庁ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.3-13(3) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な官公庁等)

表 3.3-16(5) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラベ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者 グループホーム	S07	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホーム こころ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホーム ソラスト 瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホーム きずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
		介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ・ヴィラ瀬谷
	S18		ホームステーションらいふ瀬谷	瀬谷区相沢 6-4-7
	住宅型有料老人ホーム	S19	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S20	住宅型有料老人ホーム フォンテーヌ横浜町 田壺番館	五貫目町 18-19
		S21	住宅型有料老人ホーム フォンテーヌ横浜町 田式番館	五貫目町 18-1
		S22	ベストライフ横浜瀬谷	瀬谷区本郷 2-7-7
	小規模多機能型居宅介護	S23	小規模多機能ホーム あんのん	本郷三丁目 1-17
		S24	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	本郷一丁目 14-13
		S25	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S26	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S27	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S28	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	地域子育て支援拠点	S29	にこてらす	二ツ橋町 469

表 3.3-16(6) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
		A04	水の郷	上川井町 3059
		A05	弥生苑	上川井町 1241- 1
		A06	旭ホーム	川井本町 154- 6
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A08	グリーンリーフズ赤枝	上川井町 2694- 7
		A09	希望の森	上川井町 2968- 2
	認知症高齢者グループホーム	A10	花物語 あさひ	上川井町 2269
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911- 5
		A12	グループホーム つどい	下川井町 2218-25
	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクオーレ横浜 若葉台	若葉台四丁目 36- 1
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	住宅型有料老人ホーム	A15	ミニハウス オレンジヒルズ	上川井町 2694-15
		A16	アモーレ 水の郷	上川井町 169
	地域ケアプラザ	A17	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16- 1
		A18	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32- 1
大和市	特別養護老人ホーム (介護付有料老人ホーム)	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713- 2
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106- 1
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736- 2
		Y06	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2- 5
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
		Y07	大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和 YMCA)	大和東三丁目 3-16	
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネステイ南町田	鶴間七丁目 3- 3
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14- 1
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	MC04	ペンギンステイ南町田	鶴間四丁目 5- 8

注：表中の No. は図 3.3-13(4) と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

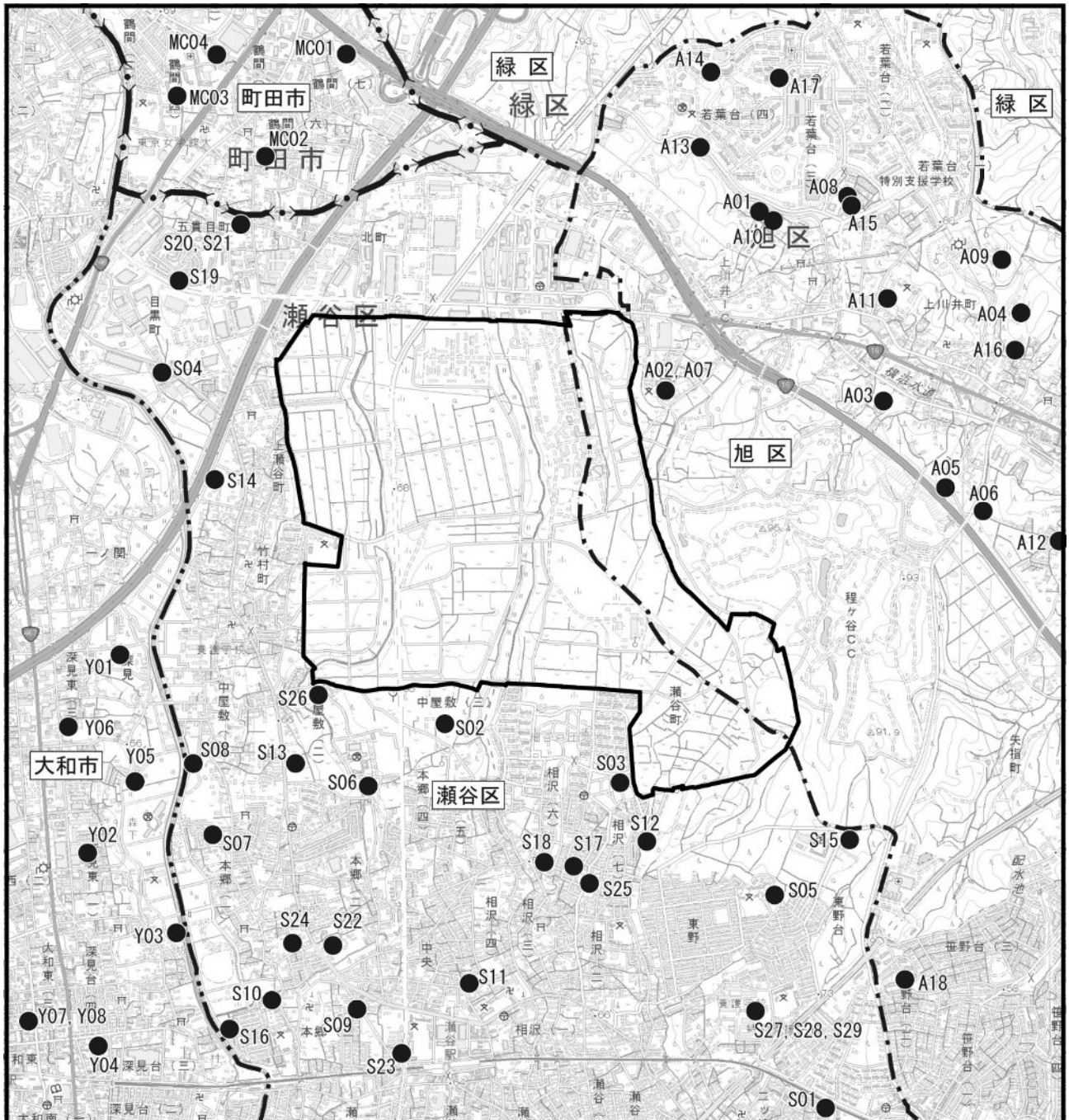
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「大和市_介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧

（令和 2 年 6 月 23 日現在）」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 福祉施設
- 都県界
- 市界
- 区界



注：図中の番号は表 3.3-16(5)、(6)に示すNo. と対応しています。
 資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧（令和2年6月23日現在）」
 （大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-13(4) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 3.3-16(7) 配慮が特に必要な施設（その他の主な市民利用施設等）

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	コミュニティハウス	S03	東野コミュニティハウス	東野 130
	市民活動支援センター	S04	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	その他	S05	まるたのしろ瀬谷（中央公園内）	本郷二丁目 28-4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター （シリウス内）	大和南一丁目 8-1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y08	やまと芸術文化ホール（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
		Y09	ぷらっと大和	大和南一丁目 8-1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 16-1

注：表中の No. は図 3.3-13(5) に示す番号と対応しています。

資料：「2020 年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「フロア案内」（大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「生涯学習・文化」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020 年 1 月発行版）」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

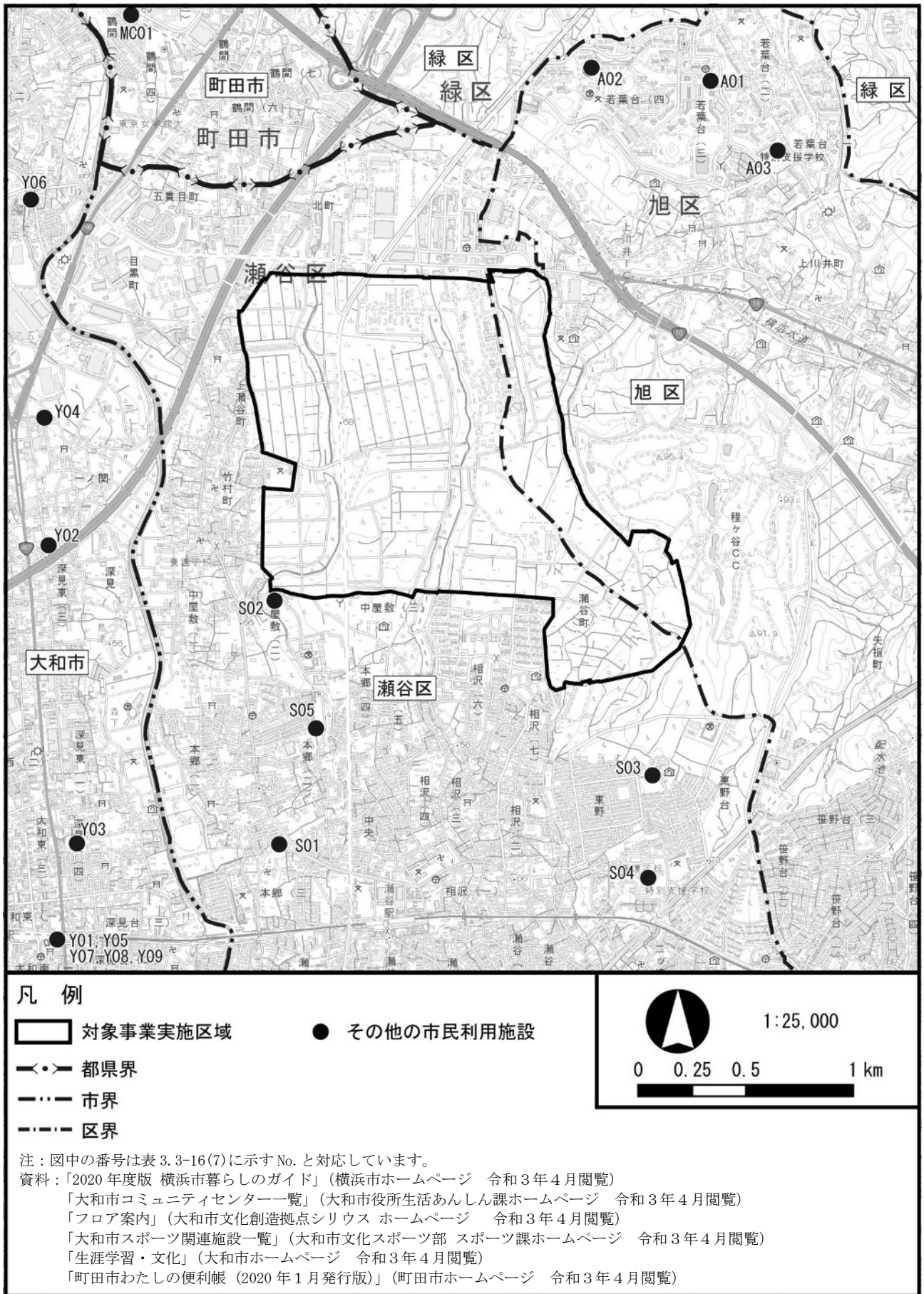


図 3.3-13(5) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (その他の主な市民利用施設等)

表 3.3-16(8) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (m ²)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	36,000
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	相沢公園	2,917
	街区	S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	191,000
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
		A06	えびね公園	5,445
	街区	A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695

表 3.3-16(9) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (m ²)
旭区	街区	A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぼぼ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
	緑地	A18	若葉台四丁目緑地	—
		A19	若葉台一丁目緑地	—
		A20	笹野台三丁目緑地	—
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	332,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A26	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
A27		上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000	
A28		上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000	
A29		上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000	
旭区	特別緑地保全地区	A30	川井本町特別緑地保全地区	23,000
緑区	市民の森	M01	三保市民の森	397,000
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,141
		Y02	深見台1号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園（おおがさ公園）	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第5児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227.22
	緑地	Y16	深見台緑地	914
		Y17	緑の広場33号	1,357
	大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,958
		Y19	城山史跡公園（深見歴史の森内）	—
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63
	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	7,254

表 3.3-16(10) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (m ²)
町田市	運動公園	MC09	鶴間公園	52,189
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注：表中のNo. は図 3.3-13(6)に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和2年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和2年12月4日現在）」

（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル2500）」

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

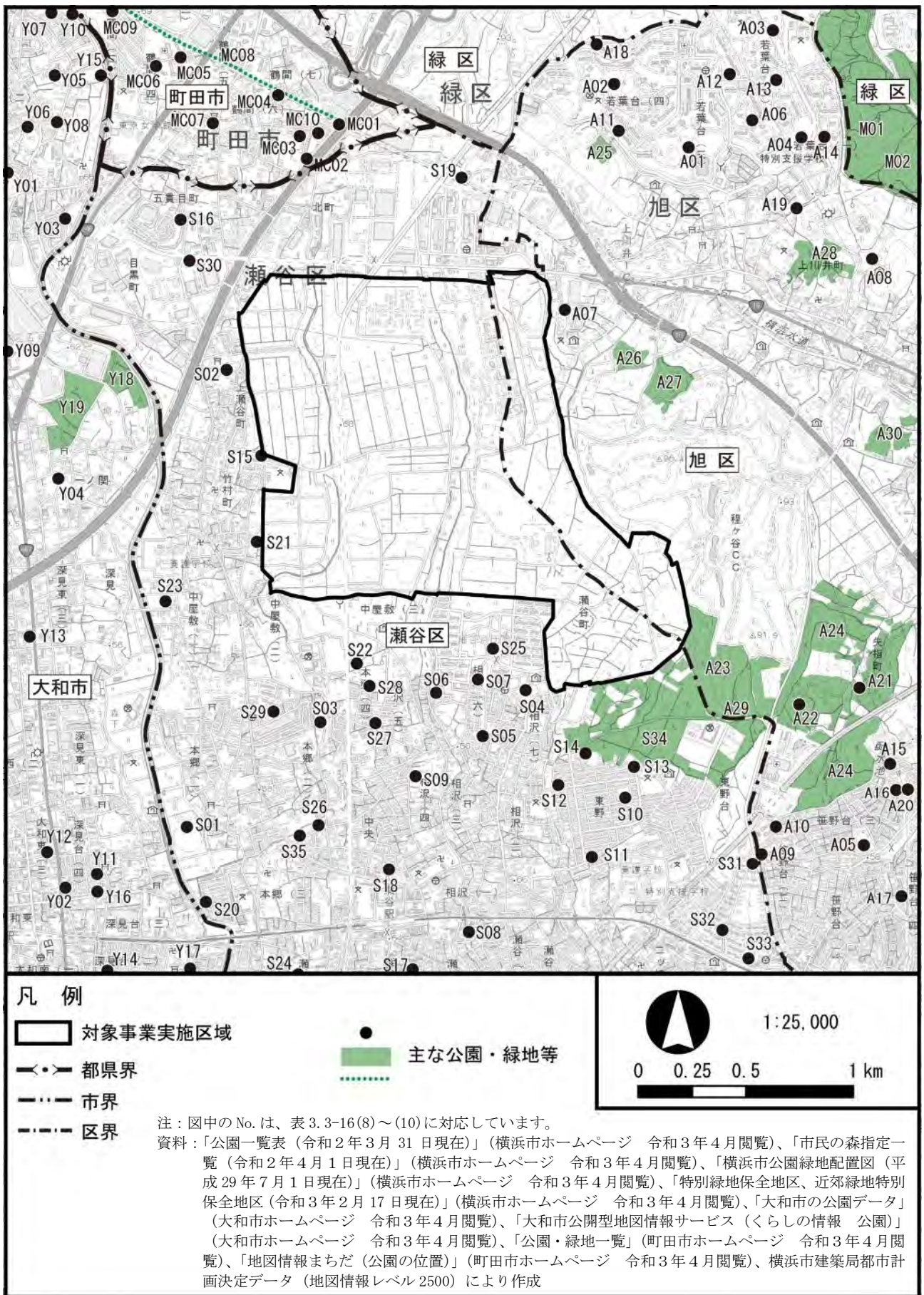


図 3.3-13(6) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における令和元年度末（大和市は平成30年度末）の下水道の整備の状況は、表3.3-17に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.2%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-17 下水道の整備の状況

項目	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,550	3,753,771	31,429	3,752,070	72.2	100
瀬谷区	1,711	121,783	1,131	121,634	66.1	99
旭区	3,278	245,007	2,267	244,796	69.2	99
緑区	2,542	182,646	1,503	182,588	59.1	99
大和市 [※]	2,709	237,374	1,941	226,659	71.6	95.1
町田市	7,155	428,851	5,012	423,750	70.1	98.8

※：令和元年度末現在（大和市のみ平成30年度末現在）

注：網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業及び対象事業実施区域に係る主な環境関係法令等は、表 3.3-18 に示すとおりです。

表 3.3-18(1) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	○
		神奈川県環境影響評価条例	○
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○	
水質汚濁	水質汚濁防止法	○	
	下水道法	○	
	横浜市下水道条例	○	
土壌汚染	土壌汚染対策法	○	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—	
騒音	騒音規制法	○	
振動	振動規制法	○	
地盤沈下	工業用水法	—	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—	
悪臭	悪臭防止法	—	
日照阻害	建築基準法	—	
	横浜市建築基準条例	—	
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—	
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	○	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	
グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○	

表 3.3-18(2) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
	国立公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	○
		横浜公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全部	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
	世界遺産(自然遺産)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	○
		神奈川県風致地区条例	○
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全部	—
	敷地内緑化等	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	—
		横浜市火災予防条例	—
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
	毒物及び劇物取締法	—	

表 3.3-18(3) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		エネルギー政策基本法	—
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	—
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
		駐車場法	—
		横浜市駐車場条例	—
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—	

3.3.8 文化財等の状況

(1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.3-19 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ (S03:横浜市指定天然記念物)、ハルニレ (なんじゃもんじゃの木) (Y13:大和市指定天然記念物)、旧小倉家住宅宅地 (Y14:大和市指定史跡) があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-19(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—
	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—

表 3.3-19(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
	S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—
	S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目 2-6	—	—	
S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成 7 年 11 月 1 日	長源寺
大和市	Y01	県	考古資料	大和市 上野遺跡出土品	大和南一丁目 8-1 文化創造拠点シリウス つきみ野七丁目 3-2 つる舞の里歴史資料館	昭和 62 年 2 月 20 日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	個人

表 3.3-19(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

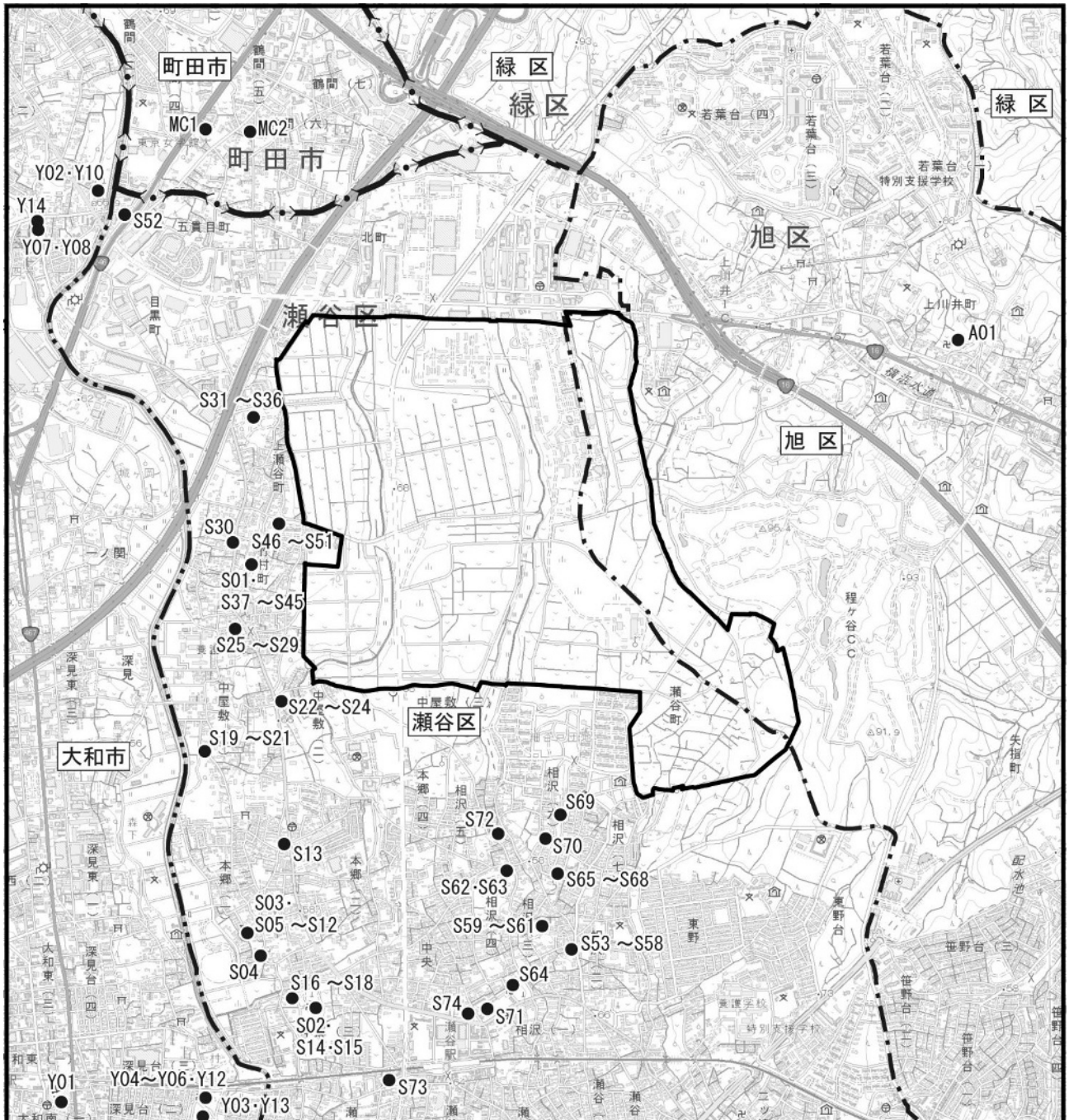
行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
大和市	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359- 5 下鶴間ふるさと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅 土蔵	下鶴間 2359- 5 下鶴間ふるさと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の 位牌	深見※	昭和 47 年 2 月 25 日	個人
	Y10	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 観音寺代表役員
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鱧口	深見※	昭和 56 年 8 月 1 日	個人
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見 3361 仏導寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 仏導寺代表役員
	Y13	市	天然 記念物	ハルニレ (なんじゃ もんじゃの木)	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359- 5 ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市
町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17- 1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注：1. 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

2. 表中の地点は図 3.3-14 に示す番号と対応しています。

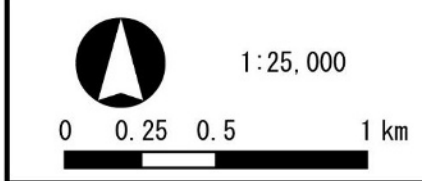
※：Y09、Y11 の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図 3.3-14 に表記しておりません。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年 5 月）
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月）
「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月）
「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年 9 月）
「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 指定・登録文化財



注：図中の番号は表 3.3-19 に示す地点と対応しています。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年 5 月）、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月）、「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月）、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年 9 月）、「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-14 指定・登録文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-20 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、S03、S04、S05、S06、S07、S08、A12、A17、A18 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 3.3-20(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文（中期）・古墳（前期）・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳（円墳）、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳（円墳）、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文（前・後期）・弥生（後期）・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文（前期）・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文（前・後期）・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文（中・後期）	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文（前・中期）	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文（中期）・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文（前・中期）・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	（不明）	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生（後期）	破壊
	A02	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文（早・前・中・後期）・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	大部分破壊

表 3.3-20(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A04	上川井町2195付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文（中期）	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目3付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文（前・中期）・古墳	—
	A06	若葉台二丁目29付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（早・中・後期）	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A07	上川井町2908付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	時代時期：縄文（早・前期）	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A08	上川井町729付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・弥生	—
	A09	上川井町2164付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡（縄文早期）、大部分破壊
	A10	上川井町2106-3付近	散布地	台地上	縄文（早・前・中期）	縄文（早・前・中期）	—
	A11	上川井町919・991・1039・1735・1779付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文（前・中期）	板下谷遺跡 A・B 地点、平成5年調査、炉穴・落とし穴（縄文）
	A12	上川井町1895付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A13	上川井町1216付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生（後期）	東根谷遺跡
	A14	上川井町1322・1378・1403付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・弥生（後期）	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A15	上川井町1110付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文（早期）	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町1623付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文（早期）	程ヶ谷カントリークラブ・ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町136付近	散布地	畑地	台地上	（不明）	—
	A18	上川井町1614付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A19	矢指町1197付近	集落跡	地目：病院	台地上・斜面	時代時期：先土器・縄文（早・前・中期）	備考1：矢指谷遺跡、昭和59・60年調査、住居跡（縄文早期）他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目17付近	散布地	宅地	台地上	縄文（中期）・弥生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目18付近	散布地	宅地	台地上	縄文（前・中期）	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目13付近	散布地	学校	台地上	縄文（前？・中期）	学校建設により破壊（若葉台東中学校敷地内）
	A23	若葉台一丁目6付近	散布地	宅地	台地上	（不明）	宅地化により破壊
	A24	上川井町2872付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文（早・前・後期）	西横浜（変）遺跡、昭和57年調査
	A25	上川井町2988付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（後期）・弥生・古墳	—
	A26	上川井町3066付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文（早・前・中期）・弥生	—

表 3.3-20(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A27	上川井町 32・3122・3154・3162 付近	散布地・集落跡	雑木林・畑地・荒地・宅地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・古墳	笹峰遺跡、昭和 59 年調査、住居跡（縄文中期）他
	A28	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文（早・前・中期）・弥生（中期）	宅地化により一部破壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（中期）・古墳	—
	A30	下川井町 2256・2260 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文（早・前・中・後期）	—
	A31	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・古墳	—
	A32	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（前・中期）・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文（早期）	金が谷台遺跡、昭和 57 年調査、炉穴群（縄文早期）、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（前・後期）	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文（早・前・中期）	宅地化により一部破壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（中期）・古墳	三ツ境遺跡、宅地化により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文（早・前・中期）	宅地化により一部破壊
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	—
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	—
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）・古墳・歴史	長津田辻ノ原遺跡、昭和 60・61 年調査、土壌群（縄文）
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文（早期）	—
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文（早・前・中期）	—
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文（早・中期）・古墳	—
	M07	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文（中・後期）	西之谷大谷遺跡、昭和 57・62 年調査、集落跡（縄文中・後期）
大和市	Y01	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y04	つきみ野二・四丁目 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世	—
	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—

表 3.3-20(4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y09	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世	—
	Y10	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y11	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y12	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y13	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y15	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y16	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y17	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
	Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
町田市	MC1	鶴間十二号*	包蔵地	—	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	—
	MC2	鶴間十三号・十四号*	包蔵地	—	丘陵	中世	—
	MC3	鶴間三丁目 (鶴間公園内)	包蔵地	—	台地	古墳/奈良時代/平安時代	—

注：1. 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

2. 表中の地点は図 3.3-15 に示す番号と対応しています。

※：「鶴間十二号」、「鶴間十三号・十四号」は住所として存在しておりません。現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目 「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

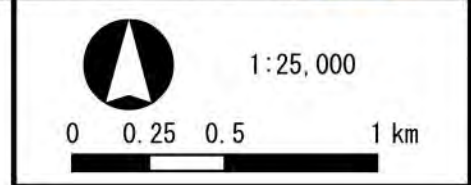
「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



注：図中の番号は表 3.3-20 に示す地点と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.3.9 その他の事項

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 3.3-21 に示すとおりです。

令和元年度（大和市は平成 30 年度）の横浜市における公害苦情総数は 1,165 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 387 件、悪臭の 307 件、大気汚染の 291 件となっています。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ 57 件及び 50 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では大気汚染及び騒音が各 17 件、旭区では騒音が 18 件、緑区では悪臭 36 件、大和市では騒音 42 件、町田市では騒音 60 件となっています。

表 3.3-21 公害苦情の発生件数（令和元年度・平成 30 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,165	291	63	1	387	108	0	307	8
瀬谷区	57	17	6	0	17	2	0	15	0
旭区	50	12	5	0	18	6	0	8	1
緑区	87	34	0	0	14	3	0	36	0
大和市 ^{※2}	88	22	0	—	42	12	—	11	1
町田市	156	59 ^{※1}	1	0	60	15	—	20	1

注：1. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

2. 「—」は調査項目がないことを示しています。

※1：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

※2：大和市のみ平成 30 年度の統計です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-22～表 3.3-24 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.1 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約 2.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{*1)}は約 84.4 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 0.9 万トン増加（約 1.1%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{*2)}は約 37.6 万トンで前年度に比べ約 1.7 万トン増加（約 4.7%）となっています。

* 1) 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

* 2) 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-22 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
ごみと資源の総量		1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597		
処理内訳	ごみ	家庭系	584,356	580,945	577,071	569,112	581,269	
		埋立	2,364	2,113	1,867	182	312	
		小計	586,719	583,058	578,938	569,295	581,581	
		事業系	302,268	301,192	300,635	298,140	305,374	
		埋立	3,212	3,248	3,188	2,914	3,692	
	小計	305,481	304,440	303,822	301,053	309,066		
	計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647		
	資源	資源化量	缶	8,973	8,762	8,648	8,547	8,671
			びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
			ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
			ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
			小さな金属類	4,960	4,632	4,497	4,446	4,648
			プラスチック製容器包装	48,217	47,736	47,800	47,979	48,817
			スプレー缶	642	630	619	593	611
			古紙	1,463	1,314	1,266	1,190	1,209
古布			607	542	533	519	508	
蛍光灯、電球			157	138	109	97	82	
乾電池			424	403	343	339	321	
粗大金属			5,798	5,599	5,578	5,592	6,704	
羽毛布団			4	21	8	12	10	
小型家電			10	26	35	56	61	
燃えないごみ	—	—	—	1,489	1,333			
その他※ ¹	—	—	57	185	60			
小計	109,971	107,881	106,904	108,693	110,018			
資源集団回収	180,721	171,363	165,225	157,458	152,637			
事業系	せん定枝	43,251	44,605	43,260	46,381	50,197		
	生ごみ	9,059	9,559	9,387	11,846	17,099		
	小計※ ²	52,310	54,164	52,647	58,227	67,296		
計	343,003	333,408	324,776	324,377	329,950			
処理内訳	ごみ	焼却	886,624	882,136	877,706	867,252	886,643	
		直接埋立	5,576	5,361	5,055	3,096	4,004	
	計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647		
資源化量	343,003	333,408	324,776	324,377	329,950			
焼却残さ	埋立	114,912	117,005	124,986	124,344	123,686		
	資源化	15,063	13,649	968	1,009	1,032		

※ 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※ 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注：1. 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

2. 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)

・令和元年の台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)

・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

資料：「令和 2 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 2 年 9 月)

表 3.3-23 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総排出量		70,252	69,224	67,787	67,035	68,480
ごみ総量		55,609	55,238	54,233	53,901	55,180
燃やせるごみ		52,990	52,804	51,906	51,642	52,961
燃やせないごみ		2,619	2,434	2,327	2,259	2,219
資源回収量		14,643	13,986	13,554	13,134	13,301
総資源化量		16,465	18,495	18,817	18,602	19,292
資源回収量のうちのリサイクル量		11,967	11,793	11,577	11,461	12,320
不燃物資源化		983	965	976	983	1,021
不燃物リサイクル		912	897	907	913	949
処理困難物資源化		71	68	69	69	72
焼却灰資源化（溶融化等）		3,516	5,737	6,264	6,158	5,950
資源分別回収実績 （自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計）	新聞	2,291	1,947	1,736	1,435	1,345
	雑誌	2,653	2,366	2,237	2,163	2,333
	段ボール	1,915	1,897	1,884	1,890	1,889
	紙パック	131	132	130	131	130
	古布	855	861	881	887	936
	びん	1,427	1,381	1,363	1,320	1,300
	アルミ	364	366	364	356	389
	鉄類	338	323	322	318	318
	ペットボトル	535	542	552	585	592
	白色トレイ	43	46	47	44	43
	紙製容器包装	940	931	902	886	870
	容器包装プラ	3,143	3,186	3,127	3,110	3,144
	廃食用油・たい肥	4	5	5	6	5
	合計	14,640	13,983	13,551	13,130	13,293

注：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 2 年度版 清掃事業の概要」（大和市環境農政部 令和 3 年 2 月）

表 3.3-24 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	64,236	63,553	63,282	62,692	63,665
			持込分	555	489	429	469	705
			事業系持込分	21,937	20,995	19,645	18,831	19,315
		計	86,728	85,037	83,356	81,992	83,685	
		不燃	収集分	6,220	6,009	6,478	6,771	7,209
			持込分	57	41	50	46	49
			計	6,277	6,050	6,528	6,817	7,258
		粗大	収集分	1,277	1,337	1,374	1,475	1,586
			持込分	3,110	2,315	1,492	1,356	1,647
			計	4,387	3,652	2,866	2,831	3,233
	有害	161	141	144	149	133		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計	97,553	94,880	92,894	91,789	94,309		
	資源	収集分	ビン	3,043	2,959	2,900	2,764	2,721
			カン	1,013	1,008	951	921	933
			古紙	8,754	8,449	8,149	7,800	7,681
			古着・古布	1,049	1,021	1,031	1,034	1,099
			発泡トレー	9	8	9	8	8
			紙パック	14	15	13	15	15
			ペットボトル	960	982	1,012	1,058	1,048
小型家電			4	5	5	7	6	
剪定枝			676	635	601	594	574	
容器包装プラスチック		51	433	415	438	408		
計	15,573	15,515	15,086	14,639	14,493			
持込分	リサイクル広場まちだ	112	115	100	99	107		
	剪定枝	1,078	1,039	1,076	1,073	993		
	計	1,190	1,154	1,176	1,172	1,100		
資源量小計	17,324	16,763	16,669	16,262	15,593			
合計（総ごみ量）	114,316	111,549	109,156	107,600	109,902			
集団回収量 （町内会・子ども会 等の回収）	ビン	236	231	227	214	208		
	カン	251	255	258	257	253		
	古紙	10,578	10,463	10,263	9,817	9,539		
	古着・古布	607	623	636	654	692		
	合計	11,672	11,572	11,384	10,942	10,692		
総合計（総ごみ量+集団回収量）	125,988	123,121	120,540	118,542	120,594			

注：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部 環境政策課 令和3年4月閲覧）

② 産業廃棄物

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 3.3-25 に示すとおりです。

平成 30 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 10,595 千トン（前年度比約 0.4% 減少）であり、減量化量は約 7,697 千トン、再生利用量は約 2,449 千トン、最終処分量は約 450 千トンとなっています。また、平成 30 年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 18,690 千トン（前年度比約 1.7% 増加）であり、減量化量は約 11,450 千トン、再生利用量は約 6,900 千トン、最終処分量は約 340 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-26 に、分布状況は図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-25(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	10,330	10,012	10,000	10,635	10,595
減量化量	6,813	6,218	6,495	6,580	7,697
再生利用量	2,910	3,350	2,942	3,835	2,449
最終処分量	610	456	563	219	450

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-25(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	18,170	17,160	17,440	18,370	18,690
減量化量	9,890	8,910	10,000	10,460	11,450
再生利用量	6,820	7,110	6,310	7,170	6,900
最終処分量	1,460	1,140	1,130	740	340

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-26 産業廃棄物処理施設の状況

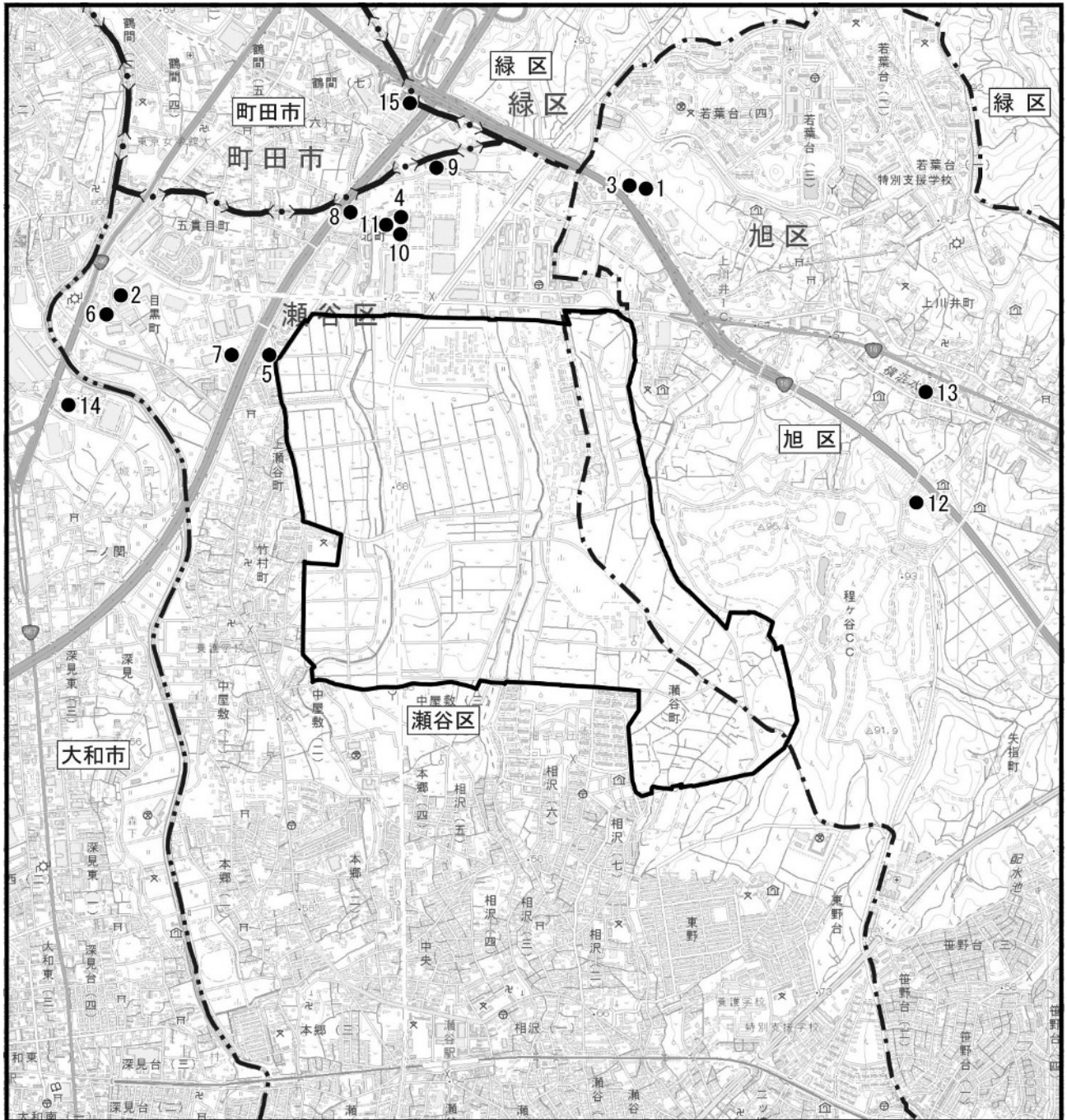
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破碎)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理 (破碎)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破碎)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2	中間処理 (破碎)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
9		横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理 (破碎、焼却)
10	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破碎、切断)
11	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破碎)
12	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分 (埋立、埋立管理型)
13	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
14	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破碎)
15	(有) 町田環境リサイクル	町田市鶴間 7 丁目 22 番 30 号	中間処理 (破碎)

注：表中の No. は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 産業廃棄物処理施設



注：図中の番号は表 3.3-26 に示す No. と対応しています。
 資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-16 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-27 に示すとおりです。

表 3.3-27 本事業及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本事業との関係		
公害防止	環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○	
	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○	
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	
		アスベスト除去工事に関する指導指針	○	
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～	○	
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○	
		横浜市環境管理計画	○	
		横浜市水と緑の基本計画	○	
横浜市自動車公害防止計画		○		
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○	
		横浜市水と緑の基本計画	○	
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○	
		緑化地域制度	○	
		横浜つながりの森構想	—	
		横浜市森づくりガイドライン	—	
		これからの緑の取り組み [2019-2023]	—	
	生物多様性保全上重要な里地里山	○		
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○	
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○	
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—		
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○	
		横浜市防災計画 震災対策編	○	
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—	
地球環境保全	温暖化対策	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—	
		神奈川県内消防広域応援実施計画	—	
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○	
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—	
神奈川県循環型社会づくり計画	○			
その他	景観	横浜市景観計画	○	
		神奈川景観づくり基本方針	○	
		横浜市景観ビジョン	○	
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○	
	まちづくり方針	横浜市基本構想 (長期ビジョン)	○	
		横浜市中期4か年計画 2018～2021	○	
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	
		地区計画・建築協定	—	
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○	
		街づくり協議地区制度	—	
		横浜都市交通計画	—	
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○	
		旧上瀬谷通信施設における 国際園芸博覧会 基本構想案	○	
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○	
		横浜市 SDGs 未来都市計画	○	
		その他	横浜市環境教育基本方針	—
			光害対策ガイドライン	○
			横浜市環境と地域経済の融合推進方針	—

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

計画段階配慮事項として選定した理由は表 4.1-2 に、選定しなかった理由は表 4.1-3 に示すとおりです。

*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）

*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
				敷地の存在 (土地の改変)	建造物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—	
		地盤	地盤の安定性	○	—
	地盤沈下		×	—	
	土壌	土壌汚染	○	—	
		重要な土壌	×	—	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	
	植物	重要な種及び群落	○	—	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目になく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤（地盤の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在します。土地の改変により、地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあることから選定しました。
	土壌（土壌汚染）	敷地の存在（土地の改変）	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	植物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	生態系	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4.1-3 計画段階配慮事項として選定しなかった理由

環境要素	影響要因	選定しなかった理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
	地盤（地盤沈下）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。
	土壌（重要な土壌）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法は、計画熟度の低い段階において、適切かつ簡易的に把握できる手法とし、表 4.2-1 に示すとおりとしました。

表 4.2-1(1) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤 (地盤の安定性)	施設の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・地盤の安定性 【調査方法】 ・既存資料の整理	土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	土壌 (土壌汚染)		【調査項目】 ・土壌汚染の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・ヒアリング	土壌汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることで、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・重要な種及び注目すべき生息地の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	植物		【調査項目】 ・重要な種及び植物群落の状況 ・植生の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	生態系		【調査項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場の分布状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4.2-1(2) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在	【調査項目】 ・景観資源の状況 ・主要な眺望点及び眺望景観の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・現地踏査	直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。 眺望景観への支障の可能性については、眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う眺望点及び景観資源の消失、主要な眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	人と自然との触れ合いの活動の場		【調査項目】 ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・現地踏査	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

5.1 地盤

5.1.1 現況調査

(1) 調査項目

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています(前掲図 3.2-13 (P.3-35)) が、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第 33 号線斜面(旭区上川井町)の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります(前掲図 3.2-17 (P.3-41))。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

5.1.2 予測

(1) 予測事項

地盤の安定性について、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測します。

(2) 予測対象地域

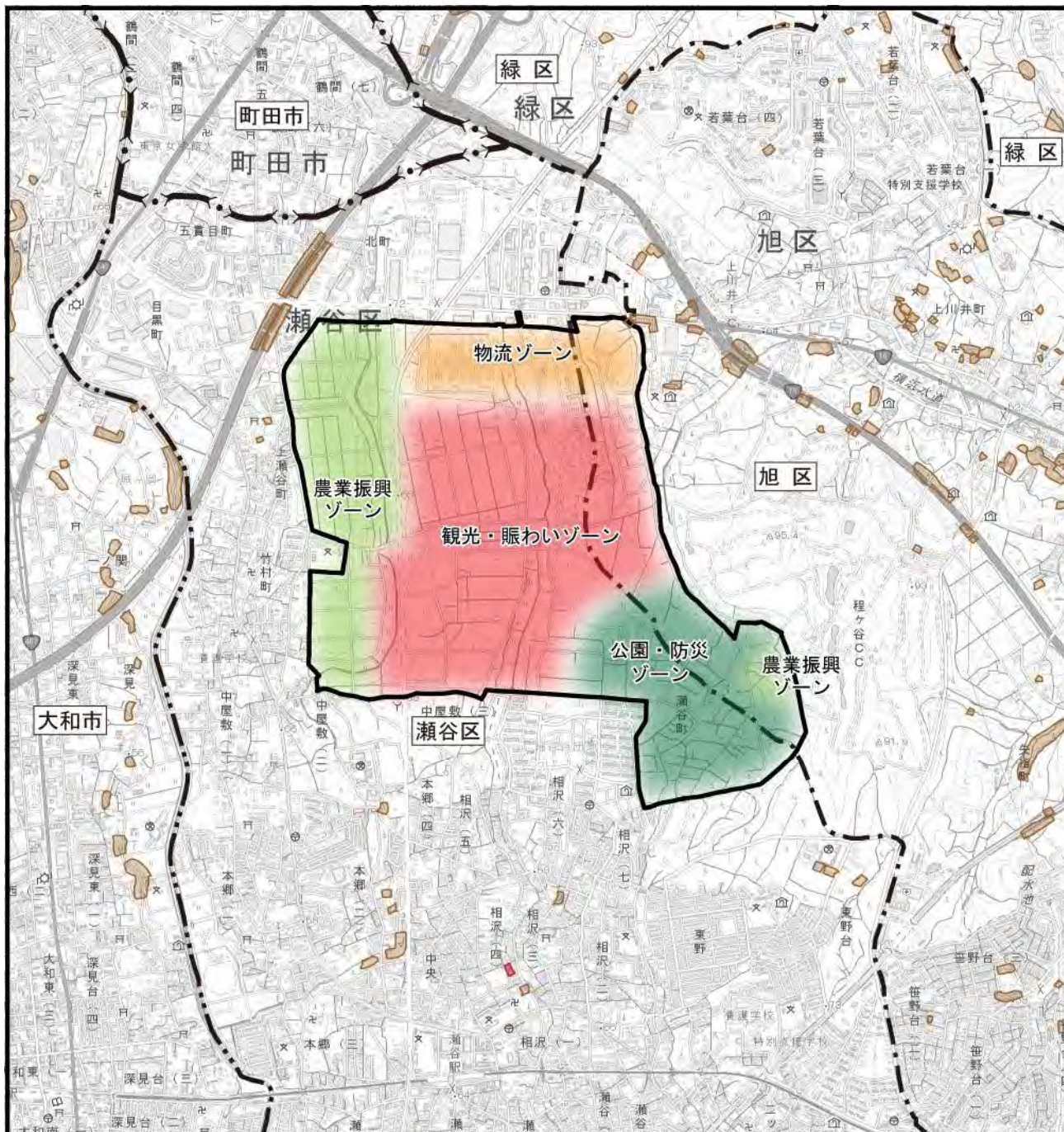
前掲図 3.2-17 (P.3-41) に示した地域(調査区域)とします。

(3) 予測手法

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。

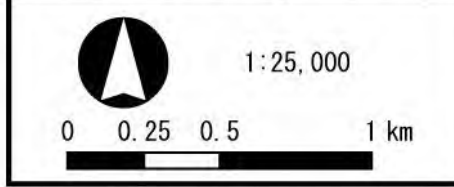
(4) 予測結果

前掲図 3.2-17 (P.3-41) によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、また、図 5.1-1 によれば、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 農業振興ゾーン
- 公園・防災ゾーン
- 観光・賑わいゾーン
- 物流ゾーン



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5.1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.1.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

(3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.2 土壌

5.2.1 現況調査

(1) 調査項目

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査するとともに、人工的要因として、過去の土地利用の状況及び汚染の有無を調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料(戦時中・戦後の空中写真を含む。)の収集・整理及び関係機関へのヒアリングを行う手法によりました。

(3) 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。^{*1)}

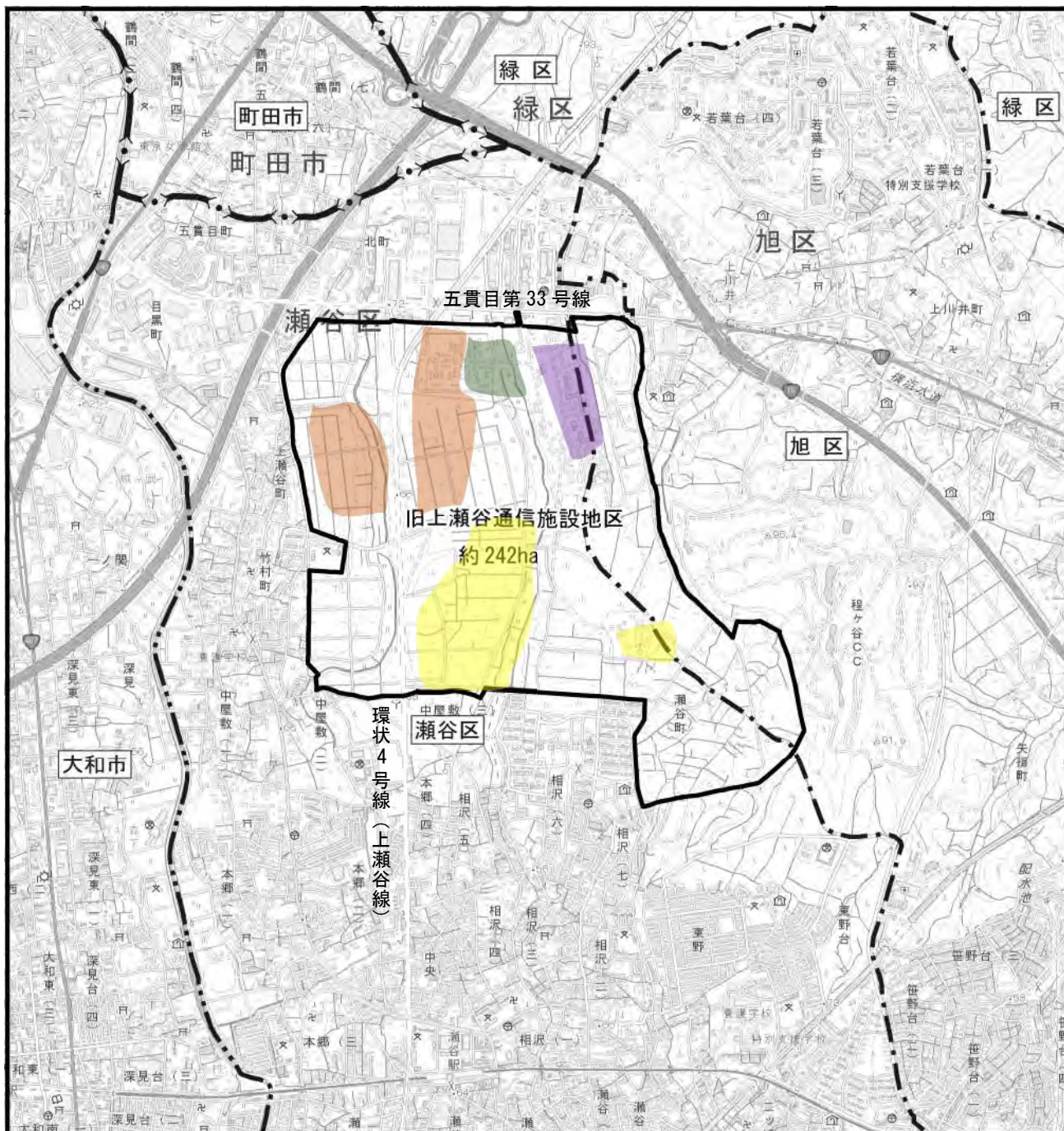
一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接收された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所(図中の黄色と橙色の部分)は環状4号線(上瀬谷線)沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所(図中の紫色と緑色の部分)は五貫目第33号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」(横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成29年3月改訂版)によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接收され、1947(昭和22)年に一度は接收解除されましたが、1951(昭和26)年に再び接收され通信施設として利用されてきました。

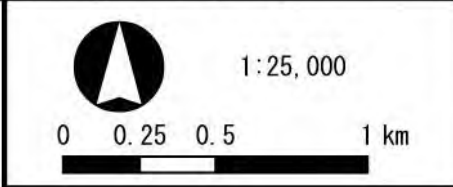
*1) 鉱業権の設定有無については、経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課への聞き取りにより確認しました。



凡例

■ 事業実施想定区域

— 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界



- 1941年7月24日時点で建造物があった範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1941年7月24日～1946年2月15日の間に新たに建造物が建設された範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1949年2月21日～1956年3月10日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）
- 1956年3月10日～1961年10月17日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）

資料：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ 令和元年9月閲覧）より事業実施想定区域に係る空中写真（撮影年月日 1941年7月24日、1946年2月15日、1949年2月21日、1956年3月10日、1961年10月17日）を閲覧し作成

図 5. 2-1 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていたおおむねの範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.2.2 予測

(1) 予測事項

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴があることから、土地の改変により汚染された土壤の拡散が懸念される地域への立地を回避できるかについて予測します。

(2) 予測対象地域

図 5.2-1 に示した事業実施想定区域（調査区域）とします。

(3) 予測手法

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせる等により、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。

(4) 予測結果

「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。^{*1)}（前掲図 3.2-8（P.3-28））

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図 5.2-1 に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

*1) このページに記載した内容は、令和 2 年 1 月に公告した計画段階環境配慮書のもので、現時点では、令和 3 年 9 月に対象事業実施区域の北西側に、形質変更時要届出区域が指定されています。

5.2.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

(3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.3 動物

5.3.1 現況調査

(1) 調査項目

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された動物の重要な種及び注目すべき生息地について調査しました。

(2) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 動物の重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料により確認された種について、前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は、前掲表 3.2-19 (P. 3-61～66) のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

② 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、前掲表 3.2-20 (P. 3-72～74) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、前掲表 3.2-21 (P. 3-74) 及び前掲図 3.2-29 (P. 3-75) に示すとおり、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、事業実施想定区域全域が含まれていますが、これについては、「5.5 生態系」(P. 5-18～21) にて記述します。

5.3.2 予測

(1) 予測事項

動物の重要な種が確認されていることから、動物の重要な種の生息環境や注目すべき生息地の直接的改変の有無・程度を把握し、動物の重要な種の生息環境への影響を予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。具体的には、動物の重要な種の生息環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度当該生息環境が改変されるかを把握し、改変により動物の重要な種がどのような反応をするかを考察しました。

(4) 予測結果

重要な種の主な生息環境と関係の深い現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-30 (P.3-78) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果を、図 5.3-1 に示します。事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 動物の重要な種

土地の改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した結果は、表 5.3-1 及び図 5.3-1 のとおりです。

なお、主な生息環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年9月閲覧)等を参照しました。

② 動物の注目すべき生息地

土地の改変による動物の注目すべき生息地に対する影響を予測しました。

調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します(前掲図 3.2-29 (P.3-75))。

なお、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します(前掲図 3.2-29 (P.3-75))。

表 5.3-1(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
樹林	哺乳類	キツネ (1種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。
	鳥類	ヤマドリ、アオバト、ミゾゴイ、カッコウ、アオバズク、フクロウ、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、ククイタダキ、コガラ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、クロジ (25種)	
	両生類	アズマヒキガエル (1種)	
	昆虫類等	ハルゼミ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ、コシロシタバ (14種)	
	陸産貝類	サドヤマトガイ (1種)	
樹林・草地	鳥類	ヨタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、モズ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ (10種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	クツワムシ、オオミノガ、クロシジミ (3種)	
樹林・水域(溪流・池)	両生類	ナガレタゴガエル、モリアオガエル (2種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境である水域(溪流・池)がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
樹林・水辺・湿地(水田等)	両生類	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル (2種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ニホンマムシ (1種)	
草地	鳥類	ウズラ、ヒメアマツバメ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、ホオアカ (6種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、重要な種はこのような草地に移動し、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ (3種)	
	昆虫類等	ヒガシキリギリス、ホソハンミョウ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ (6種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 5.3-1(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
水辺・湿地(水田、河川敷)	哺乳類	イタチ (1種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	シルビアシジミ (1種)	
水辺・湿地(水田、湿地等)・水域(河川等)	鳥類	アカツクシガモ、チュウサギ、ヒクイナ、タゲリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、オオジュリン (14種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。水域については、用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヤマカガシ (1種)	
	両生類	アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル (3種)	
	昆虫類等	キイトトンボ、モートンイトトンボ、ハグロトンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、タカネトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル (21種)	
水域(水田、用水路等)	魚類	ドジョウ、カマツカ、ナマズ、ミナミメダカ (4種)	
	底生動物	マルタニシ、オオタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、マシジミ (4種)	
水辺・湿地(水田等)・止水域	陸産貝類	イナバママメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ (3種)	
水辺・湿地(河川敷、海岸等)・水域(池沼、干潟等)	鳥類	オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ササゴイ、ダイゼン、イカルチドリ、コチドリ、イソシギ、コアジサシ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオセッカ、カワガラス (13種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
	陸産貝類	コウフオカモノアラガイ (1種)	
河川敷	陸産貝類	コウフオカモノアラガイ (1種)	
水域(源流域、池沼等)	昆虫類等	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、ベニイトトンボ、モノサシトンボ、オツネイトトンボ、ヤマサナエ、コヤマトンボ、コフキトンボ、マイコアカネ、リスアカネ (10種)	
上流域等	魚類	サクラマス(ヤマメ)、カジカ、オオヨシノボリ (3種)	
	底生動物	ヤマサナエ (1種)	
河川・湖沼池沼	魚類	ハス (1種)	
	底生動物	ツブゲンゴロウ (1種)	
中下流域等	魚類	コイ、キンブナ、アブラハヤ、ウグイ、ゼゼラ、ニゴイ、シマドジョウ、ボウズハゼ (8種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	底生動物	ハグロトンボ (1種)	
谷戸、湧水等	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	瀬谷市民の森に湧水が分布していることから、本種が生息している可能性は否定できません。しかし、周辺にも湧水が分布しており、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じることから、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

5.3.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

(3) 評価結果

樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

5.4 植物

5.4.1 現況調査

(1) 調査項目

植物の重要な種及び群落への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された植物の重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林等について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 植物の重要な種

植物の重要な種は、文献その他の資料で確認された種について、前掲表 3.2-24 (P. 3-80～82) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は前掲表 3.2-25 (P. 3-83～85) のとおり 56 科 131 種が確認されています。

② 重要な群落

植物の重要な群落は、前掲表 3.2-24 (P. 3-80～82) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、調査区域における植物の重要な群落は、前掲表 3.2-26 (P. 3-86)、前掲表 3.2-27 (P. 3-86) 及び前掲図 3.2-32 (P. 3-87) のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度 9 の群落（シラカシ群集）が存在します。

事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。

③ 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は、前掲表 3.2-28 (P. 3-88) 及び前掲図 3.2-33 (P. 3-89) のとおり、16 件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。

5.4.2 予測

(1) 予測事項

植物の重要な種が確認されていることから、事業実施想定区域と重要な種の生育環境の直接的改変の有無・程度を予測します。

なお、事業実施想定区域内に植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等が確認されていないことから、植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等については予測しません。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と植物の重要な種の生育環境の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。

具体的には、植物の重要な種の生育環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度生育環境が改変されるかを把握し、改変により植物の重要な種の存続が危ぶまれるかを考察しました。

(4) 予測結果

現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-30 (P.3-78) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑地雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果を、図 5.3-1 に示します。事業実施区域内は主に草場が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 植物の重要な種

重要な種に対する予測結果は、表 5.4-1 のとおりです。

なお、主な生育環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年 9 月閲覧)等を参照しました。

表 5.4-1 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ナツノハナワラビ、オオキジノオ、キジノオシダ、ナチクジャク、サクライカグマ、エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、マメヅタ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ツヅラフジ、ヤマエンゴサク、ヤマブキノソウ、マルバコンロンソウ、ノリウツギ、マメザクラ、ヤブザクラ、アワブキ、キツリフネ、クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、セントウソウ、セリモドキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ナツハゼ、キヌタソウ、ヤブムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュウニヒトエ、イガホオズキ、レンブクソウ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、モミジガサ、コヤブタバコ、ユキザサ、キダチノネズミガヤ、イヌアワ、エビネ、キンラン、サガミラン、クマガイソウ (57 種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。
樹林・草地	ワダソウ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ホドイモ、アリノトウグサ、ホタルサイコ、ヤマツツジ、リンドウ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、ヤマミゾイチゴツナギ、タガネソウ (12 種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生育環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
草地	コヒロハハナヤスリ、オキナグサ、ヒロハノカラサイコ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、ノジトラノオ、スズサイコ、ツルカコソウ、キセワタ、オミナエシ、ヒメシオン、タカアザミ、アキノハハコグサ、ノニガナ、センボンヤリ、コバギボウシ、アマナ、ノハナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミノボロ、エナシヒゴクサ、マツバスゲ、ビロードスゲ、ヌカスゲ、センダイスゲ (27 種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (水田等)	ミズワラビ、サンショウモ、サクラタデ、ハンゲショウ、タコノアシ、レンリソウ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ホソバノヨツバムグラ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、シソクサ、サワシロギク、タウコギ、サワヒヨドリ、カセンソウ、トウゴクヘラオモダカ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ (22 種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (P.5-17)、水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水域 (河川・水田・水路等)	ミズニラ、ササバモ、アイノコイトモ、ヤナギモ、リュウノヒゲモ (5 種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川 (約 1.7km) 及び相沢川 (約 1.5km) に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (P.5-17)、汚濁水の流出対策を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (渓流域等)	メヤブソテツ、ムカゴイラクサ (2 種)	事業実施想定区域内において、主な生育環境である渓流域がみられないことから、直接的改変による生育環境の消失はないと予測します。
海岸	アシタバ (1 種)	
汽水域	カワツルモ (1 種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.4.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、植物の重要な種の生息環境が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減
- ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等
- ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

(3) 評価結果

樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.5 生態系

5.5.1 現況調査

(1) 調査項目

生態系保全上重要な自然環境のまとまりの場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は、前掲表 3.2-30 (P. 3-94) に示しました。

① 環境影響を受けやすい種又は場等

調査区域には、自然植生として植生自然度 9 (シラカシ群集) が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

② 環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

③ 法令による指定はないが地域により重要な種又は場

調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)、湧水及び緑の 10 大拠点が存在します。

環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の 10 大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。

5.5.2 予測

(1) 予測事項

重要な自然環境のまとまりの場が確認されていることから、重要な自然環境のまとまりの場の直接的改変の有無及び消失する面積について予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。

(4) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は前掲図 3.2-35 (P. 3-95) に、影響の予測結果は表 5.5-1 に示します。

生物多様性保全上重要な里地里山の位置・範囲はおおよそを示したのですが、事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

ホタル生息確認地域については、調査区域内に 8 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

湧水については、調査区域内に 6 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

緑の 10 大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の 10 大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

表 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		影響の予測結果
自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
	上川井町中田谷特別緑地保全地区	
	上川井町堂谷特別緑地保全地区	
	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
	川井本町特別緑地保全地区	
	三保特別緑地保全地区	
本郷三丁目特別緑地保全地区		
生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	事業実施想定区域全域（約242ha）は生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
ホタル生息確認地域		調査区域内にある8か所のホタル生息確認地域のうち、事業実施想定区域内には3か所分布しています。直接的改変により1か所は消失、2か所はそれぞれ面積が約4～5割減少、調査区域全体でみると約2割減少する可能性があります。そのため、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）		事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
湧水	瀬谷市民の森1（瀬谷区瀬谷町）	事業実施想定区域内に存在することから、直接的改変により消失する可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	瀬谷市民の森2（瀬谷区瀬谷町）	
	－（旭区上川井町2053付近）	
	－（旭区上川井町）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	－（旭区川井本町）	
	－（旭区笹野台）	
緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	事業実施想定区域全域（約242ha）は緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	三保・新治地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）
 「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）
 「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.5.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、重要な自然環境のまとまりの場が消失又は減少するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

(3) 評価結果

事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.6 景観

5.6.1 現況調査

(1) 調査項目

主要な眺望点及び眺望景観の状況並びに景観資源の状況とします。

(2) 調査手法

景観への影響を予測・評価するために必要な情報については、以下の手法により調査しました。

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

事業実施想定区域からおおむね3km圏内にある不特定多数の人が集まる要素をもった場所を、既存資料やホームページの情報で整理するとともに、一部現地踏査を行うことによりました。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、調査対象地域の市区が発行している既存資料やホームページの情報を整理することによりました。

(3) 調査結果

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、表 5.6-1 にまとめました。各眺望点の位置は、図 5.6-1 に示すとおりです。

表 5.6-1(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にある瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園で、緑の景観に囲まれた市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	① ②	×	南東、約0.2km
	2	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができるため、市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.7km
	3	矢指市民の森	中原街道に面し追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景観になっています。追分市民の森や瀬谷市民の森と一体的に市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.9km

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1(2) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	4	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.2km
	5	東山ふれあい樹林	和泉川中流の住宅地の中に残された樹林で、やすらぎのみち・こもれび街道などの散策路が整備されていますが、瀬谷駅よりも南に位置し、事業実施想定区域は眺望できません。	①	×	南、約1.5km
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	一般国道246号沿いにあり、利用者も多いが、事業実施想定区域とは丘陵地で隔てられており、眺望できません。	③	×	北、約2.5km
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	人が立ち入ることがないよう、遊歩道以外は柵で囲われています。なお、事業実施想定区域に近い境川沿いから事業実施想定区域方向は、東名高速道路や建物に遮られて眺望できません。	④	×	西、約0.8km
	8	泉の森	引地川の源流付近にあり、水辺の自然と触れ合うことができるような遊歩道やキャンプ場、バーベキュー場が整備されており、多くの人が訪れ、川沿いの低地が中心的に利用されています。ひなた山展望広場という施設は存在しますが、周囲は樹林に囲まれており、事業実施想定区域は眺望できません。また、亀甲山とされている場所も斜面の丘程度で、一帯は樹林となっており、同様に事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約3.0km
	9	ふれあいの森	引地川沿いにあり、公園としての規模は泉の森に比較して小さくなっています。標高は事業実施想定区域よりも低く、かつ、市街地で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約2.7km
	10	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く5.2haの広さを有する運動公園です。公園内は起伏に富み、市民の憩いの場となっており、運動目的や花見客で賑わいます。事業実施想定区域とは、市街地や高速道路で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。なお、2016年より実施の町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に伴い、2018年4月から全面閉鎖されていましたが、2019年11月13日に開園されました。	⑥ ⑨	×	北西、約1.6km
11	つくし野セントラルパーク	閑静な公園ですが、周囲が丘陵の樹林で囲まれているため、事業実施想定区域は眺望できません。	⑥	×	北、約2.6km	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1 (3) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3m圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	12	三保市民の森	緑区と旭区の境にある森林公園で、地形に合わせた散策路が設定されています。展望施設はなく、事業実施想定区域は眺望できません。	⑦	×	北東、約2.0km
	13	新治市民の森	梅田川の流れて沿った豊かな樹林地と田園風景が広がる新治地区にあり、初心者向きから中・上級者向きの散策コースが設けられています。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑦	×	北東、約2.6km
	14	よこはま動物園ズーラシア	世界中の野生動物を展示、飼育、繁殖させている国内最大級の動物園です。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑧	×	北東、約2.7km

注1：表中のNo.は図5.6-1に対応しています。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注3：○：事業実施想定区域を視認できる。

×

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

②「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和元年9月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

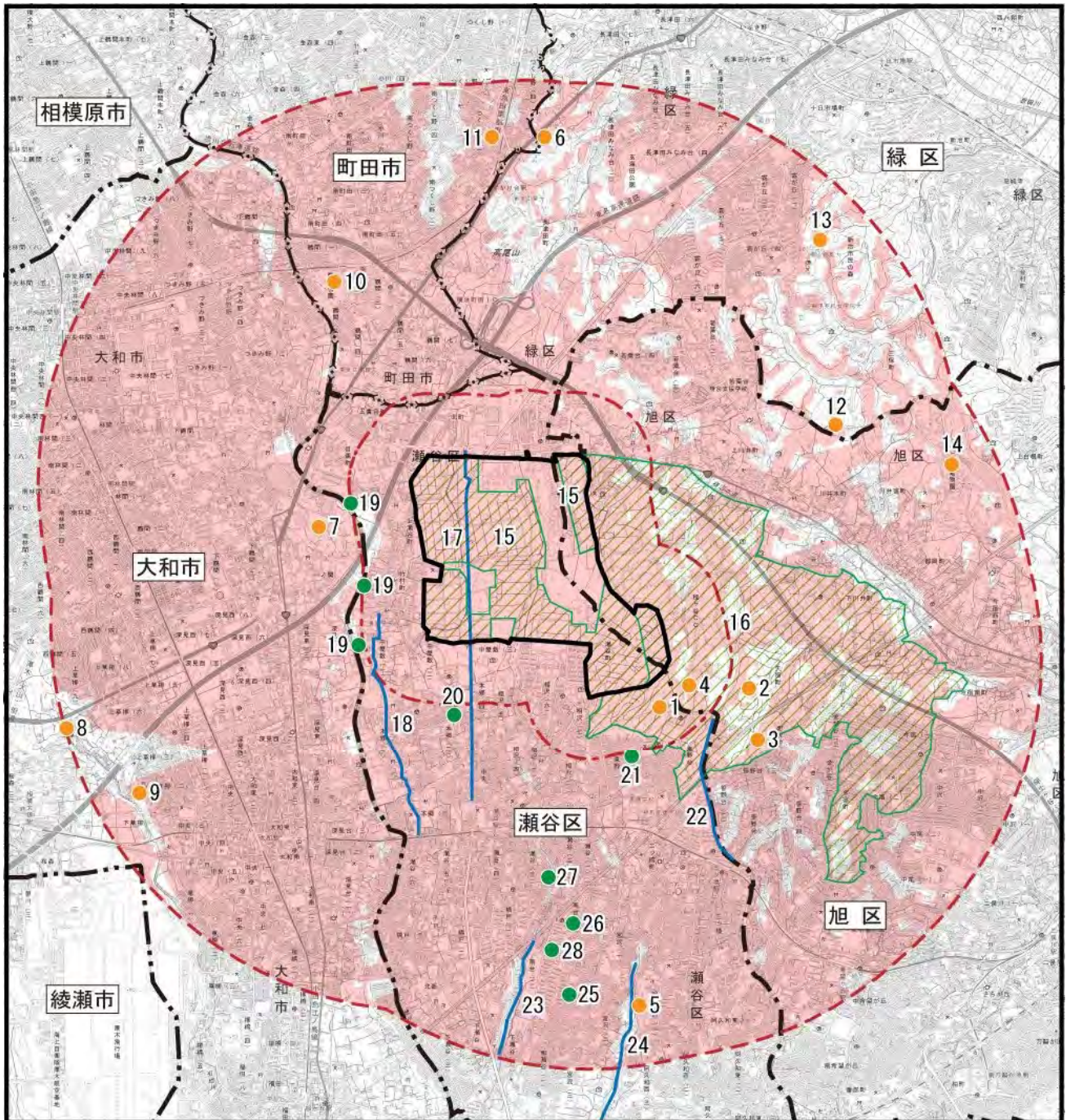
⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

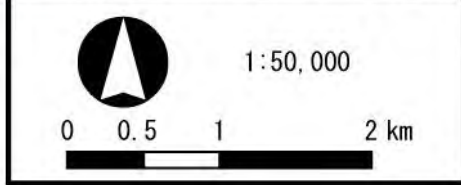
⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑨「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲（事業実施想定区域から概ね3km圏）
- 近景域（事業実施想定区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 富士山を眺望できる範囲
- 主要な景観資源



注1：富士山が眺望できる範囲は、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、建造物や樹木などが無い状態において、地上1.5mから山頂部または外輪部が一部でも眺望できるエリアを算出しました。
 注2：No.15のエリアについては、事業実施想定区域内の植生図を参考に設定しました。
 注3：図中の番号は表5.6-1及び表5.6-2と対応しています。
 注4：図に示す情報の出典は、表5.6-1及び表5.6-2と同様です。

図5.6-1 主要な眺望点、景観資源並びに富士山を眺望できる範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、表 5.6-2 にまとめました。また、図 5.6-1 には、表 5.6-2 に示す主要な景観資源の位置とともに、事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内において、地上 1.5m から富士山を眺望できる範囲（山頂付近の一部のみ可視な場合を含む。）を示しました。

表 5.6-2 主要な景観資源の状況（事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	緑の 10 大拠点の一部であり、横浜市に残された貴重な財産となっています。	①	事業実施想定区域内
	16	川井・矢指風致地区の緑地	瀬谷・追分・矢指・上川井の各市民の森などの緑が、当地区の重要な景観資源になっています。一部は、特別緑地保全地区にも指定されています。	②	事業実施想定区域内
	17	海軍道路沿いの桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約 3 km で、両側には約 400 本の吉野桜があり、当地区の景観資源になっています。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③	事業実施想定区域内
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	桜の名所として、近隣住民の憩いの場となっています。	③	西、約 0.4km
	19	境川沿いの桜並木		③	西、約 0.5km
	20	瀬谷中央公園		③	南、約 0.6km
	21	東野第一公園		③	南東、約 0.5km
	22	野境道路		③	南東、約 0.6km
	23	相沢川ウォーク		③	南、約 2.4km
	24	東山・関ヶ原の水辺		③	南、約 2.2km
	25	瀬谷第一公園		③	南、約 2.4km
	26	瀬谷第二公園		③	南、約 1.8km
	27	瀬谷第三公園		③	南、約 1.5km
	28	南台公園		③	南、約 2.1km
	—	丹沢の山並み（遠景）		事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—
—	富士山（遠景）	事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—	—	

注 1：表中の No. は図 5.6-1 に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.6.2 予測

(1) 予測事項

景観資源、主要な眺望点の直接的改変の有無・程度、眺望景観への支障の可能性について予測します。

(2) 予測対象地域

図 5.6-1 に示した事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内とします。

(3) 予測手法

直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせるにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。

眺望景観への支障の可能性については、主要な眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。なお、計画段階環境配慮書の時点では、建造物の配置やイメージなどが未確定であることから、予測は概略的、かつ、定性的に行うものとします。

(4) 予測結果

① 景観資源、主要な眺望点の直接的改変

景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失します。

旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の 2 割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約 4 割が緑農地域の景観として残ります。

海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。

なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。

② 眺望景観への影響

表 5.6-1 によれば、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点があり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。

また、図 5.6-1 によれば、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点 (No. 1～No. 4) については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。主要な眺望点 (No. 1～No. 4) は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。

5.6.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う主要な眺望点及び景観資源の消失、眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、景観資源の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・ 景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化
- ・ 遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画

(3) 評価結果

景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

主要な眺望点の直接的改変がないこと、表 5.6-1 に示した全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.7 人と自然との触れ合いの活動の場

5.7.1 現況調査

(1) 調査項目

人と自然との触れ合いの活動の場の状況とします。

(2) 調査手法

人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場として、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)に基づく風致地区や、「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)に基づく特別緑地保全地区、「緑の環境をつくり育てる条例」(昭和48年6月横浜市条例第47号)に基づく市民の森等の他、地域にとって重要な対象として、都市に残存する樹林地及び緑地、桜の名所などの観点から抽出し、既存資料の収集整理による方法及び一部現地踏査を行う手法によりました。

(3) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表5.7-1及び図5.7-1に整理しました。

5.7.2 予測

(1) 予測事項

人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変の有無・程度について予測します。

(2) 予測対象地域

図5.7-1に示した範囲(調査区域)とします。

(3) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。

(4) 予測結果

図5.7-1によると、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失します。

「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道 北コース」上の桜並木については、その延長の3割弱が消失します。

表 5.7-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

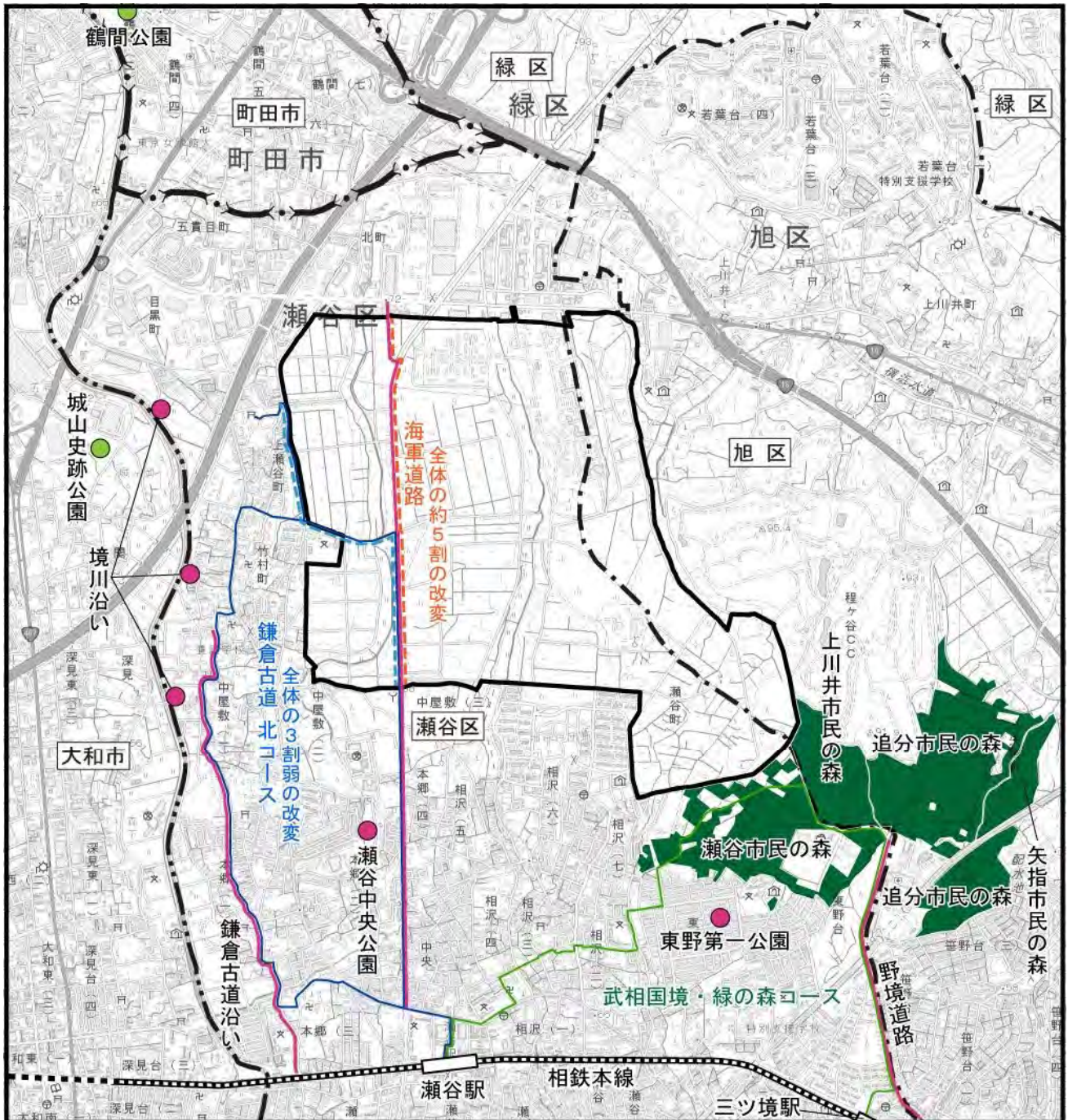
施設等名称	状況	資料 ^{注2}	
瀬谷区	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にあり、瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園です。森林浴や昆虫、植物、野帳観察などができ、子供も大人も楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	① ②
	海軍道路の桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約3kmで、両側には約400本の吉野桜があり、桜並木として有名なことから、桜の満開時期を中心に、付近の解放された広場などに多くの人が集まります。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③
	東野第一公園	比較的小規模な都市公園ですが、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、近隣住民の憩いの場となっています。	①
	瀬谷中央公園		①
	境川沿い	大和市との境界部を流れる境川沿いの桜スポットで、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、桜の時期は近隣住民を中心に利用されています。なお、境川の対岸(大和市側)には、藤沢大和自転車道(通称、境川サイクリングロード)が整備されており、藤沢市鶴沼海岸から江ノ島方面まで行くことができます。	①
	鎌倉古道 北コース	鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬谷駅北側ルート沿いには神社仏閣と路傍の地蔵尊、庚申塔、道祖神や屋敷林と古民家があり、上瀬谷農業専用地区、環状4号線(上瀬谷線)の桜並木など、貴重な歴史遺産や緑豊かな自然を感じることができます。	①
	野境道路	相模と武蔵の国境を通ることから野境道(のざかいみち)といわれ、宝永3年(1701年)頃から、江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用されていました。四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。	①
	武相国境・緑の森コース	四季を通じて美しい景観のプロムナードである武相国境(野境道路)と、瀬谷で一番広い樹林や和泉川の源流がある瀬谷市民の森があります。静かな自然の中で森林浴を楽しみ、瀬谷の原で中世の古戦場跡など深い歴史に触れることができます。	①
旭区	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。花畑では年間を通じ、菜の花、ひまわり、コスモスをはじめ、レンゲ、ショウブ、マリーゴールドなどが楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	②
	矢指市民の森	中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景色を感じさせてくれます。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しめ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されています。	②
	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。	②
大和市	深見歴史の森(城山史跡公園)	一帯が大和市保全緑地要綱(平成21年3月大和市告示第125号)で保全緑地に指定されている樹林地です。自然や歴史を感じることができますが、遊歩道以外は柵で囲われており、利用者はあまり多くない状況です。境川沿いは、境川サイクリングロードに面しています。	④
町田市	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く、5.2haの広さを有する運動公園で、公園内は起伏に富んでおり、芝生広場、多目的運動広場、人工芝テニスコート等が整備されています。桜の木も多数植えられており、春は花見客で賑わうほか、雑木林もあり、自然との触れ合いもできます。なお、町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業により再整備され、2019年11月13日に再開園されました。	⑤ ⑥

注1：法令等による指定状況は、前掲表 3.2-33 (P.3-101) 参照。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

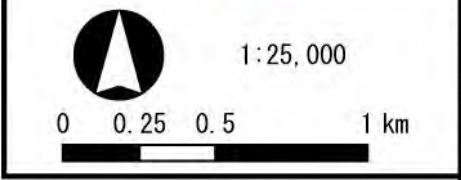
- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑥「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (.....地下部分)
- ハイキングコース
- 駅
- 市民の森
- 鎌倉古道北コース改変区間
- 桜の見どころスポット
- 海軍道路の桜並木改変区間
- 公園



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

図 5.7-1 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.7.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全
- ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

(3) 評価結果

人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

表 6. 1-1(1) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 土地利用等の検討経緯について</p> <p>今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書に記載しました。</p> <p>また、今後の都市計画対象事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容について、準備書以降に記載します。</p>
<p>(2) 工事計画の検討について</p> <p>想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、本事業の工事実施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業の工事実施により、住居等に対して騒音等の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、これらの環境要素を環境影響評価項目として選定しました。今後、これらの環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、住居等への影響を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講じるものとします。</p>
<p>(3) 他事業の影響について</p> <p>想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下「周辺事業」という。）が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業と同時に施工が計画されている周辺事業による複合的な影響が懸念されることから、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>

表 6.1-1(2) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について 想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見を参考にするとともに、専門家等の助言を踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、都市計画対象事業による影響を回避又は極力低減することに努めます。なお、環境保全措置を講じる場合は、その内容についても、専門家等の助言を得て判断するものとします。</p>
<p>(2) 廃棄物等について 本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。 このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。</p>	<p>廃棄物等について環境影響評価を行う項目に選定し、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制のための環境保全措置を検討するとともに、詳細な整備計画に反映させます。</p>
<p>(3) 温室効果ガスについて 工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて環境影響評価を行う項目に選定し、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置の検討を行うとともに、これを施工計画に反映させること等により、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう努めます。</p>

6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 全般的事項</p> <p>本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めてください。</p> <p>今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行ってください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体化に当たっては、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めます。</p> <p>今後の事業の熟度を高める過程においては、環境に関する国や横浜市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。また、方法書以降の図書の作成に当たっては、以下の(1)～(5)の事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行います。</p>
<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。</p>	<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、都市計画対象事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第8章の調査位置を示す図面の統一を図りました。</p>
<p>(2) 農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの選定、面積、配置に関する考え方及びその決定の経緯について、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載してください。</p>	<p>(2) 方法書の作成に当たっては、土地利用に係る各ゾーンの選定や、その規模や配置などの考え方及びその決定の経緯について、分かりやすい記述に努めました。</p>
<p>(3) 関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。</p>	<p>(3) 関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>

表 6. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行ってください。</p>	<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行いました。また、神奈川県環境影響評価技術指針についても勘案しました。(その考え方は、第8章 8.1 (P. 8-1～8) に示しました。)</p> <p>なお、表 8.1-2 (P. 8-3、4) の脚注に、参考項目、参考項目にはないが基本的事項の別表に掲載されている項目、市条例に基づく項目のいずれに該当するかがわかるように記述しています。</p>
<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めてください。</p>	<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めます。</p>
<p>2. 個別の環境要素に関する事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>事業実施想定区域に軍事施設があったことを考慮し、土壌汚染に係る調査を行うとともに、土壌汚染が周辺地下水に及ぼす影響の把握に努めてください。</p>	<p>(1) 土壌汚染</p> <p>土壌汚染対策法に基づき国が実施した調査結果の情報収集に努めるとともに、事業者としても土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染が懸念される場所を中心とした調査を行う予定であり、その手法を方法書に記載しました。</p>
<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施により生態系への影響が想定されることから、生態系に対するより具体的な配慮について方法書以降の図書に記載してください。</p> <p>イ 事業実施想定区域にホタルが生息する場合は、ホタルが地域の在来種であるか否かの把握に努めてください。</p>	<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 都市計画対象事業の実施による生態系の影響について適切に予測することにより、影響の程度を明らかにした上で、その影響を回避・低減又は代償するための具体的な配慮について準備書に記載します。</p> <p>イ 対象事業実施区域にホタルが生息する場合は、DNA 解析等の手法により、地域の在来種であるか否かの把握に努めます。</p>

6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

配慮書を令和2年1月15日～令和2年2月14日まで縦覧に供し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果4通の意見書、延べ4件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表6.3-1に示すとおりです。

表 6.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画について</p> <p>(1) 横浜市内の緑を保全する立場で、開発はできるだけ避けてください。</p>	<p>(1) 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、旧上瀬谷通信施設のまちづくりのコンセプトにおいて都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくことを位置付けています。この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(2) 横浜市の「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月)は市民(区民)の要望に沿うものであり、同指針の立場に戻るべきです。</p>	<p>(2) 「米軍施設返還跡地利用指針」では、「水や緑」、「魅力ある景観」、「経済活動」、「レクリエーションやスポーツ」などの環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくという主旨となっています。</p> <p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」は、指針策定後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、まちづくりのテーマを「豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点の形成」としており、指針の考え方を継承するものであり、この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(3) 公有地は市民のために使うべきであり、テーマパークとして利用するのは、地権者の持ち分の範囲に限定してください。</p>	<p>(3) 土地区画整理事業を実施することで、旧上瀬谷通信施設の国有地や民有地等の混在を解消することを検討しています。</p> <p>国有地の配置(換地)については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンや将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>

表 6.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2. 生態系の評価、環境影響の代償等について</p> <p>(1) 生態系の評価については、当地の生態系を代表する種を評価対象種とした生物多様性定量評価手法を用い、誰でも理解できるように、影響の程度を数値で示して頂きたい。</p>	<p>(1) 生態系の予測・評価については、対象事業実施区域及びその周辺を代表する種として、上位性、典型性、特殊性の視点から対象種を選定することによりとともに、生物多様性の視点も含めた知見を踏まえ、できる限り分かりやすくとりまとめるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価により明らかになった環境影響については、開発区域外の緑地の保全活動を行うことで代償して頂きたい。域内の緑地を一部保存し、維持管理することにも積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>(2) 今後の環境影響評価の手続きにおいては、対象事業実施区域内において緑地を一部保存し、維持管理すること等による環境影響の回避・低減の考え方を重視するとともに、必要に応じて、環境影響の代償措置についても検討し、生態系に対する影響を、できる限り低減できるようにします。</p>

第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7. 1-1 に示すとおりです。

表 7. 1-1 (1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1 総括事項</p> <p>本事業は、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」※¹及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」※²が関連事業として計画されている。本事業の環境影響評価手続きを行うに当たっては、関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置(事後調査を含む。)の検討を行うとともに、その結果を地域住民等に対して分かりやすく説明すること。</p> <p>また、審査の過程において事業実施区域内に土壌汚染が判明し、本事業の実施による汚染の拡散が懸念されるとともに、事業実施区域の大規模な改変により、都市部に残された広大な草地環境の消失が見込まれる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p> <p>※1：事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とする新交通システムを整備する事業(横浜市環境影響評価条例の対象事業)</p> <p>※2：「公園・防災ゾーン」の一部で国際園芸博覧会(令和9年開催予定)のレガシーを継承する公園及び「観光・賑わいゾーン」の一部で公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備する事業(横浜市環境影響評価条例の対象事業)</p>	<p>関連事業である「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の実施による環境影響についても適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置(事後調査を含む。)の検討を行い、その結果についてできるだけ分かりやすく「周知用パンフレット配布」、「説明会」や「インターネット動画配信」などの手段で説明を行います。なお、本事業による準備書提出時点で、当該関連事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続の中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。</p> <p>土壌汚染の拡散並びに草地環境の消失による影響の回避、低減又は代償に係る措置については、次の個別事項に示す見解に沿って、適切に対応を図りました。</p>

表 7.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 土壌</p> <p>ア 土壌汚染対策について</p> <p>防衛省の調査結果により、事業実施区域内で土壌汚染について環境基準値の超過が確認されているにもかかわらず、対策の実施主体や対策の具体的な取組が明らかにされていない。これに対し、地域住民等から不安や懸念が寄せられていることから、対策の実施主体によらず、土壌汚染対策の内容について明らかにすること。</p> <p>イ 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>調査に当たっては、土壌汚染の状況について、その調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示し、不安の解消に努めること。</p> <p>また、予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の内容も踏まえて、周辺環境への影響を明らかにすること。</p> <p>特に、事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠、搬出ルートを明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 環境保全措置について</p> <p>事業者が土壌汚染対策を実施する場合は、濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、環境保全措置を示すこと。</p> <p>(2) 動物・植物・生態系</p> <p>ア 環境保全措置について</p> <p>本事業により、樹林が点在する広い草地環境の多くが失われることから、整備される公園以外にも含めて、まとまった草地環境をできる限り保全、創出するなど事業実施区域の生物多様性に配慮した環境保全措置を明らかにすること。</p>	<p>準備書提出時点において、対策の実施主体によらず明らかとなる土壌汚染対策の内容を準備書に記載することにより、地域住民等の不安解消に努めます。</p> <p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>土地区画整理事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>土地区画整理事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>整備される公園以外のエリアにおいても、実行可能な範囲でできるだけ草地環境の保全、創出に努め、その内容(生物多様性の確保に関する効果を含む。)を準備書にて明らかにしました。</p>

7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画</p> <p>(1) 予測の前提条件となる土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池、公園、緑地等の位置・規模を準備書により詳細に記載してください。</p> <p>(2) 総合的な土地利用の観点から、グリーンインフラの保全・活用の考え方を準備書に記載してください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体的な内容について準備書に記載するよう努めました。特に、土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池（工事中の濁水処理施設を含む。）、公園、緑地等の位置・規模等については予測の条件として設定した内容について明らかにしました。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方について、準備書に記載しました。</p>
<p>2. 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 土壌</p> <p>(ア) 土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染が事業実施区域内で確認されていることから、土壌汚染対策の実施主体に関わらず、必要な対策について明らかにしてください。併せて、市民に対し、わかりやすく情報提供を行ってください。</p> <p>(イ) 土壌汚染については、汚染の程度や対策内容を明らかにして準備書に記載するとともに、これらを踏まえて予測、評価を行ってください。</p>	<p>土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染に関する措置については、その考え方を準備書に記載するとともに、今後の説明会等の場において市民にできるだけわかりやすく説明するよう努めます。</p> <p>土壌汚染については、汚染の程度（分布範囲、濃度）や対策内容（対策方法や掘削除去時の運搬の考え方など）をできるだけ明らかにして準備書に記載し、これらを踏まえて予測、評価を行いました。</p>
<p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 動物</p> <p>(ア) 鳥類調査については、調査地域全域で定量的に均一なデータが得られるよう、適正に行ってください。</p> <p>(イ) ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行ってください。 なお、調査に当たっては地域住民へのヒアリングを行い、得られた情報も参考にしてください。</p>	<p>鳥類調査については、調査対象とした範囲内で均一なデータが得られるよう、定点観察の位置やラインセンサーの配置に配慮しました。</p> <p>ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行いその結果を準備書に記載しました。 なお、調査に当たっては地元で活動されている市民、団体へのヒアリングを行い、得られた情報を参考にしました。</p>

表 7. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>イ 生態系</p> <p>(ア) 河川の水位変動や河床、河畔の変化は動植物の生息・生育に影響を及ぼすことから、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行ってください。</p> <p>(イ) 環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における水質、底質等の違いを考慮してください。</p> <p>ウ 景観</p> <p>事業実施区域内外には農地の広がりや崖線の連なりのような景観資源が存在することから、事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行ってください。</p> <p>なお、評価に当たっては、事業実施区域周辺の景観的特性を踏まえ、見通しの変化についても整理してください。</p> <p>エ 地域社会</p> <p>住居系地域である事業実施区域の南東側について、関係車両の走行に伴う交通混雑等が懸念されることから、走行ルート沿道においても予測、評価を行ってください。</p>	<p>対象事業実施区域内を流れる河川が暗渠化されることによる影響を踏まえ、実行可能な範囲でできる限りの環境保全措置を講じることを前提に予測、評価を行いました。また、周辺河川への影響の予測、評価にあたっては、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行いました。</p> <p>環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における動植物の生息・生育環境（水質、底質等の違いを含む。）を考慮しました。</p> <p>対象事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行いました。</p> <p>なお、評価に当たっては、対象事業実施区域周辺の景観的特性を十分把握した上で、見通しの変化についても整理し、準備書に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域の南東側は、現況では道路網が整備途上で、一部分断されているため交通量は少ない状況ですが、将来は瀬谷地内線等の延伸が予定されており、かつ、住宅、学校等の保全対象も多く存在することから、道路網の整備を前提とした将来推計交通量を踏まえて、予測、評価を行いました。</p>

7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書を令和2年7月21日～令和2年9月3日まで縦覧に供し、方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果164通の意見書、延べ226件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表7.3-1に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書のうち、「(仮称)旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業」に係る意見については、参考として表7.3-2に事業者の見解を示しています。

表 7.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 事業計画について	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
今、求められている福祉、医療に力を注ぐといった見地から上瀬谷の跡地問題もすすめてほしい。	
「テーマパーク構想」はコロナ禍のもと必ず、破綻するため、只ちに撤回しろ。	
新型コロナウイルスの出現により人が集まる事業においては、新しい概念を構築する必要がある。	
コロナ禍が今後も続くと思われるので、テーマパークがよい土地活用ではないと思う。医療・福祉施設の設置こそ計画に入れるべきだと思う。	
客を呼び込むより、市民一人ひとりが実感として「住んでいて良かった横浜」と思えるように、保育所の増設、学童の充実、中学校給食の実施、安心して老後が迎えられる福祉の充実をしてほしい。	
コロナ禍の中でテーマパーク構想は成り立つのか。もう一度立ちどまって計画の見直しが求められている。	
年間1500万人を集める計画ありきでは、自然を守ることはできないと考える。計画はコロナ前に立てられたものなので、過大な集客計画そのものを見直し、ゼロベースで環境影響評価を行ってほしい。	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
自然と人間とが共存できる社会を目指すことが、これからのポストコロナの時代の方向であると思う。豊かな自然環境を壊すようなテーマパークの構想は絶対にやめてほしい。	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
コロナ禍の現在、テーマパークを核とした基本構想には魅力を感じない。自然環境保全を優先していただくようお願いしたい。	
(次ページへ続く)	

表 7.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今のコロナ危機の最中に人を大量に呼び込むテーマパークづくりを計画する等ピントがズレている。貴重な緑を生かした市民優先の計画に練り直してほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>大テーマパーク構想は長年市民が望み要望して来た公園や防災、文化スポーツ、福祉施設などの設置とはかけ離れている。コロナ禍のもとで、もっともふさわしくない構想であり、自然環境を生かした計画に改めてほしい。</p>	
<p>テーマパーク構想は周辺の自然環境を壊してしまう。収束の目途もつかないコロナ禍の中、基本構想はあらためるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>コロナの影響等を踏まえると、テーマパークなど作って経営的にやっていけるのか、はなはだ疑問だ。せっかく緑豊かな地が広くあるのだから、もっと別な自然を活かした方法を考えてもらいたい。</p>	
<p>1500万人をこの横浜のはずれの瀬谷に呼びこむなど不可能だと思う。また、コロナで大変な時代にテーマパークなど絶対に必要ない。それより自然を残して木も植えて、自然の中で子ども達が遊べる様にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を最優先してほしい。人災と言われる「コロナ」から学び、これ以上自然を壊さないでほしい。</p>	
<p>豊かな自然を破壊してテーマパークを作るのは止めてほしい。現在地球上でコロナウイルス感染拡大が進んでおり、今後も別の感染症が発生する可能性は大いにある。そんな中、1500万人もの人を集めてこそペイする事業というのは時代錯誤ではないか。自然環境を守り、市民がゆったりくつろげる場にしてほしい。</p>	
<p>今後感染症との共存が人類の課題となる。横浜に残された最後の広大な自然環境を守り、突然のテーマパーク構想は再検討すべきだ。</p>	
<p>テーマパークや施設、駐車場などのコンクリートの建物にしてしまうのではなく、緑を残し自然を生かした計画に修正すべきだ。子ども達にあの自然と緑を私達の責任で守り残すことが横浜市としてすべきことだと考える。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1 (3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今の社会の状況から考えて、このようなテーマパークを市が率先して取組むべき事業なのか。 市内の緑地が開発によってどんどん減っている中で、この場所は非常に貴重な所だと思う。人を集めることより自然環境を重視した事業にしてほしい。</p>	
<p>大型「テーマパーク」大反対です。動植物を守り、自然を守ってほしい。市民の自然を守ってほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。また、公有地であり、市民全体の財産である。テーマパークを核とした基本構想は改め、市民の願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。</p>	
<p>今すぐ見えるような「テーマパーク構想」ではなく、50年100年先を見て市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>開発はやめ、静かな自然そのものをこのままぜひ残してほしい。</p>	
<p>反対だ。テーマパークを中心とした計画では、環境汚染にしかない。</p>	
<p>テーマパーク構想は、地元の期待しているものとは違う。自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>年間1500万人が押し寄せると言うことは、大量の自動車で渋滞や排ガス問題など環境悪化は必死だと思う。テーマパークはやめてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画を進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想はそもそも無理がある。現在の最大のテーマは新型コロナ対策だ。年間 1500 万人を呼びこむなど夢物語だ。鉛やヒ素などの有害物質を除去する又はフタをするにしろその前に現実の大問題であるコロナ対策が先決問題だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>旧上瀬谷通信施設の半分は公有地で、市民の財産だ。民間に売却したりせず、市民のために使われるべきと考える。土壌汚染状況を調査し、汚染があれば取り除き、安心して市民が使えるように整備することを望む。</p> <p>緑豊かな環境を生かした緑地公園や防災拠点など、市民にとって有効・有益な使われ方を望む。テーマパーク構想の取り下げを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価にあたっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>コロナ禍の中で、その後も、自然を大事にすることが大事だと思う。地球環境を大切にしなければならない。</p> <p>この時期にテーマパークは必要ではない。市民の意見を大事にしてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>このコロナ渦中、命を第一に考える時代なので、テーマパーク構想などんでもない。自然や緑地を活かした公園や文化、スポーツ、災害や今回の緊急医療対策にもつながる様な活用を希望する。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>

表 7.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2006年の指針に立ち返り、自然環境を守る都市づくりを横浜から発信する立場が全く見られず、小手先の環境保全の方向しか見られない。上瀬谷基地への交通アクセスは今でも渋滞しており、年間1500万人の移動手段と立地条件からは非現実的と思われない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>世界的なコロナパンデミックが考えられる中で、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は自然をこわすので改めるべきと思う。</p> <p>確認されている、鉛やヒ素の有害物質の除去がまず必要であり、人々が集まるテーマパークは考えられない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>自然豊かなこの土地は市民の財産だ。交通量が増え、大渋滞と大気汚染を招くことは必然だ。市民が望む自然環境の保全を優先してほしい。今のようなコロナ感染と同じようなことが、将来、また起こるといわれている。そんな状況でテーマパークは市民の借金を増やすだけのものだ。</p> <p>もっと市民の声に耳を片むけてほしい。市民あつての横浜市だ。テーマパークなど必要ない。観光・賑わいゾーンはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>コロナ禍がおさまらないこの時期、環境をこわす計画には反対だ。2月の市民意見を参考にされたのか。テーマパークや物流ゾーン計画は自動車の排ガスが増え、自然への大きなダメージをおこす。市民は手つかずの自然保護を願っている。テーマパーク中心ではない計画を立案してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画を進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>

表 7.3-1(10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>貴重な自然環境を破壊することになる大規模テーマパークの建設は、SDGs に反するものとする。</p> <p>大量の自動車の流入による大気汚染や交通渋滞を招くことになる基本構想は断じて認めることは出来ない。</p> <p>環境保全を優先した土地活用を行ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画を進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>利潤中心のテーマパーク構想では、環境の悪化はまちがいない。更に自動車の集中による渋滞の多発は、生活に深刻な影響を与える。</p> <p>多くの市民が願う、自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車交通量で大渋滞や排ガスなど環境悪化になる。</p> <p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産なので、テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>市内でも自然が残され動植物の多様性が保たれていると聞いている。多くの人々を呼び込む計画は、交通量も増え、排ガスなど環境悪化を招くことだろう。SDGs の社会がさげばれている今、横浜市だけでなく近隣の自治体も含め、市民が願う自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>テーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車が行き交うし環境悪化、自然をこわす原因になると思う。</p> <p>市民の環境保全を願うことを優先してほしい。</p>	

表 7.3-1(11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>この事業には反対だ。あの広大な土地の緑に手を入れて地球温暖化や生物の保護への配慮。また一番の理由として生活している住民にとっては道路渋滞、騒音、振動。現在でも問題を抱えているのに何もわざわざこれ以上問題を多くして欲しくない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>国有地は、テーマパークではなく自然を守ってほしい。</p> <p>一度破壊された自然は、もどらない。自然環境を大切にしたい計画にしてほしい。有害物質をすべて、とりのぞくのは当たり前だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>市民にとって生活環境が守られる土地として活用されるべきだ。土壌汚染も放置されるものではなく、安全な土地に戻って当たり前だ。自然、緑地を生かした多くの市民が暮らす豊かな場所として意見を聞いてほしい。公園、農業、文化、スポーツ施設などに活用されるべきだ。テーマパークは東京他すでにあるもので充分だ。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>何故、環境破壊をするのか。1500万人を呼び込むことに何の意義があるのか。ゴミのみならず、大気汚染も引き起こすことは間違いない。</p> <p>1500万人呼びこみの目玉はなにか。そのような能力、調査力、企画力があるのか。どうして当初計画を変更するのか。環境保全なんて本当にどこまで考えているのか。この土地の有害物質の除去の具体策はあるのか。市民目線に沿った説明責任を果たしてほしい。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地も、横浜市に一つでも多くの緑地を残す拠点としての位置づけが何より大切だ。失われて人工的なテーマパークが広大な土地を占めるようになれば、また一つ生きもののオアシスが失われてしまう。上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地の生物相の調査をしっかりと行うべきだ。その上で保存すべき緑地ゾーンの大幅な確保が何よりも大切だと考える。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>現在広い土地の利用が考えられている、テーマパーク構想は自然環境を著しく破壊すると思われるこの構想には反対だ。</p> <p>様々なエリアに分け、今私たちの周りに足りない施設を拡充して欲しい。例えば、スポーツ振興につながる施設、医療に関する研究施設、福祉に関する施設、伝統文化の振興につながる施設など沢山ある。</p> <p>観光・賑わいゾーンの様な騒々しい構想ではなく、市民が健康で穏やかな生活が出来る土地の利用方法を考えてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、自然環境を広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>
<p>テーマパークは、これからの横浜市にとって不要だ。自然環境を活かし文化的な生活環境を育む施設を望む。</p> <p>敷地の半分程度の緑地の中に美術館&屋外美術庭園の設置はどうか。消費だけを主な目的とするアミューズメント施設ではなく、敷地内の 132ha の公有地を森林浴や自然環境を満喫しながら、文化的な創造を育める“森の中の素晴らしい美術館・庭園”施設とすることを望む。芸術・文化都市横浜のイメージがさらに高まり、世界から多くの人が訪れると思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、観光・賑わいゾーンにおける具体的な施設については、今後、まちづくり協議会とともに、特定のテーマも含め、幅広く検討を行っていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>

表 7.3-1(13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p> <p>豊かな自然環境を子供や孫たちに残す事を願う。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>この地域は、数多くの動植物が息づいている、自然豊かな地域だ。自然環境の保全を優先した土地活用を是非推進してほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>世界的に自然に壊されているため、跡地の利用は自然の状態にもどすことを一番に考えることが大切ではないか。</p>	
<p>米軍基地跡地という性格上、自然が豊かに残っていると聞く。その環境をこわすことなく、その地域に住む人たちのための施設となるよう希望する。</p>	
<p>市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用をしてほしい。</p>	
<p>自然環境を活かした、土地活用をしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地にしてほしい。</p>	
<p>瀬谷の豊かな自然を壊すことは、今するべきではないと思う。</p> <p>自然環境を生かした計画に変更するべきだ。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然が豊かな所だ。市民の皆さんが願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然豊かな安全・安心できる、土地活用をするべきだ。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が生息する、自然豊かな緑地だ。多くの市民や地域住民が願う環境保全優先の土地利用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。瀬谷市民の森も近く市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>通信隊跡地は広大な自然が残されていて、カルガモ キジ 狸 ウズラ ウグイス などの自然動物も多数生息している。せめて公園などの形で自然を残すべきだと思う。残された自然を破壊しないで欲しい。それが住民の願いだ。</p>	

表 7.3-1(14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>この計画は地元の方の意見をしっかりと聞いているのか。自然豊かな土地を活かした計画に変更してほしい。緑をたくさん残し、市民が、ゆったりとすごせる大切な空間が欲しい。テーマパークはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>市民の声に沿った土地利用を願う。市民の森は、今、数が少なくなり市の中でも数カ所が残るのみと聞いている。自然の豊かさを生かし、子ども達、大人もホッと一息つけるような場に私共の税金を使っしてほしい。 住民の意向を大切にしたい市政をやってほしい。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>市民の意見も聞かず環境を破壊し、誰のためにテーマパークなどを作るのか。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>住民の声を基本に行政をしていくのが民主主義だ。地図の会の方達が、海軍道路は軍の引き込み線になっていた事やどの様に使われていたかを調べている。その方達の意見も聞いてほしい。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>住民はテーマパークを要望していない。テーマパーク構想最優先の市の計画が環境破壊を含め、区民無視のやり方を生みだしている。跡地計画について市が一方向的に決めるのではなく、テーマパーク構想に固執することなく市民の合意を最優先することを求める。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>コロナ禍の中で、世間の人々の認識がかわってきていると思う。 また、自然破壊にもつながっていると思うので、もう少し、皆が納得することに使用するよう再検討してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>

表 7.3-1(15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパークは、この地に必要ない。自然環境を利用した、住民本位の場として活用してほしい。 住民の意見を丁寧に聞いて、具体化してもらいたい。市民がゆったり憩える公園を中心に、考えましよう。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。当初市の計画では、多くが要望していた跡地利用である、自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置をかかげている。それが突然土地全体の50%以上を観光・賑わいゾーンにするような構想は、どこで誰が決めたのか。年間1500万人を呼び込むような計画は環境悪化、自然破壊そのものだ。 市民の声を広く聞き、市民の要望に応える構想に改めるよう強く要求する。</p>	<p>土地利用基本計画では、地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていくこととしています。 今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>テーマパークは市民のためにならないと思う。もっと市民の意見をきくべきであり、スポーツなどにつかうべきだ。</p>	
<p>土地全体半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間1500万人の利用を見込むテーマパーク構想は、市財政を第一優先とした実現性がない計画ではないか。 他県からの人の呼び込みではなく、県、市民の要望に添った計画にすべきだ。 確認された鉛やヒ素の有害物は無視できない。 むしろ、自然・緑地を活かした公園や農業、防災や文化スポーツ、医療や福祉、教育施設を中心とした計画を望む。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。 また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていく予定です。 今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。 土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。 予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。 事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。 事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク計画は、環境破壊（自動車排ガスや人混みによる諸々の害など）が生じてしまう。もっと市民に密接な計画をたててほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>年間 1500 万人の来場者を見込むテーマパーク構想は、環境破壊と周辺地域の交通混雑を招くことになる。</p> <p>コロナ後の社会、経済の在り方を考えた場合、時代逆行の計画といえるので、市民、地元住民の声を活かした跡地利用計画となるよう希望する。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>上瀬谷花博はオン・ラインでやるべきだ。テーマパーク構想はただちにやめるべきだ。区民の声を素直に聞くべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>住民の声を生かすことが第一だ。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>市の構想に反対だ。もっと市民の声を聞いて、市民の生活が安全・安心・豊かになるよう考えてほしい。</p>	
<p>市民の声を良く聞いてほしい。</p>	
<p>市民無視の上瀬谷跡地計画強行は納得できない。</p>	

表 7.3-1(17) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>「テーマパーク構想」は見直すべきだ。</p> <p>少子高齢化に向かうこれからにおいて、テーマパークに納得することは難しいことだ。近隣の住民が健康的で文化的な生活ができるような工夫をされることを望む。</p> <p>人が集まればそれで良いというものではない。それに伴うマイナスの点の方が大きくなることだろう。これからは人間として豊かな生活が望ましい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	
<p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	
<p>交通障害や混雑が発生するため、テーマパーク計画はやめるべきだ。</p> <p>いろいろな年齢層の人がいろいろな要求をもって、ささやかに暮らしていて、それを、応援するような計画が良い。金もうけになるテーマパークに集う人だけを応援する市政は、再考してもらいたい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>どれだけの市民の税金を使って、テーマパークを作ろうとしているのか。</p> <p>特に心配なのは、土壌の汚染の問題だ。全ての土壌が安全でなければ、その上に人々が住むことも、その上で過ごすことも絶対に許すことはできない。</p> <p>テーマパークなどという時代に逆行するような構想はただちに止め、市民の為に本当に必要な案を模索してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(18) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にするべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を、年間 1500 万人を呼びこむテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものなので、基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものだ。基本構想自体から改めるべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>平成 18 年 6 月に策定された「米軍施設返還跡地利用指針」に沿った土地利用にすべきだ。「国際園芸博覧会」の開催を取り入れたことはあまりにも唐突過ぎて是認できない。</p> <p>利用指針に示されている「広く首都圏に住む人々の豊かな生活創造に寄与する自然リクリエーション空間を確保することを目指します。」との宣言を守ってほしい。年間 1500 万人もの人々を呼び込むテーマパーク構想は自然環境、生活環境を破壊する。じっくりと時間を掛けて利用計画を練り直してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>瀬谷市民の森、静かな住宅が広がる地域、学校や福祉施設のある地域に連結した「静かな環境の街」を継続した街づくり（ゾーン）こそ未来に向かって必要であり、“集客力のある、賑わいを創出するゾーン”を唱っている「観光・賑わいゾーン」は基本方針から除外してほしい。</p>	
<p>防災重点の利用など、返還時の基本構想に立ち戻るべきではないか。</p>	
<p>環境アセスの方法についての意見を聞くということは、基本構想ありきの意見を聞くということではないか。まず基本構想の是非について意見を聞くべきではないか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>

表 7.3-1(19) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>上瀬谷のテーマパークは年間 1500 万人を呼びこむというが、Y150 の二の舞になるのではないか。365 日で 1500 万人が絶え間なく入場する。当時よりも子供の数はさらに減っている。テーマパークは、横浜市の財政の負担を増やすことは目に見えている。</p> <p>また、物流ゾーンも、どこか、成果を出しているところがあるのか。</p> <p>市民のいこいの場の緑地と、貸農園と、有害物質のない所に、泉区の緑園都市のような緑の多い住宅にしたらどうか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>
<p>年間 1500 万人をよぶテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になります。市民生活をおびやかす、現構想は改めてほしい。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。この様な構想は改めてほしい。</p>	<p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。</p> <p>市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画では、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなどにより、環境悪化は避けられない。市民の生活を脅かす構想の中止を求め、市民のための市政を求める。</p>	
<p>環状 4 号線も付近で慢性的な渋滞が発生している。更に渋滞が発生すると環境にも生活にも悪影響を与える。基本構想を改めるべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1 (20) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>市民からの血税を「遊興のため、集客のための施設」よりも、教育・福祉の予算に振向けてもらいたい。</p> <p>例えば、「市立中学校の完全給食」「小・中・高のオンライン学習の整備」「市立小・中学校の教員数の拡充とカウンセラーの配置」「保育園の待機児童の完全0化」「多目的研修センターの設置」「高齢者への無料の感染病予防接種」「特別養護老人ホーム増設援助（待機者0化）」「総合病院の誘致」「アレルギー疾患の病院の再設置」（以前二ツ橋の今の二ツ橋地域ケアプラザの地にあった）などがある。</p>	<p>土地区画整理事業は道路、上下水道等の公共施設や宅地等の基盤を整備する事業であり、事業実施にあたっては、地権者の減歩による保留地処分金のほか、国費導入等も検討します。一方、テーマパークや物流などの施設は土地区画整理事業による基盤整備後に民間事業者により整備されるものです。</p>
<p>市民の要望を広く聞き民主的な活用を見いだしてほしい。</p>	<p>本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>自然豊かな広い土地だ。多くの市民は自然保全の立場で土地の有効利用を願う。また、この土地は市民の財産だ。市民生活が豊かになるような方向で計画を進めてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
<p>半分以上が公有地であり、私たち市民の財産だ。自然・緑地を生かした公園・農業を中心に自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>
<p>半分以上は公有地です。医療、介護施設などに活用してほしい。</p> <p>市民に赤字を押しつけるテーマパーク構想に反対する。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>テーマパーク構想は環境をこわすもので作ってはいけない。</p> <p>半分以上は、公有地であり市民全体の財産だ。多くの市民が願う公園病院老人ホームなど計画してほしい。</p> <p>また、花のある公園 スポーツ広場など市民の為になる事を計画してほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(21) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>緑を残して低年金でも入居できる介護老人ホームを希望する。</p> <p>旭、瀬谷には総合病院が少ないので、医療施設をつくってほしい。</p> <p>集会場をつくって欲しい。150～200人位で少々酒を飲み憩う場所が特に旭区には無い。</p> <p>テーマパークは不要だ。観光よりは市民の財産の土地は市国の為に使ってほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>半分以上は公有地で市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間1500万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すものだ。多くの動植物が生息するところを生かした活用こそとめられるものだ。半分以上が公有地なので、市民の要望に沿った使い方にすべきだ。</p>	

表 7.3-1(22) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されているとの事なので、有害物質を取除く事が大前提だ。</p> <p>公有地の大半は市民の財産だ。民間業者の考える様なテーマパーク構想は論外だ。市民がゆっくり楽しめる大自然公園にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>テーマパーク構想は、市民のメリットはほぼ無い。半分以上は公有地なのだから、市民の意見・要望にちゃんと耳を傾けてほしい。緑豊かな自然と利便性がうまく共存できている現在の環境をこわすことなく、防災や医療・福祉の為に有効活用されることを希望する。土壌調査で有害物質が確認されたとのことなので、情報を広く公開し、市民が納得する形で除去した上で再考を願う。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(23) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想は絶対反対。</p> <p>自然を生した公園、文化、スポーツ、防災、医療、福祉等の施設の設置を希望する。市民生活を脅かす環境悪化は絶対に許さない。税金は市民のために、特に子供、老人のために使ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>テーマパークは、環境保全の視点から納得ができない。海軍道路沿いに広がる大きな公園、そのままあまり手を加えず、若干整備すれば、自然公園ができそうだ。自然環境は緑の空間、広場の整備、水路水場を作れば憩の広場になる。防災上の視点からも、日常的に使えるスポーツ施設を備えた建物を設置すると、緊急時に対応できる。</p> <p>テーマパークでは、その設備を作るまでの過程での環境破壊、出来たあとの利用行程で、何ができるのか。仮に多くの客が来た場合、環境を守れるのかどうか非常に疑問だ。</p>	
<p>今必要なものはテーマパークのようなものではなく、子供達が自然とふれあい、その中で環境の保存の大切さや生命の尊さを感じることでできるような場所にすべきと思う。自然を人工でも復活させなければならないと思う。</p>	
<p>テーマパーク等の誘致には反対ということと、市の方針「首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置付け、平常時には多く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指す」これを推進するという意見を出した。</p> <p>広大で自然が残る形を活かし、「里山ガーデン」のような四季折々の植物が楽しめる公園にしてもらいたい。また、災害時には広域防災拠点としての避難場所または施設を含む公園が望ましく、市民が家族づれで楽しめる公園を希望するという意見も加えた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>広大な土地、自然豊かなところをわざわざ人工的なものを作る必要はないと思う。もっと地元の人が活用できて活性化するもの考えるべきであり、広い土地＝テーマパークは、安易すぎる。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(24) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>ゾーンごとのテーマをつくり、みんなが利用できる場所にして欲しい。大型のテーマパークは不要だ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みんなが憩える公園ゾーン 2. 医療・介護関係のゾーン 3. 文化関係施設ゾーン 4. ショッピング関係ゾーン 	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>テーマパークをつくる計画に反対する。</p> <p>現在残っている自然を生かし、防災・文化スポーツ、医療・福祉施設を作ることのほうが、よっぽど市民のためになる。SDGs の方向に合っているのがこのやり方だ。</p> <p>IR カジノ、テーマパーク、共に発想が古すぎる。コロナ後を考えたらどちらもありえない。</p>	
<p>企業の利益を追求する為にしようとしてほしくはない。林や森の緑が失われていく中、市民、区民のために活用してほしい場所だ。</p>	
<p>テーマパークではなく、多くの市民が利用できる大きな公園などを作ってほしい。</p>	
<p>テーマパークは、世界的に利用が減っているので、この事業は失敗する可能性がある。公園事業や、教育施設に使ってほしい。</p>	
<p>自然、緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療、福祉施設の設置をするべきだ。特に今回の広い感染症問題では、隔離施設をつくる広場を確保するべきだ。</p> <p>テーマパークは、子供の減少傾向を考えてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>	

表 7.3-1(25) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパークを作るのであれば住民税を下げてほしい。学校や公園などの市民のための施設を充実させてほしい。代々木公園や等々力溪谷のような、市民が無料でくつろげる所にしてもらえると良い。横浜市に失われつつある自然環境の保全に役立つと思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>テーマパークとか物流ゾーン等の事業主体ではなく、隣接の農地や森林公園などと合体した広域な里山緑地公園や近年多発している災害対応の拠点（退避スペースや施設）などにすべきだ。あくまでも市民が後世まで気軽に有益に利用できる跡地利用であるべきだ。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>
<p>自然環境を生かした公園や、広域災害の避難場所、大きな病院、福祉施設、文化施設をつくってほしい。</p>	
<p>テーマパーク構想は、自然環境を壊す事になり、反対です。自然環境を活かした公園や大規模災害に対応できる様な広域避難場所として整備してほしい。</p>	
<p>上瀬谷通信施設の土地利用計画では、これまでは災害時避難場所や自然を残すことを考えていたのではないか。今回急に「テーマパーク構想」が出てきたのは驚きだ。</p>	
<p>テーマパークでなく横浜ならではの緑の公園が望ましい。断固反対。</p>	
<p>多くの市民が期待していた跡地利用でしたが「テーマパーク事業」が全体面積の半分以上を占めている。私たち市民は、自然・緑地を生かした公園や農業を中心に、防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置を求めている。</p>	
<p>テーマパークが横浜の財政を潤すとは考えられない。採算が取れなければ新たな市民の負担になるのではないかと思います。災害時の避難場所などにしてほしい。</p>	
<p>上瀬谷にテーマパークは必要としない。区民や周辺住民が安心して暮らせる土地活用を望む。広い土地はそのまま公園にしてもよいと思う。</p>	
<p>当初、市民との話し合いで計画されていた自然・緑地・公園・農業・防災・スポーツ・医療・福祉等に戻して市民の願う土地利用にしてほしい。</p>	
<p>テーマパーク・物流ゾーン計画に反対する。年間1500万人、1日3万人を呼び込む計画は自然環境を壊すものだ。市民が願っているのは、いまの環境を生かした防災や文化・スポーツ施設、区民や市民が憩える公園や瀬谷区で遅れている医療・福祉施設の充実だ。 コロナウイルス感染症拡大の中いつ収束するか見通しが不明なかで、その対策のために税金を使うべきだ。 (次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(26) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>テーマパークで年間 1500 万人も呼び込んで騒騒しい町になるのはごめんだ。横浜は観光の町(市)ではなく、横浜市民の住む町だ。市民でパブリックパークをつくってほしい。アスレチックもよし老人がゆったりと憩えるカフェもよし車椅子で移動出来る道など、いろいろ考えると楽しくなる。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>大型テーマパークには反対だ。 今の広場のままで年に何回か草取り費用を予算の中に入れた方がよほどいいのでは。今回のコロナでも区民は3密がさけられるのでよく散歩していた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。 また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。 せっかく返還された豊かな自然環境を生かし市民のための公園や福祉施設をつくってほしい。</p>	
<p>跡地利用の基本計画はテーマパーク事業が全体面積の半分以上を占め、多くの市民が期待している自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化・スポーツ、医療、福祉施設の設置等は無視されている。市民意見募集でも 702 通も要望が寄せられているため、市民の意見に沿った基本計画にするべきだ。 コロナ禍の中でテーマパークは、これまでと同じような収益は見込めないのではないか。 テーマパーク事業には事業責任の所在や横浜市の財政負担など不明な部分が多くあり、1,500 万人という集客にも疑問が残る。もともと市民要望はないため、テーマパーク事業は見直してほしい。</p>	
<p>自然豊かな跡地を「テーマパーク事業」を計画するという住民無視、税金のむだ使いになるような事は中止すべきだ。 本来は、公園、農業を中心にし、将来の環境に役にたつ事業を考えるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。 また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>

表 7.3-1(27) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想が提案されていますが、年間1,500万人の集客はとても無理だ。集客はプラスだけではないことも明らかだ。</p> <p>地域にとっては大気汚染や夜間の騒音、交通事故が心配だ。ぜひ「物流ゾーン」でなくスポーツ広場などを整備してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(28) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>もっと市民国民のための利用方法はないのか。土壤汚染対策が、先だ。 まず経済の、立直しには①減税②公共事業の推進③貿易の拡大だ。これをやらないと復活はありえない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>環境保全の見地からの視点が全く欠如していると言うより真逆のものを計画していることに先ず憤りを感じた。公園モデルとしては、市民に解放されて自由に利用できるものこそ必要だ。もし、箱物を作るとしたら横浜の歴史や平和や戦争について考える事のできるテーマ施設が必要だ。 提案の商業施設としてのテーマパークはコロナと共に生きる社会には無用の長物である。自然を作るのは難しいが残された自然を活かしたテーマ公園なら歓迎する。これに関してはボランティア参加ができるものにすれば一石二鳥である。専門家と素人と市民が意見を出し合って維持管理できるものが今特に必要だからだ。教育水田ももっと発展させれば他の学校でも参加できるはずだ。農業技術の継承にもなるし世代間交流も可能だし現にやっている小学校もある。儲け第一のテーマパークはこの跡地には似合わない。 有害物質について、最初から検討もされていないということは、有害物質が残ったままである可能性が払拭できない。 真面目に市民の豊かな生活を作るのが自治体の役割なので、それに徹して欲しい。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。 予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。 事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。 事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>テーマパークなど経済優先の活用でなく、市民の為の環境保全優先の土地活用を強く願うものだ。一部の土地に有害物質が有るようですが、その除去をきちんと行い、農業振興を基にした食料開発ゾーン、また市民が憩える公園ゾーン、文化・体育・運動施設など心身共に豊かに生活してゆける土地開発を切に望んでいる。</p>	
<p>汚染土壤を除去の上、自然公園とすべきだ。自然環境の保全を主な目的として東京の昭島にある昭和記念公園のようにして災害時の避難所となるようにすべきだ。また直ぐに用途変更が可能だ。</p>	

表 7.3-1(29) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1,500万人の観光客を集める交通システムによって、海軍道路や八王子街道は現在でも交通量は多く、更に厳しい大渋滞と排ガスによる環境破壊は、周辺地域全体に広がるものだ。</p> <p>私達は緑地を生かした自然公園やスポーツ施設と農業振興策を最重点にして欲しいと思う。テーマパーク構想の見直しを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>立川の昭和記念公園を参考にして大規模公園を造成していただきたいと思う。感染症対策に中心をすえた医療施設も大切。農業体験できるスペースもここに十分な広さを確保するのも大切だ。農業体験も環境保護を大切にすることを醸成すると思う。テーマパークは、仮に年間1500万人の来場が達成できた場合には、深刻な交通渋滞を発生させる事が心配だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(30) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>広大な土地の自然をいかし、子供から高齢者まで幅広い世代が利用し、楽しめる場所にしてほしい。 (サイクリンコース、ウォーキング道路、アスレチック、ジャンボスベリ台、季節の花々を楽しむ)</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>上瀬谷通信施設跡地利用計画横浜市素案に見直しが必要だ。 大きな公園等に造り変え、市民から思いでの木や記念日の木等の寄付を募り、横浜市民に愛され、親しまれる公園にしてはどうか。</p>	
<p>市内に残っている広い自然環境の地域なので、昭和記念公園のような、自然環境を生かした公園にしてほしい。</p>	
<p>「市民がつどい」、「自然を生かした」公園などにすべきだ。自然環境が失われて行く時代少しでも自然を子ども達の為にも残す方向で実現してほしい。</p>	
<p>旧上瀬谷通信施設の跡地は、ぜひ舞岡公園のような自然を生かし市民が憩える場として活用されるよう切望している。</p>	
<p>出来たら横浜令和記念公園を作してほしい。</p>	
<p>植物を見せるような場所にしてほしい。 子供もお年寄りもみんなが楽しめる施設にしてほしい。</p>	
<p>防災・文化・公園を柱に、散歩、サイクリンコース、公園、農園等の整備のように横浜独自の政策をしてほしい。 「交通渋滞・環境悪化」現在でも環状4号線などの周辺道路が恒常的に混雑している。「交通渋滞・環境悪化」につながる。 市民を蔑ろにした行政ではないか。当初大手ゼネコンが大もうけし、その後は国民に負担させる構造を市民に示してほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(31) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>有害物質の比素、鉛は確実に調査し除去した上で植樹や水利施設をして自然環境を創造する。 ピクニックやハイキングをやれる公園を作ってほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>2027年に開催される「花博」を閉会後の有意義な活用を目指す点で、「花と緑の園」のゾーンこそ考えるべきだ。例えば、「桜公園」「フラワーガーデン」「花と園芸体験館」「全国の各県代表の花園」「四季の花園」など。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、計画地において、基盤整備の促進、国内外への地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。開催後の土地利用にあたっては、計画地全体でそのレガシーを継承・発展していきます。</p>
<p>テーマパーク構想は市民が決めたことではない。市民の要望が702通出ているので尊重してほしい。</p>	<p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>

表 7.3-1(32) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>大型「特別養護老人ホーム」用地としての活用を基本に、森もしくは芝生に池や清流を通すなど、全国的にも模範となるような「特養団地」として全国的に入居者募集をしてはどうかと思う。</p> <p>静かで緑豊かな瀬谷の町に相応しい開発を未来の若者、子ども達のために創造してほしい。</p> <p>①若者から高齢者まで練習したり、展示発表したり、発表（演技）したりできる文化・芸術・音楽等の多目的施設</p> <p>②世界中で評価の高い日本の漫画やアニメやイラスト画を展示したり、体験できる施設</p> <p>③江戸・明治以来の文明発祥地の神奈川の歴史を学び体験できる歴史館</p>	<p>令和2年3月に策定した土地利用基本計画は、まちづくりの方針や土地利用の考え方を示したものであり、具体的な施設については、今後、詳細を検討していきます。</p>
<p>「テーマパークを中心とした観光・賑わいゾーン」の開発に関して、具体的な提案が二つある。</p> <p>1 相沢川沿いの水田を残し、活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川が異常水位になった時の「遊水地」の役割を果たす。水路をコンクリートで覆うのではなく低地である水田を自然なシステムとして活用する。（グリーンインフラ） ・「冬水田んぼ」で安全で安心な稲作を行う。小学校との連携や市民による会員制で取り組む。一年中水をたたえることで多くの生物が生息可能になる。特に瀬谷市民の森には猛禽類等多くの貴重な生物が生息している。この森に繋がるグリーンベルトを形成する。管理については市民の力や横浜市の「みどり税」を活用する。 ・相沢川両岸を多自然型の工法により整備し、河岸林を形成し市民の憩いの場とする。同じ瀬谷区のと泉川が良い見本になっている。また瀬谷にある「日本の原風景」・瀬谷区最後の「水田のある谷戸」・自然の遺産として、人工的に造成されていくであろう隣接する区域との対比を見せることができる。そのことによって自然を大切にしながら開発されていることを来場者には印象付けることができるであろう。 <p>2 すべてのゾーンで地下水が涵養できるように用地の表面を雨水透水し易いように造成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発対象地域は、瀬谷区で最も標高の高い場所になっている。2002年の瀬谷区防災マップに表された「災害用井戸」の分布からも、この地域から瀬谷区南部のと泉川中流に向かって地下水の水道が形成されていることが読み取れる。宮沢地区のと泉川には毎分100リットルを超える湧水が出ているところが数か所ある。開発によって地表が覆われることによって地下水が減少する恐れが大きい。下水道が完備されている現在、支流からの水の供給がないと泉川の水の殆どが瀬谷市民の森からの湧水であり、降雨に頼る不安定な流量となっている。川の安定した水量を確保するためにも雨水浸透を考慮した開発が必要であると考えます。 	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(33) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>国際園芸博覧会（花博）を横浜へ招致する際「グリーンインフラ」を世界にアピールしていますが、博覧会の為の「新交通システム」建設→レガシーの一部として「新交通システム」が残るため「土地利用計画」を立てる。実際の目的は花博ではなく「開発」「集客」が主な目的の「土地利用計画」であるように思う。その後の環境負荷が大きすぎる。</p> <p>また、「1,500万人のテーマパーク」「物流ゾーン」が重なると瀬谷付近はトラック・車だらけになる。これが世界へアピールする「グリーンインフラ」なのか。</p> <p>「花博」を行う結果、海軍道路のサクラ伐採も世界へアピールしているのか。</p>	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>
<p>今後計画されている開発行為によって近隣地域に対する気温変動の評価方法が織り込まれていないようなので追加で評価をしてほしい。</p> <p>相沢近辺は他区に比べて気温が低い傾向にある。自動車では他区から瀬谷方面へ戻ってくる時観察していると、どの季節でも海軍道路と野境道路を通り抜ける時点で車載の外気温計が1℃から4℃下がっている。</p> <p>今後開発で道路新設、鉄道及び駅開通、賑わいゾーンの開発によって、最終的に現在緑で覆われている地表の半分程が舗装される計画となっているようだが、地表の蓄熱性が高くなり、地域の住環境の悪化を懸念している。</p>	<p>気温変動については、主務省令^{※1}の参考項目や横浜市の技術指針^{※2}の別表2に規定される環境影響評価項目になっていないため選定していませんが、地区全体でグリーンインフラの導入や、緑の確保などによるヒートアイランド効果の低減に向けたまちづくりを進めていきます。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p> <p>※1：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月建設省令第13号)</p> <p>※2：横浜市環境影響評価技術指針(横浜市、平成23年6月)</p>
<p>年間1,500万人を呼び込むテーマパークとなると、電車の新設だけでは事はすまないと考える。自動車(マイカー、観光バスなど)量は大量になり大渋滞・排ガスでの環境悪化は目に見えている。</p> <p>現在でも「動物園」への道路は土・日、祝日は大渋滞、空気が悪い。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>瀬谷区内の道路は狭いイメージあり、大渋滞や排ガスなどの環境悪化が予想される。</p>	
<p>環境破壊、交通の大渋滞などを考えた事があるのか。</p>	
<p>道路拡張・道路整備・排水設備などの工事が開始となった場合、駐車場の不足する。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>工事中においては、対象事業実施区域周辺における工事関係車両の路上駐車や不法駐車などがなく、指導を徹底してまいります。</p>

表 7.3-1(34) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等、交通の集中による騒音等の回避、低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。
1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる	
1,500万人来訪の場合の交通機関の影響度をアセスメントしてほしい。	
年間1,500万人の来客を見込むテーマパークを構想しているが、毎日平均で4万人、土・日曜日は10万人が来ることが前提となっているうえ、半永久的な来客数と考えている。街の道路環境、騒音、生活環境などが悪化することは、間違いない。まず、そのことを考えてみてほしい。	
<p>瀬谷地区の都市化開発に基本的に賛成だが、対象の地域の交通アクセスについては環境調査として実態の調査をするべきだと思う。</p> <p>生活環境として道路の混雑状況は調査・評価・改善するべきだ。</p> <p>実際のところ、周辺道路は交通量が多いわりに、道路の設計が貧弱であるため慢性的な渋滞状態が起きており、都市化開発したとしても成果の妨げになるかもしれないし、大型車を伴う慢性的な渋滞は自然環境にも影響が甚大と思われるため、せつかく大型開発のタイミングで道路設計を改善することを検討する上でも、生活環境、主に交通の流動性の観点での調査もすべきと思う。</p>	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。
年間1,500万人の人が来る事は1日4万人もの人が来場し、交通など大変になる。	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。
人体に有害な鉛やヒ素が確認されたというので、有害物質は除去が必要不可欠だ。	防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。
米軍基地返還に際しては、米軍がつくった建造物は米軍の責任で撤去することはもちろんのこと、土壌が汚染されている状態ではなく、鉛やヒ素の有害物を完全に除去し、問題ない土壌に責任を持って戻してもらいたい。	予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。
8月1日の瀬谷の説明会で、土壌汚染についての説明がなかった。	事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。
土壌汚染は、この辺りだけの問題ではなく、相沢川の上流域であることから下流域の汚染及び生態系への影響を考えた時、除染が必要になる。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。
防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認されたそうなので、有害物質は早く完全に除去してほしい。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。
人体に有害な鉛やヒ素はまず撤去するのが当然。確認された鉛やヒ素の有害物質は封印でなく、完全に除去するのが前提だ。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。

表 7.3-1(35) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
有害物質は完全に除去してほしい。	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
地下の汚染土壌は徹底的に除去してほしい。	
汚染土壌を除去すべきだ。	
確認された鉛やヒ素の有害物は封印では問題だ。完全に除去すべきだ。	
汚染土壌については、徹底的に除去する必要がある。	
防衛省の調査では有害な鉛やヒ素などが検出されたと聞いている。有害物質は必ず除去してほしい。	
この土地には有害物質が確認されているとの事なので、開発する前に完全に除去をしてほしい。	
防衛省の調査で確認された有害物質の鉛やヒ素は、必ず除去すべきだ。いつか事故につながる事にもなる。	
<p>基地跡地利用は、大テーマパークの構想の由。基地の跡地は汚染されているのは常識でも考えられる事だ。防衛省の調査でも、鉛、ヒ素が確認されている由。土壌は、汚染を除去し、返還してほしい。</p> <p>1,500万人の人を呼び込む事も道義上許せない事だ。</p>	
汚染除去は必ず実施が前提だ。	
防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認された。いつかは有害物質による事故につながるものであり、完全に除去すべきだ。	
<p>まずは、有害物質を取り除くことが先決だ。</p> <p>防衛省の土壌汚染が発表されているのに、この処理について横浜市の方針が示されていない。国の責任で処理することは当然ですが、土地区画整理事業推進の最初に取り組むことだと思う。</p>	
防衛省が実施した土壌調査結果は①鉛及びその化合物②ひ素及びその化合物③フッ素及びその化合物とともに、基準値より検出値は高い含有量を示している。まずこのことを解決する必要がある。「表土土壌をはぎ取って処理することを国に実施させること」が跡地計画を進める前提として必要だ。	
<p>米軍が地下で何をし、何を作り、何をうめていたか分からない。</p> <p>上瀬谷跡地は土壌汚染されている事は認めているのに防衛省や国と相談で決めるは無責任ではないか。</p> <p>汚染されている土地を100%安全と言えるまで除去処理をしてほしい。</p>	
土壌汚染の問題が今回の環境アセスの項目に無く、防衛施設庁が土壌汚染除去をすべきではあるが、横浜市の態度として無責任すぎる。土壌汚染の防衛施設庁が対策を講じた後の結果の再調査を横浜市は責任を持ってすべき。	
汚染土壌問題は、市民に明らかにして、調査すべきである。有害物質は完全に除去することが市長の役目である。	

表 7.3-1(36) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>防衛省が旧上瀬谷通信基地跡地の国有地の土壤汚染結果を発表しましたが環境影響評価説明会では、市民からの質問に横浜市担当者は汚染されている結果は認めながらも防衛省や国と相談して対応を決めるという無責任な回答だ。汚染された土壤を取り除いて将来にわたって安心して利用できるような処理対応を国にさせるべきだ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>PCB、油、その他の化学物質の有無を確認してほしい。(もちろんその後の処置を含む)</p>	<p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p> <p>また、土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1 (37) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>防衛庁の調査では、ヒ素と鉛が出ていますが、PCBとかカドミウムとか調査されているのか。未調査なら再調査すべきだ。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p>
<p>年間 1,500 万人が訪れる計画ですが、1 日平均 4 万人が来ることによる経済効果と自然に与える影響など、事前にしっかり調査していただきたいと思う。自然環境に対する影響があるなら見直すべきだ。</p>	<p>動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>2. オリジナル（環境影響評価項目） 計画実行した場合の回りへの騒音、大気汚染等をアセスメントしてほしい。</p>	<p>工事中においては、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、供用時においては、関係車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、それぞれ調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載しました。</p>
<p>カラスや野良猫、ヘビ、トカゲ、毒ヘビが多いため、調査・対策をしてほしい。</p>	<p>環境影響評価項目として動物を選定し、カラス、ムクドリ、ヘビ類、トカゲ類などを含む対象事業実施区域及びその周辺の動物相の実態を調査し、準備書に記載しました。</p>
<p>環状 4 号線は慢性的な渋滞で、沿線に生活している住民は車での移動に苦労している。工事が始まれば渋滞が増々ひどくなる。</p>	<p>土地の造成工事においては、切土量と盛土量のバランスを図り、区域外への土砂運搬関連の車両の走行台数の最小化を図ること、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして対象事業実施区域の南側には車両を進入させないこと、走行量の平準化を図り、朝夕の通勤時間帯と走行量のピークが重ならないようにすること、安全運転の指導徹底等により工事中の渋滞を防ぐ取り組みを検討し、その結果を準備書に記載しました。</p>
<p>旧上瀬谷通信施設は、返還前は生物調査が出来ておらず、瀬谷環境ネットが 2008 年から毎月施設内の田んぼの生物調査を続けてきた。動物や植物の選定基準となった文献や資料は古く、瀬谷環境ネットの調査にない生き物も確認されているため、更に調査が必要である。</p>	<p>方法書には「計画段階環境配慮書」の手続きにて実施した既存文献による調査に基づく簡易的な予測評価結果を示していますが、次の環境影響評価手続きのステップとなる準備書において、事業者が現地調査を行った結果に基づく、より詳細な調査並びに予測及び評価の結果を記載しました。</p>

表 7.3-1 (38) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>3.その他 上瀬谷ラインは、学校をつぶして、わずか2kmあまりの距離を多額の税金投入をして、整備するもので、前提計画が将来性が見い出せなくなった今、一度立ち止まり、リスクや見通しなど再検討が必要と考える。</p>	<p>頂いたご意見については、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の環境影響評価手続の中で、都市計画決定権者の見解を参考で示しています。</p>
<p>新交通システムも地元の人には何の利点もない計画です。地盤沈下の心配もあり、無意味な計画ではないか。</p>	
<p>赤字必死の新交通システムは、只ちに撤退すること。</p>	
<p>鉄道は失敗する。2kmのために数100億円使うのは反対。</p>	
<p>地下鉄に税金を使うなんて、とんでもない。</p>	
<p>新交通システムの地下鉄計画だが、出発駅のため、瀬谷中の移転は反対。また、中間には駅がない計画では周辺住民にとって何も還元なしであって、バスでも良いから住民が使える交通システムの方が良いのではないかと思う。</p>	
<p>新交通システムは瀬谷駅から上瀬谷駅まで(途中駅はなく)というのは説明にあるよう跡地計画=テーマパーク構想のためにつくられるものである。地元には何の恩恵もない。しかし、工事による交通渋滞や環境破壊などの不安が大きく、区民に丁寧な説明とともに、区民に役立つ新交通システムが求められている。</p>	
<p>新交通についても地元では、工事のための深刻な道路渋滞、大気汚染騒音などの心配の声が多く上がっている。環境への影響は多大なものがある。</p>	
<p>海軍道路に公共交通機関が通るのを楽しみにしていた。それがモノレールは通るが途中には止まらないというのは市民をバカにしている。</p>	
<p>新交通には中間駅がなく花博とテーマパークのためのものになっている。環境影響評価説明会では会場から騒音や交通渋滞、大気汚染などの心配の声が出ていた。基地周辺住民が新交通の弊害をうけるのは本末転倒である。基地周辺の住民は交通に不便を感じているので、その暮らしがよくなるような新交通にするべきだ。</p>	

表 7.3-2(1) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解 (参考)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画 観光施設を建設するよりも広大な公園等自然に溢れる場所の方がこの地区には合う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>国際園芸博覧会で「世界の瀬谷」として内外に知ってもらい、次のテーマパークで長く利用してもらい、横浜市の財源に有利になるように。横浜市政が問われるところである。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の土地利用については、令和2年3月に公表した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいて、検討を進めています。</p> <p>この土地利用基本計画では、まちづくりのテーマを「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新しいまちづくりを進めるため、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンの4つのゾーンを配置することとしています。</p> <p>そして、これらのゾーンが連携することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れるまちを実現することとしています。</p>
<p>テーマパークですが、計画の1,500万人は全く無謀では無いでしょうか。テーマパークは海などの近くで他にも魅力がある場所だから成り立つものである。あの場所には何も無い。自然が一番である。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-2(2) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解 (参考)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>ニューノーマル社会において、年間 1,500 万人入場の巨大テーマパーク構想自体すでに成り立たない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>国際園芸博覧会もその後に誘致しようとするテーマパークも地域にとっては大気汚染、交通渋滞、安心の住環境を壊すものでやめるべきである。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>2. 環境影響評価</p> <p>この基地が返還され、瀬谷、横浜市のために又日本国のためにいろいろ計画されること、開発することによって収益につながることは大賛成。</p> <p>しかし、生活道路としている環状 4 号線は、毎日道路が渋滞し、大型車両がスピードを上げながら沢山走る。その両側の歩道は狭く劣悪なもの。歩行者がすれ違えない、車イスの人がデコボコの道や急な傾斜の歩道面で転倒しそうになることも常時。狭い脇道から車道に出る時は樹木が影になって交通事故もよく起きる。救急車・消防車・パトカー等は日常茶飯事。この状態を十分に調査して改善策を作ってほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>